令和4年第3回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 令和4年3月 4日

2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和4年3月 4日

3. 会 期 12日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

5番猪俣常三 1番 荒 海 正 人 多賀 剛 9番 6番 三 留 2番 上 野 恵美子 正義 10番 青 木 照 夫 3番 小 林 雅 弘 7番 小 柴 敬 清 野 佐 一 11番 4番 秦 貞 継 8番 伊藤 一男 12番 武 藤 道 廣

2. 不応招議員

なし

令和4年第3回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和4年3月4日(金)……5~24頁

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 例月出納検査報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

令和4年3月7日(月) ……25~45頁

日程第1 一般質問(上野恵美子、小林雅弘)

令和4年3月8日(火)……47~116頁

日程第1 一般質問(荒海正人、秦貞継、小柴敬、伊藤一男、猪俣常三)

令和4年3月9日(水)……117~179頁

日程第1 一般質問(多賀剛、青木照夫)

日程第2 議案第1号 西会津町新田興助地域振興基金条例

日程第3 議案第14号 令和3年度西会津町一般会計補正予算(第8次)

日程第4 議案第2号 西会津町私債権管理条例

日程第5 議案第3号 固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

日程第6 議案第4号 西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第5号 西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第7号 西会津町税条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第8号 西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第9号 西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第10号 西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第11号 西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第12号 西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第13号 西会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の

一部を改正する条例

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第31号 令和4年度西会津町一般会計補正予算(第9次)

令和4年3月10日(木)……181~218頁

日程第1 議案第15号 令和3年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次) 日程第2 議案第16号 令和3年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第5次) 令和3年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次) 日程第3 議案第17号 日程第4 議案第18号 令和3年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次) 議案第19号 令和3年度西会津町下水道事業会計補正予算(第3次) 日程第5 令和4年度西会津町一般会計予算 日程第6 議案第20号 令和4年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 日程第7 議案第21号 令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 日程第8 議案第22号 日程第9 議案第23号 令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 令和4年度西会津町国民健康保険特別会計予算 日程第10 議案第24号 日程第11 議案第25号 令和4年度西会津町介護保険特別会計予算 日程第12 議案第26号 令和4年度西会津町水道事業会計予算 日程第13 議案第27号 令和4年度西会津町下水道事業会計予算

令和4年3月15日(火)……219~263頁

日程第1	議案第 20 号	令和4年度西会津町一般会計予算
日程第2	議案第 21 号	令和4年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第 22 号	令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第4	議案第 23 号	令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第5	議案第 24 号	令和4年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第6	議案第 25 号	令和4年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第7	議案第 26 号	令和4年度西会津町水道事業会計予算
日程第8	議案第 27 号	令和4年度西会津町下水道事業会計予算
日程第9	議案第 28 号	町道の認定について
日程第10	議案第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第11	議案第30号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第12	議会案第1号	ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議
日程第13	広報広聴常任委	会員会の継続審査申出について
日程第14	議会運営委員会	≷の継続審査申出について
日程第15	議会活性化特別	川委員会の継続審査申出について

令和4年第3回西会津町議会定例会会議録

令和4年 3月 4日(金)

開会10時00分散会11時31分

出席議員

 1番
 荒
 海
 正
 人
 5番
 猪
 俣
 常
 三
 9番
 多
 賀
 剛

 2番
 上
 野
 恵美子
 6番
 三
 留
 正
 義
 10番
 青
 木
 照
 夫

 3番
 小
 林
 强
 3
 小
 柴
 数
 11番
 清
 野
 佐
 一

 4番
 秦
 貞
 継
 8
 伊
 藤
 一
 男
 12番
 武
 藤
 道
 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄	友 喜	建設水道課長	石	Ш	藤-	一郎
副 町 長	大 竹	享	会計管理者兼出納室長	成	田	信	幸
総 務 課 長	新田	新 也	教 育 長	江	添	信	城
企画情報課長	伊藤	善文	学校教育課長	玉	木	周	司
町民税務課長	渡 部	峰 明	生涯学習課長	五十	一嵐	博	文
福祉介護課長	渡 部	栄 二	代表監査委員	佐	藤		泰
健康増進課長	小 瀧	武 彦	農業委員会長	江	Ш	新	壽
商工観光課長	岩 渕	東吾	農業委員会事務局長	矢	部	喜作	栄
農林振興課長	矢 部	喜代栄					

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 浩 一 議会事務局主査 品 川 貴 斗

令和4年第3回議会定例会議事日程(第1号)

令和4年3月4日 午前10時開議

開会

開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 例月出納検査報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

散 会

(全員協議会)

○議長おはようございます。

ただいまから令和4年第3回西会津町議会定例会を開会します。(10時00分) 開会に当たり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私誠に御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、令和4年度当初予算をはじめ、条例の制定及び改正、令和3年度補正予算など重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。

なお、本定例会では、議会運営のデジタル化に向けて、タブレットを使用することもできることといたしました。使用に当たっては、ルールを遵守するようお願いを申し上げます。

なお、諸般の議事運営にも御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶と いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 報告いたします。本定例会に、町長より別紙配付のとおり30件の議案が 提出され、受理しました。

本定例会の一般質問の通告は、10 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりです。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを 配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会会長に出席 を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町 長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長を、 農業委員会会長からは農業委員会事務局長を、それぞれ出席させる旨の通知があり受理し ました。以上です。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、1 番、荒海正人君、12 番、武藤道 廣君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3月 15 日までの 12 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの12日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第4、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

- ○監査委員 (例月出納検査結果報告)
- ○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 本日ここに、町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまして は、公私ともご多用中にもかかわらず、ご参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、「条例の制定及び一部改正」「令和3年度補正予算案」「令和4年度当初予算案」など町政が当面する重要な議案30件であります。

以下、そのあらましについてご説明を申し上げますが、それに先立ちまして最近における町政の主要事項についてご報告を申し上げ、議員各位のご理解をいただきたいと思います。

はじめに、「本町における新型コロナウイルス感染症」について申し上げます。

年明け以降、新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株の感染が、全国で急激に拡大しており、本町におきましても1月24日から2月23日までの間、新たに11名の方の陽性が確認され、町内での累計感染者数は23名となったところであります。

町では、町内での感染者確認と「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」の発令、及び県全域に「まん延防止等重点措置」が適用されたことを受け、1月26日及び31日の両日、町対策本部会議を開催し対応を協議したところであります。

主な対策といたしましては、ケーブルテレビにより、県内全域へのまん延防止等重点措置の適用、感染予防対策の強化、不要不急の往来の自粛を求める町長メッセージや、感染防止情報を放送したほか、臨時区長文書によるチラシの全戸配布、ホームページによる注意喚起等を行ったところであります。

また、公共施設の利用制限では温泉施設と無料休憩所、さゆり公園の運動施設を、1月31日から3月6日までの間、町民限定の利用制限としたところであり、ロータスインにつ

いては、既に予約された方を除き休業としたところであります。

さらに、予定していました第 32 回西会津雪国まつりや町長杯争奪輪投げ大会など多くの参加者が見込まれるイベントは、参加者の安全を確保することが難しいこと等から開催を中止としたところであります。

町民の皆様には、感染拡大防止に特段のご理解とご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。今後も、感染力の強いオミクロン株の特性を踏まえ、いつ、どこで、誰もが感染する可能性があることをより強く認識していただいたうえで、引き続き「3密の回避」や「マスクの着用」、「こまめな手洗い」など、基本的な感染症防止対策の徹底と、感染拡大地域への不要不急の往来の自粛をお願いいたします。

町といたしましても、町内での感染拡大防止に向け、引き続き感染防止対策に最大限の 対策を講じてまいりますので、ご理解願います。

次に、「新型コロナウイルスワクチンの3回目追加接種」について申し上げます。

町の3回目追加接種につきましては、医療従事者は1月7日から、高齢者施設入所者及び従事者は1月11日からそれぞれ開始したところであり、2月末までで完了する予定であります。

また、65 歳以上の高齢者への集団接種につきましては、2月 15 日より開始したところであり、申し込みのありました約2千150十名の方へ順次接種を進め、3月15日に終了する予定であります。

なお、64歳以下の方への集団接種につきましては、高齢者の集団接種終了後、順次接種 を進め、希望する方への早期接種完了に向け、診療所の体制を一部変更するとともに、会 津薬剤師会のご協力もいただきながら、役場全課から職員を接種会場へ配置するなど接種 体制の強化を図り取り組んでまいりますので、ご理解願います。

次に、「町デジタル戦略に基づく事業」について申し上げます。

まず、「西会津町LINE(ライン)公式アカウントの運用開始」について申し上げます。 町LINE公式アカウントにつきましては、町デジタル戦略の基盤として、町や地域の 情報を集約し、町民の皆さんと行政が共有するとともに、町の情報を町内外に発信するた めの情報連携基盤として、昨年2月より構築作業を進めてきたところであり、去る1月12 日に運用を開始いたしました。

町では今後、このLINEを活用し、若い世代の皆さんへの情報発信・伝達の強化、鳥獣の目撃情報の集約・蓄積による有害鳥獣対策の強化、さらに、誰もが行政情報を簡単に取得でき、また、オンライン申請により役場に行かなくても行政手続きができる環境づくりを進めてまいります。

次に、「町民参加型合意形成プラットフォーム「デシディム」の構築」について申し上げます。

本プラットフォーム「デシディム」につきましては、インターネット上で施策や事業について、町民の皆さんから意見やアイデアを募り、議論できる「町民の皆さんと行政をつなぐインターネット上の対話の場」を構築するものであり、若い世代の皆さんや、小さな意見を大切にする協働のまちづくりの基盤として、今年度、システムを構築するものであります。

去る 12 月 10 日には、西会津中学校の 2 年生がアントレプレナーシップの授業で、このプラットフォームを実際に活用し、「西会津のお気に入り」をテーマに、グループワークを行い、実践を通して責任ある I C T の使い方やコミュニケーション、社会参画について学習しました。

今後は、本プラットフォームの本格運用により、協働のまちづくりをさらに推進してまいります。

次に、「企業移転等受入れに向けた西会津町視察事業」について申し上げます。

本事業は、首都圏等の企業に対して、本町の魅力や資源について情報発信し、関心を持った企業を対象に視察交流ツアーを開催し、視察企業との継続的な関係を構築し、本町への企業移転に結び付けることを目的に実施した事業であります。

コロナ禍でありましたが、10社が来町し本町を視察したところであります。

具体的には、来町する企業の業種や業態に合わせて、まちなか再生拠点施設「にぎわい番所ぷらっと」や、宿泊施設、AIオンデマンドバスなどを視察したほか、食文化、除雪の体験、実際のテレワーク、さらに町内企業や住民との対話なども行ったところであります。

本事業の実施により、企業側の意識やニーズが把握できたほか、課題も明らかになった ところであり、今後は、つながりを持った企業との関係を深めながら、将来的な本町への 企業移転等の実現を目指し取り組んでまいります。

次に、「会津地域自治体広域連携指針の策定」について申し上げます。

本指針につきましては、人生百年時代における、会津地域の全ての住民の皆さんの健康で文化的な満足度の高い生活を実現し、地域経済が持続的に発展できるよう、デジタル技術をはじめ、あらゆる手法を活用し、事務事業の効率化や標準化、地域の課題解決等を広域連携で進めながら、住民サービスの充実と地域経済の活性化を図ることを目的として、去る1月21日に、会津地域13市町村と県の会津管内出先機関で組織する会津地域課題解決連携推進会議が策定いたしました。

本指針の具体的な内容は、会津地域の行政及び地域社会のデジタル変革に向けた基本的な考え方や、業務効率化と住民サービスの充実、広域での業務の標準化・効率化、災害等危機への対応など18の指針を定めております。

なお本指針は、市町村合併や職員の削減を前提とするものではなく、広域でのデジタル 変革推進により、住民視点での顔の見える行政の推進、大規模災害等への対応力の強化な どを図るため、管内市町村及び県出先機関の職員の指針として策定したものであります。

次に、「ふるさと応援寄附金事業」について申し上げます。

本事業につきましては、ふるさとチョイスなど七つのサイトの活用や、在京西会津会の 会員の皆様にダイレクトメールを送付し、ご寄附のお願いをしてきたほか、西会津応援大 使をはじめ、多くの皆様にご協力とご支援をお願いしてきたところであります。

その結果、多くの方々よりご支援を頂き、令和4年2月28日現在で7千235件、1億5千756万2千円のご寄附をいただいております。昨年同期と比較しますと1,561件、158万円の増となっている状況であります。

今後も、引き続き返礼品の開発やインターネットでのバナー広告の掲載などを行い、魅

力ある町づくりのための財源確保に向け、広く寄附を募ってまいりたいと考えております ので、ご理解願います。

なお、本年度は、企業版ふるさと納税は2件、1,100万円、一般寄附金は5件、6,410万円となっており、昨年度と比較して、多額のご寄附をいただいた皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。

次に、「西会津町福祉灯油緊急補助事業」について申し上げます。

本事業につきましては、昨年末に、対象となる 610 世帯に対し、一世帯・5千円分の福祉灯油給付券を送付し、町内灯油販売店にて灯油購入時に使用いただいております。

今後は、給付券の使用期限が年度末となっておりますので、使用忘れのないよう周知を 図ってまいります。

次に、「にしあいづ移住・定住総合支援センターの取り組み状況」について申し上げます。 平成27年度に開設した「にしあいづ移住・定住総合支援センター」につきましては、移 住推進体制をより一層強化するため、今年度より商工観光課内に相談窓口を移設し、移住 コーディネーター1名を配置して運営しているところであります。

今年度の主な活動は、空き家や民間アパート等の情報収集、各種PR動画の制作、SNS等による情報発信、関係機関と連携した首都圏での移住イベントへの参加などに取り組んできたところであり、本年2月28日現在で、移住相談数は延べ114件、移住者数は10組13名となったところであります。

今後も、町の優位性と各種支援施策や魅力のPRをより一層進めるとともに、移住希望者のニーズやコロナ禍のライフスタイルの変化などを的確に捉えながら、移住・定住施策の強化を図ってまいります。

次に、「第32回西会津雪国まつりの中止」について申し上げます。

本年2月12日、13日の2日間で開催を予定しておりました「第32回西会津雪国まつり」につきましては、新型コロナウイルス感染症の県内における感染拡大を踏まえ、中止とさせていただきました。

主催団体である西会津町ふるさと振興推進委員会の構成員の皆さまはもとより、開催に向け準備を進めていただいた関係団体の皆さま、ご協賛をいただいた事業者の皆さまには衷心より御礼を申し上げます。また、イベントを楽しみにされていた町民の皆さまには、何卒ご理解をいただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の早期終息を願いつつ、来年度は盛大に開催してまいりたい と考えております。

次に、「令和4年産米の生産数量の目安」について申し上げます。

福島県では、人口減少による米の消費低迷や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外食需要の落ち込みなど、米を取り巻く環境が厳しさを増している中で、供給の過剰により更なる米価下落を引き起こさないため、令和4年産米についても引き続き、需要に見合った生産量の見通しを基に試算し、県全体と市町村ごとの生産数量の目安を設定したところであります。

本町におきましては、前年の目標面積から 30 ヘクタール減の 524 ヘクタールと設定されたところであり、去る 2 月 21 日に開催された町農業再生協議会において、

農家ごとの生産面積の目安を決定したところであります。町では、国の交付金等を活用したミネラル野菜・菌床キノコなどの高収益作物や新規需要米への転換など、水田を維持しながらあらゆる可能性を含めて検討を進めるとともに、良食味米の産地としての強みを活かしながら、需要に応じた米の生産を推進してまいります。

米を取り巻く環境が厳しさを増す中で、全国の生産者が出品する令和3年の「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」において、本町の出品者が最高賞の金賞と特別優秀賞を受賞するなど、町内産米は全国的に高い評価を得ております。また、菌床キノコにつきましては、全国の菌床シイタケ生産者が加盟する協議会の品評会で、本町の生産者が7年連続で金賞を受賞するなど、西会津産シイタケの品質が高く評価されております。

町といたしましては、今後も、米・ミネラル野菜・菌床キノコを三本柱に、町内産農林産物を幅広くPRし、あらゆる手段を講じながら販路拡大に努めてまいりますので、ご理解願います。

次に、「米価下落の減収に対する緊急支援」について申し上げます。

町では、コロナ禍等により全国的に米の余剰状態が続き、令和3年産米の買取価格が大きく下落したことから、稲作農家の減収に対する緊急支援を昨年 12 月より実施いたしました。

令和3年の主食用米の作付面積 10 アールあたり5千円を、対象農家に支援金として交付したところでありますが、これまで町農業再生協議会を通じて申請のあった386件の農家に対し、2,460万1千円を交付したところであります。

町といたしましては、今後も本町の基幹作物である稲作経営の安定を図り、稲作農家が 次期作以降も生産に取り組めるよう支援してまいりますので、ご理解願います。

次に、「有害鳥獣の捕獲状況」について申し上げます。

令和4年2月28日現在における有害鳥獣の捕獲件数は、クマが12頭、サルが39頭、イノシシが44頭となっております。

出没の多かった前年の同時期と比べ捕獲件数は減少しており、要因としては昨年の山中の木の実が豊作であったこと、大雪やイノシシにおける豚熱の感染拡大による頭数の減少などが考えられますが、町では狩猟解禁日以降、定期的なイノシシの巻き狩りを猟友会に依頼しており、3月末日まで継続的に実施しながら、加害個体の捕獲に努めてまいりますので、ご理解願います。

次に、「令和3年度家庭教育支援チームの活動の推進に係る文部科学大臣表彰」について 申し上げます。

西会津町地域学校協働本部事業の一つとして、西会津小学校内に設置している家庭教育相談室「こころのオアシス」が、児童・生徒や保護者を対象とした相談室の運営をはじめ、保護者への学習機会の提供や食育活動などの様々な取り組みが認められ、令和3年度家庭教育支援チームの活動の推進に係る文部科学大臣表彰を受賞いたしました。表彰式は、去る2月4日にオンラインにて開催されたところであります。

町といたしましては、この表彰を新たな契機として、幼児期からの家庭の教育力の向上など更なる支援の充実に努めてまいりますので、ご理解願います。次に、「デジタル・シティズンシップ教育研修会」について申し上げます。

これからのデジタル社会の中で育っていく子ども達には、デジタルと上手に付き合い、 デジタルの世界において、自律と責任を意識させる教育が重要となってくることから、去 る1月11日、町内小中学校教職員を対象とした独自の研修会を開催いたしました。

研修会には、この分野では国内先駆者であります、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授で主任研究員の豊福晋平(とよふく・しんぺい)先生を講師に迎え、教職員の情報リテラシー向上及びICT機器活用に関する適切な指導方法、デジタル・シティズンシップを育む手法を中心とした「GIGAスクール時代のデジタル・シティズンシップを学ぶ」と題したご講演をいただきました。

町といたしましては、今後も、教職員の資質・能力の向上、更には児童生徒一人ひとりの学力の向上に向けた独自の研修会を実施してまいりますので、ご理解願います。

次に、「第30回西会津町子どもの主張大会」について申し上げます。

本大会は、次世代を担う子どもが日頃感じていることや考えていることを発表することにより、表現力の向上を図るとともに、子どもたちの健全育成に対する町民の理解と関心を深めることを目的に開催しております。

今年度は、12月4日、西会津中学校多目的ホールを会場に、新型コロナウイルス感染症 予防対策を徹底したうえで開催いたしました。個人の部9名、団体の部4団体13名、合計 22名の発表者と72名の聴講者の参加を得て、有意義な大会となったところであります。

次に、「成人式」について申し上げます。

今年度は、昨年度から延期となっていた令和2年度と令和3年度の成人式を1月8日、 9日にそれぞれ西会津中学校多目的ホールを会場に実施したところであります。

新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底するとともに、主催者や来賓の参加者を制限して開催いたしました。また、諸事情により来場出来ない方には、オンラインで参加をしていただいたところであります。

次に、「子育てコミュニティ施設の利用状況等」について申し上げます。

本施設は、昨年10月10日にオープンし、年末年始を除いた土曜、日曜、祝日に開館しております。

利用状況につきましては、2月27日現在、延べ489人の方々にご利用いただいております。降雪前の11月末日までは、1日平均約22人の利用がありましたが、降雪後は1日平均約5人の利用となっております。

また、施設の愛称につきましては、公募の結果、26 点の応募があり選考委員会を開催 し「キッズランド芝草」と決定したところであります。

今後も、子育て環境のさらなる充実に向け、本施設の利用促進など様々な取り組みを進めてまいりますので、ご理解願います。

次に、本年度の「水稲の収穫状況」「米の生産数量面積の目安」「中山間地域等直接支払制度」「多面的機能支払交付金事業」及び3月1日現在の「建設関係事業の実施状況」でありますが、お手許に配布いたしました資料のとおりでありますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして、令和4年度の町政運営に対する私の所信の一端を申し上げ、皆様のご理解 とご協力を賜りたいと思います。 新型コロナウイルス感染症との戦いは、2年の歳月が経過した今もなお続いており、国内の感染者数も第6波を迎えた今が最も多い状況となっております。この感染症の影響により、多くの方々が命を落とされ、また、長引く経済活動の停滞により、国内外の景気低迷が続いております。1日も早い終息と、これまでの日常が取り戻せることを、切に願うばかりであります。

町といたしましては、引き続き、町内各所において徹底した感染症対策に取り組むとともに、ワクチンの3回目の早期接種に向け、スピード感を持って取り組んでまいります。 町民の皆様には、これまで同様、マスクの着用、人と人との距離の確保、手指消毒など、個々人ができる感染症対策へのご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年度につきましても、西会津町総合計画で定めた町の将来像、まちづくりの方向性に基づき各種施策を推進し、本町発展のために最大限努力してまいる覚悟であります。

コロナ禍の終息を見据え、感染症対策と経済活動の促進を両輪に据え、町内に活気を取り戻すためのまちづくりを積極的に推進してまいります。令和4年度も、職員と一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、令和4年度の町政執行にあたっての基本方針について申し上げます。

令和四年度は、引き続き西会津町総合計画(第4次)に基づき、町の将来像「笑顔つながり 夢ふくらむまち~ずーっと、西会津~」の実現に向け、「健やかな人をともに育むまちづくり」「温故創新 地産地笑のまちづくり」「いきいき健康 こころつながるまちづくり」「誰もがここちよく暮らせるまちづくり」の方向性のもと、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、各種事業を総合的に実施してまいります。

特に、人口減少対策の3本柱として「人材育成」「移住定住の促進」「健康長寿」を事業推進の基本的な考え方に据えて取り組むとともに、「西会津町デジタル戦略」の着実な実行、西会津版SDGsの推進、ウィズコロナ・アフターコロナへの対応により人口減少対策の加速化を図り、持続可能なまちを目指し、全庁を挙げて取り組みを推進してまいります。

次に、令和4年度の主要事業について申し上げます。

はじめに、「健やかな人をともに育むまちづくり」につきまして、子育て支援、教育環境の充実、生涯学習、スポーツ、歴史・文化・芸術活動の推進に関する主な取り組みについて申し上げます。

まず、子育て支援では、町の将来を担う子ども達の健やかな成長に向けて、安心して子 どもを産み育てられる子育て環境の一層の充実を図ってまいります。

令和4年度では、出産祝金の増額など子育て支援策の拡充を図り、併せて保育料の無償化、乳幼児家庭子育て応援金の支給、インフルエンザ予防接種の無償化や放課後児童クラブにおける2人目以降の無償化を引き続き実施し、子育て世代の経済的な負担を軽減してまいります。なお、出産祝金の増額についての条例の一部改正を、今定例会に提案しております。

また、町こゆりこども園は、認定こども園として就学前の乳幼児の教育・保育の充実と質の向上を目指すほか、隣接する小・中学校とのスムーズな事業連携や共同活動、情報交換を行う体制づくりに向けて、令和3年度に配置した幼児教育・保育アドバイザーや学校

教育アドバイザーとの連携により、取り組みの強化に努めてまいります。

子育て支援センターでは、児童福祉や母子保健の円滑な実施のほか、子育て世代の身近な相談窓口として、支援が必要な家庭に寄り添いながら切れ目のない支援に努めてまいります。

また、放課後児童クラブでは、感染症対策を講じながら、放課後から家庭へ児童を引き渡すまでの間、安心できる生活の場の提供を行ってまいります。

子育てコミュニティ施設においては、子どもの屋内外の遊び場として、遊具の追加整備など施設の充実を図るとともに、親同士や地域との交流、新たなニーズへの対応等が図られるよう、子育て世代のみなさんや地域の方々とその機能強化に向けて具体的な検討を進めてまいります。

さらに、本町児童のむし歯有病率は国・県と比較して高く、健康課題となっていることから、子どもの頃からの歯磨き習慣の指導に加え、児童・生徒への「フッ化物洗口」を継続して取り組み、データの蓄積と評価に繋げてまいります。

次に、学校教育の充実でありますが、本町では、国が進めるGIGA(ギガ)スクール構想に対応し、小・中学校の児童生徒全員に一人一台のタブレットパソコンの配付や、全教室等への電子黒板の設置、学校内の高速通信ネットワーク整備を早期に完成させ、県内の他市町村に先駆けて、本格的に活用を進めているところであります。

本町のデジタル戦略にあわせ、令和4年度以降も引き続き、ICT教育環境を最大限に活用すべく、ICT教育支援員や地域おこし協力隊を配置し、児童生徒の「学校での学び」と「家庭学習」による「個別最適な学び」に取り組んでまいります。また、新たに、授業の学習支援アプリを導入し、「協働的な学び」を推進する事業を実施してまいります。なお、タブレットパソコンの家庭への持ち帰りを継続し、未だ収束の見えないコロナ禍においても、可能な限り、児童生徒の「学びの保障」を支援してまいります。

さらに、本町教育の不易流行を融合・継承するための独自施策として、「西会津こども研 幾塾」やアントレプレナーシップ教育、国際社会に対応できる豊かな人間性を身に付ける ための「英語教育・異国文化体験事業」を実施してまいります。また、英語力の向上を目 指す「英語検定受検料への補助支援」につきましては、令和4年度より町内高校生まで支 援を拡充してまいります。

令和2年度から「学校運営協議会」制度がスタートし、小・中学校が作成した学校運営 基本方針等に対して意見提言等を行うなど、地域の方々が学校運営に参画いただいており ます。令和4年度で事業6年目を迎える「地域学校協働本部事業」は、平成30年度に加え、 令和3年度に家庭教育支援分野において、2度目の文部科学大臣表彰を受賞するなど、地 域に開かれた学校運営が高く評価されております。今後も、本町の特色ある地域の教育力 を活用しながら、学校と地域が協働・連携して、様々な学校支援活動を実施してまいりま す。

西会津高校の支援につきましては、地域おこし協力隊の配置による活用等も含め、今後も西会津高校が特色を生かし、生徒の将来の夢が実現できる学校となるよう、県や学校、同窓会、PTA、地域と連携しながら継続して取り組んでまいります。

次に、生涯学習の推進につきましては、生涯を通した人材育成のため、講座の開催や発

表の機会を設けるなど、学びの環境づくりを進めてまいります。

主な事業として、町のデジタル化推進のためのタブレット講座や、後世へ残す事業として、西会津の伝説・民話集作成事業を継続し、町民一人ひとりが主体性をもって生涯学習に取り組める場を提供してまいります。

次に、読書の推進については、昨年度導入いたしました読書通帳を一層活用するとともに、小中学校と取り組みを連携しながら、読書量を増やし読解力の向上に努めてまいります。合わせて、町民の皆様にも積極的に本を読んでいただくため、広報誌やケーブルテレビを活用した本の紹介活動を推進してまいります。

次に、スポーツ活動の推進については、運動を習慣化するため、気軽にスポーツに取り組めるグラウンドゴルフ、カローリング、ボッチャ、モルックなどのニュースポーツの普及を主体に推進してまいります。一方、競技力の向上では、ふくしま駅伝などの市町村対抗競技を中心に取り組んでまいります。また、スポーツ少年団など主体的に活動をしている関係団体の支援も行ってまいります。奥川健康マラソン大会は、昨年、一昨年と2年続けて、新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止となったところでありますが、本年開催予定の第47回大会は、実行委員会と協議し、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら開催してまいりたいと考えております。

次に、芸術文化活動の推進では、成果を発表できる機会を設けるとともに、伝統芸能の 継承と芸術文化活動を支援してまいります。また、歴史文化基本構想の具現化を関係団体 と連携しながら進めてまいります。さらに、令和4年度からは町の貴重な歴史文化資料の デジタルアーカイブ化を順次進め、後世に継承していく取り組みを進めてまいります。

続いて、「温故創新 地産地笑のまちづくり」につきまして、農林業・商工業・観光交流、 移住・定住の促進に関する主な取り組みについて申し上げます。

まず、農林業の振興でありますが、担い手の不足や鳥獣被害の拡大、コロナ禍による米 の消費減少など、本町の農林業を取り巻く環境は依然厳しい状況となっております。

特に、農業従事者の高齢化や減少等により、農業の担い手不足が深刻化していることから、農業者の経営力を更に高め、農業生産を継続していくために「儲かる農業」の実現に向けた施策や、SDGsを契機とした国の「みどりの食料システム戦略」等を踏まえ、環境に配慮した持続可能な農業の推進が求められています。

町では、農林業が抱える課題を克服するため、昨年12月に策定しました「西会津町農林業振興アクションプラン」に基づき、戦略に掲げた重点事業を軸に、「米」「ミネラル野菜」「菌床キノコ」の振興を三本柱として各種事業に取り組んでまいります。

特に、本町の農業の将来を見据えた体制整備の一つとして、「農業公社」の設立を目指し、 令和4度より本格的な準備作業を進めてまいります。

本町農業の基幹作物である米につきましては、品質向上を図るため、「西会津一うまい米コンテスト」の開催を軸に全国コンクールへの出品などを継続するほか、雪室を活かした町内産米の付加価値向上を図りながら、販路拡大の取り組みを進めてまいります。

ミネラル栽培につきましては、引き続きパイプハウスを整備し、ICTを活用したスマート農業の導入推進と、栽培指導専門員を核とした栽培データに基づく指導体制の確立により、更なる生産拡大を図ってまいります。また、各農業施設等を有効に活用した特産品

の開発にも取り組んでまいります。

菌床キノコの生産につきましては、これまでの菌床パイプハウスの団地化や生産者の法人化等による生産量の増加など、一定の生産力強化が図られております。今後も更なる生産拡大が期待できることから、令和4年度につきましても、引き続きパイプハウスの整備と大幅なコストダウンが期待できるパイプハウスへの高性能断熱材の追加整備に取り組んでまいります。

農林産物の6次化につきましては、今後も町振興公社や町内事業者と連携し、米粉を活用したパンやピザなどの商品開発と販売体制の確立に取り組み、需要の減少が見込まれる 米の消費拡大と雪室貯蔵による米のブランド化を図ってまいります。

鳥獣被害防止対策につきましては、「被害防除」「有害捕獲」「生息環境管理」を三本柱に、 複合的かつ効果的な対策により、目に見える形での被害軽減を目指し、令和4年度におい ても農家の生産意欲の向上に向けた各種対策に取り組みます。

引き続き、電気柵の設置やICTを活用した対策の推進、地域おこし協力隊を含めた鳥獣被害対策専門員2名体制による地域への支援などに取り組むとともに、令和4年度では新たに猟銃の購入費支援や、捕獲員の負担軽減を図るための解体処理施設の整備に取り組んでまいります。また、ジビエ肉として活用できるよう、関係機関に積極的に働きかけてまいります。

農地や森林が持つ多面的機能の維持・増進につきましては、多面的機能支払交付金事業が令和4年度から新規対策期間に移行するため、協定農用地が見直されることとなります。 町では、今後も町内全域で守るべき農地について農道の刈払いや水路の泥上げ、電気柵の設置など地域の共同活動への支援を行い、地域資源の適切な管理に努めてまいります。また、農業用水利施設の多くを管理する町土地改良区が必要な施設の長寿命化に取り組めるよう、引き続き支援してまいります。

森林経営管理制度につきましては、森林環境譲与税を活用し、令和4年度も上野尻地区を対象に、森林の経営管理に係る意向調査に取り組みます。また、林業専用道・杉山前佛線の整備を推進するほか、新たに町内の間伐材を循環利用するため、近隣の木質燃料生産施設を活用した森林資源循環利用促進事業や、町の森林・林業行政の体制強化を支援する地域林政アドバイザー事業などに取り組み、林業経営の効率化と森林管理の適正化に向けた体制整備を強化してまいります。

さらに、福島第一原子力発電所事故に伴う農林産物への風評被害も未だ続いていることから、モニタリング検査等の実施により、引き続き安全・安心な農林産物の出荷・販売に取り組みながら、風評の払拭に向けて、柔軟かつ積極的に対応してまいりますので、ご理解願います。

次に、商工業の振興につきましては、企業が移住者を雇用した場合の補助を新たに加え、 企業支援補助金を拡充したほか、「中小企業振興資金融資制度貸付事業」や「中小企業融資 制度資金利子補給補助事業」などを引き続き実施し、町内企業等の支援を進めます。

また、「無料職業紹介事業」により地元企業等の求人情報を提供し、雇用の創出・確保を 図るとともに、起業・創業者に対しては、新たに伴走支援を加えた「創業支援事業」や創 業経費の補助を拡充した「空き店舗及び空家利活用補助事業」などにより、更なる支援を 図ってまいります。

さらに、商工業振興の中核的役割を担う「西会津町商工会」に対する支援を引き続き強化するとともに、野沢中心街の賑わいを創出するため、「にぎわい番所ぷらっと」の活用、情報通信環境を活かしたテレワークなどの就労環境の整備、企業移転等の推進などに取り組んでまいります。

次に、観光・交流の促進につきましては、新たに、「西会津なつかしCarショー」の実施にあたり町民の入場料を無料化するほか、「西会津ふるさとまつり」、「西会津雪国まつり」など町内外から多くの来場者があるイベントの実施により、情報発信と交流人口の拡大を図ってまいります。

また、にしあいづ観光交流協会などの関係団体と連携し、「大山祗神社」や「鳥追観音」などの町の核となる観光資源の環境整備を図り、広域的な周遊観光の促進に取り組み、さらなる交流人口の拡大を図るとともに、「活力ある地域づくり支援事業」の推進により、地域づくり事業に自主的に取り組む団体、町民の皆さんを積極的に支援し、地域資源の磨き上げとそれらを活用した地域の活性化を図ってまいります。

さらに、「西会津応援大使」の皆様と連携し、本町の魅力発信と更なる交流人口の拡大につなげてまいります。

次に、移住・定住の推進につきましては、「移住・定住総合支援センター」をより一層強化し、空き家バンクの充実やお試し移住住宅の更なる活用を推進するとともに、関係機関と連携しながら、移住者に寄り添った質の高い移住支援及び情報発信に取り組んでまいります。

併せて、「定住住宅整備費補助金」により、移住者への支援や空き家活用に向けた支援を行うとともに、「結婚祝金」の拡充を図り、定住の促進を進めてまいります。また、後継者対策事業につきましても、実行委員会が自ら企画運営する事業を支援し、引き続き成婚までつながるよう取り組んでまいります。

さらに、公営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき、町営住宅、定住促進住宅の 適切な維持管理に努め、入居者の安全で安心な暮らしの確保と、定住の促進を図ってまい ります。

続いて、「いきいき健康 こころつながるまちづくり」につきまして、健康づくり、医療の充実、高齢者福祉・社会福祉、コミュニティの充実に関する主な取り組みについて申し上げます。

まず始めに、令和4年度につきましても、町民の皆さんの健康と生命を守るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の継続と強化に取り組み、また、新型コロナウイルスワクチン接種事業を円滑かつ効率的に実施し、新型コロナウイルス感染症による重症化予防とまん延防止に万全を期してまいります。

本町では、町民の健康づくりのため、健康コミュニティづくり推進事業に取り組み4年目を迎えるところでありますが、引き続き、鎌田實先生や奥知久先生の指導をいただきながら、専門職員の習得した技術を生かし、実践した集落や地域での健康づくり座談会の活動を広げてまいります。

また、健康づくりの基本となる「食」の大切さの普及、「運動」の習慣化に向けて、食生

活改善推進員、健康運動推進員、健康づくり協力員の活動を強化し、「健(検)診」の受診率の向上と、要精検者の受診率向上に努め、病気の早期発見・早期治療につなげてまいります。また、年間を通じた健康づくりを進めるため、「家庭血圧測定」と「健康ポイント手帳」の普及を継続し、町民自らが自分の健康を意識できるような仕組みづくりを進めるとともに、働き盛り世代への「ラジオ体操」を活用した運動の習慣化に努めてまいります。

なお、「がん治療サポート事業」を継続し、がんになっても自分らしく生きることのできる社会の実現を目指してまいります。

次に、医療体制の整備についてでありますが、歯科を除く町内唯一の医療機関である町 国保診療所は、町民への医療の提供のほか、町内の施設入所者への診療や学校医・産業医 など、町内の医療サービスを担っていることから、令和4年度から新たに1名の常勤医師 を採用し、診療体制の強化を図ってまいります。

また、会津医療センターや民間病院等に非常勤医師の派遣を要請し、内視鏡検査などの 検査環境を充実させるとともに、整形外科の非常勤医師も引き続き要請し、安心できる医 療体制の整備と安定した地域医療サービスの充実に努めてまいります。

次に、高齢者福祉の充実では、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「西会津町第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画」に基づき、元気高齢者から要介護高齢者まで全ての高齢者のみなさんが、切れ目なく介護予防に取り組める体制を整備するとともに、医療や介護サービスについてもスムーズな連携のための支援体制づくりを進めてまいります。

また、これからの高齢者の生活を包括的に支えるため、医療・介護を連携した基本構想の策定に着手し、施設の整備の方向性を含めた地域包括ケアの体制整備の検討を始めてまいります。

さらに、奥川地区の「小規模多機能型居宅介護施設」を加えたサービス基盤により、一層充実した在宅サービスを提供してまいります。

また、認知症に関連する相談も年々増えていることから、本人やその家族に寄り添った 支援や、地域における認知症に対する理解を広げ、認知症にやさしいまちづくりを進めて まいります。

なお、地域での見守り体制につきましては、高齢になっても住み慣れた地域でその人ら しい生活ができるように、地区サロンや地域ネットワークづくりを支援するとともに、見 守り協定を締結した郵便局や宅配業者等との連携を強化してまいります。

次に、障がい者福祉の充実では、「西会津町第6期障がい者計画等」に基づき、「西会津町授産場」や「相談支援事業所にしあいづ」、「にこにこ相談所」などと連携しながら、誰もがともに安心して生活できるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、コミュニティの充実では、人口減少や少子高齢化が進む中、集落機能の維持や集落活性化に向け、引き続き集落支援員1名及び集落支援担当の地域おこし協力隊2名を配置し、これまでの奥川・新郷地区の支援に加え、野沢・尾野本・群岡地区にも範囲を広げ、様々な視点で支援を進めてまいります。

続いて、「誰もがここちよく暮らせるまちづくり」につきまして、雪対策、交通体系・道路網の整備、情報通信、消防防災・安全対策、自然・環境保全、上・下水道の整備に関す

る主な取り組みについて申し上げます。

まず、雪対策につきましては、町雪対策基本計画に基づく官民協働による克雪活動を進めるとともに、町民生活に支障を来さないよう引き続き道路除雪に努め、除排雪に必要な施設整備や、除雪ドーザ等の更新を計画的に進めてまいります。

また、冬期間でも安心した生活が送れるよう、日々の生活に支障となる除排雪対策として、雪処理支援隊の充実と除排雪費用助成事業の円滑な運用を進めてまいります。

次に、交通体系・道路網の整備についてでありますが、まず、町民バスについては、デマンドバス運行の利便性の向上を図るため、運行ダイヤの検討や当日予約の時間短縮などの取り組みのほか、五つの定時定路線などにより、きめ細かな運行を実施しております。

現在進めておりますAIオンデマンドバスの本格運行による運行効率の最適化をはじめ、 さらに多くの町民の皆様にご利用いただけるよう、今後も評価、検証を重ね、改善を図り ながら利便性の向上に努めるとともに、まちなか循環線運行車両の老朽化に伴う車両の更 新など、設備の充実も図ってまいります。

道路網の整備につきましては、安全・安心の確保と、良質な社会資本を将来に確実に引き継ぐため、効果的な整備と効率的な維持管理に努めてまいります。

町道の改良事業は、地域からの要望等に基づき計画的に整備を進めてまいります。また、修繕事業は、老朽化している橋梁やスノーシェッド等を点検結果と長寿命化修繕計画に基づき、損傷度や路線の重要度等を勘案しながら、計画的に修繕を進めるとともに、舗装については、路面性状調査の結果に基づき、計画的に修繕を進めてまいります。農道や林道につきましては、その開設目的に沿った維持管理に努めてまいります。

国・県道につきましては、町を横断、縦断する重要幹線として、その整備や適正な維持 管理を関係機関へ強く要望してまいります。特に、町縦貫道路の区間については、早期完 成に向けた整備促進を積極的に要望してまいります。

次に、情報通信基盤の整備については、令和4年度から2か年の計画で自主放送送出設備及び放送用機材を4K対応に更新する計画であります。さらに、本年4月からインターネット上位回線の速度を10Gbps(ギガビーピーエス)に増速する予定であることから、加入者の増加と一層のサービスの向上に努めてまいります。

このほか、多チャンネルサービス・デジタルパックのチャンネル受信契約が令和5年3月31日で満了することから、現行の受信方式について見直しを進めてまいります。

次に、消防防災・安全対策については、消防設備について、消防普通積載車1台及び松 尾屯所の更新整備を図ります。また、各種消防施設の修繕など設備の充実を図るとともに、 災害発生時により迅速な情報共有と活動を行うための防災アプリの導入や、消防団員の減 少に歯止めをかけ地域消防力を維持するために、消防団員の処遇の改善を目的とした報酬 の引き上げなどを実施してまいります。なお、今定例会に条例の一部改正を提案しており ます。

町といたしましては、これらの施策を推進し、今後も消防関係団体との連携を図りなが ら予防消防の徹底を図ってまいります。

次に、自然・環境保全につきましては、老朽化が進んでいる「さゆり公園」施設の計画 的な更新により、利用者の利便性の向上を図るほか、福島レッドホープスとの連携などに よる施設の有効活用についても積極的に取り組んでまいります。

次に、上・下水道の整備のうち、上水道等につきましては、安全で安定した飲料水を供給するため、老朽管や施設設備の更新を計画的に進めるとともに、引き続き水道未普及地区の解消等について取り組んでまいります。また、下水道につきましては、施設の長寿命化対策と農業集落排水処理施設の統合により効率的な運営に努めるとともに、個別排水処理事業の普及促進を図ってまいります。

最後に、これら計画の推進に向けた取り組みとして、まちづくりの根幹を成す「まちづくり基本条例」に基づく協働のまちづくり、「中心エリア整備構想」の策定に向け取り組んでいる「まちづくりデザイン会議」など、町民主体のまちづくりをより一層推進し、「官民連携」による効率的で効果的な事業運営を進めてまいります。

また、健全な行財政運営に努めるとともに、ふるさと応援寄附金事業については、令和四年度から新たに一般社団法人福島県電源地域振興財団の「未来を描く市町村等支援事業補助金」を活用し、ふるさと応援寄附金事業のさらなる拡充とブランド化を図り、地域振興に供することを目的として、「地域オリジナル商品プロモーション事業」を進めてまいります。

なお、現行の町総合計画は、前期四年間の基本計画が令和四年度で最終年度を迎えることから、四年度中に、令和五年度から三年間の後期基本計画の策定を進めてまいります。 策定にあたっては、まちづくり基本条例に基づき、町民の皆さんによる「総合計画検討会議」を組織するなど、町民の皆さんに参加をいただきながら作業を進めてまいる考えであります。

以上、令和4年度の町政の執行に関する大要を申し上げましたが、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、将来に夢と希望が持てる活気のあるまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、今回提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「西会津町新田興助地域振興基金条例」について申し上げます。

本案につきましては、横浜市在住で在京西会津会会長の新田興助氏から、町の教育の振興などを目的としてご寄附いただいた5千万円を原資として、本町の地域振興に活用させていただくよう、基金を設置するために条例を制定するものであります。

次に、議案第2号「西会津町私債権管理条例」について申し上げます。

本案につきましては、町の私債権の管理に関する事務処理について、基準その他必要な 事項を定めることにより、私債権の適正管理を推進するため、新たに条例を制定するもの であります。

次に、議案第3号「固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例」について申 し上げます。

本案につきましては、本年度実施してまいりました押印等の見直しに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号「西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例」について申し上 げます。 本案につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることから、関係規定について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号「西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」に ついて申し上げます。

本案につきましては、昨年8月10日の人事院勧告に基づき、国が実施する非常勤職員に おける育児休業の取得要件の緩和等について、国に準じて実施するため、所要の改正を行 うものであります。

次に、議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案につきましては、鳥獣被害防止特別措置法に基づき設置している鳥獣被害対策実施 隊について、地方公務員法の非常勤の職員として位置付けられており、その報酬は地方公 共団体の条例で定めるものとする基本指針が国から示されたことに伴い、所要の改正を行 うものであります。

次に、議案第7号「西会津町税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案につきましては、国の令和2年税制改正による法人税法にかかる見直しを受け、地 方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号「西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案につきましては、新婚夫婦の前途を祝福するとともに、更なる定住促進と町の活性 化に向けて結婚祝金の額を見直すため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号「西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例」について申し上 げます。

本案につきましては、子どもを産み育てやすい環境づくりをさらに推進することを目的に、出産祝金の増額と家族の絆応援クーポンを新設するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号「西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例」について申し上げます。 本案につきましては、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別の事情があると認める者に対し、連帯保証人の連署を不要とすることなど、入居条件等の改正が必要なことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 11 号「西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」について申 し上げます。

本案につきましては、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、民間事業者等が自動運行補助施設を道路に設ける場合は、道路占用に当たることから、当該道路占用料を規定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号「西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案につきましては、消防庁通知等を踏まえ、消防団員の減少に歯止めをかけ地域消防力を維持するため、消防団員の処遇の改善を目的とした報酬の引き上げ等について、所要

の改正を行うものであります。

次に、議案第13号「西会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案につきましては、下水道事業の合理化を図るため、農業集落排水処理施設・森野処理区を廃止し、公共下水道・野沢処理区に統合することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号から議案第19号までの「令和3年度補正予算」について申し上げます。

今次の補正は、それぞれの会計において、国県補助事業等の事業費確定に伴う補正や既 定予算の全般にわたる最終的な整理を行ったほか、年度内に予算措置を必要とする経費及 び年度内の完了が見込めない事業の繰越明許費を計上するものであります。

次に、議案第20号「令和4年度西会津町一般会計予算」について申し上げます。

まず、令和4年度当初予算編成にあたっては、西会津町総合計画(第4次)に掲げる各種の取り組みにより、「笑顔つながり 夢ふくらむまち ~ずーっと、西会津~」の実現に向けた予算編成に努めたところであります。

具体的に歳入におきましては、町税等の自主財源を適切に見込むとともに、地方交付税など依存財源については、国の地方財政計画や県の予算編成指針、税制改正等の動向に注視しながら十分に情報収集を行いました。

また、歳出においては、総合計画の実現を基本とするとともに、様々な制度改正等にも遺漏のないよう配慮しつつ、地域経済の発展と町民福祉の向上を図るため、行政需要を的確に把握し事業を取捨選択することで、最小の経費で最大の効果を図るよう配慮いたしました。

この結果、一般会計の総額は、62 億 2 千万円となり、前年度と比較して、3 億 5 百万円の増、率にして 5 . 2 パーセント増の予算となったところであります。

次に、議案第21号から議案第27号までの「令和4年度特別会計予算」についてでありますが、これらは、それぞれ特定の目的に応じた事業を実施するための所要の額を計上したものであります。

次に、議案第28号「町道の認定」について申し上げます。

本案につきましては、県が改良工事を進めております県道上郷・下野尻線のバイパスが 供用開始となったことに伴い、旧道となる一部区間の整備が完了し、町に移管されること から、町道の認定を行うものであります。

次に、議案第29号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更」について申し上げます。

今回、変更をしようとする計画は、奥川辺地の計画であり、町道下松村中線新設工事及 び山浦地区の防火水槽整備に係る辺地対策事業の借入れ予定額が変更になることから、法 令の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第30号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること」について申し上げます。

本案につきましては、本年6月30日で任期満了となります「人権擁護委員」1名の推薦

につきまして、議会の意見を求めるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、各議案の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なるご審議をいただき、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時31分)

令和4年第3回西会津町議会定例会会議録

令和4年3月7日(月)

開 議 15時00分 延 会 16時37分

出席議員

 1番
 荒
 海
 正
 人
 5番
 猪
 俣
 常
 三
 9番
 多
 賀
 剛

 2番
 上
 野
 恵美子
 6番
 三
 留
 正
 義
 10番
 青
 木
 照
 夫

 3番
 小
 林
 雅
 弘
 7番
 小
 柴
 敬
 11番
 清
 野
 佐
 一

 4番
 秦
 貞
 継
 8番
 伊
 藤
 一
 男
 12番
 武
 藤
 道
 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄	友 喜	建設水道課長	石 川	藤一郎
副町長	大 竹	享	会計管理者兼出納室長	成田	信 幸
総務課長	新 田	新也	教 育 長	江 添	信城
企画情報課長	伊藤	善文	学校教育課長	玉木	周 司
町民税務課長	渡 部	峰明	生涯学習課長	五十嵐	博 文
福祉介護課長	渡 部	栄 二	代表監査委員	佐 藤	泰
健康増進課長	小 瀧	武 彦	農業委員会長	江 川	新 壽
商工観光課長	岩 渕	東吾	農業委員会事務局長	矢 部	喜代栄
農林振興課長	矢 部	喜代栄			

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 浩 一 議会事務局主査 品 川 貴 斗

令和4年第3回議会定例会議事日程(第4号)

令和4年3月7日 午後3時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

(一般質問順序)

1. 上野恵美子

2. 小林 雅弘 3. 荒海 正人

4. 秦 貞継

5. 小柴 敬

6. 三留 正義

7. 伊藤 一男

8. 猪俣 常三 8. 多賀

剛

9. 青木 照夫

○議長皆さん、大変お疲れさまです。

令和4年第3回西会津町議会定例会を再開します。(15時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 皆さん、こんにちは。2番、上野恵美子でございます。私は今次定例会に 1件の一般質問を通告しております。在宅高齢者支援についてであります。

介護保険の改正により、地域支援事業の中で高齢者が要介護、要支援状態にならないように総合的に支援する介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、全国の市町村において様々なサービスが開始されています。国が介護予防事業を大きく見直した背景の一つは、改定前の介護サービスは要介護認定された方に限られていましたが、要介護認定者ではなくても生活機能の低下のおそれのある人や、生活への不安、不便さなどを抱えている人に対して多様な生活支援サービスが必要だ、ということが浮き彫りになったことによります。そこで、要介護認定を受けなくても 65 歳以上の全ての高齢者にも必要なサービスを提供し、介護が必要になる前の段階から予防することで、高齢者の健康と暮らしの向上を目指しています。

高齢化が進み、高齢者世帯、特に後期高齢者のみの世帯が増えている中で、町が実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、様々な生活支援の必要性が唱えられています。 一人一人が生涯にわたって安心して住み続けられるように、在宅で生活する高齢者への支援の強化、深化が求められています。そこでお聞きいたします。

- 1、第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画に掲げられている在宅強化のうち、 介護予防・生活支援における今年度の取組の評価は。
 - 2、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者への取組の現状は。
- 3、生活支援サービスの担い手の育成及びシルバー人材センター家事援助実践者研修の 活用に関する考えは。
 - 4、高齢者日常生活用具給付事業 (緊急通報システム) の現状は。
- 5、障害者手帳の交付を受けていない 65 歳以上の要介護者のうち、特別障害者手当受給者の現状と取組は。

以上でございます。

- ○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。
- ○福祉介護課長 2番、上野恵美子議員の在宅高齢者支援についての御質問にお答えいた します。

初めに、1点目の介護予防・生活支援における今年度の取組の評価についてでありますが、町ではこれまで、できる限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、在宅を基本とした地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでおり、今年度は在宅生活を支える新たな介護サービス拠点として、小規模多機能型居宅介護施設「高陽の里」によ

るサービス提供を開始しているところでございます。

また、介護予防・生活支援の取組では、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、 ミニデイサービス、機能訓練、高齢者水泳教室をはじめとする介護予防・健康寿命延伸の ための各種事業を実施してきたほか、老人クラブ、サロンなどの交流と生きがいづくり活 動への支援を継続するとともに、高齢者弁当配食、雪処理支援隊、除排雪費用助成事業、 福祉灯油給付券などにより、在宅支援サービスの充実に努めてまいりました。

令和3年度の評価といたしましては、新たな施設の開所に伴い、地域密着型サービス利用者が増えており、認定者におけるサービス利用率が上昇しており、在宅において望むサービス利用が一層図られたことと、介護予防事業の成果が介護度の軽度化に徐々に現れていることなどが挙げられます。

次に、2点目の地域支援事業の事業対象者への取組の現状についてでありますが、平成27年の介護保険法改正により、介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、25項目の基本チェックリストにより事業対象者に認定されれば、介護予防のための訪問型サービス、通所型サービスが利用できるようになりました。これにより、事業対象者に認定された方については、担当する地域包括支援センター職員が本人や御家族の意向を踏まえてケアマネジメントを行い、地域支援事業などで提供されるサービスを計画的に利用することとなります。

なお、この基本チェックは一般的には要介護認定を受けていない方からサービス利用の 希望があった際に用いるものでありますが、本町では 75 歳以上の高齢者全員を対象に行っており、多項目に該当する方には地域包括支援センターで訪問して、生活実態や本人の 希望を把握し、適切なサービス提供につなげるなど、きめ細かな対応に役立てているところであります。

今年度は新型コロナウイルス感染症対応のため基本チェックの実施を見合わせましたが、 これまでの記録や地域包括支援センターに寄せられる相談を基に、地域や各関係機関と連 携を図りながら、深刻化する前に早期の支援に努めてまいりました。

次に、3点目の生活支援サービスの担い手の育成及びシルバー人材センター家事援助実践者研修の活用に関する考えについてでありますが、本町の行う日常生活支援総合事業では、家事援助サービスの提供者、ミニデイサービス及び奥川元気クラブの指導員、配食サービスの配達ボランティアとして、シルバー人材センター会員、町民、ボランティアなど、地域の多様な方々に生活支援サービスの担い手となっていただいております。この担い手の育成については、所属する団体や機関が行う研修によるものや事業に関わる中で必要な技術や知識などを習得していただいており、町といたしましても必要に応じて担い手の育成に努めてまいります。

次に、このうちシルバー人材センター会員による家事援助サービスにつきましては、平成29年度に人材育成研修を行い、平成30年度よりサービスを提供しておりますが、このサービスを利用できるのは要支援者または事業対象者に該当する方で、サービスの範囲も身の回りの家事援助に限られ、入浴介助、排せつ介助、服薬支援といった身体介護を伴うサービスは介護事業所が提供することとなることから、結果として、今年度サービス利用を希望する利用者は3名となっております。今後、ますます一人暮らし高齢者や高齢者の

み世帯が増加することを見据え、家事援助サービスのみならず、各種事業の周知とともに 利用者のニーズ把握に努め、それを支えていただける地域の多様な人材の活躍の場を広げ てまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、4点目の高齢者日常生活用具給付事業についてのお質しでありますが、町では要援護及び一人暮らしの高齢者等に対して安心して生活が送れるよう必要な生活用具を給付または貸与しております。

議員お質しの緊急通報システムの現状についてでありますが、一人暮らし高齢者等で見守りの必要な方へ貸与しており、機器の宅内への設置等を行うことで、人感センサーによる異変の検知や緊急ボタンによる通報を 24 時間体制にある緊急センターで監視・受診することで、その後の緊急対応が可能となるもので、現在 12 世帯に設置しております。

なお、民生児童委員の皆さんや町内郵便局、金融・交通機関、運送・配達業、町内商店などの高齢者等安心見守りネットワークに参加いただいている皆さんにより、日頃から地域の見守り活動に御協力をいただいており、さらにデジタル技術を活用した新たな見守りサービスの導入に向け検討を進めてまいります。

次に、5点目の特別障害者手当の現状と取組についてでありますが、特別障害者手当につきましては、精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人に支給されるもので、申請を町村窓口で受け付け、県が認定支給を行っております。

なお、その認定要件がおおむね身体障害者手帳1級及び2級程度、療育手帳A(最重度)、 精神保健福祉手帳1級程度の障がいが2つ以上重複している方、もしくはそれと同等の疾 病等を有する方となっており、さらに要件に該当する障がいの種別や程度について、医師 の診断書が必要となることなどから、全国的に障害者手帳等所持者が受給者の多くを占め ている現状があります。

本町において、今月1日現在で把握しております特別障害者手当の受給者数は7人で、 うち1人が障害者手帳等を所持せず受給されております。

町といたしましては、身体障害者手帳の新規交付や程度変更などによる再交付の際に、制度の周知、案内を行っておりますが、今後は、関係機関と連携して様々な機会を捉え広く制度の周知を図り、在宅の要介護者等からの相談や申請があった際には、県と連絡調整を行い、申請窓口として適切に対応してまいりますので、御理解願います。

- ○議長 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 それでは、再質問をさせていただきます。

在宅強化の今年度の取組の評価、様々な取組が様々な方々の協力の下に行われているということで理解しました。そこで、在宅強化に当たっての一つの柱である介護状態になるリスクの高い高齢者に対する予防的な支援のための強化について、ちょっと今回は取り上げさせていただきたいと思います。

その中で、介護予防・日常生活支援総合事業では、そのような方々にも必要なサービスを提供する仕組みが強化されたということ。そして、介護サービスは全国一律のサービス内容であるのに対して、総合サービスはその市町村が主体で行って、市町村の実情に合わせてサービスを提供できるというところで注目しています。

そこで確認なんですが、在宅の強化をさらに進めるために、このさらなる総合事業の拡充、また深化を進めていく必要があるという、そういう認識でよろしいでしょうか、お聞きします。

- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは、御質問にお答えいたします。

町で地域支援事業の中で、介護予防ですとか日常生活支援総合事業として様々な事業を これまでも行っております。一般の介護予防事業として高齢者の健康、水泳教室ですとか、 奥川元気クラブ、あと各地区で行っているサロンへの介入、また介護予防事業教室なども 行いながら、地域の皆さんの介護予防に力を入れているところでございます。

議員がおっしゃるように、現在町が行っている事業の中で高齢者の生活様式も様々に時代とともに変化してまいりますので、そういった時代に即応できるようなサービスに、現在行っているサービスの磨き上げですとか、制度の改正なども視野に入れながら、新しい事業などももし必要なものであれば構築してまいりたい、というふうに考えてございます。

- ○議長 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 もう一つ確認させてください。総合事業の対象者、生活機能の低下のおそれのある方を早期に把握するということはすごく大切であると思います。そこで、予防のために早い段階で状態を把握すること、これの重要性について、どのように認識されているか、お聞きいたします。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは、御質問にお答えいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、町では生活機能のチェックリストを活用して、町内の75歳以上の方の生活実態をきめ細かく把握しているところでございます。そういった手法をこれからも継続しながら、議員おっしゃるように、できる限り早期の発見につながるよう関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

- ○議長 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 そこで、事業対象者、基本チェックリストの結果によって判定、判断されるわけですけれども、現在その対象者という方は何人いらっしゃるのか、お聞きします。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは、事業対象者についての御質問にお答えいたします。 令和3年度はチェックリストを実施しておりませんので、令和2年度の実績で申し上げます。75歳以上の方にチェックリストを提出いただきましたのが1,203人、そのうち事業該当者に該当された方は29人ということで把握してございます。
- ○議長 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 そうすると事業対象者が 29 人、そしてシルバー人材センターによる訪問型の生活支援サービスの対象者は3名いると先ほど答弁がありまして、合わせて 32 名の方がこの事業の対象者だということで、分かりました。

75 歳以上の方全ての方に、基本チェックリストを実施しているということでしたけれど も、本町においては高齢者のみの世帯と高齢一人暮らしの方合わせて、全世帯の約70%で 1,800 世帯あると報告されていますが、そこで対象者32名というのは、ちょっと私は少な いんじゃないかなというふうに感じています。そして、もっと多くの方がこの事業の対象 者になる可能性があるのではないかと、そのように感じています。

やはり考えてみても一人暮らしの方、特に80代、90代の御高齢の方は、生活に何かしら不安や不便を抱えているということは容易に想像できますし、私はそういう方からお話を聞くことがありますけれども、なかなかその事業、周知されていないというか、こういうのが分からなくて不安だ、不便だというふうな声を聞くことが多いです。

そして、町のニーズ調査の中でも様々な生活援助のニーズを把握しておられます。例えば、調理とか掃除とか、洗濯とか、買い物代行、通院、買物の送迎、除雪、雪囲いなど、そういうふうに捉えられていますけれども、特に訪問型のサービスのニーズが高いということは分かりますが、現在、シルバー人材センターの訪問型の対象者は3名しかいないということで、すごくニーズに対して実際に利用されている方が少ないのではないかというふうに感じます。十分に現状を捉えられたのかというか、そのように捉えられているのかというような評価、検証はされたのか、お聞きします。

- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは、訪問型のサービスについての御質問にお答えいたします。 先ほど答弁でも申し上げましたとおり、シルバー人材センターが行う訪問型サービスA の、訪問型のサービスの中でも緩和された訪問型の生活支援サービスを利用されている方

が3名いらっしゃいます。先ほど事業対象者がおよそ30名程度いらっしゃる中で、この訪問型サービスAの利用については、地域包括支援センターですとか、その他のサービスを利用されている際に関わりを持った関係者が、その方の生活実態に合わせて必要なサービスを組み立てていく中で、結果として3名の方が利用するに至っているという認識でございます。サービスの紹介をしながら、サービス利用については御本人、もしくは御家族がサービスを選択していくということになりますので、そういった結果として町では捉えております。

- ○議長 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 そこでこの生活支援サービスを知らない方もすごく多いと思いますが、周知の方法は基本チェックリストを活用しての聞き取りということもありましたけれども、もっと広く周知していくという、そういう御検討はされないのか、お聞きします。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 周知の方法という御質問でございますが、この訪問型サービスAの利用につきましては、要支援認定者もしくは事業対象者が該当となっておりますので、関わっているケアマネジャー、もしくは包括支援センターの職員が、その対象となった方に対してそういったサービスの御説明を差し上げているという認識でございます。ですので、町内広く一般の町民の皆さんにこういったサービスについて御紹介するというよりは、対象となったサービスの利用が可能な方に対してサービスについての周知を図っている、説明をしているというところでございます。介護保険のサービス、様々なサービスがございますので、町内に広く広報する必要があれば、今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。
- ○議長 2番、上野恵美子君。

- ○上野恵美子 この総合事業の目的は、生活機能の低下のおそれのある高齢者を早く見つけて、把握して、サービスにつなげて、その状態の悪化を防ぐということなので、今も75歳以上の方にされているということでしたけれども、実際にはこのサービスを知らないで過ごしておられる方が多いので、やはりそこは強化していただくのと。あと、そのときにはサービスにつなげる必要がないと判断された方であったとしても、高齢の方は状態が変わりやすいので、追って経過を観察していくということも必要だと思います。そのような取組をしていくことが、今町が目指している包摂性、誰一人取り残さないという、そのきめ細やかな取組につながると思いますので、もう一回そこの、もっともっと対象の方への周知を強化していくということでお考えをお聞きしたいと思います。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは、サービスの周知についての御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、これまで対象となる方に対してサービスの御案内を差し上げているというところでございますが、引き続きこういった事業について必要があれば広く周知を行っていきたいと考えておりますし、また関係機関、サービス、高齢者に係るサービスの調整を図るための関係機関の会議などもございますので、そういった中で対象となる、関わりのある高齢者に対する制度の周知、また程度変更などがあった際の制度の周知などといったことも徹底していくように、その都度情報共有をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

- ○議長 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 続きまして、担い手の育成についてお聞きしていきたいと思います。

サービス提供の支援のあり方、考え方ですけれども、対象者の全ての要望に応えるというものではなくて、目的はその人ができるだけ自立して在宅生活を継続できるように支援するということですので、できることは自分でやってもらって、そしてできないところを支援する、その方が持っている力を最大限に引き出しながらも、その方が持っている力を弱めない、奪わないというような関わりが大切になってきます。そのためには専門的な知識、スキルを習得した方の関わりが必要となってくると思います。

総合事業においては市町村が定めた研修を受けた人がサービス提供者となることができるということで、町で実施したこの家事援助研修は、そのように生活支援に必要な専門的な知識やスキル習得のための研修で、生活支援サービスの担い手の育成ではなかったのか、ちょっと考えをお聞きします。

- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは、人材育成についての御質問にお答えいたします。

法改正によりまして、シルバー人材センターが行う家事援助サービスが可能になったことから、町といたしましても議員がおっしゃるようにその方のそもそも持っていらっしゃる機能を損なうことなく、できない部分に対して何か支援を行うためにサービスを構築したわけでございますが、その際に行ったシルバー人材センターで担当していただく会員の皆さん、そのために家事援助の実践者研修を開催しております。この研修につきましては、町内にある事業所の専門職から、そのために必要な知識ですとか技術をこの研修の中でお伝えいただいて、事業に携わっていただくような研修ということで理解をしております。

町といたしましても、当時 12 人の方が研修に参加されて、現在も活躍いただいている方もいらっしゃいますので、さらに、研修を行ってから時間が経過しておりますので、シルバー人材センターと連携を図りながら、必要であれば養成研修をさらに実施していきたいというふうに考えております。

- ○議長 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 分かりました。

それでは、この総合事業の対象者の拡充をさらに図りながら、専門的な知識、スキルを 持った人を育成していくために、必要であれば今後も家事援助研修を継続して行っていっ て、サービスにつなげる。そして、そのサービス利用者と研修を行った方々を結びつける、 就労につなげるというそういう仕組みの構築、これも必要だと思いますが、その辺の考え をお聞きします。

- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは、サービスを提供する側とサービスを受ける方を結びつける仕組みづくりという御質問でございますが、今現在、シルバー人材センターという組織がございまして、その中に会員登録をいただいているこの事業に携われる方がいらっしゃいます。その会員の皆さんが提供するサービスを町内、先ほど申し上げました事業対象者ですとか、あとは要支援対象者の方の担当しておりますケアマネや地域包括支援センターの職員が、その方の生活に合ったサービス利用のために必要であればそこで結びつきが図られるというふうに考えてございますので、今現在、新たな結びつきを持つような取組はちょっと想像がつかないわけですけれども、現在ある利用者とあと提供者を結びつける仕組みづくりをしっかりと町として支援していきたいというふうに考えてございます。
- ○議長 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 この総合事業の利用料金と財源をお聞きします。
- ○議長 利用料金です。

福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、訪問型生活援助サービスの利用料金ということでございますが、対象となられた方が利用する際に、時間や、あと介護保険の負担割合証、所得に応じて発行しております負担割合証で若干料金が変わってまいりますが、一般的な1割負担であれば、1時間までが100円、1時間から1時間半までが150円の御利用者の負担をいただいているところでございます。

なお、財源につきましては地域支援事業として提供しておりますので、町が介護保険特別会計の中で行う負担割合、国、県、町、また1号被保険者、2号被保険者の負担割合に応じて、それが財源となっているというところでございます。

- ○議長 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 比較的、利用料金、安く利用できるということが分かりました。

次に、緊急通報システムについてお聞きします。特に、一人暮らしの高齢者の方、1人のときに、自分しかいないときに何かあったらどうしようという、そういう不安を常に抱えておられる方がすごく多い現状にあります。そこで、この緊急通報システムについてお聞きしました。

この事業は平成 15 年から既に始まっていたということで、20 年経過して、その間に高齢化も進んでおりますが、この事業の評価または見直しなんかはされてきたのか、お聞きします。

- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは、高齢者日常生活用具給付事業のうち緊急通報システムについての御質問にお答えいたします。

この緊急通報システムにつきましては、おおむね 65 歳以上の高齢者ですとか、障害の方で、お一人で住まわれている、一人暮らしの方と。その方にどうしても見守りが必要な方について、この貸与事業によってシステムを導入いただいているところでございます。

これまでの見直しなどの経過でございますが、利用料金などの見直しなどは委託業者からの見直しなどございますけれども、利用についての見直し、またシステムのグレードアップといった部分では、以前からはさらに進められているというふうな認識でおります。あと、これに加えて、付加機能としてのQRコードでの見守りなんていうことも事業者のほうで提案いただいた中で、御利用いただく方も中にはいらっしゃるといったところでは、時代とともにこの緊急通報システムの運用も改めている、ということで御理解をいただければと思います。

- ○議長 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 私はこの緊急通報システムを利用できる対象の拡充と、あとこの事業の周知の強化ということが必要だと思っています。現在、12名がこのシステムを活用しているということでしたけれども、この事業の対象者の利用要件が分かればお願いします。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは、利用要件についてお答えいたします。

この緊急通報システムを利用できる方は、先ほど申し上げましたように 65 歳以上の一人暮らしの高齢者の方で、介護保険法における要支援以上の高齢者ですとか、あと心身に障害を持っていらっしゃる高齢者の方、また現在、保健医療、福祉のサービスを利用している中で、自宅でのそういったサービス利用が必要だろうというふうに町で判断した際に、その方を対象として決定しているところでございます。

- ○議長 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 その取決め事項の運用指針の中に、対象の利用要件に該当しない方から利用希望があった場合については、ケア会議等を活用して判断するものとする、というところが今答弁いただいたところだと思うんですけれども、その中で、利用希望があった場合についてはとありますが、ただ、このシステムを知らない高齢者の方や御家族がとても多いのが現状で、ここもどのように周知しているのか、お聞きします。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 この緊急システムの周知方法については様々な機会を捉えてこれまで実施してきておりますが、ただ、これまでシステムを運用していく中で、どうしても形骸化している周知の仕方ということもございますので、今そういった町内広く知っていただくために、民生児童委員の皆さんの会議の場でこのシステムについてのお知らせをしたりですとか、あとサービス事業所には毎年このシステムのお知らせをしながら、町内の対象者

の方に、対象といいますか、町内で該当する方がいらっしゃるかどうかを確認していると ころでございます。これからこの制度を議員がおっしゃるように広く周知する必要性があ れば、町の広報紙、ケーブルテレビ、ホームページなどを広く使いながら周知に努めてま いりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

- ○議長 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 実際広く周知する必要があると考えています。一人暮らしの方や御家族に こういうシステムが町にあるんだよというと、ああ、そんなのがあったのかということで、 だったら使用したいというような方が多いので、ぜひ拡充をお願いしたいと思います。

最後になりますが、特別障害者手当の受給者が増えているということで、すごくよかったと思います。月額2万7,300円ですか、の給付はとても経済的な負担につながっていきます。

以前の一般質問でも取り上げましたが、この手当で注目すべきことは、要介護 4、要介護 5 の方だと障害者手帳がなくても該当する可能性が高いということで、第 8 期介護保険事業計画によると、要介護度 4 の方 88 名、5 の方 64 名、合わせて 152 名いると報告がありました。その中の在宅の方が対象で、施設に入所していないことが支給条件になっていますが、有料老人ホームやグループホームは施設入所には該当しなくて在宅とみなされますので、支給の対象となります。なので、そのような方々への周知も含めてさらに広げていただきたいと思いますが、考えをお聞きいたします。

- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは、特別障害者手当についての御質問にお答えいたします。

この特別障害者手当につきまして答弁でも申し上げましたとおり、認定要件が非常に、 障害者手帳をお持ちの方でも1級、2級程度、さらにその障害が2つ以上該当するという ところで、認定される方々、手帳を持っていらっしゃる方全てが対象になるということで はないというのをまずは御確認いただきたいと思います。

その中で、介護保険で認定を受けてらっしゃる介護度につきましては、あくまでもその 方の生活における介護が必要な時間を換算して介護度が決まることになります。この特別 障害者手当については、障害と認定されることが、日常生活で障害が障壁となって日常的 に介護が必要だという部分での障害認定が必要になりますので、介護度イコール障害とい う認識ではございませんので、その点についても御理解をいただきたいと思います。

ただ、この制度の周知につきましては、議員がおっしゃるように制度自体、高齢者の方の障害がある方の生活の所得と収入、生活を支えるための大きな影響を与えるものでございますので、制度の周知につきましては、今後、機を捉えて町内に発信していきたいというふうに考えてございます。様々な機会を捉えて周知してまいります。

- ○議長 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 確認ですけれども、その周知の方法の一つとしては、ケアマネジャーから 利用者の方にこういうものがありますよという紹介、そういう周知の仕方は一つされているのか、お聞きします。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 町内の介護事業所、ケアマネジャーなどへの周知については、ケアマネ

ジャーのほうからもこの制度について二、三、お問合せをいただいているケアマネジャーの方がいらっしゃいます。ただ、居宅介護支援事業所全てのケアマネジャーに制度の周知が図られているか、という点につきましてはまだ確認が取れておりません。その点については早急に居宅のケアマネジャーへの制度の情報提供については行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

- ○議長 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 ケアマネジャーは一番近い窓口となっておりますので、ぜひ周知、また指導をお願いしたいと思います。

今回、在宅強化についてお聞きしてきました。一人一人が安心して、生涯住み続けられる町にするためには、やはり細やかな対策、支援というのが必要だと思います。在宅支援の、今までも十分されていると思うんですけれども、さらなる強化、深化を要望して、私の一般質問を終わります。

- ○議長 3番、小林雅弘君。
- ○小林雅弘 3番、小林雅弘でございます。通告に従って一般質問をいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねします。デルタ変異株に代わるオミクロン変異株は重症化率が低いとされてきましたが、感染力がデルタ株の2倍から4倍とされ、今後重症者が増えることが心配されています。福島県では6日でまん延防止措置が解除されましたが、学校や高齢者施設でのクラスターが報告され、感染者は高止まり傾向にあると言わざるを得ません。そこで伺います。

- 1、3回目のワクチン接種の進捗状況は。
- 2、医療従事者、介護施設入居者、介護施設従事者の3回目のワクチン接種は終わっているのか。
- 3、学校、こども園等、教育・保育に関わる職員などのワクチン優先接種について、どのように考えているのか。
 - 4、3回目のワクチン接種では、町ではどのワクチンが使用されているのか。
 - 5、3回目のワクチン接種での副反応の状況は。
- 6、西会津町から出ている感染者のうち、軽症、無症状者は自宅療養なのか。高齢者についてはどうか。
- 7、県は無料検査体制の期間延長という方針だが、町にPCR検査、抗原定性検査をいっても受けられる体制はあるのか。
 - 8、町の診療所の検査は何で行われているのか。
- 9、5歳から11歳小児へのワクチン接種について、町はどのように考えているのか。 新型コロナウイルス感染者は高止まり傾向があるとされていますが、より感染力が強い オミクロン株の変異株が確認され、さらなる感染拡大も危惧されています。町民を守るた め、今からできるだけの準備をすることが重要と考えます。

次に、町に伝わる行事や文化の保存について伺います。

先日、ユーチューブであるテレビ局の昭和の番組「新日本紀行」を見ました。子供の頃の生活がそこにあり、つい時のたつのを忘れ、見入ってしまいました。文化とはその土地に根差した人々の生活感や生活様式、衣食住であったり、特定の集団に共通する行動様式、

ものの考え、流行などです。つまり、私たちのルーツに関わるものと言えるでしょう。そして、文化というものは一旦失われれば取り戻すことは極めて困難です。その理解からも、 町も今年度から町の貴重な歴史、文化資料のデジタルアーカイブ化を順次進め、後世に継承していく取組を進めていく、そういう方針だと思います。そこで伺います。

- 1、地域文化の継承と保存について、町の考えは。
- 2、町の支援の一つとして、「それを記録として残す、画像でもそうですけれど、記録として残す」という答弁が同僚議員の質問への答弁としてありましたが、映像や画像として保存している地域の行事や文化はどのようなものがあるか。
- 3、どの集落にもまだ残っている歳の神、一つの例を挙げれば、上野尻地区では木を2本立て、その間をわらで編んだしめ縄でつなぎ、そこで玄関飾りなどを燃やすことが行われています。こうして地域ごとに異なった独自のやり方が受け継がれていると思います。また、町では地域ごとに少しずつ節や文句が違う念仏などがうたわれています。この特徴のある歳の神や念仏を後世に伝えるために、映像などで残しておくべきではないか。

以上、質問といたします。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 3番、小林議員の御質問のうち、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問にお答えをいたします。

初めに、3回目のワクチン接種の進捗状況でありますが、町では国が示した接種間隔の前倒しの方針を踏まえ、当初計画していた高齢者の集団接種を1か月前倒しして、2月15日から実施しております。3月2日現在の高齢者の接種状況は、2回目を接種した2,674人の61.9%に当たる1,655人の方への接種が完了しており、3月中旬に完了する見込みであります。なお、64歳以下の方につきましては、高齢者の接種が完了する3月中旬に開始し、4月中旬に完了する見込みであります。

なお、今回実施している追加接種では、希望者への会場までの送迎や接種ブースに係員を配置し、肩を出す際の介助、野沢体育館では下足のまま会場に入っていただく会場設営、さらに暖房器具を設置し寒さ対策にも十分配慮するなど、接種を受ける方の安全と負担軽減のための対策を講じて実施しております。また、会場には役場各課等から職員を配置し、早期接種完了に向け、全庁を挙げて実施しているところであります。

次に、医療従事者等の接種状況でありますが、西会津診療所の医療従事者は1月末に、 町内の高齢者施設入所者及び従事者は2月末にそれぞれ接種を完了しております。

次に、学校・こども園等職員への優先接種についてでありますが、初回接種では学校の 教職員やこども園の保育士など、いわゆるエッセンシャルワーカーの方への優先接種を実 施したところであり、今回の追加接種につきましても、2回目接種から6か月経過した方 に優先して接種できるよう調整しております。

次に、追加接種で使用しているワクチンについてでありますが、ファイザー社及び武田 /モデルナ社のワクチンを使用しております。

次に、追加接種での副反応についてでありますが、接種部位の痛みや発熱、倦怠感など の症状が現れる方がおりましたが、数日以内に回復されており、これまで重篤な副反応の 発生は報告されておりません。 次に、感染された方の療養先についてでありますが、感染が確認された場合、県から町に発表される情報は、年代、性別、居住地の3情報のみであります。感染された方の療養 先は県において症状や年齢等を考慮し調整しており、また併せて健康観察も県が直接行っていることから、町には療養先等の情報を含め個人情報は提供されておりません。

ただし、自宅療養となられた方が生活支援を希望した場合に限り、県から町に自宅療養者の情報が提供され、県が準備した血中酸素濃度計や解熱剤、数日分のレトルト食品などを町が自宅まで届けることとなっております。

なお、福島県では、基礎疾患をお持ちの方や高齢者の方が感染された場合は、軽症であっても入院を基本とする方針を示しているところであります。

次に、町の検査体制についてでありますが、現在、西会津診療所において、発熱などの 風邪症状があり医師が必要と認めた場合に、PCR検査または抗原検査を実施しておりま すが、無症状の方への検査は外来診療への影響が大きいこと等から実施しておりません。

次に、5歳から11歳への小児ワクチン接種についての町の考えについてでありますが、全国的に新型コロナウイルス感染者全体に占める子供の割合が増えていることから、5歳から11歳までの小児を対象としたワクチン接種が、2月中旬から実施できることとなりました。また、国から全国の市町村に対して、小児のワクチン接種が円滑に実施できるように、会場の確保や接種券の送付などの接種体制を整備するよう要請があったこと等から、町では町内で接種を希望される方には集団接種を基本として、3月中旬から実施する計画であります。

なお、小児へのワクチン接種は予防接種法上の努力義務の対象とされていないことから、 ワクチン接種による発症予防や重症化予防等のメリットと副反応等のリスクについて対象 者や保護者等へ周知し、接種に不安がある場合は町や県の相談窓口に問合せしていただく など、接種を希望する方が安心して接種していただける体制づくりを進めてまいりますの で、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。
- ○生涯学習課長 3番、小林雅弘議員の町に伝わる行事や文化の保存についての御質問に お答えいたします。

町には祭礼や歳の神などの伝統行事や、寺社や地域で大切に保管されてきた歴史資料など、有形・無形、指定・未指定にかかわらず、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な地域文化が数多くあります。このような地域文化は、原則として、所有者や地域住民の皆さん自らに保存・継承をお願いしているところであります。しかし、急激な過疎化や少子高齢化等に伴う人口減少が続いており、長い歴史の中で伝えられてきた地域文化を、次世代に継承していくことが困難となってきているのが実態であります。

そのため、町では平成29年度に策定した西会津町歴史文化基本構想により、歴史文化の推進を図っており、現在までに各種事業で収集した資料等の保存を図り、よりよい状態で後世に引き継いでいけるように努め、地域文化の継承と保存を進め、町の貴重な財産をアーカイブス化してまいります。

次に、これまでに記録してきた地域文化についてのお質しですが、町では他自治体にはないケーブルテレビで撮影した祭礼や歳の神、百万遍など、各地域に伝わる地域文化の映像を多く保有しております。また、町史の刊行はもとより、その編さん事業や町広報紙に掲載している「にしあいづ物語 100 選」の取材などにより、地域文化を記録してまいりました。現在、資料のデジタル化を進めており、これまでに風景や町並みなどが写った過去の写真をスキャンしたり、今年度は「改訂版 西会津町の指定文化財」の作成に合わせて、国・県・町の指定文化財などのデジタル化での画像撮影を行っております。来年度以降は旧群岡中学校に保管している貴重な古文書写しのデジタル化を予定しております。

また、今年度より取り組んでいる屋敷人形芝居復活事業では、その復活に向けての保存会設立等の準備を継続しております。さらに、西会津の伝説・民話集の映像によるDVDを今年度に第1巻を作成し、令和4年度に第2巻を作成する予定であります。このように順次記録保存を進め、アーカイブス化を推進してまいる考えであります。

次に、歳の神と念仏の記録保存についてのお質しでありますが、歳の神についてはケーブルテレビで各集落に伝わる歳の神を撮影した映像等が多くありますので、連携を取りながら記録保存を図ってまいります。いずれにいたしましても、町の貴重な歴史や文化を継承・活用・保存に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

- ○議長 3番、小林雅弘君。
- ○小林雅弘 おおむね理解したところではございます。

ただ一つ、幾つかあるんですが、その中の一つが、学校・こども園等職員の優先接種についてでありますが、初回接種では学校の教職員やこども園の保育士など、いわゆるエッセンシャルワーカーの方へ優先接種を実施したところであり、今回の追加接種につきましても2回目接種から6か月経過した方に優先して接種できるよう調整しております。これはこれでいいと思うんですが、一つ疑問なんです。調整しております。

今、3月の何日でしたっけ。7日ですよね。これの指示が出ているのが令和4年の、つまり今年の2月7日、総理大臣の指示なんです。そこから始まっているんです。自治体に配布したワクチンなど活用した地域におけるエッセンシャルワーカーに対する接種も進める必要があるということで、特に保育園や学校での感染が拡大している実態を踏まえ、文部科学大臣、厚生労働大臣におかれては、都道府県や市町村に対して教職員、保育士などに対する積極的な接種促進を働きかけていただきたいという、総理指示が出ているんです。これが2月7日。

そして、2月8日には、一つは厚生労働省の健康局、予防接種室なんですが、そこから 事務連絡が出ています。令和4年2月8日事務連絡といたしまして、2月7日に内閣総理 大臣から関係閣僚に対し、特に保育所や学校での感染が拡大している実態を踏まえ、教職 員や保育士などに対する積極的な接種促進を都道府県や市町村に対し働きかけること、と いうのが出ています。

もう一つが、文部科学大臣ですね、文部科学省からも出ています。これは2月7日。教職員の新型コロナワクチンの追加接種についてという文書が出て、同じような文書が出ています。これが2月です。3月今7日、1か月たってまだ行われていないのかなというふうな疑問がございます。

で、質問です。1つ、学校の先生方、あるいは職員の皆さん、これは名前を出すと語弊があると思いますので、最初に2回目の接種を受けた方はいつなのか。そして最後に2回目の接種を受けた方はいつなのかだけお知らせ、お示しください。

- ○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。
- ○健康増進課長 それでは、御質問にお答えをいたします。

1回目の接種を行いましたのは、6月から8月ぐらいにかけて実施をしております。今ほど小林議員から国、文科省から優先接種をするようにという通知が発出されているというお話がありました。町でも現在、答弁の中では調整ということで御答弁が町長のほうからありましたが、接種を進めております。当然、学校・こども園につきましては平日の接種というのがやはりなかなか難しいということで、特に学校の先生方は週末に接種を受けられる方がいるということで、そういった部分で毎日接種はしておりません。

参考までに、こゆりこども園での接種状況でありますが、対象となる方が35名いらっしゃいまして、今日現在で31名の方が接種を終わっております。接種率にしますと88.6%。小・中学校でありますが、小・中学校の教職員、あとスクールバス運転手、給食センター調理員、そういった方々合わせまして32名、対象の方がおりまして、そのうち21名の方が接種を完了しております。接種率にしますと65.6%ということで、当然、町でも国からのそういった優先接種を進めるという通知、承知しておりますので、先生方、あるいは保育士の日程をお聞きしながら順次進めているということですので、御理解いただきたいと思います。

- ○議長 3番、小林雅弘君。
- ○小林雅弘 非常によく分かりました。この答弁だと、調整しておりますので、なかなか 分かりづらいと。今聞けてよかったのかなと。恐らくこれを見ている町民の方も安心され たのかなというふうには思います。

次に、再質問ですが、コロナに感染された方なんですが、自宅療養というのは、西会津 町では何人ぐらい、食品の、レトルト食品とかそういうものを依頼された方というのは何 人ぐらいなんでしょうか。

- ○議長 その前に、答弁の際、あまり特定されるようなことのないように配慮願います。 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それではお答えをいたします。

基本的に、個人情報というのは町にも提供されないわけですが、御本人が生活支援を要望して、個人の感染情報を町に提供してもいいという同意を県のほうで取った方についてのみ町のほうに情報が来るわけですが、これまで、この制度は年明けから始まった制度でございますが、お二人の方からそういった要請がありました。

- ○議長 3番、小林雅弘君。
- ○小林雅弘 もう一つ、血中酸素濃度計ですか。あれも同じようにしてお届けになられた のでしょうか。
- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 お答えをいたします。お二人とも血中酸素濃度計と、あと解熱剤のほうをお届けしたということでございます。

- ○議長 3番、小林雅弘君。
- ○小林雅弘 それでは、感染された方、重症化といいますか、急変もしないで、という言い方がちょっと難しいんですが、急変もなく、無事に過ごされたということで理解してよるしいですか。
- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 自宅療養者の健康観察の件でございますが、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、健康観察につきましては県のほうで、会津保健所のほうで実際に行います。町としては要請に応じて血中酸素濃度計とあと解熱剤をお届けするのみで、その後の連絡につきましては、県のほうが直接陽性になられた方に連絡を取るということになっておりますので、その後の症状については町のほうでは承知をしていないということでございます。
- ○議長 3番、小林雅弘君。
- ○小林雅弘 そう申しましたのも、第5波とはまた比べものにならないぐらい6波は、会 津でも広がっていると。しかもクラスターとして広がっていると。会津保健所、田島もあ ると思いますが、非常に仕事が多岐にわたっているというようなことも伺っておりますの で、非常に心配したわけでございます。それを聞いて安心をいたしました。

次に、検査のことについてお伺いをしたいと思います。皆さん、恐らく前に質問をされたときに、スクリーニングに抗原検査は不適格だというような答弁がされたんで、それがもう見解が変わっているということはご存じだと思います。それで、今はPCR検査や抗原検査、これを推奨しているわけでございますが、この町でPCR検査とか抗原検査を無料で受けられるところってございますか。

- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 お答えをいたします。町内において無料で検査を受けられるところはご ざいません。
- ○議長 3番、小林雅弘君。
- ○小林雅弘 今、県の検査の考え方ですと、不安のある方とか、無料検査をしてくださいというような通知だと思うんですが、会津では結構ホームページを見ますと検査を受けられるところがあります。感染不安を感じる無症状の福島県民を対象とした無料検査を実施している医療機関、これが出ておりました。医療機関、薬局。会津では会津若松市17か所、喜多方市1か所、猪苗代町1か所、金山町1か所、会津美里町1か所というふうに出ておりました。西会津町ではないということなんですが、今後の準備として、やはり無料検査、実施できるようなところを確保するべきではないでしょうか。どうでしょう。
- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それでは、検査の御質問にお答えをします。

先ほど私、町内で無料の検査はないと申し上げましたが、無症状の方の無料はないということでちょっと付け加えさせていただきます。

現在、議員、今ほどお質しのとおり、県においては無症状の方の無料の検査場を、主に薬局がその役割を担って実施をしております。今回、無料の県で検査を実施しましたのは、 昨年末にワクチン検査パッケージという制度ができたときに、無料の検査場を設置しまし た。ワクチン検査パッケージにつきましては、行動制限がワクチンを打つことによって緩和されたり、あるいはワクチンを打てない方が陰性証明を見せることによってイベント、あるいは旅行、帰省、そういった行動が緩和されるということから、県のほうで昨年末、12月ですが、ワクチン検査パッケージを活用する方限定に無料の検査場を開設いたしました。

ただし、その後年を明けてからオミクロン株の急激な感染拡大が広がりまして、それ以外でワクチン検査パッケージを活用しない方につきましても、不安がある方について検査をできるようになったということでございます。

これにつきまして、4 月以降についてこのワクチン検査パッケージ制度の検査を引き続き県で行うかどうかというところは、今のところまだ県から情報が来ておりませんが、しっかりとこの部分については、県で引き続きそういった制度を使えるような無料の検査はしていただけるのかなということで、今のところ考えております。

町内でもし仮にやるとなりますと、当然医療機関、西会津診療所しかないわけですが、 御承知のとおり、外来診療でありますとか、施設への往診、あるいは今コロナのワクチン などやっておりまして、症状のある方につきましては診療所でしっかりとPCR検査なり 抗原検査で対応しておりますが、症状のない方への不安解消のための検査というのは、や はり体制がそこまで行き届かないということで、現在のところ実施の予定はないというこ とでございます。

- ○議長 3番、小林雅弘君。
- ○小林雅弘 何も確かに忙しい診療所でやれと言っているのではなくて、例えば喜多方で すとある民間の薬局でやっているんです。その名前は言ってはいけないですよね。
- ○議長 言わないほうがいいね。
- ○小林雅弘 言わない方がいいですね。それここにもあるんです。ただ、中の体制がどう なっているか、その問題もございます。

それで、やはり町としてその民間の企業さんに要請していく、というようなことも必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それでは、お答えをいたします。

確かに、喜多方市のほうでもそういった実施できる検査機関があります。基本的にはそれぞれの薬局が手を挙げてやるものだ、というふうに認識をしております。今回の無症状の方への検査につきましては、症状がなくて、感染に不安のあるということで、何かしら例えば感染拡大している地域での往来があったとか、そういったところから来た人と接触をしたとか、何かしらの行動に少し心配がある方がきっと受けることになるということですので、町としてはそういった方につきましては、県が設置している無料の検査場を利用していただくということで、現在のところ、町内でも感染が広がっておりませんし、またそういった要望も今のところないということで、設置の予定は現在のところ持っていないということでございます。

- ○議長 3番、小林雅弘君。
- 〇小林雅弘 現在のところ持っていないというのは分かりました。ただ、今後についてや

はり第7波といいますか、オミクロン株のステルスオミクロンですか、それの特徴として さらに感染力が強くて重症化しやすいというような治験も報告されておりますので、やは り状況を見ながら、今後、民間企業ではございますが、要請していくこともやっぱり考え るべきではないかというような意見を述べて、次に参りたいと思います。

それでは、行事の文化の保存なんですが、私は具体的に歳の神、それから念仏です、これを申し上げているわけでございます。町にそういう映像が残っているということをおっしゃったんですが、それはまとまって番組みたいな形で残っているのかどうか、お尋ねします。

- ○議長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 お答えをいたします。

御答弁申し上げましたように、まず歳の神につきましては、ケーブルテレビで過去にも 数多く収録してございまして、それをパッケージにして保存、過去のものがございますの で、それは保存されてございます。

ただし、念仏についてでございますけども、念仏についてちょっと2つほど課題があるのかなというふうに認識をしてございます。まず、その1つは弔時、お葬式などの悲しみの席に行われるということで、撮影する側も気を使いますし、撮影される側もやはりなかなか御理解いただけない部分があるのかなと。もう1点が、やはりいろいろな宗派がございますけども、総じて仏教になろうかと思いますが、宗教色が非常に強いという部分がございまして、この2つの少し課題があってなかなかその映像化までは現在至ってないという部分でございます。

- ○議長 3番、小林雅弘君。
- ○小林雅弘 まず保存はされていると。私はそれを生かすべきだと思うんですね、やっぱり。結構ユーチューブでは、何らよく知らないんですが、サーフィンをするというんだそうですけど、のぞいているといろんなところでいろんな行事が出てきます。ですから、やはりそれをどう生かしていくか。映像で残したものをやはりきちっと構成して、そして番組化していく。で、それを生かしていく。それが必要だと思いますが、いかがですか。
- ○議長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 お答えをいたします。

映像に生かすという部分でございますけども、歳の神におきましても、その根底にはやはり神社とかそういった宗教的な部分も多少は絡んでいる部分がございます。また、その祭礼などにおきましても、何々神社祭礼ということで、その神社を起源としたものという部分がございまして、ちょっと文化庁の見解におきましては、そういったもののPR、あと祭りへの参加を呼びかけるですとか、担い手募集、そのPRでの活用といった部分は布教活動に該当するおそれが非常に強いというふうに言われております。ですから、地域文化として行政が保存するのはいいですが、それを活用という部分になると、その辺を十分考えながらやっていかなくちゃいけないというふうに考えてございます。

- ○議長 3番、小林雅弘君。
- ○小林雅弘 私はそれで参加を募れとか、そういう話をしているわけじゃないんです。誰が見ても大丈夫なように番組化したらどうなんだと。番組化というのは、編集して1つの、

番組というのは言葉が悪いのかもしれません。そういうテレビとか、そういう形で捉えられるのかもしれませんけど、そうじゃないんです。パッケージとしてしっかり残していく。

それから、もう一つ、おっしゃられたんですが、文化というものは多かれ少なかれ宗教に関わっているものでございます。ですから、それを上段に出すと何も残せなくなっちゃうんですよ。これはいけない。それよりもしっかり残すんだ、これはもう宗教として残すんじゃないんです。我々の生活として残すんだということだと思うんです。

それから、すみませんね、こんなことをしてね。確かにお葬式のときに撮っていたら、 それはいかにも困ったもんだなと思われます。実は私、コロナでだんだんだんだん念仏な んかはやらなくなっているんですね。それでこれは大変だと。自分も忘れてしまう。節も 1番、1番違うんです、あれ。よく聞くと。ほかの地域は分からないですけど、上野尻の ことを知っている方は分かると思うんです。1番、何とかも全然違うんです、言い方も。 ですから、何といったらいいのかな。それを今残さないと、だんだん歌える人がいなくな ってしまうんではないかと。そういう危機感を持っているんです。

この間、久しぶりにあるお葬式で上野尻で歌わせてもらいましたけども、なかなか思い出せなかったということがございます。ですから、それをある方がこう言っているんです。テープで撮っといてくれればな。そして、ただ残すだけじゃなくて、それを各地域で歌い手がいなくなった場合活用できないのか。鐘のたたき手がいなくなった場合、それを活用できないのか。

それから、もう一つ、さっき言ったように、お葬式でそれを撮っていたら非常に困ったなというふうに思われると同時に、あれうまく撮れないんです。私実は撮ったんですよ。そしたら、鐘の音ばっかりが大きくて、もう声が入ってこない。ですから、やはり地域で依頼をして、歌い手を依頼してそこで別に撮ってもらう。そういう形でやはり残しておく。そういう方法ではいかがでしょうか。

- ○議長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 お答えいたします。

一問一答ですが、ちょっと複数ございましたので、まず映像の保存という部分におきましては、ケーブルテレビで収録をして、それをニュースとかで繰り返し流して、地域文化として捉えて流している部分がございます。

それと、あと念仏でございますけども、もちろん記録は可能と考えます。地域文化としてですね。ただ、それを活用するとなると、行政が収録したものを活用となると、それも一種の明確には灰色の部分がございますけども、布教活動の部分に抵触する可能性はあるのかなと。

ですから、議員おっしゃったように、近年、やはり念仏のやり方が分からないとか、そういった御相談が、これちょっと町内のお寺の方からお聞きしたんですけど、あるということでございます。それで、そのお寺では講習会と申しますか、檀家の皆さんをお集めして、講習会を開いてその継承を図っていくように努力しているんだという部分がございますので、それはその寺社なり、神社の御努力、あと地域住民の皆さんの御協力によってやっていただきたいと。記録につきましては、行政が可能な限り残すという部分は努力していきたいというふうに考えてございます。

- ○議長 3番、小林雅弘君。
- ○小林雅弘 正直言って分かったような、分からないような答弁でございましたけれども、 やっぱり町がそういうものに対して支援するという姿勢、これも必要ではないかと。これ も大きな文化の継承、あるいは文化の保存ではないかというように思うわけです。

確かに、そういうふうにできるところはいいんですよ。あるお坊さんが、町でそういう ふうに講習会を開いて、そういうふうにできるところはいいんです。できないところが今 圧倒的に多いんです。ですので、やはりそこで町の仏教の一つの文化として残すために、 やっぱり御尽力をいただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。しつこく 言います。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 お答えいたします。

私、前々から常に不易と流行という部分で、この西会津の歴史、文化、大変不易のものであって、今議員がおっしゃるようにしっかり保存をし、活用し、継承していくという大変大事なところだと思います。そういう意味で、あともう1点は、町にはケーブルテレビという大変すばらしいシステムがありまして、私も何度かケーブルテレビを見ながら、歳の神ですとか、また念仏、百万遍とかをアーカイブスのデータとて映像で見たことがあります。そういう意味では町はしっかり残していると思います。

今おっしゃったように、ケーブルテレビと連携しながらそれを保存をするんですが、その保存が見える化するように、どの方にもこういうデータとして保存されていますよということを見える化しながらやっていこうということで、令和4年度、来年度、それをデジタル化しながらいろんなものをデータ化していこうという動きがありますので、貴重な町の不易の財産でございます。教育委員会としても全面的に協力しながら、そのデータの保存、活用、継承を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長 3番、小林雅弘君。
- ○小林雅弘 教育長の答弁、非常に意味のあるものだと私も感じております。今後もやは り町の文化の継承、あるいは保存、これについては町の皆さんと共に積極的に残していき たいというふうに私も思いますので、今日は御答弁ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。 本日はこれで延会します。お疲れさまでした。(16時16分)

令和4年第3回西会津町議会定例会会議録

令和4年 3月 8日 (火)

開議10時00分延会16時48分

出席議員

 1番
 荒
 海
 正
 人
 5番
 猪
 侯
 常
 三
 9番
 多
 賀
 剛

 2番
 上
 野
 恵美子
 6番
 三
 留
 正
 義
 10番
 青
 木
 照
 夫

 3番
 小
 林
 雅
 弘
 7番
 小
 柴
 敬
 11番
 清
 野
 佐
 一

 4番
 秦
 貞
 継
 8番
 伊
 藤
 一
 男
 12番
 武
 藤
 道
 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄	友 喜	建設水道課長	石 川	藤一郎
副町長	大 竹	享	会計管理者兼出納室長	成田	信 幸
総務課長	新 田	新 也	教 育 長	江 添	信城
企画情報課長	伊 藤	善文	学校教育課長	玉 木	周 司
町民税務課長	渡 部	峰明	生涯学習課長	五十嵐	博 文
福祉介護課長	渡 部	栄 二	代表監査委員	佐 藤	泰
健康増進課長	小瀧	武 彦	農業委員会長	江 川	新 壽
商工観光課長	岩 渕	東 吾	農業委員会事務局長	矢 部	喜代栄
農林振興課長	矢 部	喜代栄			

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 浩 一 議会事務局主査 品 川 貴 斗

令和4年第3回議会定例会議事日程(第5号)

令和4年3月8日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

(議会運営委員会)

(一般質問順序)

1. 荒海 正人 2. 秦 貞継 3. 小柴 敬

4. 三留 正義

5. 伊藤 一男

6. 猪俣 常三

7. 多賀 剛

8. 青木 照夫

○議長おはようございます。

令和4年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、おはようございます。1番、荒海正人です。

通告のとおり、西会津町デジタル戦略について、協働のまちづくりについて、移住定住 政策についての3点のテーマについてお尋ねしてまいります。

まず初めに、西会津町デジタル戦略についてお尋ねいたします。

以前の一般質問でも申し上げましたが、昨今の新型コロナの影響により、社会全体におけるデジタル化の動きが急速に進み、国、県、周辺自治体でも具体的な政策が進められているところであります。

本町におきましても、今年度より西会津町デジタル戦略が策定され、六つの戦略の下、42の事業が開始されているところでもあります。デジタル技術の活用は、あくまでも手段であるという考え方の下、誰一人として取り残されない社会を実現することを目的として進めてこられました。計画策定から1年がたちましたことから、これまでの経緯と今後の方向性等についてお尋ねするものであります。

初めに、令和3年度における取組実績と令和4年度の事業についてお尋ねしていきます。

- 一つ目、令和3年度の取組実績についてお示しください。
- 二つ目、令和4年度の計画されている事業と町の姿勢についてお示しください。
- 三つ目、県や企業との連携についてお示しください。

四つ目、令和4年度に戦略の見直しが示されておりますが、どのように行われていくの かお示しください。

次に、行政内での取組、いわゆる行政のDXについて、お尋ねいたします。

- 一つ目、事務事業や業務の改善について、令和4年度の取組についてお示しください。
- 二つ目、職員の人材育成の進め方についてお示しください。

次に、広域連携について、お尋ねします。

- 一つ目として、先日、会津地域 13 市町村と福島県会津管内出先機関による広域連携指針が策定されましたが、その目的についてお示しください。
 - 二つ目として、この指針における町の対応についてお示しください。

続きまして、協働のまちづくりについてお尋ねいたします。

まちづくり基本条例にもうたわれているとおり、本町では、かねてより協働という考えを大切なものとして扱われてきました。その中で、協働のまちづくり推進委員会、まちづくりデザイン会議など、協働を意識した事業が近年多く始められていることから、これらの事業についてお尋ねしてまいります。

一つ目として、令和3年度の取組実績についてお示しください。

二つ目、令和4年度の計画についてお示しください。

三つ目、町総合計画・後期基本計画が来年度より策定されることから、本事業との関わりについてお示しください。

続きまして、移住定住政策についてお尋ねします。

本年3月1日現在、西会津町の人口は5,834人となっています。ここ10年で1,608人の減少となっており、毎年平均で言うと179人の減少となるなど、人口減少は、本町において最大の課題と捉えられております。

また、個別の状況があるにしろ、国の復興対策として浜通り地区への移住定住政策が拡充されるなど、同じ福島県内であっても、支援制度による地域間格差が生じていると危惧しております。

その中で一方、新型コロナの影響などにより、地方移住への機運も高まりつつある中、 町外からの流れをつくる上で、今後二、三年が重要な期間になるだろうと推測していると ころであります。今年度からは、役場商工観光課内に移住定住相談センターを移転し、相 談員を配置するなど新たな体制づくりがされている中で、今後の移住定住政策の在り方に ついてお尋ねいたします。

まず初めに、移住定住政策の令和3年度の取組実績と令和4年度の事業についてお尋ねいたします。

- 一つ目、令和3年度の取組実績について、お示しください。
- 二つ目、令和4年度の計画事業と町の姿勢について、お示しください。

次に、支援制度の充実や移住に向けた拠点整備について、お尋ねいたします。

- 一つ目として、空き家バンクなど、さらなる空き家利活用に向けた取組についてお示しください。
- 二つ目、かねてより議論の俎上に上げておりました賃貸物件等への改修支援について、 その後の展望についてお示しください。
 - 3点目、就業や継業等への取組についてお示しください。
 - 四つ目、テレワークやワーケーションにおける拠点の充実についてお示しください。 以上が、本日の一般質問の内容となります。よろしくお願いいたします。
- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 1番、荒海議員の西会津町デジタル戦略についてのご質問にお答えいたします。町では、人口減少に起因する様々な課題の解決や行政サービスの向上、さらに移住定住の促進等を図るため、他の市町村に先駆け、デジタル戦略を策定し、デジタル技術を有効に活用しながら、これまでの取組や業務などを新たな視点で見直すデジタル変革を進め、将来にわたり持続可能な町の実現に向けて、全庁を挙げ取り組んでいるところであります。

まず、令和3年度の取組の実績でありますが、令和2年度の繰越事業では、デジタル戦略の情報連携基盤として、町LINE公式アカウントを構築し、本年1月より運用を開始したほか、首都圏企業と本町の交流を図る取組として、昨年11月に、多様な立場の人が一堂に会し、対話する合宿を誘致・開催いたしました。また、令和2年度に実施した業務量調査結果を踏まえ、給与事務業務、勤怠管理の効率化に向けた調査を実施したところであります。

また、令和3年度事業では、町民の皆さんと行政をつなぐインターネット上の対話の場として、町民参加型合意形成プラットフォームを構築したほか、11月よりAIオンデマンドバスの実証運行を開始いたしました。さらに、デジタル教室やスマートフォン教室の開催、首都圏等の企業移転等受入れに向けた西会津町視察事業を実施してまいりました。

また、行政内部においては、自治体専用のチャットツールの導入、申請・届出等手続の オンライン化、さらに各種手続における押印・署名等の見直しなどを進めてきたところで あります。

次に、令和4年度の計画事業でありますが、令和4年度のデジタル戦略関連予算につきましては、1億334万7千円を計上しているところであります。

主な事業といたしましては、デジタル技術を使って境界明確化を行う林地台帳整備事業のほか、鳥獣被害防止対策事業、首都圏等企業との関係構築事業、AIオンデマンドバスの本格運行、防災アシストアプリの導入、デジタル教室等の開催、小中学校学習用アプリ・中学生用デジタル教科書の導入、今年度構築しました町LINE公式アカウントや町民参加型合意形成プラットフォームの運営などを予定しているところであります。

令和4年度につきましても、全庁を挙げて、デジタル変革に取り組み、将来にわたり持続可能な町の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、県や企業との連携についてでありますが、会津地域 13 市町村と県の会津管内出先 機関で組織する会津地域課題解決連携推進会議で連携を図ってまいります。

また、愛媛県が事務局を務め、デジタル技術を活用した業務改革に関心のある全国の 12 道県や市町村で組織する自治体事務標準化推進協議会への参画、このほか昨年 10 月のデジタルの日に開催したメタバース首長会議、この会議は、オンラインの仮想空間に出席者の分身が集まって行ったものでありますが、これにより関係を築いた北海道森町、滋賀県日野町、鹿児島県肝付町との情報交換・連携を図ってまいります。

また、企業との連携については、連携協定を締結した株式会社NTTドコモにおいては、 昨年11月より、社員を毎週1日、西会津町役場に派遣いただいており、様々な課題把握・ 解決や事業において連携し取り組んでいるところであります。また、セイコーエプソン株 式会社においては、小中学校の教室に複合機を設置し、データ収集を行っているところで あります。このほか、コード・フォー・ジャパン、会津乗合自動車株式会社など、連携協 定締結企業等との共創により、取組の具現化を図れるよう、引き続き連携を強化してまい ります。

次に、令和4年度の戦略の見直しにつきましては、町総合計画の後期基本計画の策定を 令和4年度に行うことから、これに合わせて、デジタル戦略を点検・見直し、後期基本計 画との整合を図ってまいります。

次に、行政のDXのご質問にお答えいたします。

まず、事務事業や業務改善の来年度の取組についてでありますが、オンラインで申請・ 届出等が可能な電子申請の手続の拡大を図るほか、給与事務業務効率化に向けた勤怠管理 の検討、さらに全庁業務量調査の結果を踏まえ、各課、職員一人一人が主体となり、実施 が可能なものから順次取り組み、業務改善を図ってまいります。

次に、職員の人材育成については、今年度、戦略的・効果的な情報発信に向けて職員の

スキルアップを図るため、情報発信に係る研修会を開催したほか、町LINE公式アカウント、チャットツールなどの導入に当たって職員説明会を実施してきたところであります。 また、来る3月24日には、デジタル技術を活用した協働のまちづくり講演会の開催を予定しているところであります。

町といたしましては、引き続き、職員のデジタルに係る知識や活用能力の向上はもとより、事務事業・業務のデジタル変革に必要な知識やスキル向上に向け、職員の人材育成と能力向上に努めてまいります。

次に、会津地域自治体広域連携指針についてのご質問にお答えいたします。

本指針の策定目的でありますが、人生 100 年時代における、会津地域の全ての住民の皆さんの、健康で文化的な満足度の高い生活を実現し、地域経済が持続的に発展できるようデジタル技術などを活用し、事務事業の効率化や標準化、地域の課題解決等を広域連携で進めることを目的として、去る1月21日に、会津地域13市町村と県の会津管内出先機関で組織する会津地域課題解決連携推進会議が策定いたしました。本指針は、市町村合併や職員の削減を前提とするものではなく、広域でのデジタル変革推進により、住民視点での顔の見える行政の推進、大規模災害等への対応力の強化などを図るため、管内の職員の指針として策定されたものであります。

町といたしましては、町デジタル戦略に基づき、各種事業を推進するとともに、今後、 広域での業務の標準化・効率化や災害等危機への対応などにおいて、本指針に基づき、県 及び会津13市町村と連携を図ってまいる考えでありますのでご理解願います。

次に、協働のまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

町では現在、協働のまちづくり推進委員会と、まちづくりデザイン会議において、町民の皆さんと行政が一体となり、町の課題解決や活性化に向けた議論を重ねながら、協働によるまちづくりを進めているところであります。

本年度の活動といたしましては、まず、協働のまちづくり推進委員会では、町民の皆さんがまちづくりを自分ごととして捉え、自ら行動するという意識を高め、民民連携、官民連携により、小さくても成果を出すことを目標に、それぞれのテーマに沿って取り組んでおります。

具体的には、「高校生や女性も居心地のよい野沢駅」、「野沢をチャレンジングな町・元気な町へ」、「多様な交流の場をつくる」、「持続可能な西会津モデルの農業経営体づくり」の4つのテーマに分かれ、西会津高校生と合同での駅の再生・活性化をはじめ、チャレンジしたい人と応援・協力したい人をマッチングする西会津版クラウドファンディングの仕組みづくり、年齢を問わず、町内外の人が出会う交流の場づくり、経営スキルを学ぶ学習会の開催など、それぞれグループ活動を積極的に展開してまいりました。

また、まちづくりデザイン会議においては、町なかに不足している機能の発掘、機能強化につながる方策等を検討し、町民の皆さんと行政が取り組むべきこと、目指すべき方向性などについて意見交換を行い、野沢・尾野本地区の中心エリアの魅力化・再生と中核的人材の発掘・育成に向けて取り組んでいるところであります。このデザイン会議は、「移動」、「拠点」、「ネットワーク」、「交流」の4つのグループに分かれ議論を深めており、ゆっくりまちを巡れる移動方法、多種多様、趣味も様々な性格を持った人が来ていいところと感

じられる拠点づくり、地域おたすけネットワークシステムの構築、人と人を交流させるマッチングアプリについて、それぞれ検討を行ってきたところであります。

これら両組織において、議論・検討している内容と合わせ、町の若手職員研修として実施しておりました政策形成能力向上研修での検討内容の情報共有を図るため、去る 11 月 20 日、元内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局長の高橋文昭氏をお招きし、初めての試みとなる町民の皆さんと町職員による合同活動報告会を開催したところであります。

今後も情報の共有を図りながら、提案された内容について、さらに議論を深め、その実現に向け、町民主体の協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、令和4年度の活動につきましては、協働のまちづくり推進委員会では、各委員の皆さんのアイデア、意見、まちづくりへの思いを大切にし、グループが主体となった検討会、勉強会や研修会の実施、また、活動の情報発信を行い、取組を実現できる各グループ活動を引き続き、町が支援してまいります。

また、まちづくりデザイン会議では、各テーマでの検討作業を継続し、現在策定中の中心エリア整備構想の下、町中心部やその周辺地区の課題を町民の皆さんと共に考え、共に解決する官民連携の手法を用いて人と施設、施設と施設がつながり、町内外から新たな人の流れを生み出す、持続可能な活気あるまちづくりを目指し、取り組んでまいる考えであります。

次に、総合計画・後期基本計画との関わりについてでありますが、現行の町総合計画は、 前期4年間の基本計画が令和4年度で最終年度を迎えることから、来年度中に、令和5年 度から7年度までの3年間の後期基本計画を策定してまいります。

後期基本計画の策定に当たりましては、総合計画検討会議を立ち上げ、協働のまちづくり推進委員会や、まちづくりデザイン会議で進めてきたまちづくりを自分事として考えるといった機運をさらに高めるとともに、町民参加を基本に、協働によるまちづくりを一層推進し、策定作業を進めてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。
- ○商工観光課長 1番、荒海正人議員の移住定住政策についてのご質問にお答えします。 まず、1点目の令和3年度の実績と令和4年度事業についてですが、町では今年度より、 にしあいづ移住・定住総合支援センターの相談窓口を商工観光課内に移設し、移住コーディネーターとして専任の会計年度任用職員1名を配置し、運営しております。

主な取組としましては、移住に係る各種相談業務のほか、空き家やアパートなどの情報 収集と提供、お試し移住住宅の管理と移住体験プログラムの提供、ユーチューブやSNS 等を活用した移住PR動画の配信、首都圏での移住イベントへの参加、成人式での新成人 へのアンケート調査などを行ってまいりました。

その結果、本年2月末現在の移住相談数は、延べ114件、移住者数は13名であり、平成27年度からの累計では、相談数で延べ674件、移住者数は75名となったところであります。

なお、この件数等につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略、及び西会津町総合計画の目標値を上回る実績となっております。

令和4年度につきましては、「にぎわい番所ぷらっと」への移住相談窓口の開設や移住サポーター制度の導入など、移住者からの相談やフォロー体制をより一層充実するとともに、移住専用ホームページのリニューアルやSNSの効果的な活用により、情報発信の一層の強化に努めてまいります。

また、移住者の住居や仕事のニーズに応えられよう各種施策の構築にも鋭意取り組んでまいる考えであります。

次に、2点目の支援制度の充実や拠点整備についてお答えします。

まず、空き家の利活用につきましては、空き家バンクの登録物件数は、2月末現在で2件であり、このほか自治区長等への聞き取りによる空き家物件の掘り起こしも行うなど、空き家バンク以外の物件情報についても独自に収集し、移住者へ提供しているところであります。

また、空き家の改修等に対する空き家整備費補助金につきましては、売買物件はもとより、賃貸物件も補助の対象としております。

今年度から登記や相続に係る経費も補助対象として追加したほか、補助上限額の上乗せなどの拡充を図ったところであり、今後も移住者のニーズに合わせて、随時見直しを行ってまいる考えであります。

次に、就業や継業等への取組についてでありますが、無料職業紹介所や移住体験プログラムを通じて移住者へ就業機会の提供を図るほか、令和4年度では、移住者を雇用した企業への補助金の新設や創業に対する伴走支援の強化、さらには町内事業者の継業に関する意向調査などを行っていくこととしております。

また、テレワークやワーケーションなどへの対応といたしましては、「にぎわい番所ぷらっと」のコワーキングスペースの利用促進を図るとともに、その結果を検証し、空き家や遊休施設を活用した拠点整備等につきましても、先進事例や補助制度等を調査しながら検討してまいりたいと考えております。

町といたしましては、人口減少への対策は本町の最重要課題であると認識しており、令和4年度においても移住定住の促進を対策の3本柱の一つとして、全力で取り組んでまいる考えであります。

- ○議長 1番、荒海正人君。
- ○荒海正人 順次、再質問させていただきます。

まず、デジタル戦略のほうから再質問させていただきますが、令和3年度、今年度の事業実績については、ご答弁いただいたとおり本当に全課と申しますか、役場全体に関わる事業も含めて、本当に幅広く取り組まれているというふうに思います。

個別の事業については、これまでも予算質疑であったり一般質問でも取り上げさせていただきましたので、今回の一般質問での再質問は、全体に関わるところについて再度、質問させていただきます。

まず、デジタル戦略をやられていく中で、やはり今まで懸念されてきた一つの部分として、町民の理解というところ、または町民の意識向上というところが、やはりすごく懸念されてきた部分です。

答弁の中にもデジタル教室であったり、よろず相談室のような取組も今年度やられてこ

られたわけですけれども、その辺りの町民の理解だったり、町民の意識向上の部分について、今後の事業、戦略を進めていくに当たって、どのようなお考えなのかということを改めてお示しいただければと思います。

- ○議長 企画情報課長、伊藤善文君。
- ○企画情報課長 お答えいたします。デジタル戦略の基本的な推進に関する姿勢ということで、お答えさせていただきたいと思います。

確かに議員ご指摘のとおり、デジタル戦略の推進に当たりましては、町民の皆さんの理解を得ながら進め、また、新たに構築するシステムなどについては、町民の皆さんが利用しやすい、そして、本当に必要なものであるかどうかということが重要であると、町としては考えているということでございます。特に、やはり高齢者の皆さんのデジタル技術対応に関する理解や利活用を支援するために、これまでケーブルテレビによる特別番組をはじめまして、広報、ホームページ、SNS、さらにはデジタル教室、後はデジタルよろず相談室など、様々な媒体をうまく活用しながら情報伝達・発信に当たってきたところでございます。

その発信に当たりましては、やはり分かりやすく、そして内容をかみ砕いて、そして若い皆さんから高齢者の皆さんまで、受け手の世代に合わせた方法によって行ってきたということでございます。

今後もそのような基本姿勢の下、進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただ きたいと思います。

- ○議長 1番、荒海正人君。
- ○荒海正人 町の事業と、やはり町民の意識が、並走していくことが事業を進めるに当たって、本当に大事だと思います。まだまだそこの部分、まだまだというか、これまで気を遣ってこられたのは、すごく理解します。引き続き町民の理解を得るという部分については、気を遣っていただきたいというふうに思います。

次に、ご答弁の中にはなかったのですが、デジタル戦略推進本部、この役場内での組織になるわけですけども、本部長を町長として取り組まれている組織ですが、この組織が、デジタル戦略推進に当たっては大きな役割を果たすものだというふうに考えています。

また、戦略の中には、全庁視点で取り組まれていく、全庁視点で戦略推進を進めていくということも示されておりますしという中で、このデジタル戦略推進本部、この位置付けがすごく大事だなというふうに考えている中で、この組織が、より機能することが、より求められると思っています。その理由としては、やはり全職員に対しての意識づけが、一番大きなところかなと思っていまして、先ほども申し上げましたが、全庁視点で取り組むという意識について、どのように全職員であったり各事業を広めていくに当たって、その意識の徹底という部分は、されているところでしょうか。

- ○議長 企画情報課長。
- ○企画情報課長 デジタル戦略推進本部の関係についてお答えいたします。

まず、町のデジタル施策並びにデジタル技術を活用した業務改革を総合的に、効果的に 推進するとともに、この重要事項を審議決定するため、先ほども議員申されておりますよ うに、町長を本部長といたしますデジタル戦略推進本部を設置しているところでございま す。こちらのほうにつきましては、デジタル施策に関する総合調整、後は戦略に基づく事業推進を図っているというところでございます。

また、デジタル戦略推進本部には、各課で調整などを行うために、各課の実務者等で組織いたします幹事会を設置しておりまして、こうした体制によりまして、これまでデジタル戦略の実施に向けて、町長を筆頭に、全庁を挙げてデジタル戦略を推進していくということで、推進体制は整備しているということでご理解いただきたいと思います。

- ○議長 1番、荒海正人君。
- ○荒海正人 これまでの議論でもありましたとおり、デジタル技術を活用するのは、あくまでもツールなんだと、手段なんだということで、目的は、町民の一人一人が取り残されない社会をつくるということが、やはり目的ですので、やっぱりそこに向けては、先ほども申し上げましたけども全庁視点で臨んでいくということが重要になります。デジタル戦略自体は、令和7年度までの計画ですけども、まだ始まって1年ということで、まだまだ基礎づくりの段階でもあろうかと思いますので、今後、意識醸成も含めて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、令和4年度にデジタル戦略の見直しも記されているというところで、今後、これまでの事業の経過も含めて行われるということでしたけども、具体的に各事業における目標数値等も今後示される予定なんでしょうか。その点についてお伺いします。

- ○議長 企画情報課長。
- ○企画情報課長 お答えいたします。いわゆる事業達成に向けた目標数値というような形のご質問でございますが、こちらのほうでございますが、いわゆるデジタル技術という部分につきましては、非常に状況変化とか、日進月歩と申しますか、すごく流れが速い分野でございまして、このデジタル戦略においては、いわゆる多角的な検討と柔軟な発想とか臨機応変の実行性を重視いたします○○DAサイクルというような部分を取り入れております。いわゆる○○DAルートを取り入れたということは、デジタル戦略の分について目標数値を設定することがなじむかどうかという部分も踏まえて考えておりまして、今後、そういう数値目標とかという部分が、本当に必要なのかどうかも踏まえて検討していきたいと思っております。
- ○議長 1番、荒海正人君。
- ○荒海正人 これから総合計画のほうも後期計画の策定作業が行われていくという中で、 これこそ本当に全庁視点で社会課題の解決に向けた具体的な数値目標というのも、総合計 画づてにデジタル戦略も並走して行うべきだというふうに考えます。ですので、いろんな 計画が横串に刺されるような形で、すごく複雑化していくだろうと思われますけども、そ この部分についても、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに考えております。これも 要望で収めておきたいと思います。

次に、職員の人材育成についてお尋ねしていきたいと思います。

先ほどご答弁の中にもありましたけども、デジタル戦略を行う上で、やはりデジタル人材の育成ということが必要だと考えています。デジタル戦略の定義としましては、デジタル戦略の本部の中にもありますとおり、デジタルリテラシー、要はICT機器を使えるかではなくて、戦力的にも町の課題的にも取り組んでいけるような人材育成が必要だという

ふうな趣旨が書かれています。

この中で、こうした文面を見ると、デジタル戦略でこれまで業務量調査も行われてこられましたけども、これまでデジタル戦略が策定される以前の事務事業調査であったり、事務改善等にもつながってくるだろうと考えています。そういった部分で、今後の職員の教育であったり、職員研修等について、これまでの部分も踏まえてお聞きしたいなと思いますので、これまでやってきたのは総務課でありますので、総務課長にご答弁いただければと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長 職員の人材育成のご質問にお答えいたします。

今までデジタル戦略が策定される前の職員の人材育成につきましては、各種研修会、職員研修を実施してきたところであります。その中には、福島自主研修センターの研修、その他、外部の研修、それから、職場内研修につきましても説明含めてやってまいりました。

先ほど町長から答弁申し上げましたとおり、デジタル戦略が策定されまして、具体的な研修内容につきましては、まだはっきり決まってございませんけども、様々な研修を通して職員のデジタルに係る知識等の向上、さらには事務事業、業務のデジタル変革に必要な知識・スキルの向上に向けて、今後は人材育成に取り組んでいくということでございます。

それから、業務改善の部分でございますけども、令和元年度、全庁を挙げまして事務事業の見直し、使用料手数料の見直し、業務改善などの行財政改革を行いました。その中で、改善された部分もございますけども、そのときの見直しの中では、外部委託、それからデジタル化によります労力の削減などにつきましても検討されました。今後でありますが、デジタル戦略が策定されまして、それらの見直しが加速化されるのではないかと考えてございます。

あと人材育成も今後取り組んでまいりますけども、専門職の採用についても、今後、十 分検討しなくてはいけないのかなと考えております。

以上です。

- ○議長 1番、荒海正人君。
- ○荒海正人 このデジタル人材一つとっても、本当にデジタル戦略が全庁視点で取り組まれているとおり、全庁視点で考えられる人材、要は、私も使っていますけどもタブレットだったり新しい技術を使えるかどうかというよりかは、やはり先ほどからも申し上げているとおり、最終的に町民の人たちが、本当に豊かな、誰一人取り残されない、そういった社会を目指すという目標から逆算して、それぞれの事業を考えていくと。それが先ほど課長が言われたOODAサイクルであったり、PDCAサイクルにもつながってくるんだろうと思いますけども、そういった人材育成、また、先ほど総務課長も答弁いただきましたけども、イコール業務改善にもつながってくるというふうに思いますので、そこはデジタル戦略から端を発して、様々な部分でも同じような考えの下、進めていただきたいというふうに考えています。

デジタル戦略については、これからもまだ始まって、策定されて1年が経過されたということで、今後の取組についても幅広くやられていくということですので、今後の取組についても注視していきたいというふうに考えています。

次に、協働のまちづくり事業についてお尋ねします。

こちらも個別事業に関しては、理解しました。本当に今、町民の皆さんも参画して、勢いがある事業の一つだと思っています。

それで一つ思うのが、それぞれのグループの取組について、私も発表会に参加させてもらって、すごく秀逸なアイデアばかりで、とてもいい状況ができているんだろうなというふうな感想を持っているわけですが、今後の展望としてというか今後の課題として大事だなと思うのが、今、グループとして動いている中で、これからはグループのメンバーではなくて、本当に仲間として、仲間意識をつくっていくということが重要だと思います。要は、今までも同じような事業があったわけですけども、事業が終われば顔が知っているぐらいの仲に戻ってしまうというのが、やっぱりこれまでの流れでして、そこからさらに一歩進んだ仲間意識をどうつくっていくか。これまででいったら、青年会だったり青年団みたいな組織があったり、また一方で、消防団も同じ意識を持ったコミュニティーとしては、同じようなものかなと思っているわけですけども、そういった仲間意識を今後育んでいくための仕掛けというか、取組としてはどういったものがあるんでしょうか。

- ○議長 企画情報課長。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

今現在、協働のまちづくり推進委員会並びに、まちづくりデザイン会議という形で、委員の皆様が協力し合いながら、様々な課題解決に向けました意見交換をしているわけなんですが、確かに議員がご指摘のとおり、仲間意識と申しますかグループという部分は、確かにつなぎは、協働のまちづくりの中では、広げていくためには大変重要なものと、町としても認識しているということで考えております。そのような中から、その活動についても、確かにあのような発表会の開催等、様々な情報発信をしながら、広く町民の皆さんにお知らせしながら、成果が形になるような形でグループをしていきたいと思いますが、その方々が、また周りを巻き込むような形も重要ではないのかなというふうに考えておりますので、その辺も踏まえまして、十分に町として支援しながら、グループ活動が活性化になるよう努めていきたいと考えております。

- ○議長 1番、荒海正人君。
- ○荒海正人 今、ご答弁いただいたとおり仲間意識をつくりながら、周りを巻き込んでいくというような事業になれば、本当に理想な形だなと思いますので、ぜひそういった取組をしていただきたいというふうに思います。

あわせて、その仲間意識という部分では、これ一つ提案ですけども、今はそれぞれテーマごとのグループ分けされているかと思いますけども、今、まちづくりデザイン会議でもありますとおり、地区ごとのグループだったり、地区ごとの課題に取り組む案件もいいのではないかなと思います。

実際、今、私が住んでいる奥川地区でも同様なまちづくり会議の流れができている中で、 仲間意識をやっぱり増やしていくためには、それぞれの地区で住まわれている人ごとにつ くられてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

- ○議長 企画情報課長。
- ○企画情報課長 お答え申し上げます。

いわゆる各町内の5地区に分かれて、その協働の仕組みを入れてはどうかというような部分でございますが、現総合計画の中には、まちの5地区の将来イメージという部分を掲載しているということでございますが、一応、こちらのほうも後期基本計画の部分になりますが、その内容については、やはり十分に点検・見直しを行った上で、今現在のコロナ禍とかデジタル技術という部分を、社会情勢の変化を踏まえながら、その5地区の方向性を見いだしていきたいなとは思っておりまして、それを担う組織として、総合計画検討会議というものを設置を予定しております。その中で、バランスよく各地区の代表者等を集めながら、その議論を深めていきたいという考えでございまして、皆さんが仲間をつくりながら、その地域で活動するという分に対しては、全く町としても大変歓迎なものでございますので、そういうような形の方向になれば、町としても大変ありがたいと思っているところでございますので、そういう機運がつくれるように支援はしてまいりたいと考えております。

- ○議長 1番、荒海正人君。
- ○荒海正人 やはり西会津全部だと範囲が広くて、より細分化されると、より自分の暮ら しにも直結してくる部分があると思いますので、そこで未来に向けての考え方にも恐らく つながっていくだろうと。これまでやってきた暮らしと、これからの未来の流れも一緒に つながるんだろうと思いますので、テーマごとプラス、地域ごとでも一緒に深めていただ きたいというふうに思います。これも要望として、させていただきたいと思います。

次に、残り10分ほどですけども、移住定住について幾つかご答弁いただいた内容について、主に提案として、ちょっと再質問させていただきたいんですけども、まず、空き家バンクのことについてご答弁いただきましたけども、空き家バンクのホームページを見ると、今登録されている物件が2件なんで、2軒しかないと。それでも個別には、空き家バンク登録に至ってない物件もフォローしているということでご答弁いただきましたけども、そういった物件も、今後、選択肢の一つとして移住したいと思ったときに、一番最初にのぞける場所に出せないかなと思っているわけです。私も関わっておりましたので、かねてからそういうふうに考えておりましたけども、手続上というか、登記の問題等いろいろな問題があるのは承知しておりますが、いまだ登録に至ってないような物件も見える化していくようなお考えだったり取組等があるのであれば、いいかなと思うんですけども、その辺りの点についてどのようにお考えになっているでしょうか。

- ○議長 商工観光課長。
- ○商工観光課長 荒海議員の移住定住に関しての再質問にお答えさせていただきます。

空き家バンク以外の、空き家バンクで公開している以外の物件情報も町で持っているんであれば、それも公開して見えるようにしたらどうかというようなご提案かと思いますけれども、個別にご相談いただいた移住者の方などに、こういったものがありますよというふうに現在もご紹介してるところでございます。

ただ、広く公開するとなりますと、やはり不動産業者が仲介していない物件につきましては、連絡先は、じゃあどう公開するんだと。個人情報を公開してしまうような形になってしまいますので、なかなかそういったハードルがあって、公に公開することが難しい部分が一つございます。

また、町が不動産の仲介に関しての法的な手続を取れる資格も持ってございませんので、 その辺での難しい問題も一つございます。

ただ、今、空き家バンクに登録して、公開している物件以外でも、ほかの不動産会社、 坂下とか若松の不動産会社が、西会津の物件を実際に売買しているというような、そうい った実態もございます。

したがいまして、現在、空き家バンクで協力をお願いしている不動産業者以外の不動産業者が取り扱っている物件を町のほうで公開できるかどうか、そういった他の不動産会社にも働きかけをしながら、連携が取れるか、今後調査をしてまいりたいというふうに考えございます。

以上でございます。

- ○議長 1番、荒海正人君。
- ○荒海正人 検討していただけているということで、お願いしたいと思います。

事例として申し上げますけども、北海道だったり、四国、移住者が増えているところでは、空き家バンクという同じような名前であっても、例えば紹介は無制限でしますと。ただ、手続であったり具体的な契約は、地域内の企業を紹介しますんで、後は個人責任でやってくださいということでやっている場所もあったり、全国いろいろ見渡すと、かなりな空き家バンクの種類もあります。

また、前回の議会でも同僚議員が話しましたけども、空き家バンクにつながるような新しい取組、例えば町が物件を借りて、改修して、それを貸し付けるというような事例だったりもあります。こういったものであれば、権利関係は全て町ということになりますけれども、こういったことも、今後、人口流入を広く増やしていく上では、ひとつ考えていく部分かなというふうに思いますので、今後の空き家バンクの制度自体の検討も含めて、考えていただきたいなと思っているところです。

次に、ちょっと確認だったんですけども、すみません、私の把握していた情報が間違っていたかもしれないので、その場合はご指摘いただきたいんですけども、賃貸物件への改修についてです。

先ほどの答弁だと、移住したいという方が借りて、空き家を借りる場合、賃貸契約でも 空き家補助、空き家の改修補助が使えるということでご答弁いただきましたが、昨年度、 令和2年度まではそうではなかったかと思ったんですけども、令和3年度からそういう事 業内容に変更されたかについて、確認です。

- ○議長 商工観光課長。
- ○商工観光課長 賃貸物件への改修の補助についての再質問にお答えさせていただきます。 移住者が住居を求めた場合、中古住宅等を取得した場合については補助がございます。 改修についての補助はどうかと申しますと、物件のオーナーが、物件の所有者が、その物 件を売買あるいは賃貸を考えている場合に、それに改修が必要だという際に、その改修に 対しての補助はあるということであります。

したがいまして、移住されてきた方が、例えば一軒家を借りて、それを改修したいと。 それは補助はあるかということにつきましては、現在は補助制度がないということでございます。 ただ、県のほうではそういった補助制度もあって、活用されている方もいらっしゃるというようなことになってございます。

- ○議長 1番、荒海正人君。
- ○荒海正人 様々なメニューを出していくことが、移住したいと思っている方にとっての 選択肢にもつながっていくかと思います。いろんな自治体を見ても、やはり選択肢の多い ところから移住の実績も上がってくるようにも見受けられますので、ぜひそういう補助制 度の支援制度についても、今後、検討していただきたいというふうに思います。

残り2分程度になりましたので、最後に、移住定住に向けての問題意識について、最後、 町長にお尋ねして終わりたいなと思うんですけども、実績として、今年度は13人としてあ りましたけども、このままいけば、人口ビジョンの目標達成のラインには乗っかっている ということでしたけども、その人口ビジョンのラインも、今後考えていく内容かなと思っ ています。というのも、人口ビジョンでは、令和22年に3,800人という目標が掲げられて いて、それを達成しても、その後、脈々と人口が減少していくという流れが出てきていま す。ですので、それをどこかしらのタイミングでは、やはり安定かつ人口の安定化をさせ てなければいけないと思っている中で、こうした目標数値、今総合計画にもありますけれ ども、目標数値であったり、現状もう少し厳しいものだということを把握していただいて、 今後の事業に取り組んでいただきたいなと思っているところです。

そういった現状の問題意識について、最後、町長からお考え、お伺いします。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 ただいまのご質問でございますけれども、今まで答弁申し上げてきましたけど、町の最大の課題は、人口減少、この問題については様々な対策を講じてきたわけでございますけれども、毎月1日に町の人口と世帯数の結果が出てきます。これを見ますと、毎月減少している。さらに5年ごとの国勢調査、平成27年に行われて、令和2年に国勢調査が行われたわけでありますけども、この国勢調査の平成27年が6,582人、令和2年が5,770人ということで、この間の5年で812人減少している。年平均で162人減っているんですね。
 - 一方、いわゆる子供の出生数でありますけれども、多いときで 37、8人、少ないときで 25、6人、この 5 年間で出生したのが 153 名、大体 1 年平均で 30 人。
 - 一方、死亡者数が、大体1年に平均で154人。ですから、差引きすれば、もう120人は 毎年減っていくという状況にあるわけであります。

この減少をどう、いわゆる水準で止めるかというか、西会津町の人口の適正な規模というのは何人にすればいいのかということでありますけれども、統計、総合計画の中では3,800人、その前の国が示した人口では3,440人ぐらいの人口だったと思いますけれども。これをどのラインで止めるかというのは、非常にこれは難しいところでありますけれども、やはり西会津町が将来に持続可能なまちとするには、私はやっぱり最低でも4千人以上、あるいは、できれば5千人ぐらいで止めたいなと、そういうふうに思っています。それを実現するには、私はいつも人口減少対策で言っているのは、三つあるなと思っています。

一つは、いわゆるここに生まれた人が、ここでしっかり定住できるような環境を整備する。それは生まれてからの何ていいますか、いろんなライフステージに合わせた町の支援

策があるわけでありますけども、ゼロ歳からいろんな支援やっていて、教育、そこに今度は結婚から子育て、さらには、いわゆる終末までというか、そういうライフステージにおいて、いろんな町の支援策が、私は他の町村よりもすごいことを実施しているなと思っているんですね。ですから、ここに生まれた人たちが、ここにしっかり定住するためには、やはりそういう教育と、それから仕事、それから子育て、教育と。教育も2回言ったかもしれませんけど、そういうことが、まず大事だと。

二つ目は、今現在ここに住んでおられる方が、健康で長生きするためにしてもらわないといけない。そのためには、健康づくりをしているわけでありますよね。ですから、健康で長生きすることによって、私はこの人口の死亡率をもう少し、死亡者数を下げないといけないというように思っています。

三つ目は、町外から西会津町に移住・定住していただける、そういう環境の整備をしないといけない。それには今言った空き家の問題もありますけれども、そこには仕事、あるいはいろんなライフステージに応じて町の支援策を、しっかりした支援策の、いわゆる整備をする。あるいは、働く場所、今コロナでワーケーションとか、あるいはテレワークであるとかありますけども、そういういろんな環境を整備することによって、町外から人が来ていただけるような魅力のあるまちづくりにしないといけない。

こういうこの三つをやらないと、なかなか人口の歯止めがなかなか難しいと私は思っています。減少率を抑えるという意味では、この三つをやっぱりしっかりやらないといけないなと、そんなふうに思っておりまして、これもこの三つ、総合的に進めないといけないということで、今様々な対策を講じているわけであります。

ですから、これはなかなかそんな簡単ではありませんけども、ただ、コロナの感染症の問題が起きて、私はいいチャンスだなと思っています。これも2年前から、このチャンスを生かさないといけないなということで、いち早くデジタル戦略をつくって、それを何ていいますかデジタル戦略のまちづくりをしないといけないということで、進めたわけでありますから。そういう意味で、やっぱり他の町村に先駆けて新しいまちづくりをしていくことによって、それが全国から、あるいは首都圏から西会津町に来ていただけるような、そういう環境にしないといけないなというふうに思っておりますので、これから、これもなかなか行政だけではできませんで、いろんな外の力を借りないといけませんし、これまでいろんな協定を締結したいろんな企業があるわけでありますから、そういう企業の皆さんのお力を借りながら、この西会津町の人口をやはりもうこれ以上といいますか、3,800人とか3,400人とかいうことじゃなくて、しっかりした対策を立てながら、5千人ぐらいにしていきたいなと、私の希望でありますけど、その希望に向かって、しっかりこれから対策をしてまいりたいなと、そんなふうに思っています。

- ○議長 1番、荒海正人君。
- ○荒海正人 超過して失礼しました。 以上で、終わります。ありがとうございました。
- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 皆さん、こんにちは。4番、秦貞継です。 本日は、事前の通告に従い、町側に質問したいと思います。

質問内容は、町が目指す教育についてであります。

昨今、複雑・多様化する現代社会を生き抜く子供たちを育てることや、未来の西会津町を支える人材を育成することは、大変重要と考えます。町の教育について以下の点をお伺いいたします。

- 一つ目として、どのような子供を育てたいと考えるか。
- 二つ目として、これまで取り組んできた教育施策の成果と課題は。
- 三つ目として、子育て世代への支援の成果と課題は(福祉施策を含む)。
- 四つ目として、よりよい教育を目指すには何が重要と考えるか。
- 五つ目として、西会津高校の活性化について、これまでの取組の成果と課題は。 以上であります。

町側の明快な答弁を求めます。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 4番、秦貞継議員の町が目指す幼少期からの教育についてのご質問にお答えいたします。

初めに、1点目のどのような子供を育てたいと考えるかとのご質問でありますが、町教育委員会では、基本理念に「心豊かに 健やかで やり抜く力を育む 共育」を掲げ、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健康な体の育成」を3本柱として、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒の育成を目指しているところであります。

この基本理念を基に、小・中学校におきましては教育目標を掲げ、ますます予測困難な 将来を生き抜いていくためには、児童生徒自らが、育つ学校づくりを展開していくことが 重要であると考えます。

また、この基本理念、教育目標の達成のためには、これまでの学校の力だけではなく、 外の力を活用する産官学民との連携が重要であり、福島県内でも先進的な取組であり、注 目を集めているところであります。

具体的には、町工業会をはじめ、町が包括協定等結んでいる関係企業、文部科学省や県教育委員会、会津大学、地域の皆さんなどのご協力をいただいており、さらに埼玉県戸田市とは教育交流提携し、子供同士の交流や教職員の研修でも連携・支援を受けております。これらにより、本町の目指す子供像である「挑む心とやり抜く力で、未来を創る西会津っ子」を育ててまいりたいと考えております。

次に、2点目のこれまで取り組んできた教育施策の成果と課題はとのご質問でありますが、本町では、国が進めるGIGAスクール構想に対し、国の補正予算や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、1人1台のタブレット端末の配付や全教室への電子黒板の設置、さらに学校内の高速通信ネットワーク整備が完了し、県内でもトップクラスのICT教育環境が整備されております。活用におきましても、他市町村に先駆け、ICT支援員の配置や学習支援アプリの導入、タブレット端末の家庭への持ち帰りなど、学校での学びと家庭学習によるハイブリッド型の新しい学びや個別最適な学びが実践できているところであります。

また、本年度で5年目となった地域学校協働本部事業においては、町内の様々な団体との連携など地域全体で子供を育成する活動が評価され、平成30年度に文部科学大臣表彰

を受賞し、さらに本年度には、家庭教育相談室「こころのオアシス」による児童・生徒や 保護者を対象とした相談や支援、学習機会の提供や食育活動など、様々な取組が認められ、 家庭教育支援分野での再度の文部科学大臣表彰を受賞したところであります。

このほかにも各種事業に取り組んでおりますが、全国学力学習状況調査やふくしま学力 調査、リーディングスキルテストにおいて、児童生徒の確かな学力の伸びが見られること から、それぞれの事業で求める成果が着実に現れていると認識しているところであります。

一方、課題につきましては、子供たちのタブレットの管理や活用の約束、さらに教員の スキルアップ等の研修の充実が挙げられます。

次に、4点目のよりよい教育を目指すには何が重要と考えるかとのご質問でありますが、 教育の基本に「不易流行を融合・継承する」を掲げています。学校教育に加え、幼児期からの教育が重要であると考えているところであります。

具体的には、主な教育の不易の学習では、小学校における地域の力を活用した「校外学習」、中学校の「アントレプレナーシップ教育」、町教育委員会の「西会津こども研幾塾」など、西会津の歴史や文化、自然、産業等を学ぶ体験活動を実施しております。

流行では、先ほどご答弁申し上げました産官学民の連携のほか、国際社会に対応できる 豊かな人間性を身につけさせるため、英語教育・異国文化体験事業など、本町独自の施策 を実施することで融合・継承を図ってまいりたいと考えております。

また、幼児期からの教育につきましては、福祉との連携した取組として、こども園との保・小・中連携協議会の開催や学校教育アドバイザーと幼児教育・保育アドバイザーを中心とした保、小・中学校の協働事業を展開しておりますのでご理解願います。

最後に、西会津高校の活性化について、これまでの取組の成果と課題はとのご質問でありますが、まず、これまでの西会津高校への支援につきましては、平成20年度より、順次、西会津高校活性化対策協議会で決定した支援策として、一つ目に、通学費の補助や通学バスの運行、二つ目に、大学等への進学に係る進路対策、三つに、無利子での奨学金貸与、四つ目に、部活動等教育活動への支援、五つ目に、海外への修学旅行にかかるパスポート取得、六つに、生徒の相談相手となる地域おこし協力隊の配置など、様々な支援をしてきております。さらに本町では、新たな取組として、七つに、町地域学校協働本部の地域コーディネーターによる地域人材の外部講師派遣や、八つ目に、地域活動における生徒移動のための町スクールバスの貸出し、九つに、西高生全員へのタブレット端末の貸与など、生徒それぞれの将来の夢が実現でき、魅力ある西会津高校となるよう、多くの支援をしてきているところであります。

これらの支援につきましては、西会津高校の生徒、保護者、教員による学校評価アンケートにおいて、地域おこし協力隊の配置による相談体制の強化や地域人材の外部講師の活用などが高い評価を得ているところであります。

また、西会津高校は、令和2年度にコミュニティスクール制度を導入したことから、地域の教育資源を活用し、地域課題の解決に取り組む探求的な活動が活発化してきております。

町といたしましては、今後も引き続き、このような西会津高校の主体的な取組に対して 支援していくとともに、課題である生徒数の確保対策についても、西会津中学校や西会津 高校同窓会などと連携を図りながら、魅力ある学校づくりへの支援を行っていく考えでありますのでご理解願います。

- ○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。
- ○福祉介護課長 4番、秦貞継議員のご質問のうち、3点目の子育て世代への支援の成果 と課題についてのご質問にお答えいたします。

町では、これまで子育て世代への支援として出産祝い金を創設し、令和4年度において、さらに拡充を計画しており、また、不妊・不育治療への補助や乳幼児家庭子育て応援金、保育料の完全無償化、放課後児童クラブ利用料の軽減、さらにはインフルエンザ予防接種費用の全額助成などの経済的支援に加え、こども園での保育・幼児教育の充実、子育てコミュニティ施設による屋内遊び場や集いの場の提供、子育て支援センターを拠点とした妊娠・出産から育児までの相談支援など、それぞれのステージにおいて子育て全般にわたる支援を行ってまいりました。

このような多種多様な子育て支援策により、子供を産み育てやすい環境の整備が図られ、 本町で子育てをしたいと思う子育て世代の定住などにつながっているものと捉えておりま す。

次に、課題につきましては、全国的な課題として、こども園の幼児教育から小学校の義 務教育へのスムーズな接続が挙げられます。

現在、この課題解決に向け、こども園と小学校、さらには中学校も含め、情報共有や相 互理解、子供や保育士、教職員の交流など、幼児教育・保育アドバイザーと学校教育アド バイザーが連携して、できることから実践に移しております。

また、家庭教育相談室「こころのオアシス」では、学校や家庭において不安を抱える子供や保護者の身近な場所でそばに寄り添い、学校や家庭での悩みや家庭教育の相談などに応じながら、つながる活動を展開しております。

今後は、保・小・中教育の一貫性を意識した活動が展開されるよう、新型コロナウイルス感染症への配慮を継続しながら、様々な機会と媒体を活用し、関係機関と連携して取り組んでまいりますので、ご理解願います。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 それでは、通告に従って、順次質問したいと思います。

まず、教育長にお伺いしたいと思うんですが、教育長が、ここ西会津に来て、随分、時間がたちましたけど、今まで教育長として頑張ってこられて、西会津に来て、これまでの感想というんですか、教育長が感じたことを、まず最初にお聞きしたいなと思います。率直な感想をお聞かせください。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 西会津に来て、4年目になります、4年がたちます。本当に西会津に来て、就任当時にお話ししたとおり、不易と流行を教育の基本にするという部分で、西会津の不易の大変多いことに大変感動し、また、地域力の高さに感動しております。そういう意味では、本町で取り組んでおります地域学校協働本部の中で、地域の教育力を十分に活動した取組が、先ほど申し上げたとおり文部科学大臣表彰を、また、こころのオアシスの表彰ということで、二度にわたる文部科学大臣表彰を受けたということは、全国で見ても高い活

動が評価されたというふうに感じております。そういう意味では、大変この4年間やりやすい中で、自分自身が、とにかく楽しみながら子供と児童生徒と一緒になって、教職員と一緒になりながら教育を進めていくということができているというふうに実感して、大変有意義な教育生活を送っております。

以上でございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 今度は町長にお聞きしたいと思います。

以前、私、こども園の質問だったときですか、町長、たしか就任成りたてだったと思うんですけど、こども園の、たしか運動会のときに町長の挨拶で言った言葉を覚えています。 あの当時のお気持ちと、今お気持ちの変わりはないかどうかお聞きしたいと思います。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 当時からの考え方に変わりないかということでありますけども、私はやっぱり全 ての原点は、教育だと思っています。

したがって、幼少時からの教育というのは、その人の、いわゆる人生、将来を左右する 大きな時間というのか期間というのか、そういう意味では、今の子供さんたちは、やっぱ り町の宝として、これからしっかり育てていかないといけないなという気持ちは、今もそ の気持ちは変わりはありませんので、教育を原点にしたまちづくりをこれまでしてきたつ もりでありますし、これからもさらに、その考え方をこれからも継続してやっていきたい と思います。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 最初に何て言ったか言えばよかったんですが、あのとき簡単です。わんぱくでもいい、たくましく育ってくれと言ったんです。どっかのハムやなんかのCMで聞いたようなせりふでもあるような気がする。私も全く同感です。やっぱり幾ら頭よくても体力があっても、人間性というんですか、人間社会で生きていくわけですから、周りの人から蔑まれるような、嫌われるような人間であってほしくない。やっぱり人から尊敬されるような、あの人のようになりたいなというような人間性を育成することが大事だと思いますし、文部科学省の学校教育基本法でもうたっていると思うんですけども、第1条、教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないと。全くそのとおりだと私も思います。

まず、基本となる人間性を学校、保育現場、それこそ先ほど福祉課長の答弁にもありましたけども、幼少期からきちっと一貫したそういった方向性を見いだし、前へ進むことは 大事だと思いますので、私もまた考えを述べさせていただきます。

次に、また教育長に戻ってお聞きしたいと思うんですけど、教育長は、教員に成りたてになったのは何十年前か分かりませんけど、その当時から、今現在どのように教育現場というのは変わったとお感じですか、お聞きしたいと思います。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 私が教員になったのは、昭和55年です。ですから、今からもう40年以上も前 の話になりますが、その頃は、教員というと経験と勘と気合とよく言われている、そんな

感じでの教育をしておりました。ですので、ひたすらそういう経験によったり勘によったり、また気合によって子供たちをしていたなというのが大変感じております。でもそれがゆえに子供との関わりについて、もう熱血教師という感じで取り組んでおりました。

でも今の教育は、やはり経験と勘と気合ではなくて、やはり教育によるエビデンス、しっかりとしたデータに基づいて、子供一人一人の個性を見ていくという、今までそういう視点がなったんですが、一人一人の個性を見ていく。個別最適な学び、そしてまた、友達と協同で学ぶ学び、その2点が非常に重要になってきているなというのを感じております。そういう意味では今の学校教育においても、かつては先生が子供を育てる学校だったんですね。一生懸命子供を育て、これからの時代はそうではなくて、子供が育つ学校、子供が自ら育っていくようなそういう学校に仕向けていかなきゃいけない。そういう意味では、先生方も今までの教育観での指導ではなくて、新しい教育観に基づいて児童生徒を教育していくということがポイントになってくるかと思います。そういう意味では、この令和の時代の、またコロナ禍を経験した中で、大きな教育の転換点に今来ている部分で、教育も大きく今変わろうとしております。そういう意味では、大きな転換点に当たりながら、教育長という立場で活動できることに大変光栄に感じております。

以上でございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 これ私の考えは古いのかもしれませんけど、子供というのは、やっぱり子供だと思うんです。我々大人というのは、それこそ先生方に、保育園の先生方も含めてですけど育ててもらって、なおかつ、さらに社会に出て、自分は学校現場でこれがいいなと思っていたものが、社会に出たら違うぞと。社会に社会のルールがあって、守り事があるんだぞというのをたたき込まれて、その上で自分たちがその中で生きていかなくちゃいけないという。自分は、判断できる状況になってからやっと成長したような気がするんですけど。子供って、結局、そういったこともまだ幼少期の頃なんかそうですけど、まだまだ教わって、教わり切れてない部分でもあるし、そういった子供たちが主体的にというのは、何ていうんですか、時代のギャップなのかもしれませんけども、ちょっとなかなか理解できないと思うんですけども、どういった意味で主体的というお言葉になるのかちょっとお聞きしたいです。
- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 主体的にという部分で、先ほど申したように今回のコロナ禍において、子供たちが与えられた学びをずっとしてきている。先生から与えられたということは、先生からの課題に基づいて学んでいたんですが、今般のコロナ禍、特に首都圏の緊急事態宣言で一斉臨時休業になった際に、子供たちは学校に行けない。じゃあ何を勉強するのかと。今までのそういう課題を出されたものに学んでいた子供だったので、自分からどう勉強していいのか、なかなか分からない。それで先生方は必死に輪転機を回して印刷したプリントを各家庭に郵送したり配ったりしながら、課題を出されて学んでいた。先ほど最初に申したように、子供を育てる学校だったと。そういう意味では、子供たちは受動的な活動が非常に多かった。今般のコロナ禍において、そのことが実感できて、そうではないんだ。子供が主体的に自分で勉強できる、そういう子供を創っていかないといけないんだ。そういう

意味での主体的ですので、今、議員がおっしゃるように全て何でもということじゃなくて、 自分がやろう、自分から学ぼう、自分から勉強しよう、自分から課題を見つけようという、 自分発の学びをしていかないといけないということでの自主的という言葉ということで、 ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 先生らしい非常に分かりやすい説明で、分かりました。なるほど。私、多分学校の授業といういんですか、学力の部分と人格形成の部分、そちらのほうは、人格形成の部分という部分に関しては、自主的というのはないと思うんです。ある程度はちゃんと道筋が必要ですし、ルールもあるわけですから。そこはちゃんと教えるべきだとは私は思うんですが、学校の学力に関しては、自分から疑問を持って学ぶ。もっと調べてみたいという意味ですよね、もっと深く。それは確かに、非常になるほどなと思ったので、理解したところであります。

ただ、私、何回も何回も実は教育長にお聞きしているというのは、もう一つ理由があって、保護者さんのお話、今回、この質問に至るに当たっていろんな人の話聴きました。学校の先生、今現役で頑張っている人、先生もね、退職された方もそう、あと保護者さんにも複数人数お聴きしました。教育長を見たことないという人がいるんですよ。今の教育長のような、私、今てっきりタブレットを推進しているすごく堅物な先生かなと、堅物とは失礼な言い方ですけど、真面目な先生かと私は思っていたんですが、やっぱりそういった教育長がどんな人かというのをこの地域の人たちにもっと知ってもらえれば、前に進もう、今、教育長が目指そうとしている、この町が目指そうとしているというのは、こういう方向なのかというのも、もっともっと理解されると思うんですよ。

というのは教育長、西会津町というのは、私、先ほど来、質問の答弁の中に出てくる産官学民というんですけど、連携と言っているんですけど、この町すごく人数が少ない分、連携ができている町だと思うんですよ。我々も、私もそうですけどPTAで学校がやろう、ああやろうと言ったときに、じゃあよし、みんなでやろうよ。子供たちが、例えば自分の同級生の親がちょっと子供の問題起こして悩んでいたといったら、落ち込むんじゃねえ、誰だって1回や2回転ぶことはあっから、そんなこと気にしねえで頑張っぺなとか、やっぱ声かけ合って連携できていたんですよね。

ただ、それが一歩前に出るには、今例えば教育長の方針に関しても、この人はこういう人で、こういう考えで、こういうことを目指しているんだなという、その人間に対する理解があって初めて、皆さんは、じゃあそういう人だったらもうちょっと話聴いてみようか。徐々に徐々に前に進むと思うんです。そういったところって教育長、今まで足りていたと思いますか。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 私自身、教育長という立場はどういう立場なのかなということを何度か考えた ことがあります。

そこで、教育長自らが、町民の皆さんと対応するというよりも、やはり教育長は、学校 という中を通しながら指導していく立場かなというふうに感じました。そういう意味では、 学校に関わり、校長先生を指導し、子供の中に入っていきながら、学校を通じて町に教育を浸透させていく。そこが大事なのかなというふうに考えました。教育長が自ら全部先頭に立っていくということではなくて、ある意味、黒子的に各学校にこういうふうにしよう、こういう方針で行こう、こういうことで学校を進めていこうという黒子的な役割でやっていくことのほうが大事かなと思っておりましたので、そういう意味でなかなか町民の皆さんと声をかけ合うということはなかったんですが。

実は先日、オンラインでPTAの代表の方たちもお話しして、ぜひそういうことで教育長の考えを知りたかったという話も率直に伺いました。そういう要望があれば、どんどん話をしたいと思いますが、教育長が先頭になっていくというよりも、私は学校が先頭になって、そこを下支えしていく黒子のようにやっていく、私は教育長が立場かなというふうに立ち位置かなというふうに感じながら、今やっているところでございますが。あわせて、先ほどのPTAの方の話がありましたように要請があれば、機会があれば決して出ていかないということではないですので、どんどんそういう意味では、お話をしていきたいと思っておりますが、基本姿勢は、今話したように学校を支える黒子でやっていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 私のときの教育長なんかは、やっぱりお酒の席で、あの当時はコロナなかったですから、お酒の席なんかで、やっぱり膝すり合わせる距離で、なかなか皆さん大勢の前では言えないことや、お酒が入った席だから本音でしゃべるような話をしていただいて、私も勉強させてもらいました。自分は、こういいなと思っていたものを教えてくれたんです。それというのは、その当時の教育長は、教育長という立場だったですけども、やっぱり階段を下りてきて、我々のような人間でもやっぱり寄り添って話をしてくれたんですね。そのときに、この人の話すごく分かるし、やっぱり協力したいなという機会があったんです。

確かに今、我々の年齢もだんだん次世代にもバトンタッチする側というんですかね、になりつつあるのもしれませんけど、そういったこの町の人と人のつながりというんですか、そういったもので前に進む方向性というのも私は失ってほしくないと思うんですよ。ですので、今、教育長、要請があればというお話でしたけども、なかなか言いづらいですよ。教育長とお話ししたいです。いきなりPTA会長さんや保護者さんの1人が声出してあげるということは、もしそういう機会があったら出ますといってもなかなか言いづらいとうのは正直なとこだと思います。そこら辺に関しても、今後、今ちょっと時間もありますので、ぜひお考えいただきたいなと思います。これは別に答弁頂きません。

あと今回、先ほど分かりました教育長、昔は熱血で、ガンガンやるような先生だと聞いて、私ちょっとほっとしているんですけども。

ただ、実は何点か疑問に思ったことがあったんで、今回、学校教育に関して質問したんですが、その1点目、少年の主張大会のときに、子供たちが登壇する際、町旗・校旗に誰も一礼をしてなかったというお話を、私、教育長に直接しましたよね。私はやっぱり子供の何ていうんですか、発表の場であることはよく分かるんですけども、そういったところ

で一礼をした、しないで人間がどう変わるかといったら、その一つの行動でどこまで変わるという、それはエビデンスはございませんが、そういったことを教えることも大事なんじゃないですかと、私はあのとき教育長にお話ししたと思うんですけども、その後、検討されて、今後、子供の主張大会の在り方というか、今私が指摘したことに関しては、どのような検討がなされて、今後どのようなお考えでいるのかを、まずお聞きしたいと思います。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 まず初めに国旗・国歌について、国旗・国歌法が 1999 年、平成 11 年に制定されたわけですけども、その中で、それを受けて学校における学習指導要領というものがあって、その中において国旗・国歌については、我が国の国旗・国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるというふうになっております。そういう意味では、学校教育においては、いろいろな機会、儀式等において国旗を掲揚し、国歌を斉唱するということでなっています。

学校では、国旗を掲揚し、国歌を斉唱することを指導するということになっておりますので、その意味で、当然各教科においても国旗・国歌を尊重するという精神は、社会科の授業とか音楽の授業とか、いろんな中で対応しております。

このたびの子供主張大会、これはあくまでも主張大会という大会でございましたので、 そこにおいて、今まで国旗の掲揚については恒例的に掲揚をしていたわけですけども、これは大会ということでしたので、これは儀式ではないということなので、来年度以降については、時間の短縮とかいろいろなものも全て考慮しながら、国旗については主張大会ということですので、掲揚はしないということで話をしました。

ただし、学校行事における卒業式とか入学式とか、そういう儀式においては、今言った 国の尊重する心を育てるということで、国旗また国歌を斉唱するということについては、 学習指導要領に基づきながらしっかりと子供たちに指導してまいりたいと考えております。 以上でございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 あのとき私、教育長にもう一つ言ったのは、たしかここにいらっしゃる町長、 議長も登壇する際、一礼をして上がり、その上でひな壇の上から自分の言葉を言ったと思 うんです。私は、本来そうあるべきかなと思っていました。にもかかわらず、子供たちの ほうには誰もしなかったと。

尊重する教育はしているということでございますが、大会であるとか以前の問題で、やっぱりそういったところでも、そこに礼をする意味、尊重する意味、そこには町旗もありましたよね。そこに関しても、やっぱ教える意味で、私は一礼させるべきじゃないのかなという意味で、自分の考えですけども、私は申し上げた次第でございますが、来年度以降はやらない方向で検討していると。その方向でよろしいですか。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 先ほど申しましたように式典という儀式ではなくて大会ということでしたので、 そこを考えながら、特段掲げるということではなくて、子供の主張大会という看板のみで やっていくということであります。子供たちも大変緊張しながら主張大会に臨むわけです

ので、そこでまた指導するということではなくて、やっていきたいと考えております。

やはり先ほどもう一点、学校教育の中においてやはり国旗・国歌に対する気持ちという 部分は、やはり醸成していく、育てていくということでございますので、無理強いをさせ て礼をしなさいとか、そういうことを指導するのではなくて、尊重していく。それをずっ と子供たちが育っていく中で、国旗・国歌に対する思いが伝わってくるのかなと。

例えば一昨年の東京オリンピック・パラリンピックとか、今現状の北京オリンピックとかパラリンピックにおいて、本当に国旗をその選手たちは占用し、自分は国の代表として取り組んでいる。その思いは、子供たちは十分感じております。そういう意味では、自分の国の国旗を大事にするととともに、他国の国もそういう国旗を、その国を尊重するという思いを学校教育、または家庭教育の中でしっかり育てておりますので、そういう子供たちが、だんだん成長していく中で、我々大人になった際には、当然そういうものが身についていく。ですので、儀礼的に、強制的にやるものではないということですが、先ほど申したように会の性質を見て、主張大会ということでしたので、大会という部分ですので、その辺のところをご理解いただいて、国旗は掲揚しないということに決定したということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 そうすると、じゃあ町長も議長も今度、礼しなくてよろしいんですか。その方向で町はお考えなんですか。何かちょっとどうなのかなと思いますけども時間もないので。不易と流行、私、お伺いした子供たちは、何か今まで登壇した人たちは、一礼して上がっていたと聞いてきましたんで、してなかった人もいましたけどね。それもどうなのかなと思いますけど、分かりました。ちょっとそれは、この議会の内容を聞いた町民の方々からも意見も上がると思いますので、その都度、また必要であればもう一回再質問したいと思います。

もう一点なんですけども、これも教育長にお話ししましたが、中学校卓球部の件です。 第31回福島県中学校選抜卓球大会、これは福島県卓球協会が主催する大会ですよね。要綱を見ましたけども、福島県中学生新人卓球大会でベスト 16 に入ったチームのみ参加できる大会であったと。指導者の方にもお話をお伺いしましたが、何か男子卓球部に関しては、16、7年来、一度も出られなかった。でも今回に関しては、入賞できたことで選抜大会に、この大会に出られるはずだったと。ところが、学校の都合で出られなかったというお話を聞いたんですけども、これはまず、間違いなく事実であったことだと思うんですけども、これは出る方法はなかったんですかね、お伺いします。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 今の大会について、大会があったことは知っておりますが、教育委員会の立場として、学校の部活動の大会に出るとか、参加するとか参加しないということについては、学校が判断することでございますので、教育委員会については、そのことは答弁することはできません。

以上でございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 学校現場のことというんですけど、学校現場で指導者に聞いたんですけども、

子供たちは出たかったと。指導者も出たかったと。しかも去年に至っては、女子は出ていたと。コロナでなかったんで、結局出る予定で準備はしていたけど出られなかったということだったんですが、学校現場の指導をするのも教育委員会じゃないですか。

例えばこれお伺いしたところ、担任の教員が行けないということだったんですけども、 私の子供も、部活動預けるという、そうでしたけども、自分の例えば部活動の担任がどう しても出られないときは違う先生が入って、じゃあ行っていただくとか、そういうことも やって、何とか子供たちのチャンスを大事にしたいなということで学校は取り組んできた と。今まで私は、自分の子供を預けているときは、そういう感覚だったんですけども、今 になってこんな話を聞いたので、そこら辺の指導する立場であるのではないんでしょうか ね、学校教育課で。そこをお伺いしたいと思います。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 今の質問にお答えします。

まず、議員がこのことについて、学校とよく話をされたのかどうか。教育委員会のほうは、そのことを学校と尋ねました。そうしましたら、12月の中学3年生の卒業の最後の会の中で、このことが議題で話がありまして、担当のほうから、学校側のほうから生徒、保護者に話をし、了解した上でなったということでございます。その外部指導者の個人的な感情はあるかもしれませんが、そのことを議員にお話をされたのかと思いますが、学校は、そのことを受けて、正式に大会について参加しないという教育委員会は報告を受けておりますので、学校側にはそのように対応したということですねということでの指導はしてまいりました。

以上でございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 説明したということですよね。出ないという説明をしたということですね。それを保護者さんにも説明したと。学校の都合だったということです。結局、本人たちは出るつもりで練習していたと聞いていますし、ごめんなさい、これ今、教育長のお話の中で外部コーチの個人的なお話というお話ありましたが、これ保護者さんからも聞きました。子供たちもやっぱり出たいと子供はいたという話も聞いています。ですけども学校から説明が、そういうふうにあったので、できない、どうしてもやむを得ないんであればということで納得されたというような私はお話を聞いています。これに関しても、例えば先生間の調整がもしできるんであれば、私は出れたんじゃないのかなというふうに思ったので、質問した次第でございます。
- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 部活動については、今現状、国のほうでも大変部活動の在り方について検討しております。

議員がおっしゃった卓球大会につきましては、1月の8日の連休中で、まだ学校が始まっていない時期でございます。当然その大会がもしあるとすれば、1月の冬季、冬休み中に練習し、その大会に取り組むんだと思います。そうすると、その大会に向けて、先生方はお正月の三が日も練習に入るというような、そういうことにもなってくるかと思います。そういう意味では、そもそも1月8日にある大会が、果たしてどういうものなのか。こ

れは中体連が主催する大会ではなくて、卓球協会が独自でやっている大会で、強化試合だというふうにお話を聞いております。そういう意味では、その趣旨を十分学校のほうも検討し、冬休み期間中、またはお正月の部活動のない期間中に無理に大会に向けての練習をするということはどんなもんだろうかということで学校は判断し、その上で学校側のほうは、大会に参加しなかったということを決定したんだと思いますので、そのことは了解していただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 子供たちは目標にしてきたと思うんですけどね。何か今の話だと学校現場、正月近くということもあるというお話だと思うんですけども、時間もないので。要は、子供のやる気、要はその大会に出る、その目標を持って頑張って、もう一歩前へ出させるチャンスであったと思うので、そういったところを大人はなるべきバックアップするべきじゃないのかなと思ったので、問題を提起させていただきました。また必要であれば、またこれも再質問したいと思います。

あと今、西会津町がICT、タブレット教育について今一生懸命に取り組んでいるところ、質問を変えてお伺いしたいと思うんですけども、このタブレット、今後あれですか、 先ほど町長の提案理由説明でもありましたけども、タブレットの持ち帰りというのは、これからどんどん、どんどん広げて、小学校1年生、2年生にも持って帰らせる予定なんでしょうか。お考えをお伺いしたいと思います。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 現状、3年生からタブレットの持ち帰りは進めてやっております。例えば春休みとか長期休業中においては、1・2年生についてもタブレットの持ち帰りも検討しているということでございます。

また、コロナ禍がどのようになるか分かりませんが、コロナの影響で学級閉鎖、または学校閉鎖、そういうような事態に陥ったときには、持ち帰りは、全ての学年でやっていくということで、今、 $1\cdot 2$ 年生についても家庭のインターネットのWi-Fi環境についても調査済みでございますので、春休みについては、持ち帰りをして、1年間のまとめをし、次の学年の準備をするということで検討しております。

以上でございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 そうすると春休みとか、常時持ち帰るような考えはしてないという理解でよろしいですね。要は、ふだんの小学校低学年ですね。今3年生からというお話でしたんで、1年生、2年生に関しては、常に持ち帰ることは考えてないということでよろしいのか、確認したいと思います。
- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 持ち帰りについては、今、1・2年生については負担になったりする部分はありますので、現状は持ち帰りはしておりません。今話したように長期休業の休み期間、または特別な学級閉鎖、学校閉鎖になった際には持ち帰るということで、通常は持ち帰っていませんので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 了解しました。

あと、例えばこれ議会でも指摘があったと思うんですけども、タブレットを例えば損傷させた場合の保護者の費用負担というのは、今どのようになっているのか。今ままで保護者負担を求めた金額に関して把握されていれば、今までどのぐらいの請求、何件に合計どのぐらい保護者に対して請求したのか。情報をもし把握しているんであれば、お示しください。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 お答えいたします。

タブレット等を活用すれば、破損したり壊れたりということは承知の上でございます。本町では、県に先駆けて、PTAによる互助会制度を立ち上げました。どこの市町村もやってないところで、本町初の取組でございますが、通常iPadの画面が、落としてしまった、踏んでしまって割れてしまうと、大体2万円ぐらいのものになります。これを保護者が負担するのは、大変高価なものなので、今申し上げたようにPTAで、それぞれ互助会を小学校、中学校立ち上げまして、その補助をしております。

それで、今言った画面の損傷の場合には、保護者負担を2割、後の8割を互助会のほうで補助をするということで進めております。例えば今申し上げたように、iPadの画面でありますと2万円ということで、保護者は4千円負担、1万6千円は、互助会のほうから回すというような例で、そんな感じで補助のほうを取り組んでおります。

損傷については、今話したように落としてしまったとかということで数件、タブレットの損傷等があって、直しているところもありますが、保護者については、その旨を十分ご理解いただいておりますので、自己負担の2割、最大マックス2割で4千円ということになりますが、そういうことで2割負担は保護者のほうにしていただくようになっております。

以上でございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 これ実際にちょっと名前は明かしませんが、請求いただいている人の保護者負担金額が出ているんですけど、1万以上です。これ修理費用、タブレット破損修理互助会が負担すると。ただし、上限2万円ですよ。ですから、例えば4万、5万かかった場合というのは、2万円差し引いた、例えば4万であれば2万円を保護者が負担しなくちゃいけないということですよね。これ結構な負担になりますよね、これもしなれば。この辺も例えば3年生、4年生、遊び盛りの子供ですよね。これ持って帰って、持って帰りなさいというのは、それこそ学校の学校教育課の指導方針なんでしょう。持って帰ってくださいね。勉強してくださいね。これで宿題やってくださいね。壊したら何でしょう、例えば何ていうんですか、ちょっとした修理でも1万、2万円かかってしまうんですね、今回の。この辺の負担に関しても、もうちょっと検討すべきじゃないんですか。やっぱり町がそういうように主導でやっているのであれば、そこまで安心して持ち帰りできるような環境を検討すべきだと思いますが、そこをお伺いしたいと思います。
- ○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 確かに高価なタブレットでございますが、やはり子供たちにも自己責任でしっかり管理をするということを教えることも教育になります。そういう意味では、通常の形で使ったりとか学校内で壊れてしまった、授業のところで壊れてしまった。または自然的に壊れてしまったという部分については、学校側も教育委員会と協議しながら、それぞれ事故報告書みたいな中で協議して、これは保護者負担なのか教育委員会のほうで、町のほうで予算を出すものかを協議して、学校側と協議しながら決定しております。

そういう意味では、全て保護者負担ということではなくて、その辺のところはやはり自己管理という部分も十分指導してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 なかなかそれができないのが子供なんですよね。遊んでいるうちにうっかりというのもありますし、そこら辺の負担に関しては、ぜひご検討ください。ちょっと時間もないので。

あと、これは一つ、保護者から出た、ちょっとほかの人から出たんですけど、タブレットの今回の購入に関して結構莫大なお金を使ったんですけども、今のタブレットが例えば 老朽化して新しい世代のソフトについていけなくなったときというのは、今後、国や他の 自治体、まさかうちの単費で今後の買換えのことはやらなくちゃいけないのかどうか、そ こをお聞きしたいと思います。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 今回のタブレット導入につきましては、国がGIGAスクール構想ということで、実は令和5年度までのものを今般のコロナ禍のために前倒しをして、全て国の補助金でやっておりました。

この更新時期は今現状、何年頃になるのかはまだ分かりませんけども、その辺については県の教育長会議とかいろんなところで、国に対して更新時期において、やはり国からの補助を出すということで要望等を上げておりますので、まだもうちょっと何年か先になりますが、その要望どおり国のほうにも進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 その要望はすごく大事だと思いますし、将来、町のとんでもない負担につなが りかねませんので、そこら辺、学校教育課だけではできませんけども、そこら辺もご検討 というかご努力をよろしくお願いいたします。

あと、今まで、今現在のここまでの教育の細々したところに関して、ちょっとおただし したところでございますが、何よりもこの町の教育、前回の私の一般質問でもお話しした と思うんですけども、こども園は福祉介護課、小学校から義務教育になると今度は学校教 育課、この垣根というのが私は問題なんじゃないのかなと。

将来はこども園から、小さい頃から中学校を卒業するまで、高校まで西会津高校があるわけですから、そこまで一貫した方向性を見た、なおかつそれを一つの課、もしくは一つの組織が見られる体制がいいんじゃないのかというふうにお話をして、その当時も、その当時の課長だと思いましたけど、できればその方向がいいと、望ましいというような答弁

をいただいたと思うんですけども、国でもこども家庭庁の検討をしているそうですけども、 うちの町に関しても、だんだんこういったことも検討すべき時期に来ているんじゃないで しょうか。もしくは検討しているんであればお示しください。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 お答えいたします。

1回目の答弁で福祉介護課長のほうからも答弁してあるかと思いますが、本町では、前 県に先駆けて保・小・中の連携協議会を設置し、既に3回ほど協議会を実施しております。 来年度は幼・保・小の架け橋プログラムという事業を今、進めておりまして、こども園か ら小学校、中学校への架け橋的につながりをしっかりつくる意味でプログラムを今、作成 中でございます。

そういう意味では、先ほど申したように、こども家庭庁の設置に先駆けて、本町ではこども園からの子供たちへの保育と教育について検討しているところでございます。 以上でございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 その連携に関しては、これまでもずっと現場の先生方は一生懸命頑張ってこられましたよね。ですけど、やっぱりそこからもう一歩、前に出るのであれば、やっぱり新しい課をつくるとなれば、これは町長の判断だと思いますけども、そういったものを町長も含めてやっぱり考えるべきじゃないのかなと。

やっぱりどっかで一貫してきちっと、その課であれば子供たちも、子供を持つ親も地域も環境もちゃんと見守って責任持ってやるという、国もそういうふうな方向にかじを切ったわけですから、そこは早急に検討すべきだと思いますし、そこは少子高齢化が進んでいる今この昨今ですから、なるべく早い決断をされたほうがいいし、一歩前に出る勇気を私は信じておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

やっぱりそれを続けて、我々が総務常任委員会の研修で高知に行きましたけど、どこに 行ってもそうですよね。生まれたときから大体、小さいうちはこういうものを醸成して、 次はこうしてああして、福島県でもそういった幼少期と小学校の低学年、高学年、さらに 中学校、高校というふうに続いて、教育指針というんですか、目指すべき目標というのは 掲げられていますが、やっぱりうちの町もそういったものを持って進むべきですし、あと、 ぜひそういったものが、ちょっと今、実は「ばんげ」をもらってきたんですけども、こう いったリーフレットにして分かりやすく保護者に説明し、先ほど来、申し上げているとお り、子供を持つ保護者の理解を得るべきだと思います。

最後に、その方向性をぜひご検討いただきたいと思いますが、答弁いただけますか。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 今、議員がおっしゃられたことは大変重要なことだと考えております。保・幼・小・中連携の内容をしっかりと町民の皆さん、また、もちろん保護者の皆さんに理解いただきながら、町の子供たちの教育をしっかりと、連続しながら子育てから教育までを安心してできるようなものをしっかりと形成しながら、先ほど子供等はワンストップという部分で話がありましたけど、今現状、大変、連携しながら取り組んでおりますので、それをさらに充実する意味で、何かしらの行政の組織をつくっていくことも今後検討してまいる

課題かなというふうに考えておりますが、いずれにしても今のリーフレットのようなそういうものを作りながら保護者にしっかりと提示していくことは大事かなと考えておりますので、今後とも検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 ぜひよろしくお願いします。西会津町の将来、もしくはこの国の未来を支える 子供たちの環境を守るというんですか、というのは我々大人の責任だと思いますので、そ こら辺に関してはしっかり責任を持って今後も取り組んでいただきたいと思います。

西会津高校に関しての質問時間がなくなってしまったので、それは先輩にお任せして、 私の一般質問を終わりたいと思います。

- ○議長 暫時休議にします。(12時09分)
- ○議長 再開します。(13時00分)

7番、小柴敬君。

○小柴敬 皆さん、こんにちは。7番、小柴敬であります。

ようやく春の日が感じられる季節になってまいりました。今次定例会で1件の通告をいたしておりますので、これから読み上げます。

大きな項目としまして、令和4年度、町総合計画・実施計画についてであります。

令和元年度に策定いたしました西会津町総合計画は、令和4年度に前期最終年度を迎えます。新年度において、これまでの事業の拡充や新規事業が予定されておりますが、以下の点について、お伺いいたします。

1点目、新規事業であります地域林政アドバイザー支援事業についてであります。

まず、森林・林業行政の体制支援を業務委託する理由と目的について、お伺いいたします。

次に、林業従事者が減少する中で、新規従事者育成や森林事業への若者育成に対する町 の考えについて、お伺いいたします。

次に、森林資源循環利用促進事業、これも新規事業ですが、それとの関連はどうなって おりますでしょうか。

2点目は、新規事業であります有害鳥獣解体処理施設整備についてであります。

整備の施設整備の目的についてお伺いしますが、設置場所、それらの内容を含んでお伺いたします。

次に、ジビエ料理との関連についても、県・会津農林事務所の方針も含めてお伺いいた します。

3点目は、創業支援事業、これは拡充事業でありますが、これについてお伺いいたします。

空き家・空き店舗等の現状はどうなっていますでしょうか。

また、町で考える、創業支援の方法は、店舗の利活用を含んでお尋ねいたします。

次に、同僚議員が12月に一般質問したときに、町からの答え中で、「インキュベーションマネジャーによる伴走支援」という言葉がありましたが、創業後の支援を含んでこれらのことについてもお伺いいたします。

4点目です。新規事業であります農業公社設立準備事業について、お伺いいたします。

令和3年 12 月に策定いたしました西会津町農林業振興アクションプランによれば、令和3年度に調査・検討を進め、令和4年度から結果に基づく対応をすると書かれてあります。多様な役割が期待される農業公社、これらの調査・検討の具体的な内容についてもお伺いいたします。

最後に5点目ですが、ふるさと応援寄附金事業について、お伺いいたします。

この中で計画されております電源地域振興財団の補助金活用による地域オリジナル商品 プロモーション事業について、どのようなものかお伺いいたします。

また、町内の企業、あるいは事業所による返礼品になるような新たな産品の申入れ、開発等の申請等はあったんでしょうか。その点についてもお伺いいたします。

以上、明快な答弁、よろしくお願いします。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 7番、小柴議員の令和4年度、町総合計画・実施計画についてのご質問のうち、 まず有害鳥獣解体処理施設整備について、お答えいたします。

1点目の施設整備の目的についてでありますが、近年、イノシシ捕獲頭数が増加傾向にあり、ツキノワグマ、ニホンジカなどを含め、これら大型獣の捕獲後の処理が捕獲に従事する猟友会の皆さんの負担となっていることから、円滑に作業が行える専用の解体施設を整備し、猟友会の皆さんの負担軽減を図り、ひいては農家の皆さんの持続的な生産活動を支援するものであります。

計画する施設は木造平屋建ての建物で、中には解体作業台、捕獲獣を吊り下げる装置、 洗浄機、冷蔵庫等を整備することにしております。

なお、整備場所については、周囲の環境に配慮し、地域住民の理解を得ながら決定していく考えでありますのでご理解願います。

2点目のジビエ料理との関連についてでありますが、今回整備する施設は、大型獣を解体して焼却または埋立処理するための施設であり、食肉利用を図るためには、さらなる追加の施設整備が必要となります。

現在、イノシシやツキノワグマは福島県全域で出荷制限がかけられており、県においては食肉利用の具体的計画はありませんが、町といたしましては、被害を及ぼす鳥獣がジビエ肉として利用できれば大変有益であることから、町独自に放射性物質の測定データを蓄積するなど、出荷制限解除に向けた取り組みを県と協議しながら行ってまいりますので、ご理解願います。

次に、農業公社設立準備事業についてのご質問にお答えいたします。

近年、農業者の高齢化や担い手不足、また、耕作放棄地や鳥獣被害の拡大など、本町の 農林業を取り巻く状況が厳しさを増す中、町では農林業の総合的な課題解決に向けた手段 の一つとして、農業公社の活用が考えられることから、その設立の可能性や必要性などに ついて現在、調査・検討を進めているところであります。

今年度はまず、町内の農業経営者や農林業に関わる公共的機関の関係者などから意見を 聴取する西会津町農業公社設立検討会を立ち上げ、課題の整理や先行事例の調査を行って きました。その中で出された意見や日常的な農業者の皆さんとの話合いなどから、本町の 農業公社が取り組むべき役割として、担い手の育成や農地・農業用施設の保全と維持管理、 有害鳥獣対策、農林産物の産地化・ブランド化といった課題が整理されてきたところであ ります。

さらに、人口減少や少子高齢化が進む状況において、本町には農業公社のような法人組織が必要との意見も多く聞かれたところであります。

令和4年度につきましては、これまでの調査・検討を踏まえ、さらに具体的に設立に向けた作業を行っていくことにしております。特に4年度からは公社設立に向けた調査・検討を担う専門人材を配置し、公社の経営方針や取り組むべき業務内容、法人の形態、経営収支の試算など、より詳細な検討を加える計画であります。

また、継続して検討会を開催し、関係者の皆さんの声も聴きながら、本町農業の持続的発展に資する農業公社の設立に向け、準備作業を本格化することにしておりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。
- ○農林振興課長 7番・小柴敬議員の令和4年度、町総合計画・実施計画についてのご質問のうち、地域林政アドバイザー支援事業について、お答えします。

1点目の業務を委託する理由と目的についてでありますが、森林法改正による森林整備計画制度の拡充や森林施業に係る権限の市町村への委譲により、市町村における森林林業行政の重要性が増していることに加え、林地台帳の運用及び精度向上、森林における有害鳥獣対策、新たに創設された森林経営管理制度などにより業務量が増大し、より専門性が高くなっている一方で、小規模な自治体では専任の林務担当職員がいないことが多く、マンパワー・知識ともに不足している現状にあります。

こうした状況に鑑み、国では平成29年度に市町村が森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用する、あるいはそういった技術者が所属する法人等に事務を委託する地域林政アドバイザー制度を創設いたしました。

本町においても、森林経営管理制度への対応や町の豊富な森林資源の活用が求められておりますが、林務専任の職員を配置することは難しい状況にあり、令和4年度より森林林業行政の推進のため地域林政アドバイザー制度の導入を計画したところであります。

具体的な委託業務の内容としましては、森林整備計画策定や森林経営管理制度に係る指導助言、林業事業者から提出されます森林経営計画認定に係る指導助言などであります。

2点目の新規従事者育成や森林事業への若者育成に対する町の考えはとのご質問ですが、 地域林政アドバイザー支援事業と直接的な関連はありませんが、本町においても将来にわ たり森林整備や森林の活用を図っていくためには林業従事者の育成が重要な課題であると 認識しております。

町森林組合では、令和元年度までは緑の雇用制度を活用し、20名以上の作業班体制を確保してきましたが、ここ数年は就業希望者が少なく、就業しても定着できずに数年で辞めてしまう傾向が続き、現在は15名程度に減少しており、林業従事者の確保が急務となっております。

一方、福島県は、令和4年4月から林業アカデミーふくしまを開校し、林業従事者育成

に向け1年間の長期研修を受講できる体制を整備いたしました。

今後、町単独では難しい林業従事者の育成・確保を県の取り組みと連携して進めていき たいと考えております。

3点目の森林資源循環利用促進事業については、町内で間伐したスギなどの木材を近隣の木質ペレット製造工場へ運び、木質ペレットに加工して、役場庁舎や、こゆりこども園などの公共施設へ導入したバイオマスボイラーの燃料として使用することで、資源の循環利用を促進しようとするものです。

地域林政アドバイザー支援事業との直接的な関連はありませんが、森林資源の循環利用 については地域林政アドバイザーにもアドバイスを受けながら取り組んでいく考えであり ますので、ご理解願います。

なお、地域林政アドバイザー支援事業及び森林資源循環利用促進事業につきましては、 森林環境譲与税を活用していく考えであります。

- ○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。
- ○商工観光課長 7番、小柴敬議員のご質問のうち、創業支援事業について、お答えしま す。

まず、空き家・空き店舗の現状についてですが、空き家については令和2年4月1日現在、全体で693棟、そのうち住宅が362棟、その他が331棟であります。空き店舗につきましては、町商工会の調べによりますと本年2月末現在で33棟であり、主な業種は小売業、理美容業及び飲食業であります。

次に、創業支援についてですが、町では、経済産業省から創業支援等事業計画の認定を受け、創業支援アドバイザーや金融機関等と連携し、創業者に対し相談窓口の設置、創業 塾の開催、空き店舗及び空家利活用事業補助金などによる支援を行っております。

また、令和4年度からは、空き店舗及び空家利活用事業補助金を見直し、空き家等の改 装費に加え、賃借料や光熱水費なども補助の対象として拡充いたします。

さらに、創業者の相談相手となり、事業達成を支援する専門家である日本ビジネス・インキュベーション協会の認定を受けたインキュベーションマネジャーや、中小企業診断士等による伴走支援を実施いたします。

具体的には、創業者に対して、にぎわい番所ぷらっと等において月2回、最長5年間、 創業後の支援を行うものであり、支援の内容としては、ビジネスプランや経営方針、各種 会計の処理方法等への助言指導、活用できる補助金等の紹介、業務提携先の情報提供や仲 介等であります。

町といたしましては、町内の空き家・空き店舗や地場産品など地域資源を活用した創業者の育成と定着が図られるよう、創業支援事業を効果的に展開するとともに、関係機関と緊密に連携しながら事業を推進してまいる考えであります。

- ○議長 町民税務課長、渡部峰明君。
- ○町民税務課長 7番、小柴敬議員のご質問のうち、ふるさと応援寄附金事業についての ご質問にお答えいたします。

まず1点目の地域オリジナル商品プロモーション事業についてのご質問でありますが、

一般社団法人福島県電源地域振興財団は、東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所事故

からの復興再生、並びに地域の個性を生かした将来にわたる活性化と地域振興を図るためのソフト事業に対し、みらいを描く市町村等支援事業助成金を交付しております。

町は、魅力あるまちづくりのための財源確保のため、ふるさと応援寄附金事業は重要な事業であり、寄附金の増額を図るためには、町及び地場産品の認知度アップからなる地域ブランド化の推進や、西会津ファンを増やすことが必要であると考えております。その実現のためには、全国に向けた情報発信が重要であることから、このたび、この助成金を活用し、地域オリジナル商品プロモーション事業に取り組むことといたしました。本事業は、地域資源を生かした持続的な産業づくりの観点から、地域の産業創出・事業育成を目指すものであります。

現在、本町の米、ミネラル野菜、菌床キノコなどの主要農林産物は、それぞれの分野で一定の評価を受けておりますが、販路の拡大や、令和3年産の米価が下落し、農家の生産意欲の衰退と廃業が懸念されていることなどの直面する課題を解決するため、地場産品の振興による地域ブランド化の推進とプレミアム効果による所得向上を目指し、地域産業の活性化を目的として事業を進めることとしております。

事業の具体的な取り組み内容でありますが、大きく三つに分けて進める予定であります。 一つ目は、地域オリジナル商品を紹介する物語性を持たせたハンドブックを整備し、地域ブランドの確立を目指すものであり、首都圏等における物産展等での配布や、Webへの掲載など情報発信に努め、町外への地場産品の販売を促進するとともに、認知度アップを図ってまいります。

次に、都内を会場として、これまで本町の地場産品の振興や開発に関わっていただいた 方々やその関係者等をお招きし、本町の誇れる米や地酒、民芸品などの地場産品のほか、 これまで開発した米関連の商品群を一堂に展示するなど、地域オリジナル商品認知度アッ プのためのPRイベント・商談会を開催するものであります。

また、都内イベント開催後は、本町の地場産品が生まれた現地の風土を体験していただくとともに、生産者等との接点を設け販売促進につなげるとともに、西会津ファンとなっていただけるよう事業を展開してまいります。

次に、地域オリジナル商品を地域ブランド化の推進に供するため、個々の商品のポスター、パンフレットを作成することで販売促進の支援を行い、訴求力の向上を図ってまいります。また、町内商店等に専門ブースを設置し、地域オリジナル商品群を地元からもPRしてまいります。

以上の取り組みを行うことで、地場産品の販売額の増による地域経済の活性化と、本町の認知度アップ及び西会津ファン獲得によるふるさと応援寄附金の増を目指してまいりますので、ご理解願います。

次に、2点目の町内企業による返礼品の申入れについてのご質問にお答えいたします。 ふるさと応援寄附金に係る返礼品については、広報にしあいづやケーブルテレビを通し て、事業者へ返礼品の募集をしてきたところであります。今年度は返礼品として215品目 を採用しておりますが、そのうち事業者から返礼品としての相談があった米やみそなど、 11 事業者で34品目を新たに採用したところであります。また、令和4年度に返礼品採用 に向け、6事業者と12品目について打合せをしているとことであります。 町といたしましては、引き続き事業者に対して返礼品とする地場産品を募集していくほか、返礼品の開発や磨き上げを行い、寄附金増及び事業者の所得向上につなげてまいりますので、ご理解願います。

- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 町長からも含めてそれぞれの課長から答弁いただきました。順を追って再質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず第1に、地域林政アドバイザー事業についてであります。

私の手元に平成 27 年に決まりました制度について、林野庁の資料を取り寄せてありますけれども、これに対して今現在、そのアドバイザーの資格を持つというのは、森林組合が持っているというようなことでありましたけれども、森林組合が持っている内容とか人数とか、分かりましたらお伺いいたします。

- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 お答えいたします。

地域林政アドバイザー事業につきましては、令和4年度から町森林組合に委託すること を想定して今、計画しております。アドバイザーの対象者の要件ということで、資格を持った人材ということがありますが、幾つかありますが、町森林組合には認定森林施業プランナー、そういった資格を持った方が5人在籍しているということでございます。

- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 5名いらっしゃるということで、答弁書の中では現在15名の方が今、森林組合 に従事しておられますけれども、その方々の中で5名ということですか。それとも森林組 合の15名の方以外に5名、正社員として持っているというようなことでしょうか、お伺い いたします。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 先ほど答弁の中で申し上げました 15 名というのは現場で作業をする作業班の人数でございまして、今、地域林政アドバイザーを委託する要件、この資格については組合の正規職員の方が持つ資格ということでご理解いただければと思います。
- ○議長 7番、小柴敬君。
- 〇小柴敬 資格保持者が正社員の中にいらっしゃるということであります。

今現在、新規の林業従事者等がいないということで、その要請についてどうお考えかということをお尋ねしましたところ、現在、林業アカデミーふくしま、これが令和4年4月から開設されるということをお伺いいたしましたが、この作業班の中でこういったところに勉強に行きたいというような希望者等々の募集とか、あとは現在、林業従事をされている町内の後継者の方々から、こういったところに行きたいというような申出は、どういうふうな経緯になっておりますか、お伺いいたします。

- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 お答えいたします。

林業アカデミーふくしまにつきましては、将来、林業の担い手を目指す方の研修場所ということで、県が設置した施設であります。ここでの研修を希望する方というのは、直接 こちら林業アカデミーふくしまのほうに申込みをされるということで、今回4月から始ま るということでもう既にこのアカデミーでは募集されて入学される方が決まっているそうなんですが、こちらには情報としては入ってないということで、町としては入っていないということでございます。

- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 今現在、町からの林業アカデミーに対する希望者はゼロということで、確認で すけれども、よろしいでしょうか。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 この件につきましては、林業アカデミーふくしまに確認したところ、個人情報もあるためお答えできないということでありましたので、町の持っている情報の中では、そういった方は今のところ把握しておりません。
- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 ぜひとも、新たに令和4年度にこの残りの後期の計画を立てるわけでありますから、こういった林業に専用に携わる方々に対する制度的な助成とか、そういったものもしっかりと組み込んで、令和4年度に新たな計画を立てていただくように要望したいと思いますけれども、その点に対する町側の考えはいかがでしょうか。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 将来の担い手となる新規の林業従事者の育成については、大変重要な課題だというふうに考えております。今、この林業アカデミーふくしまが設立されましたので、こういったところと連携しながら、育成に向けて取り組んでいきたいという考えでございますが、近くに森林組合がありますので、こちらのほうの従事者についても、いろいろ制度を活用しながら育成に努めていきたいと思います。
- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 ぜひとも今後3年間とは言わずに、そういった今現在、福祉会などでは介護従事者に対する将来、町に携わる方々に対して助成金を出しているとか奨学金とかそういった制度もありますので、ぜひとも町に残っていただく方を養成する意味でも、そういった若い人たちに対してPRをし、高校を卒業してから林業アカデミーに従事し、町にまた戻ってきてくれて林業を継承していただくというような、そういった方を養成する意味でも、助成金の制度活用をぜひ検討していただきたいと思いますが、その点に関してはいかがですか。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 そういった制度は今、町にはございませんが、今お話しいただきました ので、検討してみたいと思います。
- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 ぜひ検討をお願いいたします。

次に、森林資源循環利用促進ということでありますが、今現在、町が保有しているペレットのボイラーとかそういったものに対しては、県の補助金を使ったということで、県産材を活用した利用ということが叫ばれて、なかなかほかのところに申出をするということが困難かと思いますけれども、この近隣の木質ペレット製造工場ということに関しては、どのような考えで対応するということなのか、ちょっとお伺いいたします。

- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 ご質問の森林資源循環利用促進事業でございますが、この事業につきましては、町内で産出される間伐材、主にスギ材について、これを町外になりますが、町外の隣接する町の木質ペレット工場に材を搬入しまして、それをペレット化して町の公共施設のバイオマスボイラーにそのペレットを使っていくというような、循環させようというような考え方の事業であります。

町のバイオマスボイラーについては、そういった県の補助事業を使って整備しておりますが、これについては県産材を使うというような制限もありますけども、町の間伐材ですので、その辺はその事業には反しないということになります。

- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 それらの今回の林政アドバイザー事業は森林組合に委託ということでありますが、この循環利用・活用促進の委託先も森林組合ということでよろしいでしょうか。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 この事業につきましても想定は森林組合でございます。
- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 それでは、質問を2点目の有害鳥獣の解体処理施設のほうに移らせていただきます。

今現在、イノシシ、クマ等の捕獲には報奨金を出しておりますけれども、この新たに整備する解体処理、非常に解体処理に関しても手間がかかったり、いろいろな問題が生じたりすると思いますけれども、こういったところに町が解体専門で報奨金を出すというようなお考えはあるのでしょうか。その点について1点お伺いいたします。

- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 お答えいたします。

鳥獣の捕獲につきましては、現在、獣種ごとに報奨金を支払っているということでございます。この施設ができることで作業が軽減されるということで、これに上積みしての報 奨金の支給というのは現在のところは考えておりません。

- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 解体処理については近隣の山都工場で焼却処分するなり、またあるいは埋設するというようなことでありますけれども、その際に出た個体について、やはり今後のことを考えて全量放射能検査ということは、やっぱり町で提案し、そして会津地域ということを考えますと、やっぱり近隣市町村に対しても、そういった捕獲をしたときに、今後、クマとかは1日 60 キロぐらい移動するようでありますけれども、イノシシはそんなに移動距離というのはないということをお伺いいたしております。

であるならば、近隣、西会津を含めて約10キロなら10キロという範囲で、その中で放射能検査をし、その結果、データを蓄積し、ほとんど個体から検出されなければ、やはりその地域独特にジビエという形で産品というようなものに取扱いができるというような提案を、県のほうにやっぱりしていくべきだと思いますけれども、その点に関する町の考えをお伺いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

答弁の中で、福島県全域が出荷制限をかけられているというお答えをいたしました。この解除に向けましては、国の原子力災害対策本部のガイドラインがありまして、まず、一つは市町村ごとに解除できるということになっております。

その要件として、市町村内で299の検体、これが連続して基準値を下回るということと、 その町の周辺10キロ圏内のエリアで、やはり299検体が連続して基準値を下回るという ような要件がございます。非常に厳しい要件かなと思われます。まだ全国的にこういった ことで解除されたケースはないと聞いております。

もう一つの解除の条件がございまして、これは市町村ごとの解除ではなくて、解体処理 施設の施設ごとの解除ということで、十分そういった安全に処理できる解体処理施設、そ れから全頭の放射能検査、全頭検査を前提に、これは県で出荷方針を固めて国に申請する 必要がありますが、そういった解体処理施設ごとの解除というのもございます。これは幾 つかの県でケースがあるので、そういった方針も方向も含めて解除に向けて取り組んでい きたいというふうに考えます。

ただ、今、申し上げましたとおり、県が主体で国に申請する必要があるということで、 町といたしましては、今、議員が言われたとおり、やはりデータを蓄積して、その裏づけ をもって県と協議していきたいと考えますので、そういった取り組みを進めていきたいと 考えております。

- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 その方向でぜひ進めていただきたいと考えます。町のレストランとか、あと奥川とか新郷とかそういったところでやっております農家レストラン、そういったところでそういったジビエ肉が活用されるということになれば、新たな人の導入、そういった観光資源、そういったものにも導入できますので、ぜひ方向づけとしてそのように取り組んでいっていただきたいというふうに考えます。

それでは、3点目の創業支援ということについて、設問を変えさせていただきます。

創業支援について、町の空き店舗件数は 33 棟ということでありますけれども、この 33 棟についてお伺いしますが、この 33 棟は全て、例えば使う方がいる、利用される方がいるといったときに、その空き店舗に関しては、新たな創業者に対してそれぞれのアンケート調査等を実施して、ここの店はオーケーとかそういった取り組みは今現在どのようになされておりますでしょうか。

- ○議長 商工観光課長。
- ○商工観光課長 お答えいたします。

空き店舗33件に関しましては、商工会から提供いただいたデータでありまして、個別の店舗がどこかということについてまでは町のほうで把握してございません。今後、商工会等と連携しながら、活用できる店舗の情報については収集して、創業に活用したいという方について情報提供をしてまいりたいというふうに考えてございます。

- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 野沢町内におきましても、なかなかそういった店舗に関して、私としましても そういった再度お店を貸してもいいというような情報はお話を伺っていないのが現状であ

ります。ぜひともそういった創業されたい方がいるのであれば積極的に取り組みをお願い したいと思います。

創業支援の委託事業でありますけれども、このインキュベーションマネジャーの委託先 については、今現在どのような対応を検討していらっしゃいますでしょうか。

- ○議長 商工観光課長。
- ○商工観光課長 お答えいたします。

創業支援事業は、現在も委託事業で行っておりまして、これは会津若松市にありますN PO法人のほうに委託をして、そこからインキュベーションマネジャーを派遣していただいているというような状況でございます。

令和4年度におきましても、創業支援にさらに伴走支援というメニューを追加いたしますので、同じ委託先を想定しておりますが、正式にはこれから決定してまいる方向でございます。

- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 今現在、創業支援をサポートするというような対象者に関しての町の把握はどのようなものになっていますでしょうか、お伺いいたします。
- ○議長 商工観光課長。
- ○商工観光課長 お答えいたします。

現在の伴走支援のことですね。創業支援の方法につきましては、創業塾を受講されているこれから創業を目指す方への支援というのをこれまでやってきました。これにつきましては、今年度は、ちなみに4名の受講者がいらっしゃいました。

これから考える創業支援、いわゆる伴走支援につきましては、創業後の方も対象にするということで、創業から5年程度の期間の伴走支援を想定してございまして、創業支援を受けて創業された方が、過去5年間でいいますと8名ほどいらっしゃいますので、過去5年まで遡れば創業された方が8名ほどいて、その方々が対象になるというような想定でおります。

また、これから令和4年度以降に創業される方についても、さらに対象として加えていくというようなことでございます。

- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 なかなか創業者の顔が見えないのが現状でありますけれども、町内のそういった空き店舗、そういったものに対してその方が積極的に店をお出しいただいて、空き店舗等が埋まってにぎやかなまちになることを希望したいと思います。

なかなか商売をやっていましても、そういった近隣の方でご挨拶に来られるなんていう 方はめったにおりませんので、ぜひ町の支援をお願いして、一人でも多くの創業者がにぎ わいを取り戻せるような形で活動してくれるということを、やはり希望しておきたいと思 います。

それでは、次に設問を変えさせていただきます。

農業公社についてでありますけれども、農業公社に関して、令和3年度においてのある 程度の方向づけというようなことは答弁でお伺いいたしました。それで、私が思うのは、 農業公社の運営主体、これについてお伺いしたいと思いますけれども、今後の検討をした 中で運営主体をどういうふうにして持っていくのかということが一つ気がかりであります。 果たして町が経営するのか、それとも町から創業者的な設立準備に携わって創業してくれ る法人がいるとか、そういった希望者を募るとか指導していくとかということをいろいろ 考えられますけれども、今現時点での方針というのはどんなものか、お伺いいたします。

- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 農業公社について、お答えいたします。

農業公社の組織の在り方については、これからの検討ということでございます。ほかの 先行事例を見ましてもいろいろな形態がありますので、町に合った組織形態を検討してま いりたいと思いますが、町の施策と連動して、取り組みを町と一体的に進めるそういった 組織である必要があるかなというふうな考えは持っております。

- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 そのお話を伺うと、公社の運営主体を決めたときには、町が積極的に関わって 助成をしていくんだ、補助金・助成金、そういったものを出して、ある程度の軌道という か、設立までは町が関わっていくということで考えてよろしいんでしょうか。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 お答えします。

この設立の仕方についてもこれからの検討ということになりますが、これは町が積極的 に設立に向け検討していくということでご理解いただきたいと思います。

- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 今回の計画によりますと、令和4年度、それから令和5年度、この2年間が設立準備ということで予算化をされております。2年間は長いようで短いという期間だと思います。その中で西会津町に合った、そういった設立準備のための検討をしっかりとやっていただいて、できれば設立したけれども失敗してしまったということのないように、しっかり準備作業を進めていただきたいと思います。

時間もないので5点目のふるさと応援寄附金事業についてに設問を変えさせていただきます。

今現在、1億6千万円を超えたということでお伺いいたしております。非常に町として も昨年と今年、非常にふるさと応援寄附金事業に対しては積極的に関わっていただいて、 町が一般財源として使えるお金が相当、皆さんからのご寄附をいただいております。

その中で、やはり地域ブランド品をしっかりと開発して、さらに町をPRするということで、今回この事業をやったということは非常に私としては有意義だと思っております。

この中で、町独自の、今現在は商品名は明かせないと思いますけども、どういった内容で新たな返礼品になるような可能性のある商品、返礼品、そういったものが挙がっているのか、もし分かる範囲内でお願いいたします。

- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 再質問にお答えいたします。

まだ事業者と打ち合わせ中でございまして、正式には申し上げることはできませんけれども、麺関係、ラーメンであるとか乾そばであるとか、そういったものを今、打ち合わせ中でございます。あと植物性の油であるとかそういったものを今、事業者と打合せをして

いるところでございます。

- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 そういった返礼品に関して、ちょっとお伺いするんですけれども、そういった 返礼品が適当であるかないかというような審査会、そういったものに関しては、町はどの ように考えていらっしゃるんでしょうか。
- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 お答えいたします。

お話があった返礼品をそのまま採用ということではなくて、必ず一度、見させてもらうなり試食をさせていただくなり、そういった作業は現在しております。ただ、今後はそういった採用に当たって、きちっとしたルールづくりをしていかなくちゃいけないかなということでは考えてございまして、そういったことを令和4年度の早い段階で検討していきたいと考えてございます。

- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 そういった機会があったら、私もぜひ積極的に味見なり参加させていただきたいと思っております。

答弁の中に、魅力訴求の向上を目指して町内商店に専門のブースを設置したいということでありますけれども、専門のそういったブースというのは今現在どこに考えられていらっしゃるんでしょうか。それについて1点お伺いいたします。

- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 お答えいたします。

まず、町外に情報発信するだけでなく町内での情報発信というのも大変重要かなということで考えてございます。町の地場産品を一つのショーケース等に展示し、それをやはり地元からも情報発信をしていくということで計画しているところでございます。

ただ、今後どこにということにつきましては、ちょっと今後、商店等と検討していかなくちゃいけないという部分がございまして、まだ決定はしてございません。今後、協議して進めてまいりたいということで考えておりますが、一番の候補としましては、やはり年間のその施設に訪れる人が多いというところでは、道の駅が一番いいのかなということで考えてございます。

- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 専門ブースは、道の駅よりっせを、とりあえず考えてみたいということでありました。我々商店街としましても、よりっせからのまちなかへの誘客、それに対しては非常に頭を悩ませております。ぜひまちなかにも、そういった専門ブースを扱えるようなことがありますれば、商店街活動の中で積極的にその方々に情報発信をし、取り組んでいただきたいというふうに話していきたいと思っております。

いろいろ5点についてお伺いいたしました。今後、町の積極的な取り組みについて、よろしくお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 6番、三留正義です。

今回、定例会に一般質問の通告をしておりますので、通告どおり質問していきたいと思

います。

農業の部分で二つに分けて質問を入れておりますので、1点目から、西会津農業振興地 域整備計画について。

西会津農業振興地域整備計画、以下「農振」と呼ぶようにします。平成 28 年度に見直し されたが、今後の見直しの考え方について伺います。

二つ目、令和4年産米について。

令和4年産米の主食用米と非主食用米等についての見通しについて、伺います。

また、稲作については大きく変革期を迎えている中で、総合計画での位置付けや考え方に変更する部分などはないのかを伺います。

- ○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。
- ○農林振興課長 6番、三留正義議員の西会津農業振興地域整備計画についてのご質問に お答えします。

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施することを目的に市町村が定める計画であり、その基本的な性格は、農業の振興を図るべき土地を明らかにし、土地の有効活用と農業の近代化を総合的に進めるため、おおむね 10 年間を見通して策定する計画となっております。

本町の計画は、福島県の農業振興地域整備基本方針に基づき、昭和46年度に計画を策定してから、現在まで5回の見直しを行っており、直近では平成28年度に見直しを行っております。

その計画では、農業振興地域内の農業の振興を図るため優良農地として守る必要のある 農用地区域面積を1,144~クタールとし、農用地利用計画や、保全計画、農業近代化施設 の整備計画、農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画などを定め、農用地の利用促 進を図ってまいりました。

具体的な取り組みとしては、米を中心にキュウリなどの複合経営の推進や中核農家への 農用地の利用集積、作業受委託による規模拡大の推進、中山間地域等直接支払事業取り組 み組織等による農地の保全やソバ等転作作物の作付けによる農地の有効利用などを進めて まいりました。

また、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業の取り組みにより、地域 資源でもある農地・水路・農道等の保全管理、さらには鳥獣被害対策等を推進し、農業生 産の維持を図ってまいりました。

しかしながら、全国的な人口減少、少子高齢化による担い手不足や食の安全安心に対する関心の高まりなど、農業を取り巻く情勢は大きく変化しております。

本町においても今後、数年後には農業振興地域整備計画の見直しが必要となることから、各地区の農業者や中山間地域等直接支払事業取り組み組織、水・土・里環境委員会など、今後の町の農業を担う方々から課題や意見を伺い、関係機関と十分な協議を重ねながら、優良農地の維持と耕作放棄地の解消を進めていく考えでありますので、ご理解願います。

次に、令和4年産米についてのご質問にお答えします。

まず、令和4年産米の主食用米と非主食用米等の見通しでありますが、人口減少等によ

る米の消費減退に加え、昨年度からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響から業務用米 の消費が低迷するなど、需給環境は依然として厳しい状況となっております。

県から示された本町の令和4年産主食用米の生産数量の目安は524~クタールとなっており、令和3年作付けの実績547~クタールと比較し23~クタールの減少となったところであります。また、飼料用米や備蓄米などの非主食用米の目安は53~クタールとなったところであります。

これらの目安を受け、町農業再生協議会では各農家への目安設定方法を決定し、先頃、 生産数量の配分を行ったところであり、それを踏まえ各農家からは令和4年産米に係る営 農計画書を提出していただくこととなります。

町としましては目安の達成に向け、水田活用の直接支払交付金等の活用により、飼料用 米の作付けや、ソバ・ミネラル野菜など米以外の作物への転換を推進し、目安達成のため のご協力をお願いしてまいります。

次に、稲作について大きく変革期を迎えている中で、総合計画での位置付けや考え方に変更する部分はないかとのご質問でありますが、総合計画において稲作は、ミネラル野菜、 菌床キノコと併せ農林業振興の柱の一つと位置付けられ、町の基幹作物として重要な位置 付けとなっております。

また、町総合計画の下、昨年 12 月に策定しました西会津町農林業振興アクションプランに基づき、西会津一うまい米コンテストを軸に、西会津産米の食味の良さ、おいしさを町内外へ情報発信することや、新たな取り組みとして、年間を通じて低温で貯蔵できる雪室施設の特徴を生かした雪室貯蔵米の商品化などを重点事業に据え、取り組む計画であります。

全国的な人口減少や生活様式の変化、新型コロナウイルス感染症の影響による米価の下落など稲作経営を取り巻く環境は厳しさを増しているところでありますが、引き続き、ふるさと応援寄附金の返礼品で人気の西会津産米に係る寄附者の拡大や、生産者や集荷事業者と連携した販売ルートの開発など、様々な取り組みにより農家所得の向上につなげてまいる考えでありますので、ご理解願います。

- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 農振計画をベースにしてお話を進めるということで、今回に限ってお話をできるだけシャープに絞ってお話を進めたいと思います。

今回、農振のことをまだ見直しまでに期間があるんですが、どうしても質問したいという私の気持ちとしては、今回、地元の農地所有者と、あと不在地主ですか、本来はそういう方にも関連して考えていただけるようなタイミングになればいいなと思っていたんですが、農業地等の保全計画のほうを中心にお話を進めていきたいと考えています。

今現在、耕作放棄地や遊休農地の現況について、当初の計画が計画書のほうに数字があるんですけども、現況として直近でどのような推移をしているのか、お手元にあればお示しいただきたいと思います。

- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 お答えいたします。

これは昨年、農業委員会のほうで遊休農地の調査ということで行った数字でございます

が、町全体で約157~クタールということでございます。

- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 157 ヘクタールということで、傾向としては増加なのか横ばいなのか、ちょっと今お答えの中になかったと思うんですが、聞き漏らしていたらばあれですけど、ちょっともう一度お答えいただけますか、現況の推移。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 お答えいたします。

この農振農用地だけに限れば、なかなかこれを農業以外の用途ですとか、これを遊休農地といいますか農地以外に転換することは難しいですので、これは基本的には変更はないというふうに考えますが、白地農地地区を含めますと確実に増加しているといった認識でございます。

- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 一般的に考えても増加するだろうと、微増していくのかな、そういったこと だろうと思うんですが、その原因をどういうふうに分析していらっしゃるのか、主な原因 についてお伺いします。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 お答えいたします。

耕作放棄地、また遊休農地が増える原因としましては、やはり人口減少・高齢化による 担い手の不足、それから、それによってなかなか農業施設、関連する施設の維持管理がで きないといったことでの離農、そういったことが原因かなというふうに考えております。

- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 そうですね、人口減少に当然、比例していく。そういったことだと思うんですが、計画書の中に「復旧」という文字があるんですが、耕作放棄地や遊休農地の中で、 その1節の終わりに「復旧」というのがあるんですが、その復旧という意味なんですが、 どう言ったことをイメージしているのかお示しいただきたいと思います。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 一時は遊休農地化したところを再生するというような意味ではないかな と考えます。
- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 今のお話を回答いただいて、私が考えてきたこととマッチングがぴたりだったので、ちょっとお伺いしたいと思います。

今うちの町で空き家対策だとかそういったことでいろいろな対策を大きく取られている んですが、この遊休農地の農地保有者が亡くなって相続が発生しただとか、地元から子供 さんのところに離れていったそういった方々で、空き家側のご相談なのか農地側のご相談 なのかは、ちょっとケース的にいろいろあるかと思うんですが、横断的に一日で町役場に 来て用事が終われるような、そういった連携なんていうことはやられているのか、お伺い します。

- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 分かりにくかったかと思うんですが、そういった事案が発生しているご家庭

の方が町役場に足を運んでこられたときに、一つの窓口で、お宅は農地ありますか。それだと農林課のほうにちょっと寄っていってくださいだとか、そういったコンセンサスというのかな、じゃないとまた地元に帰って通知をもらって来なくちゃいけない。そういったことで横断的にコンセンサスが取れているのか、そこをお伺いします。

- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 農地の所有者の方がお亡くなりになったというようなケースについては、 その後の権利移動などについては農業委員会のほうに届けていただくようにお話はしてい るということでございます。
- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 そうすると、空き家で最初からお話にくるという方はちょっと少ないのかなというのが、お話を聞いていて、通知を見て農業委員会さんなり先にそっちに来るのかなというようなイメージをしているんですが、いずれの窓口にしても、やっぱり相続に絡んでいるような方たちには、あまり、もたつかせないでアナウンスできるようなことであってほしいなと思います。

あと、この農振本体のほうの話に入っていきますけれども、最近、青い用紙の農地利用 意向調査でしたっけか、ちょっと正式な名前は忘れたんですが、その意向調査書があった んですが、ちょっと日にちは忘れたんですが、どれぐらいのタイミングで取りまとめをさ れたのか、お伺いします。

- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 農地の利用意向調査につきましては、農業委員会が主体で行ったもので ございます。農地法に基づきまして、遊休農地を調査しまして、その遊休農地と考えられ るところの今後の利用意向について、所有者の意向を確認したところであります。

この先には中間管理機構、いわゆる農地バンクを使っての農地の貸し借りまで誘導できればというのがあってそういった調査を行っております。

- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 いろいろ法律、あとは組織の間仕切りを超えてちょっと若干、話が行ってしまいますけれども、一応、振興計画書のほうではそういった組織で土地改良区だとか触れられているので、できるだけその範囲くらいでお話ししたいと思いますけれども、その意向調査なんですが、今後この見直しの時期が間もなく来るかと思うんですけども、そのときに全回はアンケート調査を実施されたかと思います。この次の見直しのときにも、そのアンケート調査のようなものを実施するお考えがあるのかお伺いします。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 お答えします。

前回、平成28年の見直しの際にアンケート調査、その前の見直しの際にもやっている経 過がありますが、やっぱり経年の状況の変化を見るために、やはりそういったことも基礎 調査の一つとして実施すべきと考えます。

- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 見直しの都度、今までもアンケートは実施しているということで、先ほどの 農地の利用意向調査ということでちょっと触れたんですが、前回の見直しのときに町の方

にアンケート実施されましたよねと、たしか私、その当時に言ったんですが、皆さん、多くの人が分かんなかったと、そういうレスポンスの方のほうが多かったんです。ということは、やはり分かりにくいんだと思うんです。

特に、次世代で上の代までは農業をやっていたけれど、自分はもう農業から離れていると、そういった方も農業振興計画、農振というものが何なのか、そこがコンパクトに分かりやすくうたって、丁寧にアンケートを実施していただきたいと思うんですが、そういった意欲的なところはどのようにお考えなのか、お伺いします。

- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 お答えいたします。

この計画の趣旨については、優良農地の保全、それから農業の振興ということであります。平成28年に見直しを行って5年が経過しましたが、やはりこの5年間の間にも相当高齢化が進みまして、やはり保全できなくなっている農地というのは山間部を中心に拡大しております。

こういったことから、やっぱり真に守るべき農地というのを特定して、重点化して、それを守っていくような、そうした取り組みが必要だと思いますので、これについては農業者の皆さんと一緒に集落に入って一緒に考えるような、そういった計画の見直しについて検討していきたいと思います。

- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 いや、私はその答えが出てくると思っていなかったんですが、地域に入っていってやる場合も必要じゃないかというようなご意見をいただいて、大変うれしく思っています。

というのは、前回の質問のときも、今、課長が言ったように非常に傾斜地で山際で、環境が当時、昭和63年ぐらいですか、昭和60年前後ぐらいで今から30年から40年近く前にでき上って、当時から物すごい時間がたって、やはり不具合が生じて、当時の環境と違っているところっていうのは結構あるんじゃないのかなと。そういったことも集落の方たちで、あそこの一角は外してもらったほうがいいんじゃないかというようなことも、なきにしもあらずかなと。優良農地のど真ん中がということは、まずそういうことはあり得ないと思うんですが、そういった具体的な事例のあるようなところ、そういったところは、やはり町側も支援の手をかざしていただいて丁寧にやっていただければ幸いだなと思っています。

それでは、質問を変えていきます。令和4年産米の話を進めていきたいと思います。 率直に主食用米というものを制限していく方向なんだと、これを見て、今までよりも減 らしていく方向は間違いないということで解釈してよろしいんでしょうか。

- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 米の質問についてでありますが、令和3年度と4年度と比較して、県から配分された生産数量目標については減少しているということです。

考え方としては、需要に応じた米の生産ということで、これから今後の民間在庫の数量ですとかそういったことで変わってきますので、減少一方かというと、今後の動向によって変わってくるということでご理解いただければと思います。

- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 あと、国の備蓄の方向性というのは、前年から今年に向けては伸びるような 方向なのか、もしおつかみであればお話しいただきたいと思います。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 お答えいたします。

計画によりますと、全体では 5,600 ヘクタールから、令和 4 年産が 5,300 ヘクタールということで減るような計画になっております。

- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 減るというのはちょっと考えにくかったと思うんですが、その減るという要 因がもしお分かりでしたら、お示しください。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 お答えいたします。

この備蓄米の制度については、5年で全国で100万トンの備蓄をするというような方針を国で決めています。ですから1年間に20万トンの生産ということで決まっていますので、それについて年度間の調整があるというふうに理解しています。

- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 納得できました。

そして、私が新しい総合計画の中でもう少し温度的に変わるのかなというのは、現行の総合計画の中では、価格帯が高いみたいなことがちょっと書かれているかと、収益性かなが高いようなうたいになっているんですが、そういったことについてマッチするのか、もう少し広い意味合いで表現を考えていかなくちゃいけないのかなと、ちょっと自分個人としてはそう思っていたので、現在、今うたわれている文句がどうなのか、そういったところを農林課さんでは捉えているのか、お考えをお伺いします。

- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 総合計画についてですが、方向としては、やはり先ほどから出ております需要に応じた米の生産、これを推奨していくと同時に、やっぱり消費者につなげるような良食味米の優位性を生かしまして、そういった優位に販売できるようなそういった仕組みも構築していくということで、今後も取り組んでいくと。それを時期計画にもつないでいくという方向かなというふうに考えております。
- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 基幹作物であるということには変わりが当然ないということで、最初の1回 目の答弁でいただいております。

様々な手法を利用して、1回目の答弁の中でも雪室米なども商品化に向けて取り組む計画であるというお答えがあったと思うんですが、取り組む計画でありますということで、 具体的に今、農林振興課さんでお考えのプランを、お話しできる程度で構いませんから、 お話しできるところまでお願いしたいと思います。

- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 お答えいたします。

今回の雪室貯蔵米については、国の山村活性化支援事業というものを活用しまして、雪

室に貯蔵した特性を生かして、どういうふうな商品をつくるのか、パッケージデザインからコンセプトから商品名から、そういったことを検討するというような事業の中でやっております。

今後、今、パッケージの試作品ができてきておりますので、新年度についてはそういったことを使いながら、どういった方法で売っていくのか、どういった消費者向けに販売していくのか、そういったところを調査しながら進めていきたいと考えております。

- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 雪室米の商品化、そういったことも納得できました。

それで、最後にしたいと思います。町長にお伺いしたいんですが、令和3年産米で一反5,000 円、いろいろな事情で収量不足だとか価格帯が下がった、そういったかなり水稲農家さんはダメージを受けた年であったわけなんですけど、今後の農業公社、そういったものも検討されるということで、今後、西会津町農業の町長としての今現在の指針というか考えるべき方向というものをお伺いしたいと思います。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 今後の西会津町の農業の方向づけということでございますけれども、私は常々言っていますように、西会津町の農業をどう守っていくかということを今、真剣にやらないといけないなと。これは人口減少、少子高齢化、担い手不足というようなことで、西会津町の農業というのは基幹産業の一つでもあるわけですから、この農業をしっかり持続可能な農業にするために、そのためには農業公社という選択肢で今、検討・調査をしているわけでありますけれども、この農業を守るためにいろんな手法といいますか、どういう形態がいいのか、西会津町の地域に合った農業公社、それもやっぱり将来に持続するといいますか、農業だけではなかなか難しいところがあるわけでありますから、その公社の中にいろんなものを複合的に考えた公社の経営といいますか、公社の在り方といいますか、それを今後、今年、令和4年度では専門家を招致しまして、しっかり検討して、将来に問題を残さないような、そういう公社を目指してこれからしっかり進めてまいりたいと思っております。
- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 町長の考え方は分かりました。 以上をもって私の一般質問を閉じたいと思います。
- ○議長 暫時休議にします。(14時42分)
- ○議長 再開します。(15時00分)8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 皆さん、こんにちは。8番、伊藤一男であります。

私は今次定例会において、大きく3項目にわたって一般の通告をしておりますので、これから順次、質問をいたします。

それでは、まず一つ目として、デジタル戦略の取り組みについてであります。 令和3年度に予定事業として取り組んできた二つの事業について、伺います。 一つ目は、企業移転など受入れに向けた西会津町視察事業についてであります。 町の魅力や企業移住のメリットについて、事前に首都圏での説明会やSNSで発信し、 視察を希望する企業を対象に交流ツアーなどの実施を予定しているが、成果と令和4年度 の事業展開について伺います。

二つ目として、各地区で行われましたデジタル教室の開催について、お伺いしたいと思います。

特に、高齢者を対象にスマートフォンやタブレットなどの機器に触れる機会をつくり、 デジタルへの興味や関心を持ってもらうことを目的に、自治区に出向いてデジタル教室を 開催しているが、その結果と今後の取り組みについて、お伺いいたします。

それでは、二つ目の大きな質問に入ります。西会津高校活性化の取り組みについてであります。

西会津高校は、皆さんご存じのように、町に唯一存在する高校であり、人材育成、並びに地域活性化に欠かすことのできない高校であります。しかしながら、近年、少子化などにより、町及び近隣市町村の中学校卒業生が減少し、募集定員はもとより過半数を満たすことも大変厳しい状況にあります。

ちなみに、今年2月15日に県立高校の最終志願状況が発表され、西会津高校の志願者数は11人となっています。

ことから、次の点について、町の支援策や考え方について、お伺いいたします。

- 一つ目は、現在の高校に対する支援策であります。
- 二つ目は、学校運営協議会には、町の教育委員会も参加されているのか。
- 三つ目は、魅力ある高校にするため、さらなる支援策を町は考えているのかであります。 それから、大きく三つ目の質問であります。これは、水道未普及地区の水道整備につい てであります。

町では、飲料水に課題を抱えている自治区からの要望に基づき、現地調査や水質検査を 実施し、水道未普及地区の解消を進めていることから、楢木平自治区、黒沢自治区のこれ までの経過と令和4年度の事業計画について、お伺いしたいと思います。

以上であります。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 8番、伊藤議員のデジタル戦略の取り組みの企業移転等受入れに向けた西会津町 視察事業についてのご質問にお答えいたします。

町では、人口減少に起因する様々な課題の解決や行政サービスの向上、さらに、移住・ 定住の促進等を図るため、他の市町村に先駆け、デジタル戦略を策定し、本戦略に基づき、 デジタル技術を有効に活用するとともに、既存の仕組みや業務などを新たな視点で見直す デジタル変革を進め、持続可能な町の実現に向けて、全庁を挙げ取り組んでいるところで あります。

ご質問の、企業移転等受入れに向けた西会津町視察事業についてでありますが、本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地方移住への関心が高まり、また、在宅勤務の普及やサテライトオフィスの開設、休暇先で仕事をするワーケーションといった企業のリモートワークの広がり、働き方の変化を踏まえ、町内における働く場の確保を目的として実施した事業であります。

具体的には、首都圏等の企業に対して、西会津の魅力や資源について情報を発信し、関

心を持った企業を対象に本町への視察交流ツアーを実施し、視察企業との関係構築により、 本町への企業移転に結びつけるため、実施したところであります。

この結果でありますが、コロナ禍ではありましたが、感染状況が落ち着いたタイミングで実施し、ICTをはじめ広告メディア関連会社など 10 社が本町を視察したところであります。

具体的な視察・体験の内容につきましては、来町する企業の業種や業態に合わせて、まちなか再生拠点施設にぎわい番所ぷらっとや、宿泊施設、AIオンデマンドバスなどを視察したほか、食文化、除雪の体験、実際のテレワーク、さらに町内企業や住民との対話なども行ったところであります。

事業実施の成果につきましては、企業側の意識やニーズを把握できたほか、テレワーク環境や豊かな自然の中で仕事ができるといった本町の優位性、また、移動手段やサテライトオフィスのセキュリティーの確保といった課題点も明らかになりましたが、何より一番に、来町した企業との関係を築けたことが大きな成果となりました。

令和4年度につきましては、首都圏等企業関係構築事業を当初予算に計上しており、今年度つながりを持った企業と継続的に関係を深め、将来的な本町への企業移転等の実現に向けて、さらなる関係構築を図ってまいる考えであります。

その他のご質問については、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 企画情報課長、伊藤善文君。
- ○企画情報課長 8番、伊藤一男議員のデジタル戦略の取り組みのうち、デジタル教室についてのご質問にお答えいたします。

国では、デジタル社会形成の司令塔としてデジタル庁を設置し、全ての国民にデジタル 化の恩恵が行き渡る社会の実現に向け、各種取り組みを進めているところであります。

こうした中、町が今年度から実施しておりますデジタル教室につきましては、今後、社会全体のデジタル化が加速していく中で、情報通信技術を利用できる人と、利用できない人の格差をなくす、いわゆるデジタルデバイド対策として、特に高齢者の皆さんのデジタル技術についての理解、利活用支援を目的に実施している事業であります。

教室では、まず、デジタル技術について知ってもらう、体験してもらう、苦手意識をなくしてもらうことを目標として、実際にタブレットやスマートフォンに触れていただき、様々な機能を体験してもらう内容で開催してまいりました。

今年度のこれまでの実績でありますが、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しながら実施してきたところであります。デジタル教室につきましては、8自治区等で実施し、94人に参加いただきました。このほか、民間事業者との共催による2日間コースのスマートフォン教室を8回開催し、延べ46人に参加をいただき、多くの参加者から、「受講してよかった」「また体験してみたい」といった感想が寄せられたところであります。

令和4年度につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、引き続き教室の開催を希望する自治区の集会所等に出向き、高齢者の皆さんを中心に、デジタル技術の便利さや楽しさを体験してもらい、デジタルへの苦手意識払拭を目指すとともに、AIオンデマンドバスの乗車予約方法や、町公式LINEの使い方などについても説明し、デジタル利用に係る格差解消を図ってまいりますのでご理解願います。

- ○議長 学校教育課長、玉木周司君。
- ○学校教育課長 8番、伊藤一男議員のご質問のうち、西会津高校活性化の取り組みについてお答えいたします。

まず、西会津高校に対する町の支援策につきましては、教育長が4番、秦貞継議員にお答えしましたとおり、通学費補助をはじめとして無利子での奨学金貸与や部活動等教育活動への支援など、西会津高校活性化対策協議会で決定した支援として、平成20年度より順次、様々な支援を実施しているところであります。

次に、西会津高校学校運営協議会に町教育委員会も参加しているかとのご質問ですが、 西高では、コミュニティスクール制度導入に伴い、令和2年4月に、福島県教育委員会が 西高学校運営協議会を設置いたしました。この協議会は、15名の委員により組織され、学 校や保護者、地域住民が一体となって学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組んでおり ます。

町からは、商工観光課長と学校教育課長の2名が委員に委嘱され、年3回の会議のほか、 学校行事などに出席し、学校運営に対する評価や教育活動の活性化などを協議・検討して おります。

次に、魅力ある高校にするためのさらなる支援策についてでありますが、4番議員にお答えしましたとおり、町では、新たな支援策として、令和2年度より西高の地域活動に対して地域人材の講師派遣や移動のための町スクールバスの貸出しを実施しているほか、本年度より西高生全員へのタブレット端末の貸与を実施したところであります。

一方で、西高でも、コミュニティスクール・地域連携推進校として、協議会での検討を 踏まえ、地域と共にある地域ならではの魅力ある学校を目指しており、また、コロナ禍で 実施できなかった西会津中学校との連携なども進めていくとのことであります。

町としましては、今後も引き続き、魅力ある学校づくりへの支援を行っていく考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 8番、伊藤一男議員のご質問のうち、水道未普及地区の水道整備について、お答えいたします。

町では、これまで飲料水に課題を抱えている自治区からの要望に基づき、水道未普及地 区の解消に向け、水源調査や水量調査を実施し、適切な水源を確保した後、水道施設を整 備してきたところであります。

ご質問の楢木平自治区及び黒沢自治区につきましては、渇水や降雨の影響を受けやすい水源を使用しているため、施設管理などに苦慮していることから、当該自治区の協力をいただきながら、現在、水源調査や水質検査、及び水量調査を実施しているところであります。

令和4年度の事業計画では、黒沢自治区につきましては、水道建設に係る測量設計業務の費用を町簡易水道整備等補助金として新年度予算に計上しております。楢木平自治区につきましては、現在、実施しております水源の調査結果を踏まえ、事業化を検討してまいりたいと考えております。

町といたしましては、今後とも水道未普及地区の解消と、安全安心で安定した飲料水の

供給に努め、持続可能なまちづくりを推進してまいりますので、ご理解をいただきたいと 思います。

- ○議長 8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 それでは、それぞれ答弁をいただきましたので、これから再質問をしたいと 思います。

まず最初に、デジタル戦略の取り組みについての再質問ということで、したいと思います。

コロナ禍の中で本当にこの調査といいますか、事業のあれというのは大変なことだった と思います。そういう中で、10 社ほど来町し視察をしたということですが、先ほど答弁の 中にはいろいろありましたが、もう一度どのような業種の会社が来町したのか、それにつ いてお伺いしたいと思います。

- ○議長 企画情報課長。
- ○企画情報課長 西会津に視察に訪れた企業ということで申し上げますと、まずICT関連が6社でございます。あと広告代理店・メディア関係で2社、金融関係1社、あとアウトドア用品企画販売製造業が1社ということで、合計 10 社が西会津町の視察に来町されました。

以上でございます。

- ○議長 8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 それぞれ本当にコロナ禍の中で、西会津に来て視察したいという興味をよく 示したなという思いであります。これはデジタル戦略の中で皆さんが一生懸命努力された 結果なのかなと、そういうように思っておりますが、この時期についてはいつ頃だったの か。
- ○議長 企画情報課長。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

一応こちらのほう、事業実施期間につきましては令和3年5月から今年の1月中旬までということで事業を計画しておりました。しかしながら、やはりコロナウイルス感染症の状況によりまして、この説明会を行った部分につきましては、1回目を9月18日に行いました。2回目につきましては10月26日ということで、その間、募集し、その間、興味を持った企業に対し随時対応してきたということで、コロナ禍におきましては確かに期間については大体11月以降が結構多かったということで、落ち着いた状況からこちらのほうに来ていただいたと、視察していただいたという状況となっております。

- ○議長 8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 来町した企業や企業の業種や状態に合わせて、まちなかの拠点施設であったり宿泊施設、AIオンデマンドバスなどの視察のほかに、食文化、除雪の体験、実際のテレワーク、そして企業と住民との対話とか、あとは企業の皆さんとの触れ合いとか、そういうのがいろいろありましたが、そういう中では、来町した企業の皆さんの西会津町の印象、そういったものについては。
- ○議長 企画情報課長。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

こちらの来町した 10 社の皆さんが、やはりそれぞれおっしゃっていた部分については、 意外と西会津町というのは首都圏から近いと、また関西からおいでになった会社もござい まして、その方については関西国際空港を使いますと大体 3 時間ぐらいで西会津に来ると いうことで、東京経由の新幹線で来るよりも近いということで、距離的な部分の利便性と いうのもメリットに挙げられたということでございます。

やはり自然環境の中でWi-Fi環境も整っているところで仕事も可能だという部分もございましたし、その中で、ふだん首都圏とか三大都市圏で仕事をされる方々については、やはり自然と一緒になりながら、リフレッシュしながら仕事ができるということで、その辺につきましては大変高い評価を得たというふうに考えております。

しかしながら、先ほどのご答弁でも申し上げましたように、課題として挙げられる部分としましては、やはり二次交通の部分の問題が課題として挙げられたと。また、テレワークスペースにおきましては、やはりセキュリティー環境をもう少し強化しなければならないのではないのかという部分が課題として挙げられたということでございます。以上です。

- ○議長 8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 先ほどちょっと早く聞けばよかったんですが、この企業 10 社の規模といいますか、どのくらいの従業員とかを置いている会社なのかということを、ちょっと分かりましたら教えていただきたいと思います。
- ○議長 企画情報課長。
- ○企画情報課長 お答え申し上げます。

まず、ICT関連6社に関しましては、申し上げますと大変大きな企業で一部上場会社もございます。また、いわゆるスタートアップと申しますか新規の起業された企業で国からの委託事業を受けている会社とか様々な部分がありまして、規模感的には大企業から二、三十人ぐらいの会社ということで、ばらばらではございました。

また、広告代理店関係については、ほぼ大手でございます。大手2社が来ていただいたということでございます。また金融関係についても旧メガバンクと言われる部分の会社が1社おいでいただいたと。アウトドア用品につきましては、結構皆さん承知の全国で展開されている会社が来ていただいたということで、一応、今後のいわゆる働き方の関係、いわゆるテレワークとかワーケーションの絡みという部分で、やっぱり大手企業もワーケーションとかそういう関係について大変興味を持っているという形で、町としては捉えているということでございます。

- ○議長 8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 企業の規模については、今、課長がおっしゃったように大企業から 20 人ぐらい規模の会社も来ているというようなことで、大変いいことだなというふうに思っております。

そういう中で、先ほどちょっと課長が課題についてお話しされましたが、何かそのほかにやっぱり住宅団地の問題とか、そういう土地の問題なんかも出なかったのかどうか、それについてお尋ねします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 そのほかの課題ということで申し上げますと、時期がやっぱり冬の時期 になりましたので、皆さん首都圏とか関西圏の方でございましたので、やはり降雪時の移動というのが一つ課題と。また、寒さに慣れてないせいで、やはり寒いというような話が あったということでございました。

あと言われた部分につきましては、公共交通機関で来ますと、野沢駅に降り立った場合とか、その場合、その後のレンタカーとか移動手段がどうかというような部分が課題となっていたという部分でございます。

あと、先ほども申し上げましたが、サテライトオフィスと申しますかテレワーク環境施設の部分のセキュリティー対策という部分、やはり皆さん、機密情報を扱うということから、そういう部分も挙げられておりました。

また、やはりいわゆるテレワークスペースで個室も必要ではないかということで様々な 部分が課題として挙げられたということでございます。

- ○議長 8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 それぞれ冬だったので工業団地とか見られなかったと思いますが、昨日の全員協議会であったように、工業団地の土地の問題というのは、これからやはり大きな課題になってくるところだと、そのように思います。それについてはどのように考えていらっしゃいますか。
- ○議長 企画情報課長。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

今回は起業移転等に向けた視察事業ということでございますが、一応こちらのほうの企業の皆さんにつきましては、製造とか土地を求めるのではなくて、やはり働く場所としてのテレワーク機能とかワーケーション機能が充実している場所かということで西会津町を視察されたということでございまして、工業団地に立地するとかそういう部分が目的では来ておりませんので、その辺ちょっとご理解いただきたいと思います。

- ○議長 8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 工業団地については、そういう製造会社でもないから、もしかするとあまり そういうのが目的ではないのかというふうに思いますが、そのほかの例えば優遇措置みたいなのについては、例えば税制の優遇措置とかそういう土地の優遇措置、そういったものの、まだそこまでは行ってないのかも分からないですけども、町としてはそのようなことをどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。
- ○議長 もう一度質問をお願いします。
- ○伊藤一男 企業を移転するために、そのほかのやはり町の政策といいますか、その辺に ついては考えていない、まだそのようなところには行っていないのかというようなことを お尋ねして、答えてもらえれば結構です。
- ○議長 企画情報課長。
- ○企画情報課長 今回、一応、首都圏企業等の移転に向けました西会津町視察事業では、 基本的に、いわゆるパソコン1台あれば仕事ができる環境の部署の方々ということでございまして、いわゆる生産ラインを設けてやるというような企業等の部署ではないということが前提としてございまして、いわゆる東京とか大阪圏ではなくても地方にテレワーク環

境があれば仕事ができるというような企業を中心として、今回の視察事業を実施したということでございますので、そこまでまだ踏み込んで立地に向けた優遇措置という部分ではなくて、そういうテレワークができる環境にあるかどうかとか、あと、ワーケーションとしてちゃんとそういう環境が整っているのかどうかというものを視察していただいたという部分でございます。

やはり企業の方々がおっしゃいましたのは、やはりふだんの視察ツアーですと、地域の 住民の方々と触れ合いがなかなかないということでございましたが、今回は企業の方も地 域の方と触れ合いたいということがございましたので、その辺をちょっと重点に様々な体 験をしていただきながら触れ合っていただいたというのも大きな特徴の視察事業でござい ます。

以上でございます。

- ○議長 8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 それで、企業が移転というか、企業誘致というのか、これはちょっと何とも言えませんが、今までもやっぱりそういう企業誘致というようなことで、いろんな戦略でもってやってきたわけでありますが、このデジタル戦略の中で、かなりデジタル関係の企業とかいろいろ来ていますので、その辺の可能性もあると思いますが、企業が例えば移転した場合に、例えば従業員が企業ごと来たり、例えばある大多数の企業が来て会社を立ち上げるというか、それとも西会津町の雇用も図ってやっていくというような、そういうようなあれになるのか。それについてお尋ねしたいと思います。
- ○議長 企画情報課長。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

一応こちらのほうにつきましては、企業移転と表題にはございますが、まずは企業の部分については、やはり首都圏の企業が多いということで、まずはサテライトオフィス等のいわゆる支店みたいな働き場所が確保できるかどうかという部分も大きな目的の一つでございまして、ですので、その辺も含めて今後そういう形で、地方でも何ら変わらない環境であれば、最終的には企業移転に結びつけられるのではないのかというような部分を踏まえながら実施してきた事業でございます。

また、その企業移転という形でありますと、先ほども申し上げましたが、今回の部署の 方々につきましては、パソコンとネット環境さえあればどこでも仕事ができるという方々 でございます。したがいまして、そういうスキルを持った人材が近くにいるのかどうかと いう部分もございます。

そうしますと、会津若松にあります会津大学のような近くに学校があるという部分もある程度メリットにはなるのかなという部分は考えておりますし、様々なそういう働き場の確保という部分では、将来的にはそういうICT関係の部分が立地していただければよいなという希望を持ちながら実施を進めてきているということでございます。

- ○議長 8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 まだ今、視察の段階なのでこれからだと思いますが、以前から企業誘致とか 移転というのは町の重要施策だと、そういうようなところから、やはり今の少子化や経済 の活性化、そういう重要な事業であると考えておりますので、これから早く結果を出して

いただいて、実現に向けてやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。デジタル教室の開催についてであります。これは、町民の皆さんがデジタルへの興味や関心を持ってもらうために、今回いろんな取り組みをされたと思いますが、8自治区というようなことでありましたが、もっと多いのかなと思ったんですが意外と少ないなと思ったんですが、その辺の何ていうのかな、デジタル教室の申込みが少なかった、そういったところの理由みたいなのについてはどのように考えていますか。

- ○議長 企画情報課長。
- ○企画情報課長 お答え申し上げます。

まず、デジタル教室の開催回数につきましては、先ほど申し上げましたが8自治区等ということでございまして、一応7自治区と、あと老人クラブが1ということで8回開催したというふうな形になっております。

こちらのほうは、やはりまず希望する自治区等を照会して、それと日程を合わせながら 進めてきたという部分もございますし、また、先ほども申し上げておりますが、コロナウ イルス感染症の状況という部分がございまして、なかなか回数が伸びなかったという部分 が原因ではと捉えております。

そのほか、民間企業と共催によりまして、いわゆるスマホ教室も開催しているということで、こちらのほうもやはりコロナ禍の状況を見据えた中での開催だったという部分もございますので、なかなかこちらのほうでは午前2日間コースで4回ほど開催しているということから、今回この数字になったと。

ただし、今これからやってみたいというような行政区といいますか自治区の皆さんも結構ございますので、7自治区ほどから照会を受けておりますので、コロナ感染の状況を見据えながら、また自治区に出向いて教室は開催していきたいと考えております。

- ○議長 8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 これから、まだ令和4年度になっても、これがどんどん増えていくのかなというふうに思いますが、その中で、やはり高齢者、恐らくタブレットでもスマホでも、ある程度、年齢的に高齢者といっても若い人たちといいますか、そういう人たちが多かったと思うんですが、高齢者の皆さんになかなか知ってもらうというのは大変な作業かと思いますが、その辺についてはどのように考えていますか。
- ○議長 企画情報課長。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

こちら8自治区等の部分につきまして申し上げますと、男女別で申し上げますと 94 名中、男性が30名、女性が64名ということで、圧倒的に女性が多くございます。

特筆すべき点につきましては、ちょっと日中に開催したということから、やはり高齢者の皆さんが多かったということでございますが、中では一番最高齢では 91 歳の方がこのデジタル教室に参加されました。ある自治区では、平均年齢は85歳ということで、結構高齢の方が参加していただいて、まずタブレットに触れていただくとか、そういう形から始めていったという部分でございますので、割合的にはやはり 65 歳以上の方が多かったということで捉えております。

したがいまして、今の方々もデジタルという部分の必要性は認めつつも、なかなか触れる機会がないということで、先ほども答弁申し上げましたが、触れられてよかったとか、次のステップという部分も考えながら、町としても次のデジタル教室の考え方、ステップアップしていくように今後、カリキュラムを考えながら進めていきたいと考えております。

- ○議長 8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 これからも町民の皆さんがデジタルへの興味や関心を持ってもらうように、 事業を進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。それでは西会津高校活性化の取り組みについての再質問ということで、お尋ねしたいと思います。

冒頭いろいろ今年の志願状況については、西会津高校については今のところ 11 人だというようなことは皆さんご存じだと思いますけれども、なかなかそういう厳しい状況が今続いております。そういう中で、我々も今、何をしなければならないかというようなことで今日、質問しているわけでありますが、その中で今までの西会津高校の活性化の支援策については、先ほど課長のほうからいろいろ答弁いただきました。

本当にこれはありがたいことだなと、デジタルタブレットの貸与というか、そういうものを含めて、ずっと平成20年度からやっていただいているというようなことについては、本当にありがたいことだなというふうに思っております。

そういうことで、町というよりも、やはり西会津高校の同窓会でも、町のそういう支援 策ばかり当てにしては駄目だと、そういうようなことで、今現在、同窓会では会費を毎年 集めて、今は大体 500 人ほどの同窓生から約 50 万円ほどの会費を集めて、そして生徒の活 動に充てているというようなこともやっております。そういうことも一つご理解をいただ きたいなというふうに思います。

そういう中で、まず学校運営協議会に教育委員会で参加されているのかというような私の質問の中で、やはり2名ほど商工観光課長も含めて、教育委員会を含めて2名ほど参加されていると。これは一応、学校運営協議会の中ではそういう会則といいますか、そのようなところで自治体の職員の2名の参加というのがうたわれておりますので、これについてはあれなんですが、そういう中で、教育委員会と町側として、どのような分担といいますか役割といいますか、そういう分担というのは学校運営協議会の中であるのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

- ○議長 学校教育課長。
- ○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

西高の学校運営協議会につきましては、1回目の答弁でご答弁申し上げたとおりでございますが、県教育委員会のほうで設置しまして委嘱を受けております。メンバーについては15名ということで、西会津高校のPTAの代表だったり、西会津小学校・中学校のPTAだったり、同窓会、それから町内の各種団体ということもありまして、商工会だったり体育協会、ボランティア活動センターだったり区長連絡協議会長というような形で、町内の多種多様な方々がお集まりいただく会議になっております。

この会議につきましては、基本的に現在のところ分会は設けないという形で、会全体 15 名が一つの会議で開催しておりまして、主に学校教育活動の報告を受けて、それに対して の意見を言ったり、または毎年の学校運営の方針について議論をして、熟議をしながら学校に提言を申し上げたり、また、先ほど申し上げましたように、各団体から出ておりますので、それぞれの団体で学校に対して協力できるようなことだったり、または意見を申し上げることがあったりと、様々な意見交換の場が主になっているところでございます。

- ○議長 8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 この高校の運営協議会には、教育長の出席とかそういうのは別にないのかど うか。
- ○議長 学校教育課長。
- ○学校教育課長 学校運営協議会自体は、県から委嘱されております 15 名の委員です。町からは商工観光課長と私、学校教育課長ということでございますので、教育長に出席を求めるようなことは今のところはございませんでした。
- ○議長 8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 以前は西会津高校の活性化対策協議会というのがあって、これは令和2年度で終わったわけですが、やっぱり町長が会長で教育長が出席されてというようなことで、 高校と、また地域のつながりというのが物すごく感じられたそういう協議会であったわけです。

それが対策協議会だったわけですが、それがなくなって、何か町との関係が希薄になるような気がするんですが、教育長、その辺のところはどうでしょう。

- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 西会津のほうでは、今、先ほどありましたように、西会津町活性化協議会がずっといろいろ支援策を打ち出しまして、平成20年度から順次来ているということで、先ほど具体的な支援策は述べたわけですけども、やはりやりながら高校自体の主体的な取り組みが出てくることが一番大事な点ということで、具体的に商工が入ったということは、いろいろまちのものをうまく商業化できないかという探求の学習につなげたりとか、学校教育が入ったのは、やっぱり地域共同の中で、地域人材をどんどん活用してもらうという部分で、この2課から入っているわけですので、そういう意味では西高の主体的な活動を応援するという部分であります。

中で、当然、課長から報告を受けながら教育委員会としてもこういう支援はどうだろうかということで、先ほど申したタブレットの貸与とか、これはどこの町村でもやってない部分で西高は先進的に、そういう策を我々も協議しながら応援しておりますので、直接会に参加できなくても、我々の意見をその中に反映して取り組んでおりますので、いいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長 8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 分かりました。

それでは、三つ目の魅力ある高校にするために、さらなる支援策等ということで、あまりはっきりした答弁がなかったような気がするんですが、ここがやっぱり一番、課題なのかなというふうに思っているわけですが、例えば今、恐らく大体 11 人ぐらいの入学になるんじゃないのかなというふうに予想されるんですが、例えば西会津中学校から何人なんて

いうことは今年は言いません。ただ、西会津中学校から西会津高校に行くための流れをつくる。そのために何を考えるか。特色があるということは恐らく魅力があるということにつながると思うんですよね。

その中で、やはり中学校と、それにはやっぱり今までいろんな議論をされてきたと思います。でも、それは全然前進しなかったというか、ただ、いろんな支援策によって、やはり西会津に残ってくれる人も確かにいると思います。

そして今、ボート活動、これは全国でも西会津高校というのは有名です。だけど、やはりボートをやりたくて西会津高校に来るというのは、やはり実際にはそんなに、三、四人とかそのくらいしかいないと思います。やっぱりメジャーではないというか、だったら学力を軸にするのか。部活動に力を入れてやることによって、私は一つの例えばそれに特化した中学校と高校との流れをつくって、そこから少しでもいいから、先ほど町長も言いましたけども、小さなことでもいいから、そこから波及していくような、そういうような考え方というか。

これちょっと話は変わりますけど、やはり只見高校が今、甲子園に春の選抜にこれから行きます。対戦相手も岐阜県の大垣日大高校というようなことで決まっていますね。これからあるわけですが、それを私が何で言いますかというのは、只見が甲子園に行くというのは福島県でも会津でも、まず2回目ですよね。会津高校、そして今、只見高校と。20世紀枠ですが出場には変わりはないわけです。只見町の人からすれば、私はまだ感じていませんが、夢のような話なんですよね。本当に町民は夢のような話だと思って、今すごく期待していると思います。

だから西会津だって、それは私はできると思います。まさかというのが必ずあります。 まちづくりもそうです。それは明日になるか何十年後になるか分からないですけれども、 私も今、経験していますけれども、まさかというのが必ずあります。

ですからそういう意味で、私は議会の常任委員会で昨年、四国のほうに視察に行ってきまして、高知県の梼原町というところで人口3,300人ぐらいの町の高校なんですが、やはりここも、野球が全てではありませんけれども野球の甲子園の指導者を、その町にいたんだと思いますが、その辺の人を招いてそこから野球も強くなって、人も集まるようになったと。そして今、只見高校もやはり今、甲子園に行くことによって町が活性化する、ふるさと納税が集まる、必ずいい方向に行きます。

そういうことで私は、今の西会津中学校と西会津高校の現状を見たときに、じゃあ何の 部活がいいのかというときに、やはり今は卓球なのかなと。卓球は今、人気があるスポー ツになってきています。やはりオリンピックで水谷選手とか伊藤美誠さんがオリンピック で混合優勝というようなこともありまして、私は今、西会津高校と西会津中学校の部活の 流れをつくる、それについては今は卓球しかないのではないかと。

やっぱりそれには、今、西中も先ほど秦議員のほうから、いろいろ卓球の県大会とかそういう優秀な選手も出ています。高校もそれなりに部員もいます。強くなっています。そういう中で、やっぱりいい指導者をいかに中学校、高校で連携しながら指導者を呼んでくるか。それができたら、流れは、例えば西会津中学校、西会津高校の流れが少しでもできてくるんではないのかと、そこから強くなればもっと会津圏外というように広がる可能性

もあると思いますので、そういう部活においての連携といいますか、それについてはどのように考えていらっしゃいますか。

- ○議長 学校教育課長。
- ○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございまして、いろんな切り口があると思っております。常任委員会の視察につきましても私も同行させていただきまして研修を受けてきたわけでございますが、議員おっしゃられる梼原と、それから只見につきましては共通点が多うございまして、いろいろ似たような環境の中で、地元出身で野球の指導者がいたりというようなところだったり、あとは県立、それから町立の寮があったりということで、いろんな諸条件が似ているところがあったなというふうに感じてきているところでございます。

両町ともああいう形になるには、長い期間を要する特別な支援があって、ああいう形になったのかなというふうに感じているところでございます。

一方で、西会津高校と西会津中学校等の連携につきましては、これは今ほど申し上げております学校運営協議会、コミュニティスクールに西高がなったことで、どんどん外、地域と交流するような学校づくりをただいま実施しております。コロナ禍でなかなかできなかったんですけれども、先ほど答弁申し上げましたように、西会津中学校との連携というのも高校側でしっかり考えておられます。

学校内のアンケートを取りましたところ、高校生と西中生とさらに西小生、小学校までこの三つの学校の児童生徒によりまして西会津の地域域探検をやったらどうかとか、あとは、例えばそこにさらに西会津出身の専門学校生だったり大学生を含めて、学生会議みたいなことをやったらどうかとか、いろんなアイデアを西高の今の学校運営協議会の中では報告されているところでございます。

また、提案いただきました卓球につきましては、これもまたコロナ禍でなかなか難しかったんですが、実は去年の4月から今年度については、9回ほど地域卓球教室ということで、西高を会場に西高の顧問の先生と卓球部員の方々が中学校、小学生に教える機会をつくっていただいておりまして、これも9回ほど実施しております。

ご提案いただいた卓球の切り口というのは、この後も考えられることなのかなと思いますので、検討してまいりたいということでご答弁とさせていただきます。

- ○議長 8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 やっぱりいろんな切り口があって、今は卓球と言いましたが、やはり従来のそういう指導的なことでは駄目だと思うんです。やっぱりオリンピックで水谷隼を呼んで、そのくらいの指導をする、そのくらい生徒に夢と希望を与える、そういうようなことをぜひ、私は教育長だったら今の教育長はできるんじゃないのかと。それは高校も一生懸命やらなければならない、同窓会、PTAも一生懸命にならなければなりませんが、私は教育長だったら、それができるんじゃないのかというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと時間がありませんが、水道未普及地区の水道整備についてでありますが、これは楢木平自治区の井戸を掘った、ボーリングしたわけですが、その結果についてはどうなっておりますか。

- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 それでは、ボーリングの調査の件、お答え申し上げます。

昨年の11月頃ですか、鬼光頭川の東側、そこを専門の業者さんに地域をくまなく調査してもらって、それでこの辺というようなことを地質等から判断をして、それでボーリング調査をさせていただきました。

その結果ですけれども、水質検査をした結果、すぐに使えるような水源ではなかったと。 やっぱり水質検査の結果、適さないという部分が何項目か表示されましたので、今後、将 来的な例えば特殊なろ過装置ですとか、そういったものを考えた場合、維持管理も大変だ ろうというようなことで、現在、旧屋敷小学校の敷地内で2回目のボーリング調査を実施 しております。その結果を受け、その水質の状況、それから水量は適量が出ているのか、 そういったものを総合的に見た結果、判断してまいりたいなというふうに現時点では考え ております。

- ○議長 8番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 もう時間がございませんので、ちょっと黒沢自治区の水道の問題については触れることができませんでしたが、いずれの自治区にも一日も早い給水を望んでいるわけでありますので、とにかくスピード感を持ってもってこの事業に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 議場の皆さん、こんにちは。5番、猪俣常三です。

質問に入る前に、報道によりますと今、世界で何が起きているのかお分かりかと思います。世界が平和を望んでいるときに、ロシア大国の、隣のウクライナ国への暴力により主権と自由が脅かされております。ウクライナの国民に多くの犠牲者が出て、戦火から逃れようと国内から避難される国民の移動が続いております。その中に子供さんが「死にたくない、死にたくない」と悲痛な声で叫んで泣いております。この姿は目に焼きついて離れません。本当に胸が引き裂かれる思いであります。一刻も早くロシア軍の撤退と平穏な国に戻ることを祈ってやみません。

では、今次の議会に一般質問を通告しております。新型コロナ感染の収束が見えない中でオミクロン株の感染が猛威を振るっていることに不安を感じております。これ以上の感染拡大にならないことを願ってやみません。感染防止のための対策が進められている新型コロナウイルスのワクチン接種に大きな期待を寄せているところであります。町民の皆さんの命が守れるよう、安心して暮らせるよう、一日も早くコロナ新薬の届くことを願っているところであります。

そこで、新型コロナウイルスワクチン接種についてでありますが、1月25日、まん延防 止等重点措置が発せられている中、感染者数が増えて不安が解消されておりません。しか も感染拡大防止としてマスク、手指消毒、うがいを励行し、密接・密集を避けて換気を実 施、さらには、ワクチン接種をしているにもかかわらず感染が収まっておりません。

感染状況は、若い世代に広まり、高齢者は重症化となり命に関わる事態となっています。 また、低年齢の世代に感染が及んでいることから、国において子供への接種ができること になり、町では新型コロナウイルスワクチン接種が進められております。そこで、5歳から12歳未満の接種の進捗状況や主な見通しなど、お知らせください。

次に、農業の振興について、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う米価下落に苦しむ水稲農家の支援策として、国の 農業収入保険制度についてでありますが、農業収入保険は全ての産物が加入できて、自然 災害や病気またはけがによる負傷のほか、新型コロナの影響で例年どおりの出荷ができな いことにより収入が減った場合も補償が受けられる。保険料は加入者の販売収入によって 異なるが、新規加入者の保険料の一部を支援する考えはないか、伺います。

次に、防雪柵の設置についてでありますが、町道野沢柴崎線のなぎの平における冬期間 の通行に支障が出ていることから、伺います。

- (1) この付近の風向風量調査をされた結果、どのようになっているのか。
- (2) 今後の対応について、見通しはどのように考えているのか、伺います。

以上、私の一般質問といたします。

- ○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。
- ○健康増進課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、新型コロナウイルスワクチン接種 についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株の感染が年明けから全国で急速に拡大 しており、町内でも今年に入り新たに11名の方の感染が確認されましたが、町民の皆さん の基本的な感染防止対策の確実な取り組みなどにより、町内では他市町村で見られるよう な感染拡大やクラスターは発生していないところであります。

ご質問の5歳から11歳のワクチン接種についてでありますが、3番、小林議員にお答えしたとおり、5歳から11歳への小児ワクチン接種については、全国で新型コロナウイルス感染者全体に占める子供の割合が増えていることから、5歳から11歳までの小児を対象としたワクチン接種が本年2月中旬から実施できることとなりました。

町では、町内で接種を希望される方が安心して接種できる体制を検討し、3月中旬から 集団接種を基本として実施する計画であります。

また、接種スケジュールですが、現時点で国から配分された小児用ワクチンは、対象者 232 名に対して 50 名の 2 回分となる 100 回接種分のみのであることから、まずは配分されたワクチンの範囲で接種を進めることとし、その順序については、成人接種の最少年齢である 12 歳に続き 11 歳の希望者へ接種を行い、その後ワクチンの追加配分見通しが立った時点において、10 歳以下の接種日程などを調整してまいります。

町では対象者や保護者にワクチン接種による重症化予防などのメリットと副反応などの リスク、また不安がある場合の相談窓口などを周知し、接種を希望される方が安心して接 種できる体制を整備してまいりますので、ご理解願います。

- ○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。
- ○農林振興課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、農業の振興について、お答えします。

おただしの収入保険制度につきましては、従来の農業共済制度ではカバーできない品目や価格低下等による収入減少を補塡する仕組みとして、令和元年より国が創設した保険制

度であります。

収入保険制度は、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ 農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償するもので、税制 上の青色申告を行っている農業者が加入できます。係る保険料や積立金の一部を国庫補助 金で賄うことができ、農業経営安定に資する非常に有利な保険制度であると認識しており ます。

おただしの収入保険の保険料に対する支援につきましては、現時点において実施する予定はございませんが、今後も様々な機会を捉え制度の周知を図り、加入促進に向け、取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解願います。

- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、防雪柵の設置について、お答えいたします。

町では、町道野沢柴崎線の一部区間において、吹雪による視程障害や吹きだまりの発生が確認されていることから、令和2年12月26日から令和3年3月9日までの74日間、気温・風向・風速について調査を実施いたしました。

その結果、調査期間内での最大値で、最低気温マイナス 12.5 度、風向はおおむね西北西の風、一級河川阿賀川方向からの風で最大瞬間風速が 10.6 メートル毎秒というデータを得ました。

この調査結果から、最大瞬間風速の値を基に道路吹雪対策マニュアルにより算定を行うと、吹雪危険度ランクBの「吹雪による障害の危険性がある」との結果となりました。

このことから、吹雪対策として、国土交通省道路局所管の防災・安全交付金事業を活用 し、防雪柵を設置することとしています。

今後の事業の見通しでありますが、令和3年度、防雪柵の詳細設計が完了したことから、 令和4年度より工事に着手し、早期の完成を目指すこととしております。

町といたしましては、今後も引き続き早期の事業完成を目指し、冬期間の安全安心の確保に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 それぞれ答弁をいただきました。

1番目のテーマの新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、同僚議員から質問がされまして、いろいろ答弁をいただいていたところであります。できるだけ私は私なりの角度から、お伺いしてまいりたいと思っておりますので、重複しないように注意を払っていきたいと思います。

答弁の中では、西会津町についてオミクロンの発生が 23 名ほど出ておりましたということで、非常に個人的な情報ということもございます。この人数が出ているということから、できるだけ町の職員の皆様方、関係されている皆様方、非常にご苦労されて、この程度で収まっているのかなと、こんなふうに思っております。非常にご苦労されているんだなと、こんなふうに私なりに感じているところであります。

今回の5歳から12歳ということで、3月中旬辺りから接種されるということになるわけですが、11歳の方はそれぞれ2回接種をしていくよということの確認でございますけれ

ども、そのように考えておられるんだろうと、こんなふうに思います。

実際、あと 10 歳未満の方と 5 歳以上の方については、国からの指示がない限りはなかなか計画が立てられないんだろうと、こんなふうに思うんですけれども、その後どのように計画が進められているのかを併せて、一問一答ということになりますから、その 5 歳以上から 10 歳未満の方の状況を再度確認したいと思います。

- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それでは、再質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、町内に5歳から 11 歳の対象となる人数は約230名いらっしゃるわけなんですが、町に配分された現在のワクチンの数量が100回接種分、3週間の間隔を置いて2回接種しますので実際には50人分ということになりますが、50人分のワクチンのみの配分ということで、まず配分されたワクチンの数量の範囲内で11歳の希望される方に接種を3月中旬から開始いたします。

その後、追加でワクチン配分の見通しが立った時点におきまして、10歳以下の児童の接種のスケジュールを、配分されたワクチンの数量を見ながら調整をしていきたいということで考えております。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 その際に、子供さんなので、そのときに体調がよくない状態で受けることができなかったと仮定した場合、その仮定したことを前提に考えたとき、その子供さんのワクチン接種ができなかった場合の町の対応というのは、どういうふうに考えておられるのか、お伺いしたいと思います。
- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それではお答えいたします。

接種予定日に体調不良で接種できなかった場合につきましては、これも今行っております 12 歳以上の成人の方も同じ対応でありますが、その後、集団接種で日程が合うような場合は集団接種のほうで接種していただきますし、日程がどうしても合わない場合につきましては、例えば診療所で個別接種という対応になろうかと思います。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 今、オミクロン株の感染が増えているということをいろいろと報道がなされてはいるんですけれども、それ以上にまた強いBA.2という変異株が不安材料で出ているわけなんですけれども、この対応については、さらにどのように考えておられるのか、お尋ねします。
- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それでは、お答えいたします。

今回のワクチンの追加接種につきましても、国の厚労省の予防接種・ワクチン分科会のほうで、しっかりとワクチンの有効性・安全性が確認されたものを追加接種で接種をしているということでございますので、今後、新しいBA. 2という種類のウイルスかと思いますが、そういったものに対しましても今後、国から今回のワクチンの有効性などについて情報が提供されるのではないかということで考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

- ○猪俣常三 ということは、BA. 2の感染が「増えている」という表現でいいんだかどうか、これが今、一番課題なんだろうというふうに、不安なんだということなんです。それに対して国のほうで情報を町のほうに与えてくれてないというふうに私は感じるんですけれども。
- ○議長 猪俣議員、「与えてくれてない」というより「与えてない」とかちょっとその辺の 言葉を選んでください。
- ○猪俣常三 与えてないというふうに感じるんですけれども、そういう情報というのは、 なかなかいただけないんでしょうか。
- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それでは、お答えいたします。

オミクロン株の種類の中でBA. 2という種類の変異株でありますが、これにつきましては、年明け以降、新たに確認されたというふうに認識しておりまして、今後、国のほうでしっかりと疫学調査などをされて、その情報については市町村のほうにも公表されるというふうに考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。 議員に申し上げます。通告の範囲でご質問お願いします。

○猪俣常三 はい。

そういうふうに私は今、一番不安だというのが、BA. 2 なんていう変異株が発生してきていますので、それに対する不安材料がある限り、何らかの町の対応というのがあるのかなということをご期待申し上げているわけなんです。

その間、いろんな情報が流れていればということで、お尋ねしたわけですけれども、内容については理解したところであります。

テーマを変えていきたいと思いますが、まず、農業の振興について、お尋ねしたいと思います。

先ほど答弁をいただきまして、まず私も農業振興には、この制度が出されたことの意味合いが大きいなと。私も保険制度の中で、こんなにすごい農業収入保険という制度が国でつくられたというふうに感じましたので、それらをどうしても、こういう水稲農家に何らかの形で導入されないのかなと、こんなふうに感じて質問に至ったわけであります。

なぜ、この内容をお話し申し上げたいのかというと、今までは保険は保険の仕組みであったと思います。ここには積立金というものもありますし、それから保険という部分もある仕組みで、非常に内容が充実している保険制度であるというふうに感じたものでありますので、その中に、国が保険料として50%負担、それから積立金として75%を国が出しますよと、負担しますよと。そこに付加保険料といいましょうか、これも50%を国が持ちますよと。そんな保険はありません。

その中で、1千万円の販売収入の人として考えたときに、この保険料がどのくらいなのかといいますと、大体9万円くらいというのが保険料だと想定しています。そうしたときに行政の力でこの保険の一部をある程度考えておられるとは言いますけれども、この保険料の一部負担というのが非常に農家の方にとって大きいわけです。

というのは、積立てをする部分が個人負担の25%の部分があるものですから、できるだ

け保険料への行政の力を注いでいただけるのであれば、非常に農家の方がいい制度に加入 されていくんじゃなかろうかと、こんなふうに考えたわけです。

特に、こういうオミクロン株、コロナの関係で米価が下落したという、税収がどんな状態にあったにしても、なかなか農家というのは再度、立ち上がるというのは難しい話なので、そこにこういった保険料の一部の内容をお尋ねしたというのが理由です。

しかるに、じゃあどんな内容かということをちょっとお尋ねしますけれども、一問一答でということになると困りますから、まず、この制度の八つくらいあるものをお尋ねしますが、お答えいただけますか。

- ○議長 その制度の中身を説明してくれということですか。
- ○猪俣常三 こういうふうないいものが補償されますよという内容が分かれば教えていた だけますか。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 議員がご質問されたのは、この収入保険でカバーされる内容ということ でよろしいでしょうか。

この収入保険につきましては、自然災害ですとか価格の減少、その他様々なリスクについてカバーされております。今、八つとおっしゃいましたが、確かにこの案内には八つ書いてございます。自然災害等での減収、市場価格の下落、災害で作付け不能になっている。それからけがや病気で収穫不能、倉庫の浸水被害、取引先の倒産、盗難や運搬中の事故、為替変動での大損、これらについて収入保険で補塡されるとなっております。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 そこでお伺いしたいんですけれども、非常にこういうところまで補償の内容が含まれているということなので、ただ保険だというものではないというふうに私は感じたわけです。それが農業収入保険制度の国の制度なんだなというふうに感じたもので、これをできるだけ農家の方にご理解いただいて、そして、いざといったときにこの制度が活用できれば一番ありがたいなというふうに私個人ではそう思っているわけで、その狙いと、今の八つの中の一つ、病気になって、けがをして補償されるということなんですけど、もしそれがあったときに農業ができないということのために出荷ができないから補償されるというふうに感じるんですけど、間違っていないでしょうか。
- ○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。
- ○農林振興課長 けが、病気によって農業収入が減少したと、それに対する補償がされる ということで理解しております。
- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 私も、そこのところの理解がどう受け止めていただいているのかということで、ただ病気とけがということで、それは病院に行けば診療費、それを補償するんじゃないよと。あくまでもそのことになって農業収入が落ちるということになるので、じゃあその落ちたときのものは、何をもって裏づけしてくるかというと、結局は青色申告でずばっと出てくるのではないのかなということで、その青色申告がどのように進められているのかをお尋ねしたいと思います。

普通の白色申告をしている人が結構いらっしゃるんですけど、そこに行くには、こうい

うところがちゃんとできれば青色申告ができますよということがあるのであれば、そこら 辺のところをお尋ねしたいと思います。

- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 お答えいたします。

この収入保険の制度につきましては、先ほど来ありますように、青色申告をされている方が対象と。これは、やはり農業収入について、適正に算定するというのが前提になります。基本的には過去5年間の収入の平均を基準収入として捉えて、それより9割以上減少した場合に、そのさらに9割まで補塡が可能だということで、例えば1,000万円であれば最大810万円、9割の9割ですから810万円まで最大、補塡が可能だというような制度であります。これは保険料によって差があるので、保険料を最大納めればその補償が受けられるということでございます。

青色申告でございますが、通常「白色」と呼ばれる申告の制度ですと、収支を明らかに すれば所得が申告できるというものですが、青色申告の場合は、それに加えて現金出納帳 なり売掛帳、買掛帳、固定資産台帳、そういった帳簿の整理をして日々の収支を帳簿につ けて、それを示して申告をする方式と、簡易な方式でもこの農業収入保険はいいというこ とですので、財務諸表までは求められませんが、そういった日々の収支を示す必要がある ということでございます。税制上の青色申告という制度でございます。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 よく分かりました。要するに一番分かりやすいのは、青色申告の所得収入が 一番早く分かるというふうに理解してよろしいんでしょうね、そのように受け止めました。 ところで、この農業収入保険というふうに考えたときに、西会津の管内において、どの くらいの、このコロナ禍におけるところの米価の下落というのを金額で表した場合に、ど のくらい見ておられるんでしょうか、お尋ねします。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 米価の下落幅ということですと、JAの概算金で申し上げますと、令和 2年産よりも令和3年産が会津産コシヒカリで2,600円の下落というふうになっておりま す。
- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 先ほど令和3年産の米価で 60 キロ当たり 2,600 円くらいの減収額であるというふうに分かりました。

特にこの農業収入保険制度を考えていただくということになりましたときに、私は、保険料のその一部を支援策としてというふうな質問をさせていただいたわけですけれども、今後いろんな状況を踏まえて、既加入者もおられますでしょうし、また今後こういう制度がいいというふうに分かってこられた場合に、新しく加入される方でなくした対応も含めて考えていただくことができないんだろうかということも併せてお尋ねしたいと思います。

- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 この収入保険制度については、県の独自の保険料の助成措置が今、恒久 的にではないですが、とりあえず令和4年度に限りございます。加入者負担の保険料の3 分の1を負担するという制度がございますので、そういったものも活用していただきたい

と思います。

他の市町村でもコロナ対策ということで、確かに議員おっしゃられるように収入保険の 保険料に対して補塡措置というものをやっている団体もありますが、これも恒久的ではな くて令和3年度限りですとか、そういった制度でございます。

西会津町につきましては、稲作緊急支援ということで、ある程度、一定の支援を行っておりますので、これで広く支援したということでご理解いただければと思います。現時点では収入保険に対する支援というのは、この県の制度を使っていただくということでご理解いただきたいと思います。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 この制度に加入した場合に、ならし対策というのが一つあるんですけども、 これとの関連は町としてどう考えておられるのか、お尋ねします。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 お答えいたします。

今、質問のありました収入減少緩和対策、いわゆるならし対策につきましては、これは 町の考えというよりは国の制度でございまして、収入保険と併せての加入はできないこと になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 分かりました。ならし対策は、この制度と別ですよということは理解いたしました。

なお、テーマを変えたいと思います。

防雪柵の設置についてに移りたいと思いますが、ご答弁いただきました中身では、風の 内容が詳しく書いてございます。方向性も示されてはおります。令和4年度より工事に着 工するということで、町の対応が非常に進められているということがよく見えますが、実 際あそこのなぎの平を通ってみますと、一寸先が本当に見えないときがございます。女の 方がおっしゃる中では、とてもこの状態で前に進めなくて、だけど、止まったけれどもと てもとても怖かったと、いつできるのという話でありましたので、どんなふうになったの かをちょっとお尋ねし、今回ご答弁をいただきました。

その際に、下野尻の新郷に入るところの向こうにある防雪柵といいましょうか、そちらのほうが一つある。もう一つは、このなぎの平で野沢方面に行く、そのときの風の吹き回しで全然違ったのは、柴崎のほうから来るほうの道路は見えていました。ところが見えなかったのは、なぎの平のほうの、あと井谷に入る入り口から、ちょうど坂を下る辺りでしたから、それがなかなか見えない。もうホワイトアウト状態と言いましょうか、そんな状態だったということ。

そういうところも私なりに経験したことと、また人の話を伺った中でお話ししていきたいと思います。

ただ、これがなっているということになりますと、できるだけ危険にさらされないよう に工事がされることを、まず希望しておきたいと思います。

それに対してこれからどんなものができるかということになりますと、その町の決意などを聞かせていただきたいと思います。

- ○議長 猪俣議員、今のはどんなものができるかという場所とか何かという、今の例えば 設置された分が足りるのか足りんのかという部分があるのか分からんけど、それをもうち ょっと具体的に質問してください。
- ○猪俣常三 あそこの路線全部ができればいいと思いますけど、井谷の入り口だとか、そこを基準とした部分がどのように判断されているのかを含めてお尋ねしたいと思います。
- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 それでは、設置する位置ですとか型式なんかでよろしいでしょうか。 整備する場所でございますが、今、議員おっしゃられたとおり、こちらから町道野沢柴 崎線を新郷方面に向かいまして、井谷の集落の入り口がありますけれども、その手前約 160 メートルほどを想定しております。位置はその手前のほうですね、井谷集落に入る手前の ほう、まさに今、議員がおっしゃられた箇所でございます。

あと、当該現場におきましては、型式がいろんな4種類ほどありますけれども、その調査結果を踏まえまして検討を行った結果、吹止柵と申しまして完全に雪をそこで止める、そういった型式の物を選択してございます。

以上でございます。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 一寸先が見えないという場所が、そのように計画を立てておられるということでございますので、まずは安心な交通ができるような施設を造っていただくことを望んで、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
- ○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。 本日はこれで延会します。お疲れさまでした。(16時49分)

令和4年第3回西会津町議会定例会会議録

令和4年3月9日(水)

開議10時00分延会16時22分

出席議員

 1番
 荒
 海
 正
 人
 5番
 猪
 俣
 常
 三
 9番
 多
 賀
 剛

 2番
 上
 野
 恵美子
 6番
 三
 留
 正
 義
 10番
 青
 木
 照
 夫

 3番
 小
 林
 雅
 弘
 7番
 小
 柴
 敬
 11番
 清
 野
 佐
 一

 4番
 秦
 貞
 継
 8番
 伊
 藤
 一
 男
 12番
 武
 藤
 道
 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	薄		友	喜	建設	水道	課長	石	Ш	藤-	一郎
副町	長	大	竹		享	会計管	理者兼出	納室長	成	田	信	幸
総務課	長	新	田	新	也	教	育	長	江	添	信	城
企画情報調	果長	伊	藤	善	文	学校	教育	課長	玉	木	周	司
町民税務調	果長	渡	部	峰	明	生涯	学習記	課長	五.一	上嵐	博	文
福祉介護調	果長	渡	部	栄	$\stackrel{-}{-}$	代表	監査	委員	佐	藤		泰
健康増進調	果長	小	瀧	武	彦	農業	委員:	会長	江	Ш	新	壽
商工観光課長		岩	渕	東	吾	農業委	員会事	務局長	矢	部	喜作	关学
農林振興課長		矢	部	喜作	关学							

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 浩 一 議会事務局主査 品 川 貴 斗

令和4年第3回議会定例会議事日程(第6号)

令和4年3月9日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

日程第2	議案第1号	西会津町新田興助地域振興基金条例
日程第3	議案第14号	令和3年度西会津町一般会計補正予算(第8次)
日程第4	議案第2号	西会津町私債権管理条例
日程第5	議案第3号	固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例
日程第6	議案第4号	西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第5号	西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第6号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例
日程第9	議案第7号	西会津町税条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第8号	西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第9号	西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第10号	西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第11号	西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第12号	西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第13号	西会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例

散 会

(議会運営委員会)

(一般質問順序) 1.多賀 剛 2.青木 照夫

令和4年第3回議会定例会議事日程(第6号の追加1)

令和4年3月9日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第31号 令和4年度西会津町一般会計補正予算(第9次)

○議長おはようございます。

令和4年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。9番、多賀剛でございます。今定例会に3件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。なお、昨日の同僚議員の質問と一部重複するものもございますが、なるべく内容が重ならないように質問させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

まず、1件目の質問といたしまして、新年度予算が目指すまちづくりについてお尋ねを いたします。

今定例会は、薄町長が2期目当選後初の予算編成となります。1期目の4年間は、町長御自身が描かれたまちづくりに近づくことができたのか、はたまた思ったように進まなかったのか、これは外から見て全て推しはかることはできませんし、人それぞれ感じるところであると思います。私自身は、町民福祉等の向上に向け、がむしゃらに走ってこられた4年間、取り組んでこられた4年間だったと感じております。残念だったのは、後半の2年間は新型コロナウイルス感染症拡大という思いもよらぬ要因により、町民の命を守ることを第一に、各種対策に追われた2年間だったと思われます。そんな中にあっても、着実に公約実現に向け取り組まれ、成果を上げてこられました。また、デジタル戦略の策定やGIGAスクール構想の推進等々、他市町村に先駆けて新しい施策にも積極的に取り組まれてきたところであります。

新年度予算編成に当たっては、1期目とはまた違った心境で、やり残したこと、強化充実しなければならないこと、新しい時代に向けての施策等々あると思われますが、この新年度予算に込められた思いはどんなところにあるのか。また、この予算が目指すまちづくりとはどんなものなのかをお伺いをいたします。

2件目の質問といたしまして、移住・定住施策についてお尋ねをいたします。

まちの重点施策の1つに移住・定住の推進があります。移住や定住を進める上で、入居できる物件の確保・整備は不可欠であります。一昨年整備した若者向け定住住宅、トゥジュール西会津は、整備するまでの間、本当に入居者が集まるのか、自治区内のコミュニケーションは大丈夫なのか、騒音は問題ないか、除雪時の雪の捨て場の確保等々、心配された声も少なからずありましたが、運用開始後はほぼ満室の状態であり、懸念されていたこともおおむね問題なく推移しているようであります。また、入居されている方々からも大変好評を得ているようであります。移住者や転入者を増やしていくという観点から見れば、今後もニーズに合った第二、第三弾の住宅整備、あるいは確保が必要になってくるのではないでしょうか。移住・定住推進のためのさらなる施策について、今後の展開について幾つかお伺いをいたします。

1つ目に、現在、移住者・転入者が入居できる物件はどれほどあるのか。世帯用、単身 者用向け、分かればお示しください。

2つ目に、第二弾として、夫婦用、子育て世帯用住宅整備が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目に、町内の空き家を町が改修・整備して、子育て世帯用に賃貸することも有効ではないかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

4つ目に、新年度町内企業支援補助金として、移住者雇用支援金を追加するとしておりますが、企業側だけでなく移住される側にも一定期間、家賃補助のような支援も有効ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3件目の質問といたしまして、有害鳥獣対策についてお尋ねをいたします。

有害鳥獣対策については、広域的な課題として複合的・多角的に取り組んでいるところでありますが、既存の対策のほかは有効な対策がなかなか見出せない状況であります。町長の所信表明の中では、新年度、解体処理施設の整備とともに、ジビエ肉として活用できるよう関係機関に働きかけるとしております。現在までに至る経緯を見たとき、大変これは高いハードルだなと私自身も認識しているところでありますが、もしジビエとして活用できるならば、有害鳥獣対策の今までにない大変有効な施策だと思われます。また、多方面での有効活用を考えたとき、まちおこしの一助にもなり得るものと考えます。無益なものを有益なものとして捉えることにより、捕獲に対する精神的な負担軽減にもなり得るものと考えます。ジビエ肉として活用できるよう、今後も広域的な取組、活動が必要でありますが、本町の地理的状況や、県境を挟んだ隣町では、既にジビエの提供を始めるなどの話がある中で、本町独自のアプローチもあるように考えます。1つ1つの課題を解決していくとともに、さらなる積極的な取組が必要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

以上、私の一般質問といたします。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 9番、多賀議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、新年度予算編成に当たりまして、予算に込めた思いはどんなところにあるのかとのおただしでございますが、私の1期目は、町民の皆様との公約である、「活気ある西会津を取り戻す」の実現を第一に取り組んでまいりました。その結果については、議員が申されたとおりでありますが、私は常に次の時代に向けた視点で各種事業を実施してまいりました。何とか形にすることができた事業や、将来に向けての方向づけ、準備ができた事業もあり、2期目ではこれらをさらに加速・深化させ実現し、西会津町が将来にわたり持続可能なまちにするために、これまで以上の覚悟を持って取り組まなければと思っております。

特に2期目においては、デジタル社会に対応したまちづくり、農林業を守るため、農業 公社やライスセンターの整備、教育改革と人材の育成、鎌田實式健康づくりの推進、定住 環境の整備・働く場所の創設等について、着実に実行しなければと決意を新たにしている ところであります。

町政執行2期目も、町民の皆様と様々な公約をしてまいりました。その実現に向けて、 町総合計画に基づく各種施策の確実な実行と、にぎわいや活気にあふれるまちづくりを進 めるための地域力の底上げや、次の世代につなげる持続可能なまちづくりに向けた予算編成としております。

また、2年以上にわたり続く新型コロナウイルス感染症については、町民の皆様の御理解と御協力により、最小限の感染状況にとどまっていることに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。今後も町民の皆様の安全・安心の確保に取り組み、各種感染症対策の徹底と迅速なワクチン接種を進めることで、少しでも町民の皆様が安心できる環境づくりに最大限努めるとともに、コロナ禍の一日も早い収束を願っております。

また、長引くコロナ禍による地域経済の低迷、停滞からの脱却も重要であります。町単独ではこの低迷を好転させることは不可能でありますけれども、国内外のコロナ対策、治療薬等の開発のスピードに併せ、経済活動の再開、人流の活性化が図られ、景気が好循環していくことを願っております。

町といたしましては、地方創生臨時交付金の有効活用など、国・県の補助金を積極的に 導入し、町としてできる経済対策をしっかり実施してまいる考えであります。コロナ禍で はありますが、西会津町が将来に向けて持続的な発展が遂げられるよう、引き続き全力で 各種施策の取組を進めてまいる覚悟であります。

次に、この予算の目指すまちづくりはどんなものかとのおただしでありますが、提案理由の説明の中でも申し上げましたが、まちの将来像、「笑顔つながり 夢ふくらむまち~ずーっと、西会津」の実現が目指すべきまちづくりであります。本町の最大の課題は人口減少対策であります。この課題解決に向けて、人材育成、移住・定住の促進、健康長寿に重点を置き、各種施策を推進してきたところでありますが、さらに今の時代に求められるデジタル戦略の着実な実行、西会津版SDGsの推進、ウイズコロナ・アフターコロナへの対応を図ることで、次の世代への持続可能なまちを目指してまいります。これらを踏まえ、令和4年度につきましては、これまでの様々な取組に加え、新規事業や既存事業の拡充を図り、まちづくりを加速させてまいります。

主な事業として人口減少対策では、出産祝金や結婚祝金の増額、子育てコミュニティー施設の機能強化に努め、子育て環境の充実を図ってまいります。移住・定住・経済対策では、企業支援補助金や空き店舗及び空き家利活用補助事業の拡充と、にぎわい番所ぷらっとを活用した移住・定住総合支援センターの強化、テレワークや本年度に実施した企業移転等受入れに向けた西会津町視察事業をさらに推進するため、首都圏と企業との関係構築事業により、企業移転の推進に取り組んでまいります。

次に、農林業分野では、まちの農業を守り発展させるため、農業公社設立の準備作業に 取りかかるとともに、下小島ライスセンターへの支援、地域と一体となった有害鳥獣対策 や有害鳥獣解体処理施設の整備に取り組んでまいります。

医療・健康づくりでは、新規常勤医師1名の採用による医療体制の強化を図るとともに、 鎌田式健康づくりの推進を図り、町民の健康増進に取り組んでまいります。

教育・人材育成については、小中学校の教育環境のデジタル化が整い、他市町村に先駆けた 現代型の教育に取り組めていることから、教育現場での課題とその見直し作業の継続によ る運用の最適化を図り、児童生徒のさらなる学力向上に取り組んでまいります。また、将 来のまちづくりを支える人材を養成していくことも重要な課題であることから、協働のま ちづくり推進事業をはじめ、町民参加のまちづくりを推進していく中で、若手、中堅の人材の方々にも積極的にまちづくりに携わっていただき、人材の確保・育成に取り組んでまいります。

さらに、自主財源の確保に向け、ふるさと応援寄附金事業については、さらなる寄附額の増加と地域経済の活性化に向けた返礼品の開発に取り組んでまいります。

以上、主な取組を申し上げましたが、まちづくりの主役は町民の皆様であります。これまで協働のまちづくり推進委員会や健康増進計画推進委員会、後継者対策協議会等に参加された皆様は、自分ごととしてまちづくりを真剣に考え、様々な企画を提案し、その実現に向けての行動にまで発展してきており、地域力の底上げが徐々に図られてきたと思っております。こうした皆様を含め、町民の皆様と力を合わせて、山積している課題に対して、決して諦めることなく取組を進めてまいります。

いまだ収束の見えないコロナ禍を乗り越え、人口減少と少子高齢化の課題に直面する西会津町に、にぎわいと活気にもたらし、笑顔のあふれる、地域が幸せを実感できるまちにするために、まちづくりの基本である町民、議会、行政が一体となった協働のまちづくりを進めてまいります。

町民の皆様をはじめ議員各位の御協力、御支援を賜りながら、西会津町が将来にわたり しっかりと持続する活気あふれるまちにするため、全身全霊で進め、次の世代につながる 未来を、固い決意と情熱を持って築いてまいりたいと思いますので、特段の御理解をいた だきたいと思います。

その他の御質問については、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。
- ○商工観光課長 9番、多賀剛議員の移住・定住施策についての御質問にお答えします。 初めに、1点目の現在の入居可能な物件数についてですが、町で把握している範囲で申 し上げますと、2月末現在で戸建て住宅は11戸、賃貸住宅は民間のアパート、町営住宅、 定住促進住宅を合わせて23室あり、このうち単身向けの物件は賃貸住宅が4室で、残りは 世帯での入居も可能であります。

次に、2点目と3点目の、夫婦・子育て世帯用の住宅の整備についてですが、町といたしましては、新たな住宅の整備については今後、ニーズの把握や財源の確保、整備地区などの調査が必要であると認識しており、関係各課が連携しながら整備の必要性も含めて十分に検討してまいる考えであります。

また、空き家を活用した賃貸住宅の整備につきましては、全国的に見ますと取り組んでいる自治体の事例はまだ少ないところでありますが、先進事例を調査するとともに、町内の民間事業者から同様の提案もいただいていることから、具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の移住者への家賃補助の御質問にお答えします。町では、来年度から企業支援補助金として、移住者を雇用した企業に対して移住者1人につき20万円を支給する補助金を新設したところであります。一方、移住者に対する補助金としては、東京圏からの移住者に対して最大100万円の支援金を支給する西会津移住支援補助金があります。おただしの移住者への家賃補助につきましては、他の自治体での事例なども踏まえながら、

今後、検討してまいる考えであります。

- ○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。
- ○農林振興課長 9番、多賀剛議員の御質問のうち、有害鳥獣対策についてお答えします。 議員おただしのとおり、有害鳥獣対策には特効薬のようなものはなく、電気柵の設置や 追い払いなどの被害防除、加害個体の捕獲、鳥獣が出没しにくい環境をつくる環境整備の 三つの対策を複合的に取り組む必要があり、本町におきましても会津北部地域鳥獣害防止 広域対策協議会の構成市町村と連携した広域的な取組と、町独自の支援を実施してまいり ました。中でも電気柵の設置については、水土里事業を活用した集落単位での設置を進め、 被害の拡大を防いでいるほか、わな免許取得の支援を行い、捕獲に取り組む鳥獣被害対策 実施隊員を倍以上に増員して捕獲圧を高めているところであり、一定程度被害を防止でき ているものと認識しております。

7番、小柴敬議員にもお答えしたとおり、令和4年度当初予算案には、解体処理施設の整備費用を計上しており、捕獲に当たる猟友会員の負担軽減、ひいては農家の皆さんの持続的な生産活動の支援を図るものであります。被害を及ぼす鳥獣がジビエ肉として提供できれば、町にとっても有益ではありますが、イノシシやツキノワグマの食肉は、福島県全域で出荷制限をかけられていることから、解体後の食肉利用に係る具体的な計画までには至っておりません。

ジビエ肉として利用するには、国の原子力災害対策本部が示す検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方に基づく、福島県産イノシシ等の出荷・検査方針を県が策定する必要がありますが、モニタリング検査でもいまだ基準値以上の放射能物質が検出されている市町村もあることから、解除が見込めないため策定は難しいとの考えのようであります。町としましては、県が出荷・検査方針を策定できるよう、他の市町村に先駆けて町独自で検査データの蓄積を進め、解除に向けた協議を県と進めていきたいと考えております。

なお、新潟県においては、イノシシの出荷制限がされておらず、実際に出荷もされているようであります。隣接する本町としては、全県ではなく一部解除も視野に取り組んでまいりますので、御理解願います。

- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきますが、まず町長から御答弁いただきました新年度予算が目指すまちづくりについて。これは町長おっしゃられたとおりで、私がとやかく申すところではございませんが、私が申し上げたかったのは、1期目とは違った心境で取り組んでほしいという思いで言ったので、2期目となれば、大所高所からどっしりと構えて、今まで以上に落ち着いて、慌てずしっかり進めていただきたいという思いで、私はおただししたところであります。町長のお考えをお示しください。
- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 大変、2期目に向けての取り組み方についての方針といいますか、アドバイスをいただきましてありがとうございます。2期目は、先ほども答弁申し上げましたけれども、1期目以上に2期目は、次の時代に向けての取組をしっかりやらないといけないなというふうに思っております。どっしりと構えてと、こういうお話でございます。逆に私は、コ

ロナの収束がまだ見えておりませんけれども、この2期目は、1期目以上にもっともっと 自ら動かないといけないなと、そんな思いを持っております。今、コロナ禍でありますけれども、さらに自らいろんな所に、あるいはいろんな人に、この西会津町の将来についていろいろ協力していただけるような、そういう作業もしっかりやらないといけないというふうに思っております。今ほど農林課長が答弁いたしましたが、ジビエ肉についても、昨日の小柴議員のときにお答えすればよかったんですけれども、これもやっぱり動かないと県は動かないと思っております。そんな意味で、県だけじゃなくて、国に対しても、より今まで以上に積極的に取り組み、そして実現できるようなそういう働き方といいますか、これをさらに進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

いずれにしましてもアドバイスをいただきました。しっかり落ち着いて、どっしり構えてということを、実は相撲協会の41代の式守伊之助さんから、不動心という色紙をもらいまして、まさにその不動心でこれからしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともひとつ御支援を賜りたいと思います。

- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 ぜひ町長にはそんな形で進めてほしいと思います。私の心配するところではありませんけども、焦らずと言ったのは、どっかの話の中でね、もう2期目はもうローからスタートするんじゃなくて、もうセカンド発進でもう行くよというような話をされたことであります。それは思えば、早くセカンドからサード、トップと、トップスピードに早く乗せて、がんがん動いていくよという意味で私は捉えたんですが、あんまりセカンド発進ばっかりしていると、いわゆる機械でいうとクラッチが減っちまって、いろんなとこにひずみが出てきます。ローから出るのは構いませんけども、早くトップスピードにして町政進展を進めたいという思いだろうと思いますが、あんまり焦らずというのはそういう意味でございます。この質問は、町長御答弁いただいたとおりで私はとどめたいと思います。

質問を変えまして、移住・定住政策についてに変えますけども、現在の入居できる物件の御答弁ございました。この春先というのはいろいろ転勤だとか異動の時期がありまして、空き室物件も出入りが一番多い時期であると私は認識しておりますけども、この現在の物件で、これから移住政策を進める上で十分だとお考えなんでしょうか、その辺をまずお尋ねします。

- ○議長 商工観光課長。
- ○商工観光課長 お答えをいたします。

移住者に対しての住居物件が十分かというような御質問でございますけれども、まず新しく家を買って住みたいというニーズに対しては、物件の数はそれなりに用意しているというような状況でございます。ただ、一戸建ての住宅を借りたいというようなニーズに対しては、若干、空き家のオーナーの方が、どちらかというと売りたいという希望が多いものですから、その辺のマッチングが少し苦慮しているような状況であります。

一方はその集合住宅につきましては、民間のアパート、あるいは町の住宅等、移住者の 状況からすれば、空き部屋はその都度、手配できているというような状況であります。議 員おっしゃるように、一時的に異動の激しいような時期においては、少しあちこち探した りというような状況がありますけれども、今のところ空き部屋がなくて入れないとか、順 番待ちだとか、そういった状況にはないということでございます。

- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 分かりました。私、朝、49 号線、国道を会津若松のほうに向かっていきますと、会津若松方面から、いわゆる七折トンネルから本町のほうに向かってくる車が物すごく多いんです、朝。時間的には 20 分、30 分程度ですけども。半分は坂本の交差点から柳津方面に下りてしまう。半分は本町のほうに上ってくるという中で、結構な台数が、全てが本町で働いている人の自動車ではないと思いますが、相当な数、本町に来ているんだなと常々感じているところであります。そのうち何割かでも本町に住んでいただけるようなことがあれば、移住・定住施策、少しでも進展するのかなという思いでおります。

移住施策の中で、いろんな対象者、ターゲットがあるわけですけども、それぞれ単身者、 今回、トゥジュールを整備して単身者に移住していただいた、入居していただいたという、 それは1つの成功例でありますし。以前から言われているように、都会で生活していて、 リタイアした人が田舎で、ふるさとで田舎暮らしをしたいとして帰ってくる方をターゲッ トにした対策。そういう方の対策も確かに有効であろうと私は思います。

そんな中で、私、いわゆる夫婦用、子育て世帯用の移住対策というのを物すごく大切に考えております。それは、単に複数人が増えるという人数的なことでなくて、いわゆる夫婦、子育て世帯が移住してもらえるということになると、いろんなところに相乗効果が生まれて、単に移住者が増えるというばかりじゃなくて、まちの活性化、あるいは活気を取り戻すためには大変有効な手だてだと思って、今回、子育て世代、夫婦用の住宅整備はどうなのかというのをおただししました。ターゲットを絞るというわけではありませんが、これから検討する、ニーズに合わせて検討するということでありますが、この夫婦用、子育て世代用の住宅というのは、私は大変これから大切になってくるのかなという思いでありますが、その点、もう一度御答弁いただけますでしょうか。

- ○議長 商工観光課長。
- ○商工観光課長 お答えをいたします。

夫婦用の住宅の整備について、現在、トゥジュールが整備された際に、いろいろと議会との議論があったわけでございますけれども、単身用の住宅を整備した後は、夫婦用の住宅の整備を考えなければならないというような、これまでの議論であったかというふうに記憶をしております。議員がおっしゃるように移住者だけではなくて、この夫婦用の住宅の整備というのは、幅広い対象者に対してどのように対応していくかというような調査と、その対応の施策が必要であるというふうに考えておりますので、移住者はもとより、対象となる幅広い住民の方に対してのそのニーズの調査を踏まえながら、関係する課等で十分協議を重ねてまいりたいというふうに考えてございます。

- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 これも御答弁の中で、今後、ニーズに合わせて検討するというような御答弁なんで、この推移を見守りたいと思いますが、以前、我々の視察で、いわゆる子育て世帯用の戸建ての、5棟だか6棟だかの、いわゆる子育て世代用の住宅を整備した施設を見に行ってきたことがあります。残念ながら入居者の話は聞くことができませんでしたが、担当者の話だったりをお伺いすると、何となく楽しいイメージを想像できるんですよね。子育

て世帯が6世帯、7世帯こう周りにあれば、休日は集まってバーベキューをしたり、子供 たちが遊んだり

ということも想像できたもんですから、そういう住宅整備が本町にあればいいなという思いでおただししたわけです。今後、これからニーズに合わせてというようなことで調査検討をする上では、ぜひ若い夫婦用、あるいは子育て世帯用の住宅整備も積極的に推進していただきたいと思います。

それで、ちょっと話を変えますけれども、先ほど言った新年度予算の中で、いわゆる移住者雇用支援金、これは大変いいことだなという思いで私は見ました。そんな中で、先ほど質問で言ったとおり、企業側に支援することも必要だし、いわゆる町内企業に仕事に来られている方、雇用される側の、もし移住してもらえるんであれば、賃貸物件の例えば半年とか何かの一定期間、家賃補助なんかがあれば本町に来てもらえると、本町の魅力を知ってもらえる、ひいては定住につながるというふうな思いもありましたので、こういうこともぜひ検討していただきたいということであります。これもさっき検討すると、今後検討するという御答弁ありますから、これもぜひ推進してほしい。

ある調査によりますと、いわゆる持ち家率の調査がありまして、30 代から持ち家に関する関心が物すごく高くなってきて、もう 40 代半ばでは5割を超えるというような調査があります、50%を超えている。本町に当てはまるかどうかは別にして、私はそんなに高いのかなという思いがあります。この年代というのは、やっぱり我々も身近に感じているところでありますが、例えば隣町、会津若松、会津坂下町に家を建ててしまったら、その人はなかなかもう本町には帰ってこない。だから集中的にその期間、何とかこう呼び戻す、来てもらえるということは大切だなと私感じました。だから、もう家を持ちたいという思う世代ですね、30 代から 40 代にかけて、これをやっぱり積極的に何かアプローチできる方法が、賃貸でも何でも来てもらえれば、その中のコミュニケーションの中で、このまちの魅力を知ってもらえるし、ああ、いいまちだ、ここに住もう、家を買おう、建てようということになるような気がしますので、いわゆる 30 代、40 代に絞った、いわゆるアプローチというのはどんなことをお考えでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをさせていただきます。

いわゆる 30 代、40 代を含めて若者世代への定住のアプローチということでございますけれども、現在、町で定住住宅整備費の補助金の制度がございまして、これにつきましては、若い世代もターゲットにして、若い世代が補助金を活用する場合は、さらに加算の措置であるとか、そういった優遇をつけて、できるだけ若い世代に活用していただきたいというような仕組みになってございます。また、議員がおっしゃられた賃貸、家賃への補助につきましても、他の市町村の事例などを見ますと、やはり 40 歳未満の若い世帯へ補助していくというような、お子さん、小さいお子さんを抱えて、なかなかその家計的にもいろいろと家計支出が多いような世代に対して、できるだけ定住を図ってもらおうという政策をとっているところが多いようでございます。そういった視点から、町といたしましても、他の市町村の事例など十分に参考にさせていただきながら、検討を重ねてまいりたいというふうに考えてございます。

- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 今、商工観光課長が御答弁いただいたとおりなんです。いわゆる 30 代、私自身も振り返ってみても、子育て一生懸命な頃っていうのは、やっぱりいろんなことをやりたくてもお金があまりない。だから、家を求めたい、建てたいってもね、補助金が出るからっても何百万円、何千万円というお金、なかなか手を出せる人が、中にはいますけども、大変厳しいんじゃないかなという思いで、いわゆる最初はだから賃貸でもいいから来てもらってね。ある自治体では、町が整備した賃貸物件、15 年だか住めば、そこ、じゃあ差し上げますよ、子育て世代の皆さんに、そんなこともやっているところがあります。整備の仕方、改修の仕方も私、あると思うんですが、そんなことも先進事例を参考にするというような御答弁でありましたので、空き家の有効活用というのも含めて、賃貸物件、子育て世帯が使えるような、そんなことも増やしていければいいかなという思いでありますが、重なる答弁かもしれませんがいかがでしょうか。
- ○議長 商工観光課長。
- ○商工観光課長 お答えをいたします。

今の御質問の中で、空き家の有効活用も図ってはどうかというような御質問がございましたけれども、議員がおっしゃるとおり、全国には先進事例で若者世帯へ空き家を市町村が事業者から借り受けて、改修をして一定の家賃で貸し付けるような仕組みをとっている市町村もあるというふうに認識してございます。空き家の利活用の促進にもつながりますし、若者世代の、あるいはその移住者の定住促進にもつながるのかなというふうに認識しておりますけれども、これまでそういった物件の改修、あるいはその管理でありますとか、またその所有者と町と借受者との契約の媒介に、専門的な知識でありますとか、ノウハウが必要だということをちょっと課題として抱えてございました。そういった中で、民間の不動産を扱う事業者さんのほうから、ぜひそういった中間の部分についてお手伝いをさせていただきたいというような提案も頂戴したものですから、そういった民間の専門的なノウハウを連携して活用できるんであれば、少し前へ進めるかなというような現在状況になってございますので、その実現に向けて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 商工観光課長が御答弁いただいたように、町長からも若者向け住宅整備の後は、これもニーズに合ったという前提がありますけども、これからは若い夫婦用、子育て世代用の住宅整備も、今後、検討していかなきゃいけないなというような話も聞いております。それに私はもう大変期待をしているところでありますので、ぜひ、さっき慌てるなと言いましたけどね、あまり時間をかけないでニーズ調査をしながら、住宅整備のほうも進めていただきたいなと。なかなか若い人というのは、初期投資がなかなか大変なんです。そこなんですよね。だから、賃貸がどうかという提案をしているだけですから、ぜひその辺も御検討いただきたいと思います。移住・定住は分かりました。質問を変えます。

有害鳥獣対策について。昨日も7番議員、小柴議員のやり取りの中で十分分かったところでありますが、町で独自に個体のいわゆるモニタリング検査をしているというお話でした。実際、数値的にはどんな、件数どのぐらいの個体を検査して、数値的にはどういう状

況なのか、まず教えてください。

- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 お答えいたします。

モニタリング検査、県のほうに検査を依頼してやっていただいておりますが、これは震災以来ということになりますが、現在まで 16 検体モニタリング検査に出した記録がございまして、震災直後に 24 年に 100 ベクレルを超える検体が 1 体ございました。その後、28 年 3 月に 1 体検出されています。それ以外は、その数値を超える個体はございませんでした。

- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 いわゆるキロ当たり 100 ベクレル以上が駄目だということは認識しておりますけども、一番直近の数値はどうなんでしょう。私が調べたところによりますと、喜多方でとれた個体、2月 16 日検査したらばセシウムが 7.1 ベクレルだったというようなデータも私、何かで拝見したんですが、直近の個体検査の状況はどうでしょうか。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 手元に令和2年7月のデータがございますが、これによりますと1キロ当たり放射性セシウム 6.9 ベクレルという数字が出ております。
- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 そうなんですよね。放射性セシウム自体は、要は基準値の100ベクレルから比べりゃうんと低い状態で、この辺のいわゆるイノシシ肉ですか、鹿肉だか、それは低い数字だなと私は感じているところであります。このジビエの活用というのは、いわゆる有害鳥獣の対策というばっかりじゃなくて、いわゆる自然環境保護だったり農林業支援だったり、消費活動促進だったりと、いろんな意味で複合的な効果が私はあるのかなという思いでありました。これも小柴議員とのやり取りの中で、私、あれっと思ったんですが、今は県が一律で制限をしているということであるけども、解体処理施設ごとにやれるようによっては、解除のケースもあるというようなことだったんですが、それは相当高いハードルだと。299 検体連続して何か基準をクリアしないとできないとかという話もありましたが、そのやり方があるんだったら、その辺、もう少し詳しくお示しいただけますでしょうか。
- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 お答えいたします。

先ほど、モニタリング検査の結果のお話をいたしましたが、先ほど申し上げた数字はイノシシに関してでありまして、ほかに熊のほうもやっております。御理解いただきたいと思います。

それから、昨日、小柴敬議員にもお答え申し上げましたが、出荷制限の解除の方向というのが大きく二つ、全県解除のほかにその他二つございまして、まず市町村ごとの解除、これについては非常にハードルが高いと認識しています。繰り返しになりますけれども、その区域内、市町村の区域内で連続して299 検体の個体が基準値を超えない。加えて、その半径10キロ圏内の個体についても299 検体、数値を超えないという、連続して超えないというまず基準がございます。これについては、なかなかそういった検査を継続して実施しないとクリアできない課題ということで、なかなか今現時点では厳しいかなというふう

に考えています。

もう一つの方法が、それは別に一部解除という方法もございます。一部解除は、市町村ごとということではなく、その区域にある解体施設ごとに解除するという方法で、その解体処理施設が適正に処理できる体制、それから全頭検査の体制、そういったことを県が出荷・検査方針、そういったものを立てまして、国にそういったことを申請して認められれば、その解体処理施設で処理される食肉が出荷できるというようなものでありまして、町としては、そういった方向も、解体処理施設、そういった整備に向けた検討も同時に進めていく必要があろうと今考えております。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 ジビエ肉の制限解除についてでありますけども、さっきもちょっと言葉を少し足 しましたけど、昨日の小柴議員のときにもっと詳しく説明すればよかったのかなと思いま すが、今、制限解除の方法が二つほどありますけども、実はその前から、何とかこのジビ エ肉として有効活用できないかということで、そのことについては県のほうにもお話をし てまいりました。昨年、振興局長に正式にジビエ肉として宣言解除してくれと。ところが、 今の県は、今の県の状況は、なかなか県全体で制約がかかっているもんですから、県全体 としての宣言解除のあれは非常に難しいと。今から2年ぐらい前に、私、これはちょっと 中央のほうから動かさないといけないなと思って、その話をしました。そしたら、当時の 復興大臣のほうにその話をしてくれた方がおりましたけども、もうその時点でも非常に制 限解除は難しいという判断をされました。でも、私はそれはどっか突破口があるなという ふうに思って、振興局長にお願いして、何とか制限解除に向けて県を、県がやる出荷と検 査方針をつくって、それを国に上げればということでありますから、そのときに話が出た のが、県全体で出荷制限を解除するというのはこれはなかなか難しい。浜通り、中通り、 会津は少ないですけど。ですから、そうじゃなくて、会津の 17 市町村の中でもできるとこ ろもあるわけですね。だから、西会津町だけモデルにちょっとしてくれないかと。全部な んて無理だから、何とか西会津町をモデルにして制限解除してくれというようなことでお 話をしました。そのときにも、もう 10 年もたって、このままだといつ解除になるんだか分 からない。米だって全袋検査して、そして異常ないということで出荷しているわけですか ら、イノシシだって同じ、熊だって同じでしょうと。全頭検査を条件にして、何とか制限 解除してくれということでお願いして、そして振興局長も農林部署、あるいは県の本庁の ほうにもいろいろ話をしてくれたんですけれども、数課にまたがる事案でありますので、 その辺の連携しながら、これから進めていきたいと思っておりますという話がありました。 これ、なかなか県が、県を動かすということは、そのルートだけではなかなか動かない なというように思いまして、いろいろなところといいますか、県会議員の先生方にもちょ っとお話をして、何とか西会津町をモデルでいいですから、モデルで制限解除してくださ いと。その結果、会津全域に解除するか、あるいは県全体までいくのかという。ところが、 なかなか今までの県とのやり取りの中では、非常に消極的といいますかね、何て言ったら いいんでしょうかね、もう10年以上もたって、地元でそういう各市町村でそういう要望が あるわけだから、もう少し県として積極的にこのジビエの出荷制限を解除するような参入 と言いますかね、進めてもらいたいというようなことで今お願いをしているわけでありま

す。

今、来年度に解体処理施設を造ります。それはいわゆる猟友会の皆さんの負担軽減じゃなくて、その先のジビエの肉を利用するまで見越して解体処理場を造っているわけです。ですから、ちょっと時間はかかるかもしれません。かかるかもしれませんけども、ここだけは何が何でもやっぱり突破しないといけないと思っているんです。西会津町の、いわゆる解体処理施設の 10 キロ範囲内というようなことの方法があるということが、ようやく最近分かったんです。今まではそういうことが分からなかった。私は、町全域でと思っておりましたけども、町全域はなかなかちょっと難しいことがありますから、解体処理場の周辺の、いわゆるエリアだけを解除してもらったら、それにはいわゆる全頭検査が、これは条件になります。条件にしますから。今現在とっているいわゆる鳥獣については、イノシシ、熊についてはデータをとらないと駄目です。データをとって、そのデータを基にして、こういう状況だから制限解除してくれというようなことの作業を、ちょっとこれから今始めているわけでありますから、連続して300頭、299頭、いわゆる300頭のそのデータを基にして進めないといけないわけです。

これまたそのデータも、町単独のデータでは駄目だっていうんですよ。ちゃんと認定されたそういう施設でやるデータが必要だということでありますけれども、例えば1頭の検査をするには何か1万6千円かかるんだそうです。そういうデータを積み上げるのも大事だけど、町独自の検査機械があるわけだから、例えばの話、10頭とったら10頭の9頭までは町のデータでいわゆる検査機械で検査、データを出す。その他の10頭の1頭だけは正式に、いわゆる認定された所で検査を受けるとかという、やっぱりデータの蓄積をまず優先しないといけないなということで、その作業を今、農林振興課のほうでやっていただくような形に今しているわけであります。いずれにしてもこれだけの肉、有害鳥獣のジビエ肉として活用を図ることは、町のいわゆる特産品になるかもしれません。

昨日のNHKテレビでも、何かプロフェッショナルでジビエの肉の番組が放送されましたけれども、いや、もったいないんです。この肉を何とか活用したいと。そういうことで、これから、これもやっぱり私が自ら動かないといけないのかなというふうに思っておりますので、時間かかるかもしれませんけれども、前に一歩一歩進めてまいりたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 私が最後に町長にお尋ねしよう思ったことを全て言っていただきました。聞くことなくなったんですが、私が冒頭に言ったのは、私は気が弱い人間ですから、生き物の殺生というのはなかなかこう厳しい状況でやっているんじゃないかなと。それが、私、昔、魚釣りやっている頃、たかが魚だって、やっぱりおいしく頂いて成仏できるというのかな、そういうふうに聞いたことがありますのでね、とる方もやっぱり人情、人情というかね、獣であっても殺生するということは、やっぱり相当のプレッシャーの中でやっていると思う。それが町民の有益なものと、まちおこしになるということであれば、少し気も楽になるかなという思いでおります。

それで、町長、先ほど答弁全て言っていただきましたけども、町独自のアプローチがあるんじゃないかと私、提案したのは、実は町長、今話あるようにフットワーク軽いところ

でいろんなところに足を運んでやっています。一昨年は、当時の菅総理のところまで行って、いろんな話をしてきたと。その中で特区の話なんかもしてこられたと。今回とはまた別の話でしょうけども、私は、いわゆる町独自のアプローチの中で、今の解体処理施設ごとにいろんな方策かあると聞きましたので、それは進めなきゃいけないし、いわゆる特区、特区とよく我々耳にしますのは、どぶろく特区なんていうのがあります。いわゆる特区を取っていただいて、ジビエの特区だとか、どぶろくの特区を取っていただいて、本町に来ればどぶろくを飲みながらジビエ料理を楽しめる、そんなのも一つの売りになるんじゃないかなと。そんな楽しいこともやっぱり想像、私ばっかかな、楽しく思うのは。そんな楽しいことも想像しながら、それがイノシシの里なんだか、ジビエの里なんだか、マタギの里なんだか分からないですけども、そういう発展的な方策もあると思いますので、ぜひ町長のフットワークを生かして、今後も活動を続けていただきたいと思います。

時間になりましたので、以上、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございま した。

- ○議長 10番、青木照夫君。
- ○青木照夫 10番、青木照夫です。3月の定例議会は薄町政の2期目であり、目標の実現に向けて期待するものであります。令和4年度の当初予算の大切な議会です。総合計画が令和4年から6年までの実施計画が示され、議会では今次の3月議会よりタブレットを導入しスタートしました。ペーパーレス化と事務管理の軽減につながり、オンラインなども今後期待されます。同時に、議会として自己管理など一層のスキルアップが求められることになりました。健康づくりとして、今までの診療所の医師不足の中で、新たに医師の確保がなされ診療体制が整ったことは、町民にとって大きな安心が示されました。町が掲げてある中心エリア整備事業の取組は、中心エリアの発展なしに西会津町の発展はあり得ないと思っています。現在進めているまちづくり推進委員会とまちづくりデザイン会議は、何が優先的で何が必要なのか、形の見える目標に向け、積極的な取組を期待します。

その実現には、まちづくり基本条例に基づき、主役は町民です。町民が参画し、情報を 共有し合い、町民、議会、行政の三者協働のまちづくりを進めることにあります。本次も 町政の目線に立って2項目の質問をさせていただきます。

初めに、克雪対策についてお尋ねいたします。

このテーマは昨年の12月の定例会でも同じく質問させていただいております。理由は、除雪対策は高齢者世帯や独り暮らしの老人には不十分な取組であるからです。降雪期には除雪業者は早朝より限られた人数と限られた時間で受託道路の除雪作業をされます。しかし、道路沿いではお互いさまという近隣同士の自助・共助が困難な世帯となっていることからお伺いいたします。

1つ、町内には雪処理支援隊や除雪ボランティアがおり、雪処理支援隊の対象者は支援隊が優先的に除雪しますが、高齢者世帯までには行き届いていません。その現状をどのように捉えておられますか。

2つ目、野沢中央通りに消雪パイプまたは融雪可能な設備などができませんか。設備費はかかるようですが、除雪ドーザの必要がなくなり除雪の負担が解消されます。今後の費用対効果を考えれば得策と思いますがいかがですか。

3つ目、野沢駅前通りの消雪パイプが故障し、車の通行をはじめ通勤・通学など地区住民に大きな支障が生じました。除雪業者がドーザで除雪したことから、設備されていた消雪パイプが破損されました。3月に入り、修理は完了したものの、今までの冬期間稼働できず、地区住民は耐えかねてきました。県道ではありますが、当町としての対応はどのように取り組まれたのかをお尋ねします。

次に、障害者の就労支援についてお伺いいたします。

障がい福祉サービスの障害者の就職を支援するものとして、就労継続支援A型とB型があります。当町にはB型事業所があり、現在、先進的に取り組んでいますが、A型のサービス事業所はありません。そこでお尋ねいたします。

1つ、就労支援A型の対象となる障害者などには、雇用して就労支援の機会を提供し、 能力の向上のために訓練を行うとされますが、当町の現在の状況をどのように把握されて おりますか、お伺いいたします。

2つ目、障害や難病など様々な理由で仕事をしたいが仕事につくことが難しい人がおられます。国では、障害者の枠を広げたことから、A型の該当者が増えたと言われております。当町に就労支援の場として、A型のサービス事業所が必要と思われるがいかがですか、お尋ねいたします。

以上が私の一般質問であります。よろしくお願いいたします。

- ○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。
- ○福祉介護課長 10番、青木照夫議員の克雪対策についての御質問のうち、1点目の高齢 者世帯への雪処理支援の現状についてお答えいたします。

昨年 12 月定例会でもお答えしましたとおり、高齢者世帯への雪処理支援につきましては、高齢者のみの非課税世帯のうち、自力での除雪が困難で、家族や地域からの支援が受けられない世帯に対象を絞り、玄関から道路までの道つけを行う雪処理支援隊事業と、75歳以上の高齢者のみの非課税世帯を対象に、事業者や個人に除排雪を依頼した際に支払う費用の一部を助成する除排雪費用助成事業を公助として実施しております。このほか、地域においては共助として、社会福祉協議会の225人の見守り協力員の皆さんや、自治区などで組織する除雪組合等により、支援の必要な高齢者世帯の日常的な通路の確保などに御協力をいただいているところであります。

今後の雪処理支援といたしましては、高齢化の進行や人口減少などにより、除雪困難世帯の増加に加え、地域における除雪の担い手不足も懸念されることから、自らができること、地域で助け合えること、公的支援でできること、いわゆる自助、共助、公助のそれぞれの役割を認識し、互いに補い合いながら、地域ぐるみで雪処理体制を構築していくことが大切であると捉えておりますので、御理解願います。

次に、障害者の就労支援についての御質問にお答えいたします。

障がい福祉サービスは、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、個々の障害の程度、家族や住まいなどの状況など、配慮すべき事項を踏まえた上で計画に沿って利用することができます。なお、自宅で入浴や排せつ、家事などを行う介護給付と、自立した生活を支援するための訓練等給付の大きく二つに分かれております。議員おただしの就業継続支援A型・B型については、訓練等給付として主に一般企業などでの就労が

困難な方に対して、支援を受けながら働く場所を提供し、就労に必要な知識や能力の向上を目的とした給付サービスであります。この就労継続支援A型とB型の大きな違いは、サービス提供事業所と雇用契約を結ぶか結ばないかであり、雇用契約に基づく就労が求められるA型は、より一般企業等に近い就労条件が雇用主側から求められることになります。

初めに、1点目の就労継続支援A型の本町における現状把握でありますが、町内にA型のサービス提供事業所はなく、利用希望があれば町外事業所との利用調整となります。また、これまで就労相談があった方へ支給認定した実績はありますが、現在、就労継続支援A型のサービス利用をしている方はおりません。

次に、2点目の、町内に就労継続支援A型の事業所が必要ではないかとのおただしでありますが、町内において障害のある方が利用できる障がい福祉サービスが増えることは、給付サービスの選択肢が広がり、より個々の能力に応じ、また希望に沿った支援につながるものと考えております。また、障害のある方が就労によって社会参加、社会貢献することは、生きがいのある暮らしや経済的な自立など、生活の質を高めるためにも大変有意義なことでありますので、今後は町内唯一の障害のある方の就労の場である就労継続支援B型事業者の西会津町授産場と連携を図りながら、就労継続支援A型を含め、町内における障害のある方への就労支援の在り方について検討してまいりますので、御理解願います。

- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 10番、青木照夫議員の御質問のうち、野沢中央通りの路面消・融雪施設の整備及び野沢駅前通りの消雪施設に関する町の対応についてお答えいたします。

初めに、路面消・融雪設備の中で散水消雪施設は最も施工事例が多く一般的な施設でありますが、施工実績から比較的多くの事業費を要する傾向にあることが分かっております。また、地下水を大量に取水することによる周辺井戸の枯渇や地盤沈下など、環境への影響も課題となっております。散水消雪施設に対して無散水融雪施設は、舗装内に電熱線や温水の管などを敷設する施設であり、確実な融雪が期待できる一方で、費用面では散水消雪施設と比較してイニシャルコスト、ランニングコスト共に大きく割高となる施設であります。以上のことから総合的に判断いたしますと、散水消雪施設及び無散水融雪施設は、機械除雪と比較すると費用対効果の面で割高となる傾向にあることから、事業化につきましては、なお慎重な検討が必要であると考えております。

次に、野沢駅前通りの消雪施設に関する町の対応についてお答えいたします。

福島県喜多方建設事務所では、県道大久保野沢停車場線、野沢駅前通りの除雪につきましては、消雪施設が水不足により本来の機能が低下していることから、機械除雪に切り替え除雪作業を実施してきたところであります。

本年1月4日に積雪が約50センチメートルに達し、野沢駅前通りの路面状況が悪化したことから、町ではその状況を県に報告し、1月6日から県において運搬除雪を実施したところであります。町としましては、県が運搬除雪をする旨、関係自治区長に報告するとともに、ケーブルテレビや防災無線で周知を図ったほか、歩道の除雪作業を協力するなど、県と連携し対応したところであります。

なお、水量不足でありました野沢駅前通りの消雪施設は、県が2月までに井戸の洗浄作業及び散水ノズルの修繕を実施し、機能が回復しているところであります。町といたしま

しては、今後も引き続き冬期間における安全・安心と快適な生活を確保するため、関係機関と連携しながら除雪事業に取り組んでまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

- ○議長 10番、青木照夫君。
- ○青木照夫 再質問させていただきます。

克雪対策について、今、課長が答弁されましたが、12月の答弁と同じような答弁かなと私は受け取りました。その内容については、なぜそんなことを何回も申し上げるのかということでありますが、私の知っている限りでは、もう85歳出られました方、何人かおります。私はその対象者に、申請したんだけども指定されませんでしたという方が数人おります。当然、支援隊の数と班は限られているわけですから、一斉に降れば全ての高齢者の世帯には回り切れないということがあるわけです。そういう現実は把握されておりますか。登録された方の支援者宅には行っておられますが、断られた方々もおられるということの現状は把握されておられますか。

- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 再質問にお答えいたします。

雪処理支援隊の対象者といたしましては、高齢者ということでございますので、65歳以上の高齢者のみ世帯ですとか、障害者世帯、あとは母子世帯などの支援を行っているところでございます。そのほか、自力での除雪が困難であるとか、あと町内にいらっしゃる御家族が雪処理の支援をしてらっしゃるような御家庭については対象からは除外しておりますので、お話をいただいた方につきましては、調査をした結果、その対象にはならなかったというふうに町では把握しております。

- ○議長 10番、青木照夫君。
- ○青木照夫 対象になられなかったという答えですが、非常にそういう困っている方がいらっしゃいます。税金非課税の方の対象にされていらっしゃるのか、本当に今、課長が言われたように、親類の近くにいるから手伝っていただいている。あるいは、中には生活にある程度余裕のある方は皆、事業者に有料で払って除雪されている方も何人かいらっしゃいます。そういう方を全てお手伝い、助けてあげるということではないですが、中には今言ったように、私が確認している中では、もうやってもらいたいんだ、でも断られたんだっていうことをお聞きしたら、そういう中身の本当の中身を知ってらっしゃるのかと。それをもう一度お聞きします。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 お答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、この雪処理支援隊事業につきましては、対象者を絞った中で支援をしているところでございます。その中で、地域に御家族がいらっしゃったりですとか、また非課税世帯といった条件もつけさせていただいておりますので、どうしても町としては福祉施策としての除排雪の支援を行っております。そういった中で、その対象を全て排除して、町内の全員の方に福祉施策をお届けするということは今のところ難しいと判断しておりますので、御理解をいただきたいと思います。
- ○議長 10番、青木照夫君。

- ○青木照夫 そういう意味を含めて、私は消雪パイプを設置すれば解消されるということで、消雪パイプの敷設はいかがですかと質問しております。今この回答の答弁の中には、なかなかコスト、割高で難しいというような内容だと思います。その中で、消雪パイプ以外の、ここにも私も申し上げていますが、ほかにいろんな消雪をする方法というか、種類があると思いますが、その点はお調べになられたことはありますか。
- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 種類は、先ほども御答弁でも申し上げましたけれども、電熱線ですとか、管に温水を通す、またはガスを使うですとか、様々な手法がありまして、解かすという施設は存在してございます。その内容については承知しておりますけれども、先ほど答弁で申し上げましたように費用対効果というものを、これまでも試算してございます。それで、野沢中央線、それから本町中央線、合わせますと約2.5キロメートルございますけれども、四、五年前、4年前ですかね、試算を町でしたところ、当時で大体11億円。現在まで物価上昇ですとか様々な費用も上昇していると思いますので、もしかすると15億円、20億円という試算が現在だと出るかもしれません。財源も国の交付金ですとか起債ですとかというような手法はございますけれども、なお慎重な検討が必要かなというのはそういったところでございます。
- ○議長 10番、青木照夫君。
- ○青木照夫 今の課長の言われたのは消雪パイプの試算ですか。消雪パイプを敷設する金額のことですよね。私は、その根拠というか、本当にそういう試算の方法というのは知りたいところなんですが、私も調べさせていただきました。先ほど、ロードヒーリングの話がありましたね。20 平方メートルというのか平米と言うんですか、それは縦5メートル、横4メートルのボイラーでやった場合は58万円から70万円ぐらい。ヒートポンプでやればこれは高くて84万円以上。電熱線であれば43万円から60万円と、こういう値段が出ております。そのほかにスチーム消雪って、熱いお湯を出して、敷設じゃなくて熱いお湯を出して雪を解かしてく。そういう車もあるということです。そういうことを踏まえたというか、お考えというのは特別試算されたことはありますか。
- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 お答えいたします。

融雪、解かすほうの施設につきましては、先ほど幾つか例を挙げましたとおりでありますけども、その中で試算もしてございます。イニシャルコスト、ランニングコストと答弁でも申し上げましたように、投資の価格、それからその後の維持管理費の経費、そういったものを耐用年数30年としまして積算はいたしております。

そうしますと、現在の機械除雪、メーター当たりの単価で比較しましたところ、約12倍の経費がかかると。ですから、世の中に存在はしておりますけれども、それを導入するに当たっては、やはりいろんな財政面ですとか、いろいろ条件面ですとか、道路状況も含めて、そういった検討が十分なされないうちには、なかなか導入化というのは難しいものがあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

青木議員に申し上げます。私が聞いていて、青木議員が消雪設備をしてもらいたいという考え方と、町のほうは、道路全部の消雪というか、そういうことがちょっと話の中でかみ合わないことがあるのかなと思っていますので、中身を、こういう所を除雪してほしいという、その詳しいとこをお話しいただけますか。

- ○青木照夫 私の言っていることは、野沢町内、最初の読み原稿でしょう。別に全部やってくださいっていう内容ではないですよ。
- ○議長 本道だけでいいのか、そうでなくて。
- ○青木照夫 野沢中央通りって話しませんでしたか。
- ○議長 じゃあ、それでいいですね。
- ○青木照夫 野沢中央通りですよ。
- ○議長だから、それでも。
- ○青木照夫 私は全部言っているわけじゃないですよ。そういうことを含めて、いろんな 形でなかなか福祉関係でも手が回らないと。そういうことから、やはり費用対効果ってい うのは、毎年毎年それは現場でぱっとやられる。それはいいでしょうけど、ずっと時代の 変化と、そして住んでいる方々の状況を見たら、私はそういう施設が絶対にこれから必要 だと思います。その中で、本当に昨年なんかは、今まで100年以上住まわれた方、その方 が、青木さん、私もうスコップを持てないって昨年引っ越しされました。またある人は、 300年以上、野沢にいらっしゃる方が、私、もうお願いするのも迷惑だからということで、 この冬、越されました。そういう方がどんどん増えちゃっている。どんどん空き家になる。 家が壊される。その現状を私が住んでいる町なかで見ているから、これは町民の目線で、 やはりそういうことを考えると言わざるを得ないということであります。そういうことを よくよく、今、お考えになっている、これからその対処をしていただきたいと思います。 それと、この答弁の中には、駅前通りの話になります。消雪パイプが壊れました。それ でその中で、私の目の前でブルが壊していったから、止めて注意をしました。ところが、 これは壊れてもいいことになっているんですという答えをもらいました。私はびっくりし て、えっ、そんなことあるのかと。それで役場にもお電話しました。それから、喜多方の 建設事務所にも電話しました。その内容はそういうことで、それでそんなことでいいのか なということで、町ではどんなことを考えてらっしゃるのかなということで、これ町から の答弁をいただきました。読み上げます。

1月4日、駅前通りの除雪。消雪施設の水の出るノズルを二、三か所破損した。除雪をするために破損も仕方がないと県では言っていた。県の対応、まず水が出ないことに対処するために、今月中に井戸の清掃をする。それで水が出ない場合は新たに井戸を掘るなどの対応を検討する、というメモであります。そこで伺いますが、課長はその当時、連絡をしたということを我々地区住民は誰も耳に入っていませんでした。どんな形で周知されましたか。さっきは区長に連絡しましたと言われたが、うちの区長は2人いるんですね。1と2の。どの方に連絡されましたか。

- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 お答えいたします。

区長様は、最寄りの区長様に連絡をさせて報告をさせていただきました。あと、町民の

皆さん、全体の周知につきましては、速やかにケーブルテレビ、防災無線を活用しまして、 適切に情報発信をさせていただいたということでございます。

- ○議長 10番、青木照夫君。
- ○青木照夫 これはうちの総会は先週の日曜日にやりました。町民の方からも、どうなっていたんだという意見がありました。今言われたような周知が徹底されてなかった。本当は駅前だけでも、私はもう今年は、今年っていうか、この大雪には消雪パイプ使用できませんよって周知してれば、ああそういうことかということが分かった。でも、一部分かってなくて、もう凸凹になって、駅前どうなっているんだ。大きな大きなそういういろんな苦情が出ました。そういうことのやっぱり周知徹底を図っていなかったということで、私は大変なそういうことが分かったんですが、その点は周知の関係どうですか。
- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 お答えいたします。

野沢駅前通りの消雪施設の清掃、点検でございますけれども、12月の6日、7日に実施しております。その時点では散水が確認できたということでございまして、この冬はその消雪施設でいけるだろうというような状況は確認しております。そして、先ほど答弁申し上げましたように、年明けに、その後、井戸の例えば目詰まりですとか、そういったものが発生したと思われます。そこで県のほうでは対策として、すぐにはできませんでしたけれども、消雪施設の井戸の清掃をやったと。それと並行して機械除雪に切り替えて対応させていただいたという流れでございます。ですから、年明けにそういった野沢駅前通りの状況が悪化したものですから、速やかに情報発信をさせてもらったという流れでございますので、御理解をいただきたいと思います。

- ○議長 10番、青木照夫君。
- ○青木照夫 建設水道課は町民から見ると、雪の窓口に冬はなります。私は意地悪して言っているわけじゃありませんので、町民の悩んでいる代表として申し上げているわけです。その中で、法律用語に、壊す、それからそういういろんなものの不可抗力があったっていうと瑕疵責任、瑕疵担保責任というのがあるんだぞという、ある人が言われましたが、私は今それを追及することはしません。ただ、そういう中で、壊れてもいいんだと、そういう体制で地区住民がいつまでも我慢して、我慢して、耐えていたわけです。最終的には、今先ほど3個か五、六と言いましたか、確認されましたか最終的には。
- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 お答えいたします。

まず、県で我々がお願いして速やかに修繕なりお願いする立場で、まずそこからスタートしたいと思いますけれども、先ほどの施設を壊してもいいっていう発言でございますけども、福島県のほうでは、当初は水が出ていた、消雪水栓、水が出ていたのを確認したんだけれども、その後、目詰まりが起きたものですから水量不足に陥り機能が低下した。したがって、機械除雪に切り替えた。それで、その機械除雪も、なるたけ通行に支障ないように排土板を下に下げるわけです。それできれいにする。残せば今度はザケ雪で走れないと、また苦情になります。ですから、そういった対応を考慮して、散水ノズルが排土板を下げますから、ひっかけて壊してもやむを得ないという判断でございます。もともと最初

から壊してもいいぞと、そういう指示は出しておりませんので、そこは御理解をいただき たいというふうにまず思います。

その散水ノズルの個数ですけども、何個というのまでは把握しておりませんが、私も現場を確認しております。それで、井戸の洗浄と併せて先ほど、散水ノズルの修繕も実施して、2月までに完了したと。現場を見ていましたらば、やはり駅前通りの、ずっとやっておりましたので、かなりの数には達しているのかなというふうには思っております。

○議長 10番、青木照夫君。

質問も県のほうにも及ぶ発言にもなりますので、その辺は配慮願います。

- ○青木照夫 県道であるということですから、町もその間に入って、いろいろ町民との間に入って、そういういろいろ苦労されるということは分かります。ただ、そこに住んでいる人が県道であれ、町道であれ、国道であれ、私は行政がその間に入って、どんなふうにやっぱり折り合いをうまくしていくのか、そういうことが大事。私が見ている間に、ずっとブルが来た、でも直していた役場の方、現場に来たことありますか。
- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 お答えいたします。先ほど答弁しましたとおり、私も現場を確認しております。
- ○議長 10番、青木照夫君。
- 私は駅前通りだというと毎日のぞいていますけども、あそこの消雪パイプの ○青木照夫 壊れた数、全部で273個の数があります。私、歩いてずっと調べ、何回も何回も。それで 最終的には124個壊れた。これを見て、ああもう今年はもう駄目だなという思いがしまし た。だから、さっき言ったように、町民がそこに住んでいるわけですから、やっぱりそう いうことに間に入って、本当に周知していただかないと、町民は、ああこれでもう今年は 駄目だと、ただただ耐えているだけだったんです。だから、そういうことですから、3月 に入って完成しました、確かに。だけどほとんどそれはもう稼働できませんでした。そん なことから、やはり道路が県道であるからとか言いますが、やはりクッションになってお られる役場の方が、町民に詳しく。だから私は、読み原稿に、町民との共有と、それを入 れたんです。その共有がどうなっていたのかということが私にあったもんですから、こう いうまちづくりの基本条例、町民が主役です、町長も先ほど言われていました。私はそう いうことの中での言葉でありますので、本当にこれからもちろん敷設したものは壊れるし、 いろんなこともあります。その中で、何遍も繰り返しますが、やはり町民と共有し合って、 県道だから、国道だからじゃなくて、やはりそういう一緒になって情報を発信してもらい たいです。その点、もう一度聞かせてください。
- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 お答えいたします。

答弁でも申し上げましたとおりでありますけれども、町でできる町民の皆さんへの情報 発信は、適切に今後もやっていきたいというふうに考えております。

あと、県の施設の修繕関係ですとか、そういった実際の完了の確認ですとか、そういったものについてはあくまでも建設事務所さんがやるということでありまして、確認できているものと認識しております。

- ○議長 10番、青木照夫君。
- ○青木照夫 一問一答だから、もう前の質問には戻れないのかな。いいですか。

じゃあ、A型タイプの方とB型のタイプの方っていうのは、先ほど答えられましたけども、その判定の基準というのはどこでされるわけですか。お医者さんに行かないとそれは認定できないと思うんですが、その判定の基準というのはどこになってらっしゃいますか。

- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 障害者の就労支援についての御質問にお答いたします。

A型サービス、B型サービスを利用される方は、先ほど申し上げましたように、企業において就労が困難な方について、そのA型事業所、B型事業所の中で、就労に向けた訓練などをする場所であったりするわけなんですけれども、その認定といいますか、支給認定につきましては、障害の程度に応じて、またその方の就労される際の能力に応じて、A型がいいのかB型がいいのか、御本人の御希望などを総合的に判断して、最終的に町で支給認定をするということでございます。

- ○議長 10番、青木照夫君。
- ○青木照夫 その人の能力に応じてということなんですが、私の思っている障害者の方というのは、知的障害者の方、身体障害者の方、精神障害者の方、これが3通りあることは御存じだと思いますが、しかしA型というのは、その中に含まれるのかどうか。今3通りの障害者の方はB型にほとんどというか、就労されていらっしゃる方がいますが、A型っていうのは、今どんどん増えております。そういう中での今後の見通しというか、ただ前回というか8050問題、9060問題をお話ししたことがありますが、家に住まわれて外になかなか出にくい、出ない、そういう方々が増えているんです。だから、そういうことを含めて、せんだって新聞に、各市町村にそういう閉じ籠もりの実態調査をするという内容が出ていましたが、新聞の内容は御覧になっておられますか。閉じ籠もりの方の実態調査と、そういう内容です。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは、御質問にお答えいたします。

先ほど、最初に就労支援A型を利用できる障害の程度といいますか種類でございますが、 就労継続支援A型の利用については、先ほど議員がおっしゃられた身体障害者、知的障害 者、精神障害者など、全ての障害を持ってらっしゃる方が、その能力に応じてサービス利 用につなぐことができるということで御理解いただきたいと思います。

また、先ほどのひきこもりについての各自治体での調査につきましては、新聞報道があったというようなお話でございますが、申し訳ございませんが私どもではちょっと把握しておりませんで、県からの通知などをもう一度点検しながら、適切に町として対応してまいりたいと考えております。

- ○議長 10番、青木照夫君。
- ○青木照夫 これは国が調査しないというのが大きな影響があるということも見出しで出ています。それで、別な報告の中には、今、閉じ籠もりの方 61 万人から 100 万人以上、これは平成 28 年の数字なんですが、それから 5 年たっています。ずっと増えていると思います。そして、A型、B型はお医者さんにかかって、あなたはA型ですよ、B型ですよって

認定されないと、いろんな形で支援がいただけないということですので、繰り返しますが、家に閉じ籠もって、俺は医者に行かない、あそこにも行かないっていう方が大勢いるんです。だから実態調査をしなくてはならないのかなと。これは個人的なプライバシーのこともあるし、触れ合うこと、話すこと、なかなか難しい、これは条件だと思いますが、私はこれからいろんな形で、今まで話それますが若い方、DX戦略とか、それからデジタル、それから取り組もう、これはいろんなSDGsとか、いろんな取組をされていますが、私は若い人も高齢者の人も、生活弱者の人も、やはり共に助け合っていく、これを私は必要ではないかなと思います。その点はいかがでしょうか、その捉え方は、今後に対しての。

- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは、御質問にお答えいたしたいと思います。

地域におけるひきこもりの現状については、これから議員がおっしゃるように、現状把握に努めてまいりたいというふうに考えてございます。おっしゃるように精神障害を患ってらっしゃる方については、年々増加傾向にあるというふうに町でも認識しておりますので、そういった方々が適切に医療機関への接続ですとか、また地域との社会とのつながりといった部分を持てるような環境づくりをしながら、地域においてそういった方が安心して生活できる環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

- ○議長 10番、青木照夫君。
- ○青木照夫 つけ加えて、A型サービス事業者は若松、喜多方に数あります。その中で、A型のタイプの方は自分で車を持って、自分で運転をして通うと、これがみんなそうなんです。ですので、さっき3通り言ったような形とはまた別な形で、A型タイプの方は就労しているということにあるんです。それは今後、また時間があったら話し合って、これから検討し合うということの答えもありますので、これからA型タイプ、そういう方にも目を向けていただきたいと思いますが、その点、もう一度御答弁お願いできますか。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは、再質問にお答えいたします。

就労継続支援A型については、御答弁で申し上げましたとおり、事業主と雇用契約を結びながら、雇用関係にある就労に当たるといったところで、非常に一般企業への就労と同じく、雇用主側からある程度の求めがあるものに対して対応できる方が、このサービスを利用できるものと認識しております。会津地域で先ほど議員が喜多方、若松とおっしゃいましたが、今現在、就労継続A型を開設しておりますのは会津地区では若松地域だけに5か所ございます。そこへやはりどうしても距離的な、西会津町から通わなくてはいけないというふうな状態にあってのサービス利用が進まないといったところも考え併せまして、町といたしましても、町内でのその障害のある方の就労支援、どういった町での取組ができるのか、地域の様々な資源を活用しながら、できる検討をしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

- ○議長 10番、青木照夫君。
- ○青木照夫 最後にしたいと思いますが、今、会津若松でA型就労サービス事業に行って らっしゃる方々は、会津管内の方が、若松の方ばっかりでなくて、いろんな方々からそこ

に行ってらっしゃるという、私、そのお店に行ったり、事業所に行って確認しております。 でありますので、私は、西会津は対象者が少ない、いない、でなくて、いろんな形で近隣 町村の方もおられるとしたら、私は将来的にはそういう事業所も必要ではないかなという ことで考えております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

暫時休議にします。(11時59分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第2、議案第1号、西会津町新田興助地域振興基金条例を議題とします。 本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第1号、西会津町新田興助地域振興基金条例の制定について御説明申し 上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、横浜市在住で在京西会津会会長の新田興助氏から、町の教育振興などを目的として御寄附をいただきました5,000万円を原資に、本町の地域振興に活用させていただくよう基金条例を制定するものであります。

それでは、条文の内容について御説明申し上げます。

まず、第1条は、基金の設置を規定しており、本町の地域振興のための基金として地方 自治法の規定により設置するものであります。

第2条は、基金の積立てを規定しており、積み立てる額は一般会計予算の定める額としております。なお、今定例会の議案第14号、令和3年度一般会計補正予算(第8次)におきまして5千万円の積立金を計上しております。

第3条は、基金の管理を規定しており、第1項は基金に属する現金は金融機関への預金やその他、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとしております。また、第2項は、基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に変えることができるとしております。

第4条は、基金の運用収益の処理を規定しており、基金の運用から生じる収益は一般会計予算に計上して、この基金に編入するものとしております。

第5条は、基金の処分を規定しており、この基金は本町における地域振興のための事業 実施の財源に充てる場合に限り処分することができるものとしております。なお、基金を 充当する対象事業につきましては、町の教育振興に係る事業、町のデジタル戦略の推進に 係る事業、町の地域振興に係る事業、その他、基金の設置目的に適合すると認められる事 業でありまして、この条例の施行規則で定めております。

第6条は、基金の運用を規定しており、町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間、その他、必要な事項を定めて、基金に属する現金を一部運用することができるものとしております。

第7条は、委任でありまして、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な 事項は町長が定めるものとしております。 次に、附則でありますが、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。
 - 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 1点お伺いします。

この新田興助さんの地域振興基金に関してなんですけども、これ町側と新田興助さんの 打合せの場に私も呼んでいただきまして、興助さんじきじきにお話を聞いたところなんで すけども、これのお金の使い道に関しては、こういうふうに使った、ああいうふうに使っ たって、興助さんの意思もありました。私もお伺いしておりますが、それも今後、例えば こういうふうに使ったよ、こういうふうに町のために使ったよという連絡等というのは、 せっかく頂いた新田さんに対して、連絡通知等はどのように行うのかお聞きしたいと思い ます。

- ○議長 副町長、大竹亨君。
- ○副町長 4番、秦議員の御質問にお答えしたいと思います。

私も直接、新田興助氏のところに伺いまして、今回の基金の原資のお話とか、この条例についていろいろと協議してきたところであります。今回の使い道については、先ほど、総務課長が申し上げたように教育資金、それからデジタル戦略の推進の使途、それからその他、地域振興に係るものということで、そういったものに使ってくださいということで新田氏のほうからお話があったところであります。

この使途に使う場合に、基金から下ろして実際に予算に下ろす場合については、こういった内容で、町として予算に計上しますという内容を新田氏に説明して、了解を得た後、 予算化するというような、そういったことでお互いに話合いしながら予算化するということで話してきたところでございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 確認ですけども、了解を得た後予算化するということは、お金を使う際は、新 田興助会長にお伺いを立てて、お話をした後に予算化するという理解でよろしいかどうか、 最後に確認いたします。
- ○議長 副町長、大竹亨君。
- ○副町長 今、議員さんおっしゃったとおりでありまして、お互いに了解の後に予算化するということで進めたいと思います。
- ○議長 ほかに。
 - 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 私もお尋ねします。この新田興助氏より、本当に多額の、5千万円という多額 の金額の御寄附を頂いたということで、大変本町としてはありがたいことだし、これは有 効に使わせていただかなきゃいけないなという思いでおります。

そんな中で、今ほどもお話ありましたけども、お父様であります新田正夫氏からの御寄 附によりまして、新田正夫教育振興基金というのがございます。今ほど出ましたように充 当事業として教育振興に関わる事業というようなことを、重複するようなところもござい ますが、これお尋ねしたところ、当面は両基金とも併用してというか、残しながら活用していくというようなことでありますが、将来的には、いわゆる新田正夫教育振興基金と今回の新田興助氏の地域振興基金、これは一緒にして有意義に使っていこうというようなお考えがあるのかどうなのか。ずっとこれから未来永劫、やっぱり新田正夫教育振興基金は残していくということなのか、1点と、あと新田興助氏は本町の名誉町民ではまだないということであります。新年度の段取りになるかと思いますけども、いわゆる特別功労、あるいは名誉町民の授与というか、そういうこともやっぱりこれからは考えなきゃいけないなと思いますけども、その点はどうお考えでしょうか。

- ○議長 副町長、大竹亨君。
- ○副町長 9番、多賀議員の御質問にお答えします。

最初、新田興助氏も新田正夫氏の基金に上積みしてというか、積んでそれで使ってくださいというようなお話だったんですけど、やっぱり金額も金額ですし、やっぱり新田興助氏の思いというのも町に分かっていただくということで、別にやっぱり基金をつくりましょうということで、今回、新田興助基金という形で新たにつくらせていただいたということでございます。

今まで新田正夫氏の基金は基金で、やっぱり新田正夫さんの意思もあることですので、 そういったことでそれはそれとして残していくということで、二つ両方立てで基金を残す というようなことでやっていきたいというふうに考えております。

- ○議長 町長、薄友喜君。
- ○町長 この新田興助さんに対する町の敬意の表し方といいますか、それについては町の 表彰条例等がございますので、それに照らし合わせて適切に判断をしてまいりたいと思っ ています。
- ○議長ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町新田興助地域振興基金条例を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町新田興助地域振興基金条例は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第14号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第8次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第14号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第8次)の調製について、御説明を申し上げます。

本次補正の主な内容でありますが、年度末の整理予算として事業費の確定や見込みなどにより、歳入歳出全般にわたり予算額の調製を行うとともに、国の補正予算の採択に伴い、産地生産基盤パワーアップ事業などを新規にしたところであります。

それでは、予算書を御覧願います。

令和3年度西会津町の一般会計補正予算(第8次)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,256万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億628万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

補正の主な内容でありますが、事項別明細書で御説明いたします。

9ページを御覧願います。

まず歳入でありますが、1款、町税、1項1目、個人町民税 607万円の増、1項2目、 法人町民税 285万9千円の増、3項1目、軽自動車税環境性能割、25万円の増、4項1目、 たばこ税 206万8千円の増、5項1目、入湯税 30万円の減は、それぞれ収入見込みによる ものであります。

10ページを御覧願います。

10 款、地方交付税、1項1目地方交付税1億1,239万9千円の増は、基準財政需要額に新たな項目として臨時経済対策費等が創設され、普通交付税が追加交付されたことによるものであります。

13 款、使用料及び手数料、1項1目、総務使用料100万円の減は、町民バス使用料の減であります。

11ページを御覧願います。

14 款、国庫支出金、1項2目、衛生費国庫負担金205万7千円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の増であります。2項1目、総務費国庫補助金1,760万7千円の増は、国の補正予算に伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金260万7千円の新規計上や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,500万円の増であります。2項2目、民生費国庫補助金340万円の減は、子育て世帯臨時特別給付金事業補助金250万円の減などであります。2項3目、衛生費国庫補助金323万9千円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金305万4千円の増などであります。2項4目、土木費国庫補助金6,115万円の減は、社会資本整備総合交付金の道路事業及び地域住宅計画事業の確定などによるものであります。

12ページを御覧願います。

15 款、県支出金、2項1目、総務費県補助金324万3千円の減は、地域創生総合支援事業補助金や、ふくしま移住支援金給付事業補助金などの確定によるものであります。2項2目、民生費県補助金152万5千円の増は、福祉灯油緊急補助事業補助金の新規計上であ

ります。

13ページを御覧願います。

2項4目、農林水産業費県補助金521万9千円の減は、確定による中山間地域等直接支払交付金188万5千円の減や、「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業補助金200万円の減、国の補正予算採択に伴う下小島ライスセンター整備に係る産地生産基盤パワーアップ事業補助金350万8千円の新規計上などであります。2項6目、土木費県補助金105万6千円の減は、申請がなかったことによる木造住宅耐震改修促進事業補助金90万円の減などであります。

14ページを御覧願います。

16 款、財産収入、2項2目、物品売払収入443万4千円の増は、更新に伴う除雪用タイヤドーザなどの売払いによるものであります。

17 款、寄附金、1項1目、一般寄附金6千万円の増は、寄附が寄せられたことによるものであります。

15ページを御覧願います。

18 款、繰入金、2項5目、小中学校交流基金繰入金543万1千円の減は、コロナウイルス感染症の影響により交流事業が中止になったことによるものであります。

16ページを御覧願います。

20 款、諸収入、5項4目、雑入1,308万3千円の増は、後期高齢者医療療養給付費負担金過年度分1,739万3千円の増、後期高齢者医療広域連合交付金348万7千円の減などであります。

21 款、町債につきましては、過疎対策事業債など事業費の決定等に伴い額の調整を行うものであります。

次に、18ページを御覧願います。

歳出であります。

1款、議会費、1項1目、議会費393万9千円の減は、確定見込みによる旅費263万円の減や、需用費54万6千円の減などであります。

2款、総務費、1項1目、一般管理費 415 万円の減は、確定見込みによる旅費 175 万円の減や、役務費 140 万円の減などであります。

19ページを御覧願います。

1項3目、電算管理費260万7千円の増は、国の補正予算に伴う社会保障・税番号制度システム改修委託料の新規計上であります。1項5目、財政管理費1億9,156万4千円の増は、今次補正における剰余金の財政調整基金への積立金1億4,234万9千円や、今ほど条例制定の御議決をいただきました新田興助地域振興基金への積立金5千万円などによるものであります。なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは6億7,447万3千円であります。1項6目、企画費160万5千円の減は、需用費50万5千円の減や、コロナウイルス感染症対策として実施した大学生及び高校生等の支援交付金65万円の減などであります。

20ページを御覧願います。

1項10目、ふるさと振興費434万2千円の減は、地域おこし協力隊員などの旅費368万

7千円の減。

21ページに行きまして、温泉施設管理業務委託料などの委託料 660 万4千円の増、雪国まつり負担金補助金及び交付金 335 万5千円の減などであります。

22ページを御覧願います。

1項11目、総合情報政策費337万9千円の減は、集会施設用無線LAN環境整備委託料127万円の減、デジタル教室における機器借上料148万円の減などであります。1項13目、地方創生費201万1千円の減は、該当がなかったことによる、にしあいづ移住支援事業補助金200万円の減などであります。

23ページを御覧願います。

4項3目、町長選挙費345万3千円の減は確定によるものであります。

次に、24ページを御覧願います。

4項4目、衆議院議員選挙費242万1千円の減につきましても確定によるものであります。

26ページを御覧願います。

3款、民生費、1項1目、社会福祉総務費220万5千円の減は、後継者対策事業実施負担金100万円の減や、国民健康保険特別会計診療施設勘定繰出金185万円の減などであります。1項3目、老人福祉費294万8千円の増は、小規模多機能型居宅介護施設管理運営委託料854万7千円の新規計上や、27ページに行きまして、介護保険特別会計繰出金559万9千円の減などであります。2項2目、児童措置費749万7千円の減は、子育て世帯臨時特別給付金事業委託料250万円の減や、認定こども園運営委託料316万9千円の減、児童手当96万円の減などであります。

28ページを御覧願います。

4款、衛生費、1項1目、保健衛生総務費392万6千円の減は、確定に伴う黒沢地区の水源等水質検査手数料99万7千円の減や、橋立地区等の簡易水道施設整備事業補助金236万3千円の減などであります。1項2目、予防費491万5千円の増は、コロナウイルスワクチン接種事業に係る郵便料120万円の増や、ワクチン接種委託料100万円の増、薬剤師派遣委託料92万1千円の増などであります。

29ページを御覧願います。

1項4目、健康推進費131万2千円の減は、旅費23万3千円の減、需用費31万4千円の減、使用料及び賃借料36万3千円の減などであります。

30ページを御覧願います。

1項5目、母子保健費105万2千円の増は、産後ケア業務委託料19万7千円の増や、不 妊治療等に係る、こうのとりサポート事業補助金50万円の増などであります。

31ページを御覧願います。

6款、農林水産業費、1項3目、農業振興費454万9千円の減は、旅費107万3千円の減や確定による園芸ハウス整備工事160万円の減。

32 ページに行きまして、国の補正予算採択に伴う下小島ライスセンター整備に係る産地 生産基盤パワーアップ事業補助金 526 万 2 千円の新規計上、確定による新規就農者支援補 助金 100 万円の減、農業次世代人材投資事業補助金 112 万 5 千円の減、中山間地域等直接 支払事業交付金241万8千円の減などであります。

33ページを御覧願います。

2項1目、林業総務費52万5千円の増は、有害鳥獣捕獲報償金66万円の減、森林活用 交流促進施設管理運営委託料116万4千円の増、林業専用道整備工事191万8千円の増、 有害鳥獣駆除体制強化支援事業補助金49万円の減などであります。

7款、商工費、1項2目、商工振興費602万4千円の減は、町商工会育成補助金100万円の減。

34 ページに行きまして、確定見込みによる町内企業支援補助金 400 万円の減などであります。1項3目、観光費 103 万1 千円の減は、修繕料等の需用費 58 万円の減や、新聞等広告料 26 万円の減などであります。1項4目、消費者行政推進費 129 万5 千円の減は、放射性物質検査機器に係る点検手数料 44 万円の減や、食の安全安心 PR事業委託料 44 万7 千円の減などであります。

35ページを御覧願います。

8款、土木費、1項3目、道路新設改良費6,710万8千円の減は、社会資本整備総合交付金の減額等による町道改良等測量設計委託料925万2千円の減や、町道改良舗装工事5,275万2千円の減、土地購入費150万円の減、立木等補償費177万円の減などであります。1項4目、橋りょう維持費134万1千円の減は、確定による橋りょう修繕設計業務等委託料77万1千円の減及び橋りょう修繕工事57万円の減であります。3項3目、公園費216万8千円の減は、さゆり公園改修工事に係る設計管理委託料94万1千円の減。

36ページに行きまして、工事費 122 万7千円の減であります。4項1目、住宅管理費 135 万5千円の減は、確定による町営住宅外壁改修工事 124 万2千円の減などであります。4項3目、住宅建築物耐震改修促進費 142 万5千円の減は、申請がなかったことによる木造住宅耐震改修促進事業補助金 120 万円の減などであります。

9款、消防費、1項2目、非常備消防費353万円の減は、確定見込みによる消防団員報酬55万4千円の減や、旅費181万6千円の減、需用費76万円の減などであります。

37ページを御覧願います。

10 款、教育費、1項2目、事務局費880万円の減は、役務費60万3千円の減。

38ページに行きまして、コロナウイルス感染症の影響により中止となった英語教育海外 異文化体験事業研修参加費負担金 139 万 3 千円の減、小中学校交流事業補助金 510 万円の 減、確定見込みによる西会津高校活性化対策生徒活動後援会補助金 41 万 8 千円の減など であります。 1 項 4 目、スクールバス運行費 164 万 6 千円の減は、確定見込みによるシル バー人材センターへの自動車運転手派遣料 57 万 5 千円の減や、スクールバス等運行業務 委託料 151 万 2 千円の減などであります。

39ページを御覧願います。

4項1目、社会教育総務費130万9千円の減は、報償費55万3千円の減。

40 ページに行きまして、需用費 25 万円の減、役務費 20 万 3 千円の減などであります。 4 項 3 目、文化財保護費 104 万 9 千円の減は、講師謝礼等の報償費 25 万 2 千円の減や、確 定による改訂版西会津の指定文化財の印刷製本費 72 万 5 千円の減などであります。

41ページを御覧願います。

5項1目、保健体育総務費208万5千円の減は、コロナウイルス感染症の影響による町体育協会補助金50万円の減、奥川健康マラソン大会実行委員会補助金115万円の減、福島レッドホープス杯野球大会補助金30万円の減などであります。

12 款、公債費、1項2目、利子150万円の減は、今年度借入れ分の地方債償還利子の利率が当初の見込みより低くなったことなどによるものであります。

次に、6ページを御覧願います。

第2表、繰越明許費であります。事業の実施に当たり、関係機関等との協議に不測の日数を要したことや、年度末に国の補正予算事業が決定したことなどにより、それぞれ年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

まず、2款、総務費、1項、総務管理費でありますが、社会保障・税番号制度システム 改修事業260万7千円は、住民基本台帳システム改修に係る委託料であります。次に、3 款、民生費、1項、社会福祉費の非課税世帯臨時特別給付金給付事業7,189万3千円は、 給付に係る職員人件費や物件費及び給付金であります。

次に、4款、衛生費、1項、保健衛生費の新型コロナウイルス感染症対策事業1,368万7千円は、ワクチン接種に係る職員人件費や物件費及び委託料であります。

次に、6款、農林水産業費、1項、農業費の園芸ハウス復旧事業40万円は、大雪により被害を受けたハウスの復旧補助金であります。また、産地生産基盤パワーアップ事業526万2千円は、下小島ライスセンターの乾燥機等の整備に係る補助金であります。

次に、6款、農林水産業費、2項、林業費の林業専用道整備事業2,265万円は、奥川地区の杉山前佛線の整備に係る工事費及び補償費であります。

次に、8款、土木費、1項、道路橋りょう費の道路新設改良事業1,387万2千円は、町道上原西6号線の流雪溝整備に係る工事費であります。また、橋りょう修繕事業3,152万7千円は、町道野沢安座線にかかる安座橋及び町道下松向原線にかかる台田橋の補修工事費であります。

次に、8款、土木費、2項、河川費の浚渫推進事業1,250万円は、新郷西股川の浚渫工事費であります。

次に、8款、土木費、3項、都市計画費のさゆり公園体育館空調設備整備事業3,774万9千円は、委託料及び工事費であります。

次に、8款、土木費、4項、住宅費の定住促進住宅改修事業1,056万7千円は、第2定 住促進住宅の改修に係る委託料及び工事費であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。
 - 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 1件お聞きします。26ページの民生費の中の、小規模多機能型居宅介護施設管理運営委託料ですけれども、介護保険制度だと施設運営においても利用者負担1割、 所得によっては2割、3割の方がいらっしゃいますけれども、あとの残りは制度で負担するということで、公費とあと被保険者の保険料で負担することになっていると思いますが、

今回、この委託料 854 万 7 千円計上された要因とその分析、そして委託料の財源を教えてください。

- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 御質問にお答えいたします。

小規模多機能型居宅介護施設高陽の里でございますが、これにつきましては地域における在宅生活を支えるために、町が施設を整備いたしました。令和3年4月から指定管理者によって事業を委託し、運営をいただいておりましたが、その際、当初、年度協定を結びまして事業運営をいただいていたところでございますけれども、先ほど議員がおっしゃるように、基本的には介護報酬、また利用者の負担で運営をするというのが基本でございますけれども、初年度ということもございまして、利用者の安全や安心に配慮したサービス利用の提供に向けまして、豊富な経験を要するスタッフをまずは配置したために、人件費が非常にかさんでいるところでございます。また、利用者についても、やはり新しい施設でもあって、サービス利用を利用される方の様子を見る方がいらっしゃったりだとか、あとは町内で既にサービス利用をされている方は、どうしても既存サービスの中での信頼関係ですとか、サービス利用がやっぱり十分に満たされているといったところで、サービスを移動させるというか、新たなサービスに移行することがちょっと進まなかったというようなこともございます。

また、介護度の低い方の利用なども非常に多く受け入れておりまして、そういったことで介護報酬が見込みより見込めなかったというところと、支出においては先ほど申し上げました人件費がかさんだ点、また必要経費につきましては、どうしても施設を維持管理する際にはかかってくる経費でございますので、そういった部分が相まって、今回の854万7,000円の不足を生じたというところでございます。

なお、年度協定におきまして、双方で協議の上、委託料の変更をした中で、今回、予算 計上させていただきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思います。 また、財源につきましては一般財源でございます。

- ○議長 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 それで、福祉施設は特に収益性だけではなくて、やはり町民福祉への貢献 度というところも含めて評価していかないといけないっていうことは分かるんですけれど も、町から一般財源で捻出される経費はできるだけ軽減して、より健全な施設運営のほう を目指していかないといけないのではないかと思いますが、今後の取組、そして見通しは どのように捉えているかお聞きします。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

議員おっしゃるように、町内で町が指定管理として介護保険のサービスを提供する施設について、指定管理での委託をしている施設が老人保健施設ですとか、グループホーム、また地域ふれあいセンター内にございますデイサービスセンターなどがありますけれども、そちらについては全て、その事業所内での運営ができているというところでございます。今回、小規模多機能型居宅介護施設につきましては、新年度でもございますので、そういった今回の予算措置となったわけでございますが、これからは徐々に利用者数も、定員が

25 名でありますけれども、現在、これまで 22 名の方が御利用いただいた月などもございます。できる限りその定員の確保ですとか、また人件費の面では、やはりスタート当初は、そういった経験豊富なスタッフを配置して運営に当たるというのが望ましいということで町でも考えておりますが、施設運営が軌道に乗りましたらば、さらに若手職員などでの人件費などの法人内での工夫などもしていただければというふうに感じているところでございます。

また、物件費についても、様々な点で見直しをかけながら経費の節減にも努めていただきたいということで、町も連携して取り組んでまいりたいと思います。

- ○議長 2番、上野恵美子君。
- ○上野恵美子 定員の確保に努めていかれるということで答弁いただきました。そして、 当初、介護度の低い方を対象に受け入れていたということですけれども、その辺の介護度 の高い方への対応というのも今後考えて検討していかれるのかどうか、最後にお聞きしま す。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 今後の利用に係ります介護度についての御質問でございますが、やはり今現在、4月からこれまでの統計をとってみますと、一番多いのが要介護1の方、42.4%、その次に要介護2の方が16.8%、その次に要支援1の方が14.1%ということで、この施設自体要介護5まで、全ての認定を受けた方が利用できるサービスとなってございますけれども、議員おっしゃるように、介護度の低い方の利用が今現在、図られているというところでございます。事業運営が進むにつれて、スタッフの施設での運営が充実してくることと思われますので、介護度の高いニーズについても、これから対応できるものと考えております。
- ○議長 ほかに。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 2点お伺いをいたします。

23 ページですが、ふるさと応援寄附金であり収納手数料ということで、記念品が事務委託とか、事務配送手数料、これが増加する中で、代理店収納がなぜ430万円下がったのかということをお聞かせください。

それから、33ページですが、林業専用道路整備工事191万8千円、これが増加しておりますけれども、工事完了後の、どのぐらい完成したのか。それから、この工事、随分と長引いておりますけれども、今後の完了予定の年度が分かったら教えてください。

以上です。

- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 ふるさと応援寄附金の御質問にお答えをいたします。

年度末近くになりまして、寄附状況によって精査して、組替えというような形で今回、補正をさせていただいております。それで、記念品が若干の増、また委託料についても、今、予算的には補正をして寄附金額が1億6千万円というようなことで今、見てございます。ただ、実績が1億6千万円を上回っても大丈夫なように、若干、削れるところから減額して、委託料に若干の余裕を見るというような形で増額。あと、寄附のサイトによって

インターネットの使用料が増えるというようなところもありまして、そういう調整を今回 させていただくということでありますので、御理解いただきたいと思います。

- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 それでは、前佛線の関係でお答えいたします。

今回、工事請負費 191 万8千円増額した理由でございますけれども、工事の進捗を可能な限り進めると、図るということで、前倒しで舗装の延長を延ばしたものでございます。

進捗状況でございますけれども、全体で1,710メートルを予定しておりまして、残りが410メートル、したがいまして現在のところ1,300メートルまで進捗してございます。

終期ということでございますけれども、令和5年度を目指しているところでございます。

○議長 ほかに。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお尋ねいたします。

まず、26ページの中段にあります後継者対策事業実施負担金、これ 100 万円の減額になっておりますが、これ当初 200 万円で予定していたのが 100 万円減額というようなことだと私は理解していますが、一昨年から、このコロナの中でいろんなことがやりたくてもできなかったということでありますが、この 100 万円減額した中でどんなことを一体したのか、どんなことができなかったのか、それによって効果はどんなことがあったのか、分かればお示しください。

あと、33ページの、これも中段になりますけども、森林活用交流促進施設管理運営委託料、これ116万4千円の増というような形でありますが、これオートキャンプ場等々の減収分というようなことらしいんですが、この算出根拠はどういうところでこうなったのか。それと、あと40ページの文化財保護費の中の印刷製本費、今御説明いただきましたけど、私、ちょっと聞き逃したんで、どんな冊子を何ぼつくったのか、それを分かればお示しください。

以上です。

- ○議長 商工観光課長。
- ○商工観光課長 多賀議員の御質問にお答えをいたします。

まず、後継者対策の負担金の減額でありますが、御指摘のとおりコロナ禍でイベントの開催を予定しておったわけですが、実際、開催できたのが2月に1回目を開催したということで、コロナ禍の中で開催の時期が遅れ、回数も当初予定していた回数が実施できなかったことによる事業費の減に伴う負担金の減ということでございまして、2月に町外のワカサギ釣りの男女の交流イベントを行いまして、20名近い男女の参加をいただきまして、大変参加者の皆さんには、大変よい内容で、次も来年度以降もこういう事業を継続するんであれば、ぜひ御案内いただきたいというような意見も多く頂戴したということでございます。また、3月には地元で、そば打ちと革のレザークラフトのワークショップ、こちらは有害鳥獣の革を利用したワークショップなども計画しておりまして、事業のほうの効果といたしましては、昨今、若い男女がまとまって交流し、継続してこういう交流の場に参加するという機会が減ってきているという中で、継続した取組で参加者にも非常に好評だったと。また、その継続した取組を期待するというような声が得られたと。来年度の事業

の継続性、また後継者対策の目的達成のために大変よい活動ができたというふうに評価を しているところでございます。

続きまして、33ページ、オートキャンプ場の指定管理委託料の追加についてでありますが、9月に新型コロナウイルス感染拡大の影響から施設を休業しております。その休業した分に対して、施設を休業したことに対しまして平成 30 年度と令和元年度の施設の収入の実績を参考といたしまして、その平均額で減収の見込額を算定したということでございます。そちらが算定の根拠ということでございます。

以上でございます。

- ○議長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 多賀議員の文化財保護費の関係でお答えをいたします。

文化財保護費の印刷製本費の減額でございますけども、これにつきましては西会津町の 指定文化財という冊子を昨年度と今年度、2か年をかけて作成をしてございます。部数に つきましては500部でございまして、この3月末に納品予定となってございまして、入札 を実施して、その請け差の部分と、あとその不用額の減という部分で72万5千円減額をさ せていただきました。

- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 いつもこの後継者対策事業はいろんなところでお尋ねしますけども、私もこの コロナ禍の中で大変厳しい状況の中で、2月と3月で事業をやって効果を出してきたと、 これから出るっていうもくろみなんでしょうけども、大変それはよかったなと思いますが、 当初、私聞いたのは、この200万円でどんなことをしたかったのか。それで、できなくて 100万円減額したのかなという思いがありましたので、もし計画していたものがどんなも のだったのか分かれば、その点をお示しください。

あと、文化財保護費の指定文化財に関しましては 500 部つくるということなので、私も 大変注目しておりますので、有効に活用して、今後、3月にできましたら有効に活用して いただきたいと思います。その点をお尋ねします。

- ○議長 商工観光課長。
- ○商工観光課長 お答えをいたします。

後継者対策事業では、後継者対策の実行委員会が主体になりまして、先ほど来から申し上げておりました婚活のそのイベントを年間を通じて、例えば2か月に1回とか、そういったスパンで定期的に開催をしていく。大きな仕掛けのイベントではなくて、参加者が気軽に参加できて、継続して参加できるものをやっていきましょうというような企画がまず1つと。それがコロナの影響で開始の時期が遅れてしまったと。もう一つは、その地域におけるサポート制度、これの検討を進めましょうということで進めてまいりました。後者のそのサポート事業につきましては、まだ内容が煮詰まっておりませんので、令和4年度、引き続き継続して検討してまいるというような考え方でございます。

以上でございます。

- ○議長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 西会津町の指定文化財でございますけども、先ほど3月末に完成予定と申し上げました。完成後は関係者、学校関係ですとか、あと議員の皆様にもお配りをする

予定でございますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 私のほうからは、6ページの繰越明許費というところで質問をさせていただきますが、これが多くあればいいのかどうか、よく私も説明を聞き漏らしたのか、ちょっととどめていないわけなんですけれども、この要因というのはどういうものがあるのか説明をいただきたいと思います。
- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長 繰越明許費の質問にお答えをいたします。

全部で11事業ありますが、それぞれ理由を申し上げますと、まず社会保障・税番号制度システム改修事業、これは年度末に国の補正予算が成立しまして、それに伴う事業ですので、3月までに完了はできないと。採択が年度末になったもんですから、繰越しをさせていただいて、新年度になってから完成をさせるといった理由でございます。

それから、非課税世帯の臨時特別給付金事業、これにつきましても令和3年度事業で予算計上させていただいたものでありますが、支給が9月末までとなっていますので、当然、今年度にはできないということで繰越しをさせていただきます。

それから、コロナウイルス感染症対策事業、議員も御承知のとおり、これは4月以降も 接種がありますので繰越しをさせていただくと。

園芸ハウスの復旧事業でありますけども、これも復旧をするのは雪解け後ということで ございますので、3月いっぱいではできないという理由でございます。

あと産地生産基盤パワーアップ事業、これにつきましても国の補正予算事業でございまして、採択を受けたのが年度末ということでございまして、内容は先ほど御説明いたしました下小島のライスセンター整備に係る事業でございまして、4月以降に事業実施ということであります。

あと、林業専用道の整備事業、これは杉山前佛線でございますけども、これにつきましても3月以降工事をやって令和3年度分は終わるということで、繰越しをさせていただくと。

あと道路新設改良事業につきましては、これは上原西2号線ですか、これの流雪溝工事 ということで、これも完了が4月以降になりますので繰越しをさせていただくと。

それから、橋梁の修繕事業につきましては、安座橋と奥川の台田橋と、その2橋でございまして、これも採択の関係で年度内の完了は無理、難しい事業でございまして繰越しをさせていただくと。

それから浚渫推進事業、これも先ほど御説明しましたが、新郷の西俣川の浚渫事業ということで、これも3月中に予定をしてございますが、万が一、4月に入るかもしれませんので繰越しを一応させていただいたと。

それから、さゆり公園体育館の空調設備につきましては、新型コロナウイルスの関係で 部材の搬入が遅れているということで、当初予定では3月中には完成する予定でございま したが、部材がなかなか来ないということで繰越しをさせていただきました。

それから、定住促進住宅の改修事業、これは第2定住でございますけども、これは改修 する住宅については入居者もおりまして、その方との調整の関係で4月以降に改修工事が ずれ込むと、それぞれそういった理由で繰越しをさせていただくということでございます。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 いろいろと理由がよく分かりました。ただ、私が今心配したのは、発注が遅れていたり、それを年度内に終了することができないということが、次年度にまたがって繰り越すというようなことが行われてはいないのかなという思いがあったものだから、お尋ねしたわけですけれども、そういうのというのはないということで再度お尋ねしたいと思うんですが、特にこういう工事だとかそういう部分というのには、そういうのがつくのかどうか、私もちょっと分かりませんけれども、お伺いしたいと思います。
- ○議長 総務課長。
- ○総務課長 お答えをいたします。

発注の遅れ等で繰り越すような事業はございません。繰越しにつきましては、6月の定例会で繰越明許の計算書を提出しますので、その中で詳しいことはお話をさせていただきます。

○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長討論なしと認めます。

これから議案第14号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第8次)を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第8次)は、原案の とおり可決されました。

追加議事日程配付のため暫時休議といたします。(14時04分)

○議長 再開します。(14時10分)

追加議案として、町長から議案第 31 号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第 9 次)が提出されました。これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第 1 とし、議案第 31 号を追加日程第 2 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第 31 号、令和 3 年度西会津町一般会計補正予算 (第 9 次)を日程に追加し、追加日程第 1、第 2 として、日程の順序を変更し、直ちに議 題にすることに決定しました。

追加日程第1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 それでは追加をいたしました議案について、ご説明を申し上げます。

議案第31号「令和3年度西会津町一般会計補正予算(第9次)」についてでありますが、1,709万8千円を増額し、予算総額を68億2,337万8千円とするものであります。

今次補正の内容といたしましては、除雪事業に係る経費を追加計上したものであります。 以上、提出議案についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なるご審議をいただき原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 追加日程第2、議案第31号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第9次)を 議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第31号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第9次)の調整について、御説明を申し上げます。

今次補正の内容でありますが、町長が今ほど提案理由の説明で御説明いたしましたとおり、除排雪経費に不足が生じることから、その所要額を計上するものであります。

それでは、予算書を御覧願います。

令和3年度西会津町の一般会計補正予算(第9次)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,709万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億2,337万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容でありますが、事項別明細書で御説明いたします。

4ページを御覧願います。

まず、歳入でありますが、15 款、県支出金、3項4目、土木費委託金962万9千円の増額は、国県道除雪委託金の増によるものであります。

18 款、繰入金、2項1目、財政調整基金繰入金746万9千円の増額は、今次補正において不足する財源を繰り入れるものであります。なお、今次補正後の財政調整基金の積立残高は6億6,700万4千円であります。

次に、歳出でありますが、8款、土木費、1項2目、道路維持費1,709万8千円の増額は、除雪委託料の増によるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 1点、2点、ちょっと質問します。

今ほどの除雪費に関しては、概算で当初に取っておいて補正で調整するというのは今までのやり方だったわけなんですが、これだと今、補正をやったばっかりで、また補正ということで、補正の補正ということで、それだけ雪が多かったという解釈はしています。た

だ、補正をとる場合の条件として、長期予報とかそういった加味というのはどの程度やっているのかなと。その辺、聞きたいと思います。

- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 長期予報ということでお答えしたいと思いますけども、気象庁では12月、11月くらいから、向こう3か月の見通しというのを毎月末発表いたします。そういったのは逐次確認はしてございます。あと補正時のそういう長期予報も当然ながら、この向こう何か月どうなっているかというのを、そのたびに見ておりますし、今回も可能な限りインターネット等で調べられる範囲で調べてはございます。

それで、算出するに当たりましては、議員おっしゃったとおりなんですけれども、過去の例、実績、そこから算出しているというのが実態でございます。正確に幾ら幾らというのを算出するような方程式のようなものはございませんので、あくまでも実績を根拠として、議員の皆様のほうにお示ししていると。そういった段取りで進めております。

- ○議長 12番、武藤道廣君。
- ○武藤道廣 大体分かったんですが、想像以上に雪が多かったのが一番の原因だということですね。一応想定はしたんだけども、想像以上に雪が多かったということと、それだけ出動回数も多かったということですね。この財源として財調のほうから出させたんだけども、これ国庫補助とか何かにすれば、今まで以上にプラスになるような可能性はあるかないか、その辺をお聞きしたいと思います。
- ○議長 総務課長。
- ○総務課長 お答えをいたします。

今ほど除雪費の予算の話が出ましたが、今年度の除雪の委託料がこの補正で2億350万円ほどになります。昨年度も大雪、降った年でありましたけど、昨年度を3千万円上回っております。当初予算におきましても令和3年度の当初は2年度よりも増額して当初計上させていただいたところでしたが、それよりも、もうそれ以上に降ったということでございます。

これだけ大雪降ると、特別交付税とか補助金等にどのような影響があるかというようなお話でございますが、特別交付税につきましては、毎年その年度の2月の10日か15日くらいまで除雪経費を報告します。その分は当然、その年の特別交付税の算定の基礎になります。ただ、それ以降、それを過ぎて3月31日まで降った分につきましては、その分の報告ってありませんので、それについては過去5か年の2月の半ばから3月末までの平均の額で実績、2月の10日、15日までの実績と過去5年間の平均の額で特別交付税を算定するわけでございます。ですので、過去を見ますと、令和元年度が異常に雪が少なくて5千万円とか6千万円ぐらいの委託料で少なかった年がありますので、その分の5年間の平均になりますから、そこら辺でどうなるかと。あと、昨年度ですと、昨年度も大雪降ったということで、国のほうから交付金1千万円くらいだったか、そんなもんだったか、昨年度は大雪ということで国のほうから追加で6百万円ほど歳入としてありましたが、今年度も今、町村会等で要望していますので幾らかはあるのかなというような状況でございます。

○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第31号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第9次)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第9次)は、原案のとおり可決されました。

○議長 日程第4、議案第2号、西会津町私債権管理条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

〇町民税務課長 議案第2号、西会津町私債権管理条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、町の私債権の管理に関する事務処理について、基準その他必要な事項を定め、私債権の適正管理を推進するため新たに定めるものであります。

本条例案では、目的、事務処理の基準として、台帳の整備、督促、強制執行等債権放棄などについて規定するものであります。

それでは、議案書を御覧ください。

議案第2号、西会津町私債権管理条例。

第1条は目的についての規定であり、町の私債権の保全、徴収、内容の変更及び消滅に 関する事務処理について、基準その他必要な事項を定め、町の私債権の適正な管理を図る ことを目的としております。

第2条は、本条例案に掲げる用語の意義についての規定であります。

第3条は、私債権の管理について、他の法令等との関係を規定しております。

第4条は、町長の責務についての規定であり、他法令等の定めるところにより、町の私 債権の適正な管理及び事務の処理を行わなければならないとするものであります。

第5条は、台帳の整備についての規定であり、第1項で私債権の適正な管理を行うため、 私債権に係る台帳を整備しなければならないとし、第2項で、台帳に記載する事項は規則 で定めるものとするものであります。なお、規則では台帳に記載する事項として、私債権 の名称、債務者の氏名及び住所、私債権の金額とするものであります。

第6条は、督促、強制執行等についての規定であり、第1項として、私債権について地方自治法施行令、以下「令」と申します、第171条から第171条の4までの規定により特則、強制執行、その他保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないとし、第2項として、令第171条の5から171条の7までの規定により、徴収停止、履行期限の延長または免除できるとするものであります。

第7条は、債券の放棄についての規定であり、第1項は、第1号から第7号に該当する

場合は債権を放棄できるとするものであります。第1号は、生活困窮状態、括弧として生活保護またはこれに準ずる状態で、資力回復が困難で相当の期間を経ても当該債権について履行の見込みがないと認められるとき。第2号は、破産法及び会社更生法、その他法令の規定により債務者が当該債権についてその責務を免れたとき。第3号は、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。第4号は、強制執行等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき。第5号は、徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、これを履行させることが著しく困難または不適当であると認められるとき。第6号は、債務者が死亡、失踪または行方不明の状態にあり、かつ相続人等による履行の見込みがないと認めるとき。第7号は、債務者が死亡し、相続人全員が相続放棄した場合、または相続人が存在しない場合において、その相続財産の価格が強制執行した場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける町の債権及び町以外のものの権利の合計額を超えないと見込まれるときとし、第1号から第7号までに該当する場合は、債券を放棄することができるとするものであります。

第2項で、債券を放棄したときは議会に報告しなければならないとするものであります。 なお、規則で議会に報告する事項として、放棄した債権の名称、債券を放棄した日及び 件数並びに金額、債券を放棄した理由と定めることとしております。

第8条は、委任についての規定であり、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとするものであります。

次に、附則でありますが、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。 以上で、議案第2号、西会津町私債権管理条例についての説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。ありませんか。 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 1点お尋ねをいたします。

この制度をもって対応するわけなんでしょうが、不良債権というのに対応するに当たって、今まで行ってきた事務処理でどう変わっていくのか、そこのところを私も少し漏らしているかもしれませんので、再度お伺いしたいと思います。

- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

これまで私債権につきましても、各課で督促を行い、徴収に関して連絡を入れたり、今までも私債権の回収についてはやってきたところでございます。ただ、今回、この私債権について、今後統一した内容で同じように債権の管理を強化して、適正に執行していくために、1つの基準として定めさせていただいたところでございます。

もう一つは、これまで債券、どうしても回収できないものもございましたので、その条例の中に債権の放棄も一部うたわせていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長ほかに。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 この私債権の管理条例は全員協議会でも説明をいただきましたので、内容は十分把握しました。そのときも申し上げましたけども、この規定というのはできる規定であって、なるたけならこういうことにはまらないような形でなれるのがいいのかなという思いがありますが、残念ながら死亡、あるいは倒産、行方不明等々の、今おっしゃったような中で、どうしても徴収できないケースがあるということで、私も理解しております。

そんな中で、この条例をつくると同時に、全員協議会でも言ったかもしれませんが、やっぱりこれからは渉外担当部門、あるいは訴訟担当部門というのも強化していくべきだなと私は思いますが、そんなお考えはないでしょうか。

- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

確かに議員おっしゃいますように、そういう体制をとればもっともっと債権の回収は円滑にできるのかなということでは考えてございますが、限られた職員数の中でやっていかなくちゃいけないということであります。現在のところは税または今回対象としている私債権、いろんな料金ありますけども、それを徴収対策本部というのを設置して、管理職による徴収であるとか、その下部組織として実務者会議というのを設置して、どのように徴収していったらいいかということで、情報共有しながらやってきたところでございます。今回は、この私債権の管理条例制定後は、その実務者会議等々で研修をしながら、徴収の強化を図っていくということで当面は進めさせていただきたいと思っています。

○議長ほかに。

9番、多賀剛君。

- ○多賀剛 今の体制を強化していくという意味なんでしょうけども、全員協議会の中でも 話出ましたけども、この私債権というのは税なんかよりも徴収する側からすれば、いろん なハードルもあって徴収しづらいというのかな、なかなか厳しくなるというようなお話も ありましたので、やはり渉外担当部署をつくれということでなくて、やっぱりプロフェッ ショナルね、その方面のやっぱり専門的な知識を得る職員が私はいてもいいのかなという 思いでおりますので、部署をつくらなくてもそういう勉強会等々しているのかもしれませ んが、その渉外担当の育成ということも今後考えていただきたいと思いますけれども、い かがでしょうか。
- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

確かに専門職がいれば非常によろしいかと思うんですけども、その徴収の仕方にあっては、本当に今回、4月以降、実務者を対象として講師を、できれば外部からでもお招きして研修を積んでいきたいということでは考えてはおります。

- ○議長 12番、武藤道廣君。
- ○武藤道廣 私も何点か。これによって町民の人たちが税と同様に、公平性が欠くようなことが広がらないような広報といいますか、そういったあれは大事だと思うわけなんですよ。ですから、これがあれば不納欠損ができんだというような変な解釈にならないような、

しっかりとしたその広報をやっていただきたいということと、あるいは電気とかそういった、電気も電話もそうですが、使用の停止というのがありますよね。町のこういった中で停止ができるような使用料とか何かというのは、どういうものがあるんでしょうか。

- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 まず、御質問の1点目についてでございますが、議員おっしゃいますように、今後その辺は徹底してやっていきたいなと考えてございます。
- ○議長 企画情報課長。
- ○企画情報課長 使用の停止ということでございますが、こちらのほうにつきましてはケーブルテレビの使用料並びにインターネット使用料が使用停止条項というものはございます。停止している案件もございます。
- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 お答えいたします。

こちらのほうでありますのは水道使用料でございます。その停止できるというものについては水道使用料でございます。

○議長 皆さん、そのほか質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町私債権管理条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町私債権管理条例は、原案のとおり可決されました。 日程第5、議案第3号、固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を議題と します。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第3号、固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について 御説明申し上げます。

本町では、行政サービスの効率的・効果的な提供などを図るため、国や他の地方公共団体と同様に、今年度、押印や署名などの見直し作業を進めてまいりました。見直しの対象となる例規、いわゆる条例、規則、要項、規定等は合計で240件でありましたが、そのうち179件について見直しを行うこととしたところであります。

本案は、この見直しに伴い改正が必要となった4件の条例について所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書を御覧願います。併せて条例改正案、新旧対照表の1ページも御覧願

います。

まず、条例改正案第1条は、固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。

第4条は、審査の申出を規定しており、第4項の審査申出書に係る申出人の押印規定を 削除し、第5項と第6項を第4項と第5項にそれぞれ繰り上げるものであります。

第8条は、口頭審理を規定しており、口述書における提出者の署名、押印を削除するものであります。

次に、条例改正案第2条は、職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正であります。併せて新旧対照表の2ページを御覧願います。

第2条は、職員の服務の宣誓を規定しており、新たに職員となった者が任命権者に提出 する宣誓書から押印を削除するための改正であります。

次に、条例改正案第3条は、西会津町火入れに関する条例の一部改正であります。併せて新旧対照表の3ページを御覧願います。

別記様式第1号は、火入れ許可申請書の様式でありますが、押印に係る部分を削除する とともに、氏名の下に連絡先を加えるための改正であります。

次に、条例改正案第4条は、西会津町消防団設置等に関する条例の一部改正であります。 併せて新旧対照表の4ページを御覧願います。

別表第1は、新たに団員となった者が任命権者に提出する宣誓書の様式でありまして、 様式から押印を削除するための改正であります。

次に、附則でありますが、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。 以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のと おり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例は、原 案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号、西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第4号、西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説 明申し上げます。

本案につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が、本年3月31日に廃止され、4月1日より個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、施行令も併せて統廃合されることから、任用先の施行令についての規定を改正するものであります。

それでは、議案書を御覧願います。併せて条例改正案新旧対照表の5ページを御覧願います。

第2条は、定義を規定しており、第2号の個人識別符合の定義を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令から、個人情報の保護に関する法律施行令に改めるものであります。また、第3号の要配慮個人情報の定義につきましても、同様に改めるものであります。

次に、附則でありますが、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。 以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。
 - 3番、小林雅弘君。
- ○小林雅弘 これは単純に名前を変えたということだけでしょうか。それだけお伺いいた します。
- ○議長 総務課長。
- ○総務課長 単純に名前を変えただけではございません。先ほど申し上げました行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、それが個人情報の保護に関する法律、これはもともとあったものでございますけども、そちらに統合されるということでございまして、ただ単に廃してはないということでございます。
- ○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案の とおり可決されました。

日程第7、議案第5号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第5号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について御説明申し上げます。

本案につきましては、昨年8月10日に出されました人事院勧告に基づき、国が実施する 非常勤職員における育児休業や部分休業の該当要件の緩和、妊娠または出産等における措 置等について国に準じて実施するため、所要の改正を行うものであります。なお、今回の 改正で該当する職員は、会計年度任用職員であります。

それでは、議案書を御覧願います。併せて条例改正案新旧対照表の7ページを御覧願います。

第2条は、育児休業をすることができない非常勤職員について規定しており、在職期間が1年未満でも育児休業が取得できるよう、第4号のアの一を削除し、アの二とアの三を それぞれアの一とアの二に繰り上げるものであります。

第 18 条は、部分休業、いわゆる時間休暇を取得することができない職員を規定しており、第2条と同様に在職期間が1年未満でも部分休業ができるよう、第2号アを削除するとともに、第2号イを本文に加えることにより、第2号イについても削除するものであります。

第 21 条は、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等について追加するものであり、育児休業に関する制度の周知や面談の実施などの任命権者の責務について規定するものであります。

第22条は、勤務環境の整備に関する措置について追加するものであり、育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備、勤務環境の整備などの任命権者の責務について規定するものであります。

次に、附則でありますが、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。 以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。
 - 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 今御説明いただきましたとおり、今までなかなか、今回言う会計年度職員と正 規職員のいわゆる休業に係る差があったのが、いわゆる育児休業あるいは部分休業が正職 員と同じようにとれるようになったということで、大変これはいいことだと思います。た だ、これが絵に描いた餅となるようなことのないように、私は常々こう思いますけども、 育児休業に関しましても、やっぱりこれ正職員に倣って、いわゆる会計年度任用職員もこうなると思うんですが、本町において、これ男性職員の育児休業をとっているケースはあるんでしょうか。その点、最初にお尋ねします。
- ○議長 総務課長。
- ○総務課長 お答えをいたします。

男性職員の育児休業でございますが、1名、令和3年11月12日から令和4年3月31日

までの間の期間で、木曜日、金曜日が休みと、それ以外は出てくると、そういった休業の取得者は1名ございます。あと、そのほかでございますが、令和3年度につきましては、育児休暇をとっている職員が保健師2名、一般職1名、会計年度任用職員1名、今言った男性職員、合計6名が育児休暇を取得しております。

- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 男性職員でとっている方がいるということで、大変、これはこれからの世の中に合致した、いわゆる男性の育児参加というのは、男女共同参画社会の中では当たり前にしなきゃいけない世の中になってきましたので、当然これからも増えていくのかなという思いがします。

それで、いわゆる育児休暇なり部分休暇をとるために、いわゆる相談体制を強化していく、あるいは周知を今まで以上に徹底するというような話でございますが、どのような具体的には体制をとられるでしょうか。

- ○議長 総務課長。
- ○総務課長 お答えをいたします。

懐妊したというような話、総務課に来ますので、あと出産予定日等々が分かりますので、 それが分かった時点で、こういう制度がありますよというようなことは、今でも職員には 総務課のほうから周知はしていますけども、それが条例として加わったということでござ います。

- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 要は、今まで会計年度任用職員はとれなかったのが、とれるようになったということでありますので、その辺は今まで正職員以上に、そういうケースには丁寧に説明して、こういう休業制度があるよと、とれるよというようなことを徹底していただきたいと思います。これ、新聞報道で見ている人は見ていますけども、知らない人は全く知らない状況だと思いますので、その辺を再度、御答弁いただきたいと思います。
- ○議長 総務課長。
- ○総務課長 先ほど申し上げましたとおり、会計年度任用職員の方、正職員も含めて、そ ういった制度については十分周知してまいる考えでございます。
- ○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を 採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。(14時56分)

○議長 再開します。(15時19分)

日程第8、議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、鳥獣被害防止特別措置法に基づき設置している鳥獣被害対策実施隊員につきましては、地方公務員法の非常勤の職員として位置づけられており、その報酬は地方公共団体の条例で定めるものとする基本指針が国から示されたことから、所要の改正を行うものであります。

鳥獣被害対策は、本町において最重要施策の1つでありますが、加害個体の捕獲に従事する鳥獣被害対策実施隊員のうち、狩猟免許を持つ対象鳥獣捕獲員は現時点において68名を任命しているところであり、令和2年度から3年度にかけ大幅に増員し、体制の強化を図ったところであります。

今回、国の基本指針に基づき、鳥獣被害対策実施隊員のうち対象鳥獣捕獲員の報酬を条例で定めるものであります。

それでは、議案書を御覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の10ページを御覧ください。

議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

まず、本則第2条関係、非常勤の特別職の報酬を定める別表第1の改正でありまして、 農地利用最適化推進委員の項の次に、鳥獣被害対策実施隊員(対象鳥獣捕獲員)の項を加 え、報酬の年額を2千円と定めるものであります。

次に、本則第3条関係、報酬が年額で定められているものの支給方法を定める別表第2 の改正は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の能率給の次に、鳥獣被害対策実 施隊員(対象鳥獣捕獲員)を加え、支給回数については年1回、支給割合及び支給日につ いては年額を3月に支給するよう定めるものであります。

最後に附則でありますが、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。 以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第7号、西会津町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、令和2年税制改正 による地方税法の一部改正による所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、令和4年度以降に係る法人町民税の申告納税について、 法人税の連結納税制度見直しや電子申告に関する規定の追加などによる地方税法の一部改 正が行われたことによる項ずれや文言の修正及び新たに規定を追加するものであります。

それでは、議案書に基づき改正内容について御説明申し上げますが、併せて条例改正案 新旧対照表 13 ページから御覧願います。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第19条は、納期限後の納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金についての規定であり、法の改正による項ずれ及び文言の修正であります。

第20条は、年当たりの割合の基礎となる日数についての規定であり、法改正による項ずれの修正等であります。

第23条は、町民税の納税義務者等についての規定であり、法の改正に併せ項ずれの修正 及び規定を整備するものであります。

第31条は、均等割の税率についての規定であり、法の改正に併せ規定を整理するものであります。

第48条は、法人の町民税の申告納付についての規定であり、法の改正による項ずれの修正、連結納税制度に係る第9項の削除及び電子申告に関する規定を5項追加するものであります。

第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続についての規定であり、法の改正 に併せ項ずれの修正、連結納税制度に係る文言を削除するものであります。

第52条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についての規定であり、連結納税制度に係る第4項から第6項までを削除するものであります。

附則第3条の2第2項は、延滞金の割合等の特例についての規定であり、法の改正による項の削除による修正であります。

附則第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例についての規定であり、法の改正による項ずれの修正、連結納税申告に係る文言を削除するものであります。

次に、附則でありますが、第1条は、施行期日についての規定であり、この条例は令和 4年4月1日から施行するものであります。

第2条は、町民税に関する経過措置についての規定であり、施行日以降の改正条例は施行日以後に開始する事業年度分に適用し、施行日以前の事業年度においては、なお従前の例を適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のと おり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決 されました。

日程第10、議案第8号、西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 議案第8号、西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例について 御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、新婚夫婦の前途 を祝福するとともに、さらなる定住促進とまちの活性化に向けて、結婚祝金の額を見直す ため所要の改正を行うものであります。

それでは、改正条文について御説明申し上げます。

議案書のほうを御覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の 30 ページを御覧願います。

西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例。西会津町結婚祝金支給条例の一部を次のように改正する。

第4条は、祝金を規定しており、第1号は現金の支給額を定めたもので 10 万円を 20 万円に増額するものであります。

次に、附則でありますが、この条例の施行期日を令和4年4月1日とするものでありま

す。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のと おり御議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。
 - 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 結婚祝金の増額というようなことで、大変いい施策だと思いますけども、確認 も含めてお尋ねしますけども、結婚という基準ですね、これ婚姻届を基準としているのか、 いろんな諸般の事情で事実婚のような方が、若い方でもこれから出てくるような気がしま すけれども、そういう婚姻届を基準にするというような規定は要項等でも規定されている のか、その辺をお尋ねいたします。
- ○議長 商工観光課長。
- ○商工観光課長 お答えいたします。

この祝金の受給資格といたしまして、結婚届を提出するということを条例で規定しております。

- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 じゃあ、結婚届ということは、事実婚のようなケースは適用外ということで確認ですけども、よろしいですか。
- ○議長 商工観光課長。
- ○商工観光課長 お答えをいたします。 現在の条例上の想定では、事実婚については想定をしてございません。
- ○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例は、原案の とおり可決されました。

日程第11、議案第9号、西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第9号、西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について 御説明申し上げます。 本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、子供を産み育てやすい環境づくりをさらに推進するため、子育て支援策を拡充するもので、出産祝金の増額と家族の絆応援クーポンの新規支給、第3子以上から増額していた基準を第2子以降とし、さらにその支給時期を改めるものであります。

それでは、議案書を御覧いただきたいと思います。併せて条例改正案新旧対照表の31ページも御覧ください。

西会津町出産祝金支給条例の一部を次のように改正する。

初めに、今回の改正によりこれまでの祝金に加え、家族の絆応援クーポンを新たに支給することから、題名の出産祝金の後に、「等」の一文字を加え、題名を西会津町出産祝金等支給条例に改めるものであります。

次に、第1条は、目的を規定しており、出産祝金の次に、新たに支給する家族の絆応援 クーポンを加え、そのほか文言の整理であります。

次に、第2条は、改正による文言の整理であります。

次に、第3条は、祝金の支給を規定しており、見出しの文言の整理と第1号では出生時に支給する祝金の額を20万円から10万円増額し30万円に改め、その支給の内訳のうち現金10万円を10万円増額し20万円に改め、新たに家族の絆応援クーポン1枚を追加するものであります。

同じく第2号では、増額支給の対象を第3子以降から第2子以降に改め、支給時期と支給額について、アの2歳の誕生日10万円を削除し、イを繰り上げてアとし、小学校入学時20万円を10万円に改め、新たにイとして中学校入学時10万円を加えるものであります。次に、第4条は、改正による文言の整理であります。

次に、第5条、規則への委任を繰り下げ第6条とし、新たに追加する第5条により、家族の絆応援クーポンの使用について規定するもので、第1項では規則で定める役務の提供として、1枚1回の使用についてを、同じく第2項では、クーポンの交換、譲渡、売買の禁止についてを。同じく第3項では、クーポンの使用期間について、出生の日から1年間と規定するものであります。

次に、附則でありますが、第1項は施行期日でありまして、この条例は令和4年4月2日から施行するものであります。

次に、第2項は、経過措置でありまして、この条例の施行日前に出生した子に係る祝金 については、なお従前の規定に基づき支給するものとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のと おり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは、1点だけお伺いいたします。

非常にいい条例だなと思って聞いていたんですけども、これあれですか、私の知り合い もそうですけど、こういういいものが西会津にあるというのは意外と知られてない人もい て、こういった条例の、西会津にある条例、これができる条例に関して、こういうふうに 西会津は取り組んでいますよという情報発信というのは、町内はもちろんですけども、町 外に広く周知を考えているのかどうか、そこら辺、お聞きしたいと思います。

- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは、御質問にお答えいたします。

町の子育で支援策についての広報の仕方ということでございますが、町内につきましては町の広報紙やホームページ、またケーブルテレビなどで御紹介をしているところでございます。町外に向けましては、ホームページが主に町外の方がアクセスいただいで情報を知り得る手段なのかなと思いますけれども、その中で子育で支援策として、こういった出産祝金などの情報も載せてございますが、加えまして喜多方地方が広域圏内で取り組んでおります取組などで、ガイドブックなどにもこの情報は載せていたりしておりますので、こういう町の本当にいい施策を町外の方に知っていただいて、町に興味を持っていただいてつながることを、これからも取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 発信したほうがいいと思うんですけど。これ、今見ていても文章ばっかりで、 正直、うちらは議運で話聞いたからいいんですけども、こういったものというのは、もし 情報発信する場合というのは、この条例のまま情報発信するのか、それとも分かりやすく、 例えばパンフレット等やホームページに載せるんであれば図解したような、分かりやすい 内容で情報発信するのか、その辺、お考えをお聞きしたいと思います。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 再質問にお答えいたします。

町の本当に子育て支援策、非常に他と比較いたしまして非常に充実しているところでございます。その子育て支援策、担当部署ではそれをまとめた、一目で分かる資料なども準備しているところではございますが、それはあくまでも町内の方向けのものであったりだとか、さらに分かりやすく町の子育て支援策をまとめたパンフレットなどもあれば、さらに町外の方にお配りすることも可能かと思いますので、それについてはこれから取り組んでまいりたいと思います。

○議長ほかに。

9番、多賀剛君。

- ○多賀剛 私も確認なんですが、この附則の施行期日なんですが、令和4年の4月2日ということでありまして、今までのこの条例は大概令和4年の4月1日ということでありますが、これ察するに、いわゆる4月1日は早生まれで前の学年になるから、要は令和4年度に生まれた人は同じ学年だから、同じこの恩恵を受けられるようにという、分かりやすくということで4月2日なんですか。これ条例上、4月1日でなくて、そういう意味で1日じゃなくて2日にされたんでしょうか。確認です。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、4月1日生まれのお子さんについては、令和3年度のお子さんと同じ学年にこれから成長の過程で、同じ学年として捉えられるといったところもございますので、4月1日生まれについては令和3年度のお子さんと同じ取扱い。令和4年4月

2日に生まれた方から新たな制度で取扱いをさせていただきたいということでございます ので、御理解いただきたいと思います。

○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例は、原案の とおり可決されました。

日程第 12、議案第 10 号、西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 10 号、西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、背景についてでありますが、国では単身高齢者の増加など公営住宅を取り巻く最近の状況などを踏まえ、今後、公営住宅の入居に際し保証人を確保することがより一層困難になることが懸念されているところであります。保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることがないよう、保証人の義務づけを削除するなど、特段の配慮を求めているところであります。

本案につきましては、これら国の状況を踏まえまして、入居条件等の改正が必要なことから所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書と併せまして条例改正案新旧対照表の 33 ページを御覧いただきたい と思います。

西会津町定住促進住宅条例の一部を次のように改正する。

第8条は、住宅入居の手続の規定であり、第3項に町長は特別の事情があると認める者に対しては、請書に連帯保証人の連署を必要としないことや、敷金の減免もしくは徴収の猶予をすることができる旨を新たに規定するものであります。

附則は、施行期日であり、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のと おり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

- ○多賀剛 今御説明のとおり、なかなか連帯保証人がお願いできない方というのは実際に多くなっていることと私も聞き及んでおりますけども、実際、家賃債務保証業者に頼めるということでありますが、であれば公営住宅であれば、この物件に対して保証人なければ、いわゆる家賃債務保証料というのは業者に頼むと何ぼかかりますよというのは、ある程度、目安というか金額を提示しながら募集をかけることも、私は必要なんじゃないかなと。例えば家賃2万5千円だったらば、この債務保証業者に頼むと、保証人の代わりに3万円とか5万円かかりますよと、そういうのをやっぱり併記しながら募集を今度かけていくことも必要だと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 保証会社の件でお答えいたします。

今ほど国の背景等々を御説明申し上げましたが、その一方で、国は保証人、連帯保証人を含めまして、その取扱いにつきましては事業主体の判断に委ねるというふうになってございまして、今ほど改正案で特別な事情がある場合は連帯保証人の連署を必要としない旨を追加させていただく案で上程をさせていただいておりますが、そういった一方では、そういうふうなことが通知でされております。

それで、町としましては、条例案には改正をさせていただきますけれども、基本的な考え方としては、まさに事業主体ですから、連帯保証人は置くということは継続したいというふうには考えております。ちなみに会津管内17市町村全部調べましたけども、あらかたやっぱり置いております。全く保証人を求めないというのが幾つかありましたけれども、ほとんどはやっぱり並行して求めるという姿勢は同じでございます。それを踏まえまして、特別な事情、やっぱり入居者に寄り添う形でこれからも相談に応じていきたいと思いますけれども、その内容を聞いた中で、真に本当に保証人は無理だといった場合については、今、議員おっしゃったとおり、家賃債務保証業者というのが国土交通省に登録制度がございまして、そこに登録されたしっかりした業者さんを紹介するような、あっせんするような形になっていくのかなというふうには思っております。

あと、料金関係でございますけども、これ保証の期間、家賃の半年ですとか12か月分ですとか、それによって変わってまいりますけれども、意外と金額は、福島県内を対象としている業者の資料を持ってまいりましたけれども、2万円プラス賃料の50%(最低1万円)というような書き方をされておりますが、これで約半年分。それが1年分になりますとその倍になります。そういった料金プランといいますか、そんなような形になってございます

案内という方法につきましては、改定案、可決された後、またそういった方法も十分検 討してまいります。

- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 入居要件に連帯保証人を記載するというのは、これまでどおりやるというのは 当然のことであります。私は、できれば併記してほしいと。いわゆる債務負担業者も頼め ますよと、金額は別にしてもね。要は、連帯保証人がネックで入居申請ができないです。 はなからそれで諦めてしまうようなことがないように、特別な事情がある方は、いわゆる 債務負担業者、保証業者にお願いすることもできますよ、ぐらいの併記することは、私は

可能だと思うんですが、駄目だったときだけ紹介するんじゃなくてね、そういう方法をぜ ひやっていただきたいという思うなんですが、いかがでしょうか。

- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、案内というのは丁寧にやっていきたいなというふうに考えてございます。

○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長討論なしと認めます。

これから議案第10号、西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案の とおり可決されました。

日程第 13、議案第 11 号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題と します。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 11 号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

道路占用料は、道路法第39条の規定に基づき、道路管理者が徴収し、金額や徴収方法は 条例で定めることとなっております。

今次の改正内容は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、民間事業者等が自動 運行補助施設を道路に設ける場合は道路占用に当たることから、当該道路占用料を規定す るものであります。

それでは、議案書を説明いたします。併せて条例改正案新旧対照表の34ページを御覧いただきたいと思います。

西会津町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

3条は、占用料の特例等の規定であり、道路法施行令の改正による条番号の修正であります。

別表を次のように改める。別表は、占用物件とそれに対する占用料の単位、金額が記されておりますが、新たに自動運行補助施設に係る占用物件占用料の単位、金額を規定するものであります。

附則は、施行期日であり、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 12 号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を 議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第 12 号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、消防庁通知等を踏まえ、消防 団員の減少に歯止めをかけ、地域消防力を維持するため、消防団員の処遇の改善を目的と して報酬について所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容について御説明を申し上げますが、併せまして条例改正案新旧対照表 41 ページを御覧願います。

西会津町消防団設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2には、報酬の規定であり、報酬年額を年額報酬に改め、区分の団員のうち、その他の団員の年額報酬について3万2千円を3万6,500円に改めるものであります。

また、区分に火災及び自然災害時出動4時間当たりを加え、出動報酬として4千円を加えるものであります。

次に、附則でありますが、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。 以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のと おり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。

まず1点に、火災及び自然災害時出動4時間当たり4千円となったこの根拠、4千円の

金額の根拠をまずお示しください。

それと、この文面ですと、出動4時間当たり4千円ということは、例えばこの金額でいきますと 12 時間、例えば半日出動した場合というのは1万2千円、もしくは例えばそれが、極端な話ですけども、1日ずっと出た場合は、火が消えなくて出た場合に2万4千円になるという計算で考え方はよろしいのかどうか、その確認をお願いします。

あと、出動時間のチェックに関してというのは、これ消防団に任せるんですか。そこも 1点お伺いいたします。

あと、最後に、報酬年額を年額報酬にして3万2千円を3万6,500円に改めるということですけども、支払い方法に関してはどのようにするのかお聞きしたいと思います。

以上、4点、お願いします。

- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 御質問にお答えをいたします。

まず、4時間4千円といたしましたのは、国の消防庁通知では8時間を限度に8時間8 千円という基準が示されたところでございます。本町におきましては、その支給の額につきましては、各市町村に任せられておりまして、火災の場合ですと2時間から3時間というようなこともございまして、これまでの経過でございますが、4時間当たり4千円ということで今回改正をさせていただきたいと考えてございます。

なお、4時間を超えて5時間、6時間となれば8千円ということで、国の基準額どおりに支給を考えてございます。12時間、24時間それだけ出動ということは今のところちょっと考えにくいところはございますけども、国のほうでは1回の出動で8時間8千円という基準を設けているところでございます。

あと、出動のチェックにつきましては、今後、消防団と協議を進めているところでございまして、方向的には班ごとに名簿をつくりまして、現場に出動したということでチェックをつけていただければ、その方に直接支払いと、本人に直接支払いということで考えてございます。

なお、3万6,500円の支払いにつきましては、年額報酬については年2回、9月、3月にお支払いする予定でございます。出動報酬につきましては、その都度、個人に支払いということで考えてございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 その消防庁のほうでは8時間を限度ということでお話だということなんですけど、ここの文面で見ると、その文言が入っていませんので、出た分だけ支払うということになるんじゃないんですか。もしそれでよければ、消防団の人たちは助かると思いますけど。あと、2時間、3時間って今おっしゃっていましたが、鎮火確認するまでというのはすごく時間かかるんですね。その間は消防団、例えば火事が起きた班の人たちを残して、ほかの班の人たちは撤退するということはありますけども、やっぱりいつまでもその現場に残って、その次の日まで活動されている方もありましたので、先ほど言った4時間当たり4千円、1日に換算してですね。それを繰り返しもらえる考えでこの文面のとおりでよろしいのかどうか、最終的に確認したいのと、あと支払い方法、9月、3月ということだったんですけども、これは私、一般質問でも言いましたけども、これ直接全額やはり御本

人の口座に全額支払うことをお考えなのか、それとも天引き、例えばできるような、自由 にある程度、もらう方が考えられるのかどうか、その辺のお考えを2点お伺いしたいと思 います。

- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 国のほうでは8時間を限度ということで、特別交付税に算入する部分は それだけですよと。ただ、あとは支払いの町の考え方になると思うんですけども、確かに 議員おっしゃるように、火災が起きて鎮火となっても、例えばその地区の班におかれまし ては、本当にそれ以上、最終確認までいた場合ですと、本当に8時間とか8時間を超える 場合もあろうかと思います。一応4時間で区切りということは、要は解散になった場合は、 各地域に戻られる方は4時間以内では4時間、その地域で残る班については、本当に大丈 夫だということになるまでの時間は当然、支給の対象ということで考えております。

年報酬の支払いにつきましては、これまでも9月と3月までは令和3年度、そのように一応進めてございます。個人への支給につきましては、それも消防庁からの通達で、報酬は報酬上の性格上、個人に支払われるものということで、個人に支給ということで話を進めさせていただいております。ちなみに喜多方管内におきましても、個人への支給ということで今進めているところでございます。

あと、天引きに関しての御質問でございますが、国のほうの基準で申し上げますと、1 回は全て個人に支払いをして、必要な部分は集めるということで国のほうでは示してございます。ただ、全団員に係る、例えば補償制度加入金であるとか、あと消友会の会費であるとか、一律かかるものは一回払って集めるというのも大変ですから、その辺は考慮しながら団と進めていきたいと考えてございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 今のお話を、出動、4時間当たりの4千円の手当の件で最終質問しますが、今のお話ですと、特交措置されるのは、特別国から頂けるのは8時間を限度としてということですが、消防団員がそれ以上、8時間を超えて出動した場合に関しては、今度は町なり違う財源で出動した方々の出動報酬を見るというふうな理解で最終的によろしいのかどうか。例えば、山火事なんかだともっと長くなりますけども、それに関してもそのような計算方式で、考え方でよろしいのかどうか、最終的に確認したいと思います。
- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 お答えをいたします。

8時間になったから消防団員があとそこで帰るということはあり得ないと思いますので、 それは実情に合わせてということで考えてございます。8時間を超えた場合は、あくまで この条例上では4時間単位、4時間、8時間、12時間ということでは進めてまいりたいと は考えてございます。

○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 13 号、西会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 13 号、西会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案につきましては、下水道事業の合理化を図るため、農業集落排水処理施設森野処理 区を廃止し、公共下水道野沢処理区に統合することから、所要の改正を行うものでありま す。

下水道施設の統合後におきましては、さらなる経営の効率化、住民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

それでは、議案書と併せまして条例改正案新旧対照表の 42 ページを御覧いただきたい と思います。

西会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。 別表第4は、公共下水道事業の経営の規模であり、このうち野沢処理区の処理区域、「西 原 森野」を「森野 西原 萱本」に改めるものであります。

別表第5は、農業集落排水処理事業の経営の規模であり、このうち森野地区に関する規 定を削除するものであります。

附則は、施行期日であり、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

- ○多賀剛 今回の下水道の野沢処理区への統合によりまして、いわゆる処理人口はそうするとどのぐらいになるのか、統合されて。あと、人口普及率ですかね、それはどのぐらいになりますか、お示しください。
- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 お答えいたしたいと思います。

令和2年度決算の段階で申し上げたいと思いますけれども、令和2年度におきましては、 森野地区、接続人口が346人でございます。それを公共下水道野沢処理区に足しますと、 令和2年度決算時点でございますけども、1,619 人になります。それで、区域内人口、現時点で71%になる見込みでございます。決算時点では野沢処理区 65.7%でありましたので、5%ほど、移動したことによってですけれども、公共下水の野沢処理区は数値が変わるというような状況でございます。

- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 細かい数字をお尋ねしましたが、それよりも一番肝心なのは、いわゆる野沢処理区の処理能力がまだまだ余裕があるというふうに解釈してよろしいですか。
- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 はい、処理能力についてお答えいたします。

公共下水道の野沢処理区の1日当たりの処理能力は900トンでございます。それで、今、稼働状況は約400トン、1日当たり400トンを処理しているというような状況でございまして、森野処理区の農業集落排水処理事業の処理状況ですけども、1日当たり126トンを処理しております。したがいまして、足してもまだまだ余裕があるということでございますので、心配ございません。

○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、西会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、西会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(16時22分)

令和4年第3回西会津町議会定例会会議録

令和4年3月10日(水)

開議10時00分散会14時37分

出席議員

荒海正人 猪 俣 常 三 9番 5番 多賀 剛 1番 三 留 2番 上 野 恵美子 6番 正義 10番 青木照夫 小 柴 清 野 佐 一 3番 小 林 雅 弘 7番 敬 11番 4番 秦 貞 継 8番 伊藤 一男 12番 武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長 薄 友 喜 建設水道課長 石 川 藤一郎 副町長 大 竹 享 会計管理者兼出納室長 成田信幸 総務課長 新 田 新也 教 育 長 江 添 信 城 企画情報課長 伊 藤 善文 学校教育課長 玉 木 周 司 町民税務課長 渡 部 峰 明 生涯学習課長 五十嵐 博 文 栄 二 福祉介護課長 渡部 農業委員会長 江 川 新 壽 健康増進課長 瀧 武 彦 農業委員会事務局長 矢 部 喜代栄 小 岩渕東吾 商工観光課長 農林振興課長 矢 部 喜代栄

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 浩 一 議会事務局主査 品 川 貴 斗

令和4年第3回議会定例会議事日程(第7号)

令和4年3月10日 午前10時開議

開 議

日程第1	議案第15号	令和3年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)
日程第2	議案第16号	令和3年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第5次)
日程第3	議案第17号	令和3年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)
日程第4	議案第18号	令和3年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)
日程第5	議案第19号	令和3年度西会津町下水道事業会計補正予算(第3次)
日程第6	議案第20号	令和4年度西会津町一般会計予算
日程第7	議案第21号	令和4年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第8	議案第22号	令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第9	議案第23号	令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第10	議案第24号	令和4年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第11	議案第25号	令和4年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第12	議案第26号	令和4年度西会津町水道事業会計予算
日程第13	議案第27号	令和4年度西会津町下水道事業会計予算
散 会		

○議長おはようございます。

令和4年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

監査委員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

日程第1、議案第 15 号、令和3年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康增進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第15号、令和3年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1次)の調整について御説明申し上げます。

今次の補正は、最終補正予算であることから、歳入歳出それぞれ精査し調整したところであります。

それでは、予算書を御覧願います。

令和3年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34万1千円を 減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億142万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。 4ページ を御覧願います。歳入であります。

3款、繰越金、1項1目、繰越金1万9千円の増額は、前年度繰越金の確定による増であります。

4款、諸収入、3項1目、健康診査受託事業収入36万円の減額は、健康診査の受診者数確定による県広域連合からの受託事業収入の減であります。

5ページを御覧願います。歳出です。

2款、保健事業費、1項1目、保健事業費36万円の減額は、健康診査の受診者数確定による委託料の減であります。

4款、諸支出金、2項1目、一般会計繰出金1万9千円の増額は、前年度繰越金確定による増であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のと おり御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 歳出の部分で健康診査委託料の減額ということでありますけれども、この健康診査の審査された人数的なやつというものは、内訳が分かれば出していただきたいということと、減っているのかな、ここ二、三年ではどういう傾向にあるのか、それをお聞き

したいと思います。

- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それでは御質問にお答えをいたします。

健診の受診者数でございますが、今年度の受診者数 648 名の方が受診されておりまして、対象となる方が 1,610 人ということで、受診率にしますと 40.2%という状況でございます。

受診率、受診者の推移でございますが、おおむね毎年同じような受診率になっておりまして、県内でも受診率は高いほうで推移をしておりますが、後期高齢の対象となる被保険者数も年々若干減少しておりますが、おおむね受診率としては4割程度で推移しているという状況でございます。

- ○議長 12番、武藤道廣君。
- ○武藤道廣 受診率のことについてでありますけれども、以前、我々視察の中で岩手県岩 手町に行ったときに、日本一の受診率だということで、それに倣って町としても日本一の 受診率を目指そうという、一時期そういう傾向があったんですが、町の姿勢としては、こ れをいかに上げるかというような、そういったものは継続しているんですか。それとも政 策的にはそこまで至っていないのでしょうか。
- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それではお答えをいたします。

今回の後期高齢者の特別会計ということで、対象となる方が75歳以上の方であります。 当然75歳以上の方ですと、施設に入っていらっしゃる方も相当数いらっしゃいまして、対象者、先ほど申し上げましたように1,610名という分母がありますが、その中には施設に入所して健診を受けられないという方もいらっしゃるという実態でございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、県内の中では、これ令和2年度の数字でありますが、令和2年度で39.6%ということで、県内で受診率高いほうから3位になっておりますので、県内の中では受診率は高い水準を維持しているのかなというふうに考えております。以上です。

○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第15号、令和3年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次) を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、令和3年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1

次)は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第16号、令和3年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第5次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康增進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第16号、令和3年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第5 次)の調整について、御説明申し上げます。

今次の補正は、最終補正予算であることから、事業勘定及び診療施設勘定とも、歳入歳 出それぞれ精査し調整したところであります。

それでは予算書を御覧願います。

令和3年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第5次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,934万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億43万9千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 216 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,581 万円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。8ページを御覧願います。事業勘定の歳入であります。

1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税342万3千円の増額は、収納見込みによる増であります。なお、収納率は一般被保険者の医療分と後期高齢者支援分の現年度で96.5%、介護分の現年度分で96%と見込んだところであります。

3款、国庫支出金、1項1目、災害臨時特例補助金45万6千円の増額は、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した方への国保税減免に係る補助金の増であります。1項2目、社会保障・税番号システム整備費補助金10万9千円の増は、マイナンバーカードによる保険資格確認の制度周知に対する補助金の増であります。

9ページを御覧願います。

4款、県支出金、1項1目、保険給付費等交付金3,424万1千円の増額は、歳出の保険給付費の増に伴う普通交付金で3,482万8千円の増と、医療機器購入や僻地診療所運営費に係る特別交付金58万7千円の減などであります。

6款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金92万1千円の増額は、妊産婦医療費の増による一般会計繰入金35万円の増及び保険基盤安定負担金57万1千円の増などであります。 10ページを御覧願います。歳出であります。

2款、保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費3,300万円の増額と、2項1目一般被保険者高額療養費219万1千円の増額は、それぞれ年度末までの保険給付費の見込みによる増であります。

11 ページを御覧願います。

6款、諸支出金、1項3目償還金52万4千円の増額は、前年度概算で交付を受けました

保険者努力支援交付金の精算による返還であります。2項1目、診療施設勘定繰出金58万7千円の減額は、西会津診療所の医療機器の購入費確定による県補助金の減であります。 14ページを御覧願います。診療施設勘定の歳入であります。

1款、診療収入、1項5目、その他の診療報酬収入47万3千円の増額は、西会津診療所で実施しておりますPCR検査や抗原検査の検査件数の増に伴う増額であります。

4款、繰入金、1項1目一般会計繰入金185万円の減額は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金で実施しました診療所自動ドア整備や換気型エアコン整備の事業費確定に伴う減であります。

15ページを御覧願います。歳出であります。

1款、総務費、1項1目一般管理費 213万2千円の減額は、新規医師募集のための新聞 等広告料 109万5千円の減と、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業で実施し ました換気型エアコン整備事業費の確定に伴う111万7千円の減などであります。

2款、医業費、1項1目医療用機械器具費68万5千円の減額は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認のためのシステム改修のうち、専用回線の修繕についてシステム改修委託料から修繕料及び手数料への予算の組替え及び、大腸ビデオスコープなど医療用機械器具の購入費確定などによる減であります。1項2目、医療用消耗機材費95万8千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策として使用する消毒液やガウン、フェイスシールド等の消耗品の追加購入に係る増であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のと おり御議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。ありませんか。12番、武藤道廣君。
- ○武藤道廣 歳出の 10 ページの高額療養費に関してですが、当初予算よりもまた増えた ということですが、この高額療養費の病名と言うとおかしいんですが、内訳はどういうふ うになっているんでしょうか。
- ○議長 12番。
- ○武藤道廣 それで、その傾向としてはどのような傾向になっておるんでしょうか。
- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それでは、御質問にお答えいたします。

まず、今回の補正の計上した内容でございますが、平成30年度から県が財政の責任主体となったことによりまして、年度当初、県からそれぞれの市町村に対しまして、医療費の提示がございまして、それにより本算定を行うというふうに平成30年度から制度が変わったところであります。

今回、高額療養費のほうを 219 万 1 千円増額させていただきましたが、これにつきまして、世帯ごとにそれぞれの負担すべき限度額というものが所得に応じて決められておりまして、それを超える分が今回この高額療養費という形で予算計上をしたところでございます。

その傾向につきましては、被保険者数は年々減少しておりますが、医療費については横 ばい傾向にあります。これにつきまして、詳しく分析を今年度についてはまだしておりま せんが、100 万円以上の高額な医療費がかかる件数については、被保険者が減少しても一 定程度同じ数で件数が推移をしているということから、高額療養費についてもおおむね横 ばいの状況で現在推移をしているということでございます。

なお、今回補正で計上しております療養給付費 3,300 万円増額補正を計上しておりますが、これについても同じように一定程度高額な方が、件数が毎年発生しているという状況でございます。

以上です。

- ○議長 12番、武藤道廣君。
- ○武藤道廣 確認ですが、その人口が減ったり患者数が減っても、高額療養費に当てはまる人たちは横ばいであるというような傾向があるということ。そしたらどういった病名と言ったらおかしいけどもさ、ずっと今まで言われてきた中でのその辺の推移、推移とか上下とか何かですかね、その辺は変わりはないのか、がんだとかそういうやつの病名の傾向としては変わりないんでしょうか。
- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それではお答えをいたします。

まず、1点目の御質問でございますが、被保険者数が年々減少傾向ではありますが、やはり一定程度の高額な医療を受けられる方がいるということで、大きく被保数に比例して減少はしていないという原状でございます。

2021 年度、昨年度の3月から11月分までの国保の対象者の方のレセプトの状況でございますが、あくまでも医療費ベースの順位で申し上げますと、一番医療費がかかっておりますのが新生物です。2番目が循環器系の疾患、3番目が筋骨格系の疾患、4番目が消化器系の疾患、5番目が精神及び行動の障害といった順序になってございます。毎年大きく変わっている内容ではございません。

以上です。

○議長ほかに。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 まず、事業勘定の歳入の中で、災害臨時特例補助金 45 万 6 千円の補正がありますけども、これは今ほどの御説明では新型コロナの影響により収入が減少した方のための補助金だというようなことで、今説明いただきましたけども、これ年度途中にできた制度だと思いますけども、実際本町で何人ぐらいの方がこの補助金の対象というか恩恵を受けられるようになっていたのか。

それと、診療施設勘定の中で、歳入の一番上の診療収入、14 ページですね、その他の診療報酬収入の中で、公費負担分ということでPCR検査、抗原検査 47 万 3 千円というようなことで、公費負担分ということがあるんですが、これ診療所でやるいわゆるPCR検査、抗原検査等は、これ個人負担もあったのかな。私、その辺詳しく分からないので、この件数が分かれば、どれほどの方がこの検査を受けてられたのか、お示しください。

あと、15ページの歳出の一般管理費の中で広告料、新聞等広告費 109 万 5 千円減額補正 になりましたけども、これは医師を採用、募集するための広告が今度医師の方の確保の見 通しがついたのでやめたから減額したということなのかな、私はそんなふうに解釈してい るんですが、その辺の説明をお願いします。

- ○議長 町民税務課長、渡部峰明君。
- ○町民税務課長 まず、災害臨時特例補助金につきましては、所得がコロナの関係で減収 して保険料の免除の申請があった方については8名でございまして、当初、この補助金に ついては全額ではなく国からの一部の補助ということだったんですが、年度途中から全額 国が補助するということで、今回、多く増額となったということでございます。
- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それでは御質問にお答えをいたします。

歳入のその他の診療報酬収入のPCR検査等の内容でございますが、診療所で検査を行う際には症状がある方の検査のみということで、症状がある方については行政検査という位置づけで検査を行いますので、基本的に個人の負担はなく全て公費で行うということでございます。

これまでの検査の実績でございますが、令和3年4月、昨年の4月から今年の2月末までの件数で申し上げますと、PCR検査が72件、抗原の定性検査でありますが73件の検査をそれぞれ実施しております。

続きまして、歳出の一般管理費の広告料でございますが、議員申されましたとおり、今年4月から常勤医師1名を確保する見通しがついたということで、当初年間を通して新聞と雑誌、そういったところに広告を掲載する予定でしたが、その見通しがつきましたことから、今回、109万5千円を減額するという内容でございます。

以上です。

- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 今ほど診療施設勘定の中のPCR検査は、じゃあ、いわゆる行政検査は私の認識どおり個人負担はなくてやってきたということですよね。これ公費負担ということは個人負担もあったのかなと私思ったもんですから、その辺、確認します。
- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それでは再質問にお答えをいたします。 症状がある方が行うPCR検査、抗原検査については、個人負担はなく検査を行えるということでございます。
- ○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 16 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 次)を 採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第17号、令和3年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第17号、令和3年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次) について御説明申し上げます。

初めに、今次補正予算の概要についてでありますが、今年度の最終補正であることから、 歳入歳出の実績を精査し、歳入では、第1号被保険者保険料の収入見込みによる増額、そ の他、介護給付費等の実績見込みによる国庫負担金、補助金や調整交付金、支払基金交付 金などの調整を行い、歳出では、地域密着型介護サービスの利用が増加したことによる増 額など、各種サービス給付費の実績により、年度内に必要な費用や確定した財源の調整を いたしました。

それでは予算書を御覧願います。

令和3年度西会津町の介護保険特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,185万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページを御覧願います。歳入であります。

1款、保険料、1項1目、第1号被保険者保険料 437 万3千円の増額は、現年度分 419 万7千円及び滞納繰越し分17万6千円の収納見込み増によるものであります。

3款、国庫支出金、1項1目、介護給付費負担金1,134万8千円の増額は、今年度の国庫負担額の確定によるものであります。同じく2項1目、調整交付金191万1千円の減額、同じく2項2目、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)135万1千円の増額、7ページを御覧ください。同じく2項5目、保険者機能強化推進交付金47万8千円の増額、同じく2項6目、介護保険保険者努力支援交付金61万5千円の増額、同じく2項7目、災害臨時特例補助金10万1千円の新規計上などは、今年度の国庫補助額の確定及び見込みによるものであります。

4款、支払基金交付金、1項1目、介護給付費交付金1,988万5千円の減額、同じく1項2目、地域支援事業支援交付金186万9千円の増額は、介護給付費及び地域支援事業に係る第2号被保険者負担分となる交付金の実績に基づき交付されるもので、今年度の交付額の確定によるものであります。

5款、県支出金、1項1目、介護給付費負担金740万1千円の増額、8ページを御覧ください。同じく2項1目、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)84万

5 千円の増額などは、介護給付費及び地域支援事業に係る、県負担金及び交付金の確定及 び見込みによるものであります。

7款、繰入金、1項2目、地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業84万5千円の増額、同じく1項3目、地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)3万8千円の減額、同じく1項5目、その他一般会計繰入金640万6千円の減額は、地域支援事業及び介護予防支援事業の補助枠の確定によるものであります。

次に、9ページを御覧ください。歳出であります。

2款、保険給付費、1項2目、地域密着型介護サービス給付費500万円の増額は、小規模多機能型居宅介護サービスなどのサービス利用増によるものであります。同じく2項1目、介護予防サービス給付費32万円の増額、同じく4項1目、高額介護サービス費13万円の増額、10ページを御覧ください。同じく6項1目、特定入所者介護サービス費545万円の減額は、それぞれ実績に基づき増額及び減額するものでございます。

3款、基金積立金、1項1目、介護給付費準備基金積立金87万2千円の増額は、今次補正により歳入歳出の調整の結果生じる余剰となった額を介護給付費準備基金へ積み立てるものであります。なお、これにより介護給付費準備基金の年度末残高は、4,050万9千円になる見込みであります。

4款、地域支援事業費、1項1目、介護予防・生活支援サービス事業費(第1号訪問・ 通所・生活支援)から、11ページの同じく3項6目、認知症総合支援事業費までですが、 補正の額はございませんが、今次歳入の補正による財源内訳の調整を行ったものでござい ます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のと おり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 1点お尋ねをします。

7ページの災害臨時特例補助金、これ珍しく聞いたことないんですけども、要件となる ものはどういった要件でこういったものが拠出されたんでしょうか。お伺いします。

- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは御質問にお答えいたします。

7ページの3款2項7目、災害臨時特例補助金につきましては、この新型コロナウイルス感染症対応などにより、第1号被保険者の方の所得が前年度と比較して急激に減少した際に生じる保険料額を減額した際に、その分補塡される補助金として交付されるものでございます。

以上です。

- ○議長 7番、小柴敬君。
- ○小柴敬 人数的には何名該当されましたでしょうか。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 御質問にお答えいたします。

令和3年4月1日から令和4年2月の4日までの実績でございますが、2名の方が該当

しております。

○議長 ほかに。9番、多賀剛君。

- ○多賀剛 私も1点お尋ねしますが、この 10 ページの一番上にあります特定入所者介護サービス費、これ 545 万の減額になっていますが、これは所得の低い方が負担軽減のために申請していただけるサービスだと思いますけども、この 545 万というのは大きな金額減額になったら、単純にこれだけ見れば所得の低い人も申請者が少なかったのかなという思いですけども、何でこれほど少なく、減額されたんでしょうか。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 それでは御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、この費用につきましては、施設サービスを利用した際に食費とあと居住費について減額される制度でございまして、その制度が昨年8月1日から制度改正になりまして、費用負担が若干、負担が、個人負担がちょっと見直されて、多くなったところが一つ要因として考えられます。あとは介護保険の事業計画、昨年が第1期計画でございまして、その際に見込んだ施設サービスの利用者数ですとか、そういったものがある程度余裕を持った見積り、予算編成になっていたことから、今回、実績に基づいて減額をさせていただいたということでございます。

- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 分かりました。余裕を持った見積りと、あとは年度内に制度変更になったというふうなことと理解しましたけども、これ見ればいわゆるこのサービスを受けられる方が少なくなってきたのかな、いい方向なのかなという思いがあったもんですからお尋ねしたところです。現状はそう変わらないと、人数等々は、受けられる方は、それを確認します。
- ○議長 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 お答えいたします。

施設サービスについては、利用者数ほぼ横ばいで推移してございます。そういった施設 サービスを利用されている方が利用されるサービスでございますので、現状としては、人 数的なものはほとんど変わりはないということで認識してございます。

○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第17号、令和3年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、令和3年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)は、 原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第18号、令和3年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第18号、令和3年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)の調製について御説明いたします。

今次、補正予算の内容でありますが、収入及び支出とも事業費の確定見込みによる減額 調整が主なものであります。

それでは予算書を御覧いただきたいと思います。

第1条、総則、令和3年度西会津町の水道事業会計補正予算(第3次)は、次に定める ところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正、令和3年度西会津町の水道事業会計予算第3条に 定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。収入及び支出ともに、既決 予定額を160万円減額し、合計額を、それぞれ2億5,294万円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出の補正、予算第4条、本文括弧書を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億898万7千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額836万3千円、過年度損益勘定留保資金5,631万9千円、減債積立金1,500万円、建設改良積立金600万円及び当年度損益勘定留保資金2,330万5千円で補塡するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページを御覧いただきたいと思います。

収入は、補正予定額 1,230 万円を減額し、合計額を 1 億 1,240 万円とするものです。

支出は、補正予定額 1,338 万1千円を減額し、合計額を 2億2,138 万7千円とするものです。

第4条、企業債の補正、予算第5条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のように改める。

起債の目的は、水道事業です。

補正前の限度額 6,140 万円を 980 万円減額し、補正後の限度額を 5,160 万円といたします。

次に簡易水道等事業です。

補正前の限度額 2,790 万円を 110 万円減額し、補正後の限度額を 2,680 万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

第5条、他会計からの補助金の補正、予算第7条本文中「補助を受ける金額は1億1,360万4千円」を「補助を受ける金額は1億1,388万6千円」に補正する。

内訳は、実施計画にて説明いたしますので、4ページを御覧いただきたいと思います。 収益的収入及び支出の収入は、水道使用料の収入見込みによる減額や一般会計補助金の 財源調整が主なものであります。

次に支出です。

第1款、水道事業費用では、事業費確定見込みによるアセットマネジメント計画策定業 務委託料 228 万8千円の減額が主なものであります。

6ページを御覧いただきたいと思います。次に、資本的収入及び支出の収入です。

第1款、水道事業資本的収入及び第2款、簡易水道等事業資本的収入ともに、事業費の 確定見込みによる企業債借入金や一般会計補助金の減額が主なものであります。

次に、支出です。

第1款、水道事業資本的支出及び第2款、簡易水道等事業資本的支出ともに、事業費の 確定による配水管布設費の減額が主なものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のと おり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第18号、令和3年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、令和3年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)は、原 案のとおり可決されました。

日程第5、議案第19号、令和3年度西会津町下水道事業会計補正予算(第3次)を議題 とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第19号、令和3年度西会津町下水道事業会計補正予算(第3次)の 調製について、御説明いたします。

今次、補正予算の内容でありますが、公共下水道事業から個別排水処理事業まで、収入 及び支出ともに事業費の確定見込みによる調製が主なものでございます。

それでは予算書を御覧いただきたいと思います。

第1条、総則、令和3年度西会津町の下水道事業会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正、令和3年度西会津町の下水道事業会計予算第3条 に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出ともに、既決予定額を 43 万 6 千円増額し、合計額を 3 億 4,633 万 7 千円 とするものです。

2ページを御覧いただきたいと思います。

第3条、資本的収入及び支出の補正、予算第4条本文括弧書を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,197万8千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額990万7千円、過年度損益勘定留保資金445万8千円、当年度損益勘定留保資金6,761万3千円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入は、既決予定額を 1,078 万 5 千円減額し、合計額を 1 億 9,255 万 6 千円とするものです。

支出は、既決予定額を857万円減額し、合計額を2億7,453万4千円とするものです。 第4条、企業債の補正、予算第6条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償 還の方法を、次のように改める。

起債の目的は公共下水道事業で補正前の限度額8,740万円を380万円減額し、補正後の限度額を8,360万円といたします。次に、農業集落排水処理事業は、補正前の限度額4,580万円を300万円減額し、補正後の限度額を4,280万円といたします。個別排水処理事業は、補正前の限度額810万円を180万円減額し、補正後の限度額を630万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。

職員給与費で既決予定額を46万6千円増額し、合計3,297万4千円とするものです。

第6条、他会計からの補助金の補正、予算第9条本文中「補助を受ける金額は1億4,359万4千円」を「補助を受ける金額は1億4,392万9千円」に補正する。

内訳は、実施計画にて説明いたしますので、4ページを御覧いただきたいと思います。 まず、収益的収入及び支出の収入は、下水道使用料の確定見込みによる減額や、他会計 補助金等の財源調整が主なものであります。

6ページを御覧いただきたいと思います。次に支出です。

第1款、公共下水道事業費用では、会計年度任用職員給与46万6千

8ページを御覧いただきたいと思います。

資本的収入及び支出の収入は、事業費の確定見込みによる企業債や国・県補助金、一般 会計補助金の財源調整であります。

10ページを御覧いただきたいと思います。次に支出です。

収入と同様に事業費の確定見込みによる工事請負費等の減額調整が主なものであります。 以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のと おり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第19号、令和3年度西会津町下水道事業会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、令和3年度西会津町下水道事業会計補正予算(第3次)は、 原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第20号、令和4年度西会津町一般会計予算から、日程第13、議案第27号、令和4年度西会津町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1議題ごとに質疑・採決の順で行いますので、御協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読いたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

(事務局長朗読)

○議長 議案第20号の説明を求めます。

併せて議会基本条例第7条の規定に基づく、重要政策の審議等に関し地域おこし協力隊配置事業(情報発信・番組制作・デジタル戦略推進分野)、首都圏等企業関係構築業務委託料、子育てコミュニティ施設運営事業及び農業公社設立準備事業についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第20号、令和4年度西会津町一般会計予算の調製について、御説明いた します。

まず初めに、国の令和4年度当初予算の概算要求に当たっての基本方針でありますが、 経済財政運営と改革の基本方針2021に示された新経済・財政再生計画を踏まえ、地方の安 定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、令和3年度地方財政計画の水準 を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしております。

次に、県の当初予算編成におきましては、令和4年度を新たな総合計画の初年度として、 力強い復興と福島ならではの地方創生をさらに前へ進めていくスタートの年としておりま す。

一方、台風や地震などの自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症など広範かつ膨大 な財政需要が生じており、持続可能な財政運営の重要性が一段と増しております。

これらに対応するため、県民の安全・安心の確保と社会・経済活動の維持・再生に向けた取組をしっかり講じるとともに。デジタル変革推進基本方針や根拠に基づく政策立案の考え方を踏まえ、既存事業をゼロベースで総点検し、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとしております。

このような状況を踏まえ、本町の令和4年度当初予算編成は、予算の効率的・効果的な活用を基本に、西会津町総合計画第4次に掲げる「笑顔つながり 夢ふくらむまち ~ず ーっと、西会津~」の実現に向け、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みながら、人

口減少に歯止めをかけるための地域経済の活性化や町民福祉の向上、人材の育成につながる事業など、真に必要な施策に優先的に予算配分をしたところであります。

この結果、令和4年度一般会計予算の総額は、62億2千万円で、対前年度比3億500万円、率にして5.2%の増となったところであります。

それでは、令和4年度一般会計当初予算について、御説明いたします。

予算書の1ページを御覧願います。

令和4年度、西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62億2千万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容について、御説明いたします。

事前に予算書と一緒にお配りいたしました当初予算資料、この資料でございますが、この資料で御説明をさせていただきます。

初めに、6ページを御覧願います。歳入であります。

まず、第1款、町税は、5億9,192万6千円の計上であります。固定資産税の減などにより、前年度より127万5千円の減額となりました。

次に、2款、地方譲与税は、1億280万円の計上であります。自動車重量譲与税の増などにより、前年度より3,480万円の増額となりました。

3款、利子割交付金32万円、4款、配当割交付金125万円、5款、株式等譲渡所得割交付金100万円、6款、法人事業税交付金530万円につきましては、いずれも県の予算編成指針等を考慮し、計上したものであります。

7款、地方消費税交付金1億5,700万円は、県の予算編成指針等により、前年度より1,600万円の増額となりました。

8 款、環境性能割交付金 800 万円は、県の予算編成指針等により、前年度より 160 万円の増となりました。

9款、地方特例交付金135万3千円は、自動車税減収補塡特例交付金の制度が終了したことにより、287万5千円の減額となりました。

10 款、地方交付税は、29 億 9,015 万 2 千円の計上であります。その内訳としましては、普通交付税で27 億 4,015 万 2 千円の計上でありますが、地方財政計画や単位費用の動向、

公債費の算入分などを考慮し積算したところであります。なお、前年度当初ベースでの比較では 1 億 4, 669 万 6 千円・5. 7% の増。前年度決定ベースでの比較では 5, 183 万 9 千円・1. 9% の減となったところであります。また、特別交付税につきましては、前年同額の 2 億 5 千万円を計上いたしました。

次に、11 款、交通安全対策特別交付金 67 万円でありますが、県の予算編成指針等を考慮し、計上いたしました。

7ページを御覧願います。

12 款、分担金及び負担金376万1千円の計上につきましては、ケーブルテレビ施設移設負担金75万円、老人ホーム入所費負担金197万2千円などであります。

13 款、使用料及び手数料 1 億 5, 973 万 1 千円の計上につきましては、ケーブルテレビ使用料 5, 523 万 8 千円、インターネット使用料 4, 111 万 1 千円、町営住宅等使用料 4, 629 万 8 千円などであります。

14 款、国庫支出金4億5,787万3千円の計上につきましては、障がい者福祉費負担金7,525万円、児童手当給付費負担金3,611万9千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,500万円、町道下松村中線新設や町道野沢柴崎線防雪柵設置などに係る社会資本整備総合交付金、道路事業1億5,630万円、町道野沢安座線の高橋などの橋梁修繕工事に係る道路メンテナンス事業6,380万円などであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上などにより、前年度より 6,485万7千円の増額となりました。

15 款、県支出金4億8,669万8千円の計上につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金2,397万3千円、8ページに行きまして、後期高齢者医療保険基盤安定負担金2,452万8千円、障がい者福祉費負担金3,810万6千円、電源立地地域対策交付金3,119万2千円、中山間地域等直接支払交付金5,775万3千円、多面的機能支払交付金3,101万5千円、広葉樹林再生事業補助金4,420万1千円、林業専用道整備事業補助金3,117万3千円、9ページに行きまして、国県道除雪委託金3,956万5千円などであります。林業専用道整備事業補助金や福島県知事選挙委託金の増などにより、前年度比937万6千円の増額となりました。

16 款、財産収入 1,205 万 8 千円の計上は、土地・建物等の財産貸付収入 1,043 万 7 千円などであります。

17款、寄附金1億8千万2千円の計上は、ふるさと応援寄附金1億8千万円などであります。ふるさと応援寄附金の増により、前年度比4千万円の増額となりました。

18 款、繰入金4億5,330万9千円の計上は、財政調整基金繰入金4億2千万円、みんなで創る未来基金繰入金1千万円、森林環境譲与税基金繰入金1,558万7千円などであります。財政調整基金繰入金の減などにより、前年度比1,019万5千円の減額となりました。

19 款、繰越金6千万円の計上は、前年度からの繰越金でありまして、前年度と同額の計上であります。

20 款、諸収入 5,699 万 7 千円の計上は、中小企業融資資金貸付金元金収入 2,500 万円、 未来を描く市町村等支援事業助成金 876 万 6 千円、デジタル基盤改革支援補助金 550 万円 などであります。未来を描く市町村等支援事業助成金の増などにより、前年度比 733 万 7 千円の増額となりました。

21 款、町債 4 億 8,980 万円の計上は、辺地対策事業債 4,110 万円、過疎対策事業債 3 億 5,650 万円、緊急自然災害防止対策事業債 3,700 万円、臨時財政対策債 4,630 万円などであります。さゆり公園体育館の空調設備整備事業の完了による緊急防災・減災事業債の減などにより、前年度比 330 万円の減額となりました。

10ページを御覧願います。10ページからは、歳出であります。

まず、1款、議会費8,906万9千円の計上は、議員報酬及び議会運営に係る経費でありますが、タブレット導入事業などにより前年度比217万7千円の増額となりました。

2款、総務費 13 億 8,094 万 3 千円の計上は、総合行政情報システム事業 8,385 万 1 千 円、役場庁舎増設整備事業 2,230 万円、財政調整基金積立金 3,001 万 4 千円、温泉施設管理業務委託料 5,542 万円、地域おこし協力隊配置事業 8,035 万 6 千円、デジタル戦略推進事業 1,927 万 7 千円、ケーブルテレビ運営事業 1 億 1,820 万 3 千円、11 ページに行きまして、インターネット運営事業 3,570 万 9 千円、町民バス運行事業 9,884 万 7 千円、ふるさと応援寄附金事業 1 億 2,220 万 2 千円などであります。役場庁舎増設整備事業やふるさと応援寄附金事業の増などにより、前年度比 5,818 万 2 千円の増額となりました。

3款、民生費 10億9,519万円の計上は、第1子目を20万円から30万円に増額するなどの拡充を図った出産祝金1,083万円、国民健康保険特別会計・事業勘定繰出金8,723万円、同じく診療施設勘定繰出金5,423万円、現金支給を10万円から20万円に拡充した結婚祝金245万6千円、雪処理支援隊事業465万8千円、除排雪費用助成事業305万円、敬老祝金907万円、12ページに行きまして、介護保険特別会計繰出金2億1,653万9千円、後期高齢者医療費、療養給付費負担金8,777万8千円、後期高齢者医療特別会計繰出金3,423万1千円、障がい福祉サービス費1億5,242万7千円、子育て医療費サポート事業助成費1,320万1千円、乳幼児家庭子育で応援金198万円、児童手当5,242万5千円、認定こども園運営委託料1億3,312万2千円、放課後児童クラブ運営委託料1,332万6千円、幼児教育・保育アドバイザー配置事業188万4千円、子育てコミュニティ施設運営事業1,117万4千円などであります。出産祝い金や結婚祝い金の拡充や国民健康保険特別会計、診療施設勘定繰出金の増などにより、前年度比551万8千円の増額となりました。

次に、4款、衛生費4億7,080万4千円の計上は、黒沢地区と下安座地区に係る簡易水 道施設整備事業補助金754万8千円、水道事業と簡易水道等事業に係る水道事業会計繰出 金が合わせて1億2,358万3千円、インフルエンザワクチン予防接種事業1,454万5千円、 検診事業1,929万5千円、長野県諏訪中央病院の鎌田實名誉院長などの指導を受け事業を 展開する、新たな健康づくり推進事業1,082万5千円、13ページに行きまして、ごみ・し 尿処理等に係る喜多方地方広域市町村圏組合負担金7,313万5千円、ごみ収集委託料3,808 万2千円、個別排水処理事業に係る下水道事業会計繰出金2,645万円などであります。

水道事業会計繰出金や、ごみ・し尿処理等に係る喜多方地方広域市町村圏組合負担金の増などにより、前年度比 2,786 万 1 千円の増額となりました。

6款、農林水産業費6億5,572万円の計上は、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増大など、農業を取り巻く様々な課題を解決することを目的とした農業公社の設立準備事業1,084万8千円、中山間地域等直接支払事業7,692万9千円、園芸ハウス整備工事

1千万円、下小島地区の集落型ライスセンター整備事業 2,485 万 4 千円、健康な土づくり普及促進事業 526 万 2 千円、環境保全型農業直接支援対策事業 683 万 6 千円、農業次世代人材投資事業補助金 525 万円、米のブランド化や新商品の開発等を図るための山村活性化対策事業 1,281 万 7 千円、尾登地区の防災重点ため池整備事業 2,200 万円、農業集落排水処理事業に係る下水道事業会計繰出金 4,303 万 9 千円、多面的機能支払交付金事業 4,105 万 1 千円、さらなる対策の強化を図っていく鳥獣被害防止対策事業 1,939 万 7 千円、有害鳥獣解体処理施設整備工事 1,500 万円、菌床栽培ハウス整備工事 5,130 万 5 千円、14 ページに行きまして、広葉樹林再生事業 4,420 万 1 千円、林業専用道整備事業 4,503 万 4 千円、林道岩井沢楢ノ木平線の林道開設等工事 2,095 万 7 千円、林道橋りょう修繕工事 1,200 万円などであります。

農業公社設立準備事業や集落型ライスセンター整備事業、防災重点ため池整備事業、有 害鳥獣解体処理施設整備事業などの新規事業や菌床栽培ハウス整備工事の増などにより、 前年度比1億4,636万1千円の大幅な増額となりました。

7款、商工費1億754万4千円の計上は、町商工会育成補助金600万円、新たに移住者の雇用支援を追加し、拡充を図った町内企業支援補助金1千万円、中小企業振興資金融資制度貸付金2,500万円、テレワーク運営事業111万2千円、創業後も一定期間は伴走支援を行うこととした創業支援事業288万4千円、にしあいづ観光交流協会育成補助金1,400万円、消費者行政推進費322万円、消費者風評対策事業353万1千円などであります。消費者風評対策事業の増などにより、前年度比201万8千円の増額となりました。

8款、土木費 8 億 4,434 万 2 千円の計上は、町道修繕工事 1,800 万円、道路維持管理委託料 1,362 万 7 千円、除雪機械修繕料 2,200 万円、除雪委託料 1 億 5,982 万 6 千円、除雪機械購入費 7,940 万円、町道改良舗装等工事 1 億 6,456 万 7 千円、橋りょう修繕工事 1 億 186 万円、15 ページに行きまして、公共下水道事業に係る下水道事業会計繰出金 7,558 万 9 千円、さゆり公園管理業務委託料 5,982 万 4 千円、屋外プール給排水管の更新等に係るさゆり公園施設改修等工事 2,100 万円などであります。

除雪機械購入費や町道改良舗装等工事の増はあったものの、さゆり公園体育館空調設備整備事業の完了などにより、前年度比 139 万 7 千円の減額となりました。

9款、消防費3億937万4千円の計上は、喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金1億8,682万6千円、消防団員報酬1,729万6千円、今年度新規に導入する消防アシストアプリ導入委託料99万円、防火水槽新設工事1,210万円、消防屯所新築工事2,013万1千円、消防普通積載車購入費1,352万1千円、空き家等適正管理解体補助金を増額した空き家対策事業628万7千円などであります。

喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金や屯所新築などの消防施設や設備整備費の増などにより、前年度比5,444万3千円の増額となりました。

10 款、教育費 3 億 7, 181 万 8 千円の計上は、西会津高校活性化対策に係る通学費補助金、進路支援補助金、生徒活動後援会補助金、修学資金貸付金の合計で 299 万 3 千円、学校教育アドバイザー配置事業 393 万 1 千円、外国語指導助手招致事業 417 万 8 千円、小中学校各種大会出場補助金 180 万 2 千円、小中学校交流事業補助金 270 万 3 千円、教育改革推進事業 978 万 2 千円、学校給食費 3,654 万 1 千円、スクールバス運行費 4,408 万 4 千円、16

ページに行きまして、小学校管理費 1,576 万5千円、小学校教育支援事業 1,230 万1千円、中学校管理費 1,911 万8千円、中学校教育支援事業 633 万円、公民館管理費 831 万円、図書館費 1,523 万6千円、町体育協会補助金 401 万円などであります。

小中学校交流事業やスクールバス運行費の減などにより、前年度比 686 万 9 千円の減額 となりました。

11 款、災害復旧費 2,575 万 5 千円は、農業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、道路橋りょう河川災害復旧費の現年災害の計上であります。

12 款、公債費 8 億 5,932 万 2 千円の計上は、地方債償還元金 8 億 4,046 万 1 千円、地方債償還利子 1,876 万 1 千円などであります。

以上、歳入歳出の総額を62億2千万円とするものであります。

次に、予算書の9ページを御覧願います。

第2表、債務負担行為であります。債務負担行為とは、将来にわたり支出の義務を伴う場合に設定するものであり、今回設定する事業は、ケーブルテレビの自主放送送出設備・放送用機材更新事業であります。期間は、令和4年度から令和5年度までの2年間、限度額は3,489万7千円であります。

次に、第3表、地方債であります。令和4年度における各種事業実施の財源の一部として充当するため、起こすものであります。

まず、辺地対策事業費でありますが、限度額を4,110万円とし、消防施設整備事業や町道改良舗装事業などに充当するものであります。

次に過疎対策事業費でありますが、限度額を 3,565 万円とし、菌床ハウス整備事業や除 雪機械整備事業、町道橋りょう補修事業などに充当するものであります。

次に、公営住宅建設事業費でありますが、限度額を 440 万円とし、町営住宅修繕事業に 充当するものであります。

次に、緊急自然災害防止対策事業費でありますが限度額を 3,700 万円とし、道路及びため池防災事業に充当するものであります。

次に、災害復旧費でありますが、限度額を 450 万円とし、農業施設及び林業施設、道路 河川の災害復旧費に充当するものであります。

次に、臨時財政対策債でありますが、普通交付税の振替措置といたしまして、限度額を 4,630 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであり ます。

以上で、議案第20号、令和4年度西会津町一般会計予算の説明を終了させていただきます。

- ○議長 暫時休議します。(11時36分)
- ○議長 再開します。(13時00分)

これから、議会基本条例第7条の規定に基づく重要政策の審議等に関し、地域おこし協力隊配置事業(情報発信・番組制作・デジタル戦略推進分野)と首都圏等企業関係構築業務委託料、そして子育てコミュニティ施設運営事業及び農業公社設立準備事業についての説明を求めます。

企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 令和4年度重要政策のうち、地域おこし協力隊配置事業(情報発信・番組制作・デジタル戦略推進分野)及び首都圏等企業関係構築業務委託料について説明いたします。

初めに、地域おこし協力隊配置事業(情報発信・番組制作・デジタル戦略推進分野)について御説明いたします。

重要政策の審議等資料ナンバー1を御覧ください。

まず、1の概要でありますが、町の重点施策であるデジタル戦略の推進に向け、戦略の 取組についての町民の皆さんへの周知や広報、また事業推進の加速化を図るため、情報発 信、ケーブルテレビ番組制作、デジタル戦略推進分野を担当する地域おこし協力隊員を配 置し、外部からの視点や若い隊員の情報発信力を生かし、それぞれの業務等を推進し地域 の活性化等を図るものでございます。

次に、2の事業内容(隊員の業務内容)についてでありますが、まず、情報発信分野は、 SNS等による情報発信業務、ケーブルテレビニュース取材・番組制作等を業務内容としております。

隊員は、1名で昨年5月1日から配置しており、配属先は、ケーブルテレビ放送センターであります。

(2)の番組制作分野につきましては、ケーブルテレビ番組制作業務、アナウンス業務、 放送業務全般を業務内容としております。

隊員は、3名で昨年5月1日から1名、令和4年度から新たに2名配置を予定しており、 そのうち、1名は4月から採用し、1名は現在募集中であります。配属先は、ケーブルテレビ放送センターでございます。

(3)のデジタル戦略推進分野は、町のデジタル戦略に掲げる事業、取組の推進を業務 内容とし、新たに1名の隊員を4月から採用する予定です。

配属先は企画情報課であります。

次に、3の事業費及び財源でありますが、2款1項10目、ふるさと振興費に情報発信・番組制作分野、4名分1,920万円、デジタル戦略推進分野、1名分480万円、合計2,400万円を計上したところであります。

財源については、全て一般財源となり、全額特別地方交付税措置であります。

以上で、地域おこし協力隊配置事業(情報発信・番組制作・デジタル戦略推進分野)に ついての説明を終わります。

続いて、首都圏等企業関係構築業務委託料について御説明いたします。

重要政策の審議等資料ナンバー2を御覧ください。

まず、1の概要でありますが、本町におきましては、人口減少対策が最大の課題であり、移住・定住に向けた働く場の創出が求められております。そうした中、課題解決の一つとして、令和3年度に企業移転等受入れに向けた西会津町視察事業を実施したところであります

この西会津町視察事業は、新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、地方移住への関心が 高まり、また、在宅勤務の普及やサテライトオフィスの開設、休暇先で仕事をするワーケ ーションといった企業のリモートワークの広がり、働き方の変化を踏まえ、町内における 働く場の確保を目的に実施した事業であります。

具体的には、首都圏等の企業に対して、町の魅力や資源について情報を発信し、関心を持った企業を対象に本町の視察交流ツアーを実施し、視察企業との関係構築により、本町への企業移転に結びつけるため実施したもので、ICTをはじめ、広告メディア関連会社など10社が本町を視察したところであります。

令和4年度に計画しております首都圏等企業関係構築業務委託につきましては、令和3年度の視察交流ツアーでつながりを持った企業と継続的に関係を深め、将来的な本町への企業移転等の実現に向けて、さらなる関係構築を図るため実施するものであります。

次に、2の事業内容でありますが、令和3年度に関係を築いた企業ニーズを詳細に把握し、再訪問する企業、約5社程度を想定しておりますが、本町を実証事業等のプロジェクトのフィールドとして活用するサポートを実施し、関係人口の拡大と再来町する企業との継続的な関係構築を推進してまいりたいと考えております。

なお、参考までに視察交流ツアーの参加企業で本町における再訪に係る希望ではございますが、まず1社では本町全体を使ったフィールドワークを行いたいということで、実態に即した調査・研究を進めていきたいと。ある1社は中学校、高校での自社製品を使った体験授業の開催、2社は医療福祉関係のICT化に向けた共創事業を進めてみたい。あと1社につきましては、大学との共同による外部空間(景観)設計に基づくフィールドワークの合宿についての要望があったところでございます。

次に、3の事業費及び財源でありますが、2款1項11目、総合情報政策費に業務委託料として396万円を計上しているところであります。

財源につきましては、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当 予定でございます。

以上で、首都圏等企業関係構築業務委託料についての説明を終わります。

- ○議長 続きまして、子育てコミュニティ施設運営事業についての説明を求めます。 福祉介護課長、渡部栄二君。
- ○福祉介護課長 子育てコミュニティ施設運営事業について御説明いたします。

重要政策の審議等資料、ナンバー3を御覧ください。

初めに1の概要であります。

町では少子化対策を町の重要課題として捉え、町総合計画(第4次)では、健やかな人を育むまちづくりにおいて、子供を安心して産み育てやすい環境づくりを目指しております。このため、昨年10月に開所した本施設について、子供の遊び場、子育て世代の居場所づくり、家庭教育力の向上や地域との交流など、施設に期待される機能を今後十分に発揮できるよう令和4年度に施設の第2期整備を行うものであります。

また、施設の管理運営については、令和3年度同様にシルバー人材センターへ委託して 行うことといたしますが、今後の機能強化に向けた運営の組織化に向け、利用者や地域の 皆さんとともに具体的な検討を進めてまいります。

次に、2の事業内容でありますが、中央の図のように、愛称をキッズランド芝草と決定した本施設では、囲みにある福祉事業及び社会教育事業を連携して取り組んでいくこととし、令和4年度事業では下線でお示ししました施設の第2期整備として、授乳室の整備や

遊具、おもちゃの追加、施設内外の修繕を行い、併せて福祉社会教育機能の連携の下支え となる管理運営のための組織化を利用者や地域の皆さんと一緒に検討してまいります。

次に、3の事業費及び財源でありますが、令和4年度の総事業費として1,117万4千円、 内訳といたしまして、施設内の授乳室の設置や屋根・外壁・雪囲い修繕費として681万6 千円、室内おもちゃや遊具などの購入費で258万7千円、管理運営の委託料で114万8千円、そのほか教育等活動費や光熱水費、通信運搬費などで62万3千円などであります。

なお、この財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 459万3千円を充当予定で、残りの658万1千円が一般財源となる予定でございます。

以上で、子育てコミュニティ施設運営事業についての説明を終了させていただきます。

○議長 農業公社設立準備事業について、説明を求めます。

農林振興課長、矢部喜代栄君。

- ○農林振興課長 令和4年度の農業公社設立準備事業について、御説明申し上げます。 重要政策の審議等資料ナンバー4を御覧ください。
 - 1、市町村農業公社についてでございます。

他市町村の農業公社の先行事例を見ますと、市町村や農協などが出捐し、農林水産業関連の業務を行う第三セクターが主でありまして、農作業の受託や特産品の研究・開発、農産物の加工・流通・販売、森林の維持など、それぞれの地域の実情に応じ、幅広い事業運営が行われております。また、法人の経営形態は有限会社、株式会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人など様々な法人形態が見られるところであります。

2の政策等を必要とする原因及び背景でありますが、本町の農林業分野においては、米、ミネラル野菜栽培、菌床キノコ栽培を3本柱に農業振興に取り組んでおり、一定の成果を上げております。しかしながら、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増大や鳥獣被害の拡大など、本町の農林業を取り巻く環境は依然厳しく、今後解決すべき課題は山積しております。

このような農林業分野における総合的な課題の解決や地域経済の活性化、雇用の創出を 図る手段として農業公社の活用が考えられることから、令和3年度より農業公社設立の調査・検討を進めているところであります。

3の総合計画における根拠または位置づけでありますが、農業公社の調査・検討につきましては、西会津町総合計画(第4次)、令和元年度から令和7年度の前期基本計画、令和元年度から令和4年度において定める、第2章、まちづくりの分野の第2節、温故創新地産地笑のまちづくりの2-1農林業の取組の方向性に掲げる取組を進めるための具体的な手段であります。

なお、前期基本計画に基づき昨年 12 月に策定した西会津町農林業振興アクションプランにおいて、施策①意欲ある農業者による生産・販売活動の推進のうち戦略 1、きめ細やかな新規就農サポート体制の構築及び戦略 2、経営改善に取り組む意欲ある農業者への支援に掲げる重点事業として農業公社設立調査・検討を掲載しているところであります。

4、これまでの取組でありますが、令和3年度は町内の農業経営者や農林業に関わる公 共的機関の関係者などから意見を聴取する西会津町農業公社設立検討会を立ち上げ、課題 の整理や先行事例の調査を行ってきたところであります。

検討会の構成員といたしましては、農業法人代表者の方が5名、認定農業者の方が9名、 農協及び県農業普及所から職員の方各1名、総勢16名の皆さんに参加いただいていると ころであります。現在まで2回の検討会を開催しておりまして、第1回検討会は、昨年6 月に開催し、まず事務局より開催趣旨や町農業の現状と課題などを説明し、その後参加さ れた皆さんお一人お一人から、課題や今後必要な取組について意見をいただいたところで あります。

裏面2ページを御覧ください。

参加された皆さんから出されました主な意見といたしまして、後継者がなく、担い手不足が課題である、人材育成が必要、農地・水路等農業用施設の維持管理を農業公社で担うことはできないか、有害鳥獣対策、捕獲、ジビエ利用はできないか、農林産物の加工開発、ブランド等の確立を進める必要がある、農業公社設立に当たってはしっかりとした目標やビジョンが必要など、率直な意見をいただいたところであります。

また第2回検討会は、8月に開催し、県農業普及所より県内外の先進事例の紹介をいただき、その後、西会津町が必要とする農業公社というテーマでグループ討議を行ったところであります。農業公社として必要な業務をまとめてみたところ、人材育成、農業研修、人足あっせん、農業者及び新規就農希望者の相談窓口、生産者と消費者をつなぐ役割、耕作放棄地対策、農地の出し手・受け手の仲介、水土里事業や中山間地域直接支払事業の事務を受託、鳥獣害対策部門の設置、そうした意見などをいただき集約されたところであります。

5の今後の進め方でありますが、令和4年度においては、まず(1)としまして、専門人材の配置でございまして、農業公社の調査・検討を専任で進める専門人材を配置し、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

- (2) 西会津町農業公社設立検討会の開催ということでございまして、引き続き、町内 農業経営者等による検討会を開催し、関係者の声を検討に反映させていくことにしており ます。
- (3)農業公社設立に向けた詳細検討ということで、上記の(1)、(2)を軸に令和4年度は、農地利用や生産状況など町の現状分析と将来予測、それを踏まえた農業公社が担うべき業務の検討、組織形態、当初整備すべき施設・設備の検討、経営収支の試算など、農業公社設立に向け必要な検討を行っていくことにしております。

最後に、6の政策等の実施に係る財源措置でありますが、令和4年度の事業費として、1,084 万8千円を当初予算案に計上しております。内訳としましては、設立準備専門職員報酬、人件費でありますが600万円、設立検討会・準備等経費96万円、先進地視察研修経費58万8千円、設立準備調査等業務の経費330万円となっております。財源は一般財源であります。

以上で、農業公社設立準備事業についての説明を終了いたします。

○議長 以上で、重要政策の説明を終わります。

続きまして、議案第 21 号及び議案第 22 号の説明を求めます。 商工観光課長、岩渕東吾君。 ○商工観光課長 議案第 21 号、令和 4 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

工業団地の分譲につきましては、経済の活性化と雇用の確保を図る上で、本町にとって 重要な課題であると認識しているところであります。

企業誘致を取り巻く環境は、人口減少に伴い労働力人口が減少する中、大変厳しい状況 となっておりますが、若者の定住促進や町内の雇用の確保に向け、令和4年度においても、 県などの関係機関から情報提供を得ながら、工業団地の分譲に向けて努力してまいる考え であります。

それでは、予算書の10ページを御覧ください。

令和4年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,867万6千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の 146 ページを御覧ください。まず、歳入であります。

1款、財産収入、1項1目、不動産売払収入8,867万4千円の計上でありますが、これは未分譲地の土地売払収入であります。

2款、繰越金、1項1目、繰越金1千円から、3款、諸収入、1項1目、町預金利子1 千円までは、前年度繰越金及び預金利子の存目計上であります。

147ページを御覧ください。歳出であります。

1款、予備費、1項1目、予備費でありますが、8,867 万6 千円を計上したところであります。

以上、議案第21号、令和4年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 22 号、令和 4 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

住宅団地につきましては、令和3年度は販売がなかったことから、全69区画のうち未分譲区画が10区画となっております。

令和4年度におきましては、住宅団地購入費補助金のPR、定住・移住に向けたホームページへの掲載、さらには新聞・雑誌等への広告などを通じて、広く情報発信し、分譲につなげてまいる考えであります。

それでは、予算書の13ページを御覧ください。

令和4年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ631万6千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算に よる。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の 150 ページを御覧ください。

まず、歳入でありますが、1款、使用料及び手数料、1項1目、住宅団地使用料1万8 千円は分譲地以外の電柱及び支線の使用料であります。

2款、財産収入、1項1目、財産貸付収入6千円は、分譲地内の電柱及び支線の土地貸付収入であります。2項1目、不動産売払収入629万円は、1区画分の分譲収入を見込んだものであります。

3款、繰越金、1項1目繰越金、151ページの4款、諸収入、1項1目、町預金利子は、 前年度繰越金及び預金利子の存目計上であります。

152ページを御覧ください。歳出であります。

1款、事業費、1項1目、住宅団地分譲事業費 631万6千円の計上は、1区画分の分譲 促進謝礼50万円や、旅費、広告料、及び1区画分の住宅団地購入費補助金50万円など、 分譲に要する経費を計上したほか、修繕料や団地内整備委託料など、住宅団地の維持管理 に要する経費を計上したものであります。

以上、議案第22号、令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長 議案第23号及び議案第24号の説明を求めます。

健康增進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第 23 号、令和 4 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、概要について申し上げます。

後期高齢者医療の保険料は、2年に一度見直しされることとなっており、令和4年度は 見直しの年となっております。新たな保険料につきましては、福島県後期高齢者医療広域 連合において、医療費の動向や被保険者数などを基に算定されたところであります。

保険料の算定に当たりましては、令和4年度から団塊の世代が後期高齢者医療の対象となり始め、被保険者数が増加することに伴い、医療費総額が増加することが見込まれることから、保険料軽減を図るため剰余金から 35 億円を繰り入れるなどの対策が講じられたところであります。

その結果、令和4年度・5年度の新しい保険料率は、均等割額がこれまでより1千円増の4万4,300円、所得割率がこれまでより0.25ポイント増の8.48%となったところでありますが、引き続き所得の状況により均等割の7割・5割・2割の軽減措置が適用されることになります。

また、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、現役世代が負担している後期高齢者支援金の急増が見込まれることなどから、全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直しが行われ、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、令和4年 10 月から一定以上の所得がある方の窓口での自己負担割合が、2割に引き上げられることとなりました。

なお、窓口負担割合の増加により必要な受診が抑制されるという事態が発生しないよう、 3年間は1か月の負担増を最大で3千円に収まるような措置も導入されます。

それでは、予算書の16ページを御覧願います。

令和4年度西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億427万8千円と 定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出 予算による。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。 事項別明細書の155ページを御覧願います。歳入であります。

1款、後期高齢者医療保険料、1項1目、特別徴収保険料5,707万7千円は、均等割4万4,300円、所得割率8.48%で計算した保険料のうち、年金からの徴収分であります。2目、普通徴収保険料732万8千円は、納入通知書や口座振替による保険料収入であります。

2款、繰入金、1項2目、保険基盤安定繰入金3,270万5千円は、保険料の軽減措置分に係る繰入れであります。

156ページを御覧ください。

4款、諸収入、3項1目、健康診査受託事業収入513万8千円は、健康診査に係る県広域連合からの受託事業収入であります。

157ページを御覧ください。歳出であります。

1款、総務費、1項1目、一般管理費 113万3千円は、後期高齢者医療システムのリース料などの事務費であります。2項1目、徴収費 41万2千円は、保険料の徴収にかかる経費であります。

158ページを御覧ください。

2款、保健事業費、1項1目、保健事業費512万1千円は、健康診査に係る委託料などであります。

3款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金9,711万1千円は、徴収した保険料と保険基盤安定負担金を県広域連合に納付するものであります。

4款、諸支出金、1項1目、保険料還付金50万円は、過年度分に係る保険料の還付金であります。

以上で議案第 23 号、令和 4 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第24号、令和4年度西会津町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、国民健康保険事業の現況などについて申し上げます。

事業勘定では、国民健康保険制度の安定的な財政運営と効率的な事業の確保等を図るため、平成30年度から財政の責任主体が市町村から都道府県に移行され3年が経過しようとしておりますが、これまで順調に運営されているところであります。

本町の医療費の動向につきましては、コロナ禍の影響などにより令和2年度は医療費総額が低い水準でありましたが、令和3年度はコロナ禍前と同水準になる見込みであります。また、令和4年度から子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを目的として、未就学児の子供に係る国保税均等割額の2分の1を軽減する措置を実施してまいります。また、安定した国保運営を行う取組として、国保税の収納率の向上や、レセプトや資格点検などによる医療費の適正化対策、正しい食生活の実践や運動の習慣化に向けた様々な健康づくりの

取組を一層推進するとともに、第2期健康増進計画に基づき、からだ、こころ、つながりの3つの健康づくりを進めてまいります。

診療施設勘定では、町の喫緊の課題でありました診療所の常勤医師確保について、本年 4月より医師1名を採用できることとなり、常勤医師3名体制として運営をしてまいります。

引き続き内視鏡と整形外科の非常勤医師の応援をいただきながら、これまで以上に安心して受診できる医療提供体制を整備するとともに、併せて診療環境の整備に努めてまいります。また、診療所に併設している訪問看護事業所については、診療所や福祉施設などと連携し、利用者の利便性と地域医療サービスの向上に向けて取り組んでまいります。

それでは、予算書の19ページを御覧願います。

令和4年度西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億4,724万7千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,604万7千円と定める。第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款 内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合 における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。 事項別明細書 162 ページを御覧願います。事業勘定の歳入であります。

1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税1億1,006万7千円は、保険給付費や県への納付金、保健事業などの歳出総額から、国・県からの交付金や一般会計からの繰入金などの歳入を差し引いた額を国保税必要額として算出し、それぞれの区分により計上したものであります。なお、令和4年度の国保税額は、今後所得額や県への納付金額が確定する本算定において改めて算出することとなります。

163ページを御覧願います。

4款、県支出金、1項1目、保険給付費等交付金5億4,282万8千円は、保険給付費の 財源として交付される普通交付金で5億2,237万8千円、僻地診療所の運営費や医療機器 整備費に係る特別交付金で2,045万円などであります。

164ページを御覧願います。

6款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金8,987万円は職員人件費のほか、特定健診や 子育て医療費サポート事業に係る繰入れで4,863万8千円、保険基盤安定繰入金で4,123万2千円などであります。

2項1目、国民健康保険運営基金繰入金440万円は、国保税の減税財源として400万円

を、令和3年度に創設しましたがん対策治療費助成事業として、ウィッグや乳房補装具の 購入助成事業費15万円などを基金から繰入れするものであります。

なお、繰入れ後における基金残高見込額は3,368万8千円であります。

167ページを御覧願います。歳出です。

1款、総務費、1項1目、一般管理費 2,967万円は、職員人件費や総合行政システム機器保守委託料などであります。

168ページを御覧ください。

2項1目、賦課徴収費375万5千円は、国保税の徴収に係る経費であります。

170ページを御覧願います。

2款、保険給付費、1項1目、一般被保険者療養給付費4億5,276万円から、171ページの3項1目、一般被保険者移送費10万円までは、今年度の実績見込みなどにより積算し、それぞれ計上をしたところであります。

4項1目、出産育児一時金210万2千円は、出産件数5件分の計上であります。

172ページを御覧願います。

3款、国民健康保険事業費納付金、1項1目、一般被保険者医療給付費分1億1,224万8千円、2項1目、一般被保険者後期高齢者支援金等分4,244万4千円、173ページの3項1目、介護納付金分1,140万1千円は、それぞれ保険給付費の財源として県へ納付するものであり、県から示された額を計上しております。

4款、保健事業費、1項1目、特定健康診査等事業費818万8千円は、40歳から74歳までの特定健康診査等に係る委託料などであります。

174ページを御覧願います。

2項1目、保健衛生普及費262万7千円は、検診の未受診者対策と特定保健指導の受診 勧奨などを行うための事業費であります。2項2目、疾病予防費251万2千円は、健康ポイント事業や家庭血圧計購入費補助金、がん対策治療費助成事業補助金などの疾病予防費 であります。

176ページを御覧願います。

6款、諸支出金、2項1目、診療施設勘定繰出金266万9千円は、僻地診療所に係る運営費や医療機器整備に対する国からの調整交付金を診療施設勘定へ繰り出すものであります。2目、一般会計繰出金248万7千円は、旧群岡中学校で実施しておりますにこにこ相談所運営費の国保加入者分の負担であります。

187ページを御覧願います。診療施設勘定の歳入であります。

1款、診療収入、1項、外来収入1億4,717万1千円は、町内3診療所における診療収入であり、これまでの実績などを勘案し、それぞれの区分により計上したところであります。2項1目、諸検査等収入4,256万3千円は、各種検診などの収入や、新型コロナワクチン接種委託料などの計上であります。

2款、訪問看護事業所収入、1項1目、介護報酬収入846万円から、188ページの3項1目、一部負担金収入127万4千円までは、訪問看護事業所における診療報酬収入で、これまでの実績などを勘案し、それぞれ計上したところであります。

189ページを御覧ください。

4款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金5,423万円は、過疎対策事業債の元利償還金で3,923万円、診療所の経営安定のための繰入金1,500万円などであります。

190ページを御覧願います。

2項1目、事業勘定繰入金266万9千円は、僻地診療所の運営費や医療機器整備に対する調整交付金を事業勘定から繰入れするものであります。

6款、諸収入、1項、受託事業収入732万円は町内の特別養護老人ホームとグループホームからの診療受託収入であります。

191ページを御覧願います。

7款、町債、1項1目、過疎対策事業債1億560万円は、西会津診療所の内視鏡ビデオスコープなどの医療機器整備事業や医師住宅整備事業、医師確保対策事業(ソフト事業分)などの財源として借入れするものであります。

192ページを御覧願います。歳出分です。

1款、総務費、1項1目、一般管理費2億9,509万1千円は、非常勤医師3名の委託料や職員人件費で1億9,371万5千円の計上のほか、西会津診療所への電子カルテ導入に向け、令和4年度は仕様書の検討、作成及び導入事業者の選定を行いたいことから、円滑なシステム導入に向けて、専門家からアドバイスを受けるためのアドバイザー謝礼15万円の計上及び、新規採用医師に係る住宅整備事業費として建築工事費、外構工事費、造成工事費で6,700万円の計上などであります。

196ページを御覧願います。

2款、医業費、1項1目、医療用機械器具費2,261万7千円は、医療機器の修繕料、保守管理委託料や、西会津診療所の内視鏡ビデオスコープ、臨床検査システム画像読込装置などの備品購入費902万円などであります。2目、医療用消耗機材費1,527万1千円は、注射器や検査試薬などの医療用消耗品及び血液検査等の検査委託料などであります。3目、医薬品衛生材料費1,250万円は、点滴やワクチンなどの医薬品購入費であります。

197ページを御覧願います。

3款、公債費、1項、公債費3,923万円は、地方債の償還元金と利子であります。 予算書に戻っていただき、27ページを御覧ください。

第2表地方債、西会津診療所の医療機器整備事業や医師住宅整備事業、医師確保対策分に係る借入れであります。起債の目的は、過疎対策事業費、限度額は1億560万円で、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で議案第24号の説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る2月 21日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいていると ころであります。

○議長 議案第25号の説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第 25 号、令和 4 年度西会津町介護保険特別会計予算について御説 明申し上げます。

予算の説明に入る前に、介護保険事業の概要について申し上げます。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画期間の中間年度であり、事業計画での推計や令

和3年度の実績に基づいた予算編成となっております。

現在、65歳以上の第1号被保険者数は、予算編成時点で2,780人、令和3年度と比較し30人の減を見込みました。また、要介護認定者数は559人、3人の増、また、介護保険サービスを利用されている方は、12月利用分が504人で2人の減となっております。

そのため、保険給付費については、令和3年度に開所した小規模多機能型居宅介護施設高陽の里のサービスの開始や施設利用の状況などを踏まえ、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスについて調整を行い、また地域支援事業や介護予防支援事業については、実績などに基づき計上いたしました。

なお、歳入においては、この保険給付費などを基に、国・県・町の負担、支払基金交付金などをそれぞれの負担割合、ルールに応じて見積もり、不足する額を介護給付費準備基金より繰入れ計上いたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額は、11億8,081万3千円となり、令和3年度当初予算と 比較して2,429万2千円、率にして2%の減額になったところであります。

それでは、予算書の28ページを御覧ください。

令和4年度西会津町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億8,081万3千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算に よる。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の 各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合 における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の208ページを御覧ください。まず、歳入であります。

1款、保険料、1項1目、第1号被保険者保険料1億6,668万6千円は、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料であり、第8期介護保険事業計画で定めた保険料率で令和3年度の実績などを基に算定しております。

なお、低所得者の保険料軽減措置が引き続き実施されることとなります。

2款、使用料及び手数料、1項1目、民生手数料52万5千円は、ミニデイサービスと奥川元気クラブの事業に係る手数料であります。

3款、国庫支出金、1項1目、介護給付費負担金1億8,497万3千円は、介護給付費に 係る国の負担分であります。

同じく2項1目、調整交付金1億2,018万4千円は、介護給付費に係る国の調整交付金であります。

同じく2目、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)600万円及び209ページを御覧ください。同じく3目、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合

事業以外) 1,540 万5千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る国庫補助金であります。

同じく4目、保険者機能強化推進交付金150万円、同じく5目、介護保険者努力支援交付金150万円は、保険者である市町村が行う自立支援や重度化防止などの事業に対する国庫補助金であります。

4款、支払基金交付金、1項1目、介護給付費交付金2億8,514万7千円は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料として、社会保険診療報酬支払基金を通して交付されるものであります。

同じく1項2目、地域支援事業支援交付金648万円は、介護予防事業に対して交付されるものであります。

210ページを御覧ください。

5款、県支出金、1項1目、介護給付費負担金1億5,825万9千円は、介護給付費に係る県の負担分であります。同じく2項1目、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)300万円、同じく2目、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)770万2千円は、介護予防事業や地域包括支援センターなどに係る県補助金であります。

211ページを御覧ください。

7款、繰入金、1項1目、介護給付費繰入金1億3,201万2千円は、介護給付費に係る町負担分12.5%分であります。同じく2目、地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業 300万円及び3目、地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)770万2千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る町の負担分であります。同じく4目、低所得者保険料軽減繰入金1,434万円は、第1号被保険者介護保険料の第1段階から第3段階の方の保険料を引き続き軽減するために、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の割合で負担する額をまとめて一般会計より繰入れするものであります。同じく5目、その他一般会計繰入金5,948万5千円は、職員の給与及び事務費等に係る一般会計からの繰入金であります。

同じく2項1目、介護給付費準備基金繰入金662万3千円は、介護保険給付費から保険料や国・県・町からの負担金を差し引いてなお不足する額を基金から繰り入れるものです。

なお、繰入れ後の基金残高は、3,388万6千円となる見込みでございます。

次に、213ページを御覧ください。歳出であります。

1款、総務費、1項1目、一般管理費 2,008 万 3 千円は、職員の人件費と事務費などであります。

214ページを御覧ください。

同じく2項1目、介護認定審査会費339万5千円は、介護認定審査会に係る喜多方広域への負担金であります。同じく2目、認定調査等費595万3千円は、要介護認定を行うための認定調査等に係る経費であります。

216ページを御覧ください。

2款、保険給付費、1項1目、居宅介護サービス給付費3億2,400万円、同じく2目、 地域密着型介護サービス給付費、1億5,120万円、同じく3目、施設介護サービス給付費 4億3,560万円、同じく4目、居宅介護福祉用具購入費72万円、同じく5目、居宅介護住宅改修費90万円、同じく6目、居宅介護サービス計画給付費4,620万円、これらは、要介護1から5までの要介護認定者に係る介護サービス給付費であります。令和3年度の実績を基に計上しております。

同じく2項1目、介護予防サービス給付費1,680万円、217ページを御覧ください。同じく2目、地域密着型介護予防サービス給付費600万円、同じく3目、介護予防福祉用具購入費24万円、同じく4目、介護予防住宅改修費45万円、同じく5目、介護予防サービス計画給付費240万円、これらは、要支援1・2の要支援認定者に係る介護予防サービス給付費であります。同じく3項1目、審査支払手数料84万円は、介護給付費等請求に係る審査手数料であります。

218ページを御覧ください。

同じく4項1目、高額介護サービス費2,112万円は、利用者の自己負担分が一定額を超えた場合、所得等に応じて軽減するものであります。同じく5項1目、高額医療合算介護サービス費156万円は、利用者の自己負担額が医療費と合算して一定額を超えた場合に、所得等に応じて軽減するものであります。同じく6項1目、特定入所者介護サービス費4,800万円は、低所得者の施設サービス利用に係る食事・居住費等に対する軽減分であります。

219ページを御覧ください。

4款、地域支援事業費、1項1目、介護予防・生活支援サービス事業費(第1号訪問・ 通所・生活支援)の1,828万3千円は、ミニデイサービス業務などの委託料や、デイサー ビス、ホームヘルプサービスの負担などであります。

220ページを御覧ください。

同じく2目、介護予防ケアマネジメント事業費287万3千円は、要支援の方などが、介護予防生活支援サービスを利用する際に必要な、ケアマネジメントに係る費用であります。同じく2項1目、一般介護予防事業費868万6千円は、要介護認定を受けていない方の介護予防事業に係る事業費であります。

222ページを御覧ください。

同じく3項1目、総合相談事業費1,340万1千円、同じく2目、権利擁護事業費137万2千円、同じく3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費392万円は、地域包括支援センターの職員の給与などと事業の業務委託料などであります。同じく4目、任意事業費2,078万8千円は、223ページを御覧ください。この2,078万8千円は、地域ふれあいセンター運営に係る委託料1,042万8千円や、グループホーム入所者の家賃助成事業744万6千円などであります。同じく5目、生活支援体制整備事業費607万円は、生活支援コーディネーターの委託料461万8千円及び次期介護保険事業計画策定に向け行う日常生活圏域ニーズ調査委託料143万円などであります。同じく6目、認知症総合支援事業費765万8千円は、224ページを御覧ください。地域包括支援センターへ委託する認知症対策のための業務委託料740万円などであります。同じく7目、地域ケア会議推進事業214万5千円は、地域ケア会議運営のための地域包括支援センターへの委託料などであります。同じく8目、在宅医療・介護連携推進事業費614万1千円は、診療所などでの在宅医療と介

護の連携に従事する医療・介護相談員の人件費及び、225ページを御覧ください。

町内介護施設等の老朽化などによる整備を含めた在宅医療・介護の包括的な連携のための基本構想の策定委託料 390 万円などであります。

226ページを御覧ください。

5款、介護予防支援事業費、1項1目、介護予防支援事業費291万3千円は、在宅高齢者等福祉サービス費195万円及び高齢者日常生活用具給付費83万2千円などであります。

6 款、諸支出金、1項1目、第1号被保険者保険料還付金40万円は、第1号被保険者の 過年度分の保険料還付金であります。

以上で、議案第25号、令和4年度西会津町介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

- ○議長 議案第26号及び議案第27号の説明を求めます。
 - 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 議案第 26 号、令和 4 年度西会津町水道事業会計予算について御説明申 し上げます。

初めに水道事業の全体概要でありますが、上水道の給水区域は、野沢地区、尾野本地区、 群岡地区の36自治区であり、区域内人口の約87%の給水を賄っております。

次に、簡易水道等事業につきましては、簡易水道施設7施設、飲料水供給施設3施設の計10施設の管理運営を行っております。経営面では、人口減少の影響から収入減少の傾向にある一方で、老朽管の更新工事や機械機具などの老朽化対策など、維持管理経費は増加傾向にあることから、一般会計からの繰入金などにより、持続可能な管理運営を行ってまいります。

それでは予算書を説明いたします。予算書の33ページを御覧ください。

第1条、総則、令和4年度西会津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量、業務の予定量は、次のとおりとする。水道事業及び簡易水道等 事業の給水件数、年間総配水量などは、記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 収入は、第1款、水道事業収益及び第2款、簡易水道等事業収益の合計は、2億5,708 万8千円です。

34ページを御覧ください。

支出の合計も収入と同額の2億5,708万8千円です。

第4条、資本的収入及び支出、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,647万4千円は、当年度、消費税 及び地方消費税資本的収支調整額1,248万円、過年度損益勘定留保資金4,085万9千円、 及び当年度損益勘定留保資金6,313万5千円で補塡するものとする。

収入は、第1款、水道事業資本的収入及び第2款、簡易水道等事業資本的収入の合計1 億5,445万3千円です。

支出は、第1款、水道事業資本的支出及び第2款、簡易水道等事業資本的支出の合計2億7,092万7千円です。

第5条、企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとお

りと定める。

起債の目的は、水道事業で限度額は 7,590 万円、次に簡易水道等事業で限度額は 3,920 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費2,563万円です。

第7条、他会計からの補助金、事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億2,358万3千円である。

第8条、棚卸資産購入限度額、棚卸資産の購入限度額は、30万円と定める。

詳細につきましては、水道事業会計予算実施計画にて説明いたします。事項別明細書の235ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出の収入です。

第1款、水道事業収益は、1億5,595万6千円の計上です。

236ページを御覧ください。

第2款、簡易水道等事業収益は、1億113万2千円の計上です。いずれも水道使用料や、 一般会計補助金、長期前受金戻入などであります。

次に支出です。

第1款、水道事業費用、1項1目、原水及び浄水費は、浄水施設で飲料水を作るために要する費用で、4,070 万2千円の計上です。会計年度任用職員の人件費や、機械設備保守点検業務委託料、238 ページに行きまして、浄水施設などの修繕費、電気料、薬品費などが主なものであります。2目、配水及び給水費は1,434万2千円の計上です。浄水施設から配水池そして給水をするための費用です。4目、総係費は1,342万5千円の計上です。水道事業の事務処理に要する費用で、職員の人件費や、メーター検針委託料などです。

241ページを御覧ください。

5目、減価償却費は6,762万9千円の計上です。2項1目、支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還の利子で1,509万4千円の計上です。

242ページを御覧ください。

第2款、簡易水道等事業費用、1項1目、原水及び浄水費は2,318万1千円の計上です。 会計年度任用職員の人件費や、機械設備等保守点検業務委託料などであります。2目、配 水及び給水費は949万8千円、4目、総係費は874万3千円の計上です。

245ページを御覧ください。

5目、減価償却費は5,520万8千円の計上です。2項1目、支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還の利子で、241万1千円の計上です。

247ページを御覧ください。資本的収入及び支出の収入です。

第1款、水道事業資本的収入1項1目、企業債は7,590万円の計上です。老朽管更新及び施設改良事業の起債の借入れです。2項1目、他会計補助金は3,305万3千円の計上で、一般会計からの繰入金です。

第2款、簡易水道等事業資本的収入、1項1目、企業債は3,920万円の計上です。老朽

管更新及び施設改良事業の起債の借入れです。 2項1目、他会計補助金は 330 万円の計上です。 3項1目、補償金は 300 万円の計上で、町道下松村中線道路新設に伴う水道管移設工事の補償金です。

248ページを御覧ください。支出です。

第1款、水道事業資本的支出、1項1目、建設改良費は8,963万9千円の計上です。大 久保・小島両浄水場の設備の更新工事費や、老朽管更新工事費などであります。2目、企 業債償還金は1億513万6千円の計上です。

第2款、簡易水道等事業資本的支出、1項1目、建設改良費は5,064万4千円の計上です。設備の更新工事費や、老朽管更新工事費などであります。2目、企業債償還金は2,550万8千円の計上です。

以上で、令和4年度西会津町水道事業会計予算の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第27号、令和4年度西会津町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

初めに、下水道事業の概要でありますが、野沢地区、尾野本地区は、公共下水道事業により、小島地区、野尻地区など5地区は農業集落排水処理事業により、それ以外の地域は個別排水処理事業で推進しております。これらにより、全人口のうち汚水処理施設の整備状況を示す汚水処理人口普及率は、令和2年度末時点で82.9%であり、前年度より0.2ポイント向上いたしました。

経営面では、使用料収入の大幅な増加は見込めないことから、維持管理コストの削減や 施設の統合などによる効率化を図るとともに、一般会計からの繰入金により持続可能な経 営に努めてまいります。

それでは予算書の36ページを御覧ください。

第1条、総則、令和4年度西会津町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量、業務の予定量は、次のとおりとする。公共下水道事業、農業集落排水処理事業及び個別排水処理事業の接続件数、年間総処理水量などは、記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 収入、第1款、公共下水道事業収益から、次のページに行きまして、第3款、個別排水処理事業収益までの合計は、3億4,202万6千円で、支出も同額の計上です。

第4条、資本的収入及び支出、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,647万3千円は、当年度消費税及び地方 消費税資本的収支調整額624万7千円、過年度分損益勘定留保資金1,101万6千円、及び 当年度分損益勘定留保資金6,921万円で補塡するものとする。

収入、第1款、公共下水道事業資本的収入から、第3款、個別排水処理事業資本的収入 までの合計額1億5,379万4千円の計上です。

支出、第1款、公共下水道事業資本的支出から、第3款、個別排水処理事業資本的支出 までの合計2億4,026万7千円の計上です。

39ページを御覧ください。

第5条、債務負担行為、債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は、次の

とおりと定める。大久保浄化センター監視制御設備等更新事業で、期間は令和4年度から令和5年度までの2年間、限度額は8,060万円です。次に、排水設備資金等の融資に対する損失補償で、期間は令和4年度から令和9年度までの6年間、限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額です。

第6条、企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、公共下水道事業で限度額は 6,240 万円、次に農業集落排水処理事業で限度額は 5,080 万円、個別排水処理事業で限度額は 730 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第7条、一時借入金、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費2,834万3千円。

第9条、他会計からの補助金、事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は1億4,507万8千円である。

第10条、棚卸資産購入限度額、棚卸資産の購入限度額は、30万円と定める。

詳細につきましては、下水道事業会計予算実施計画にて説明をいたします。事項別明細書の264ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出の収入です。

第1款、公共下水道事業収益は、1億 7,855 万4千円の計上です。

265ページを御覧ください。

第2款、農業集落排水処理事業収益は、1億1,568万8千円の計上で、第3款、個別排水処理事業収益は、4,778万4千円の計上です。いずれも下水道使用料や、一般会計からの補助金、長期前受金戻入などが主なものであります。

267ページを御覧ください。次に支出です。

第1款、公共下水道事業費用は、1億7,855万4千円の計上です。これは野沢・大久保 浄化センターの管理委託料や、職員の人件費、269ページに行きまして減価償却費、企業 債償還の利子が主なものであります。

270ページの第2款、農業集落排水処理事業費用は、1億1,568万8千円の計上です。 271ページを御覧ください。

各処理施設の管理委託料や、汚泥処理手数料、職員の人件費、273ページに行きまして、 減価償却費、企業債償還の利子が主なものであります。

274ページを御覧ください。

第3款、個別排水処理事業費用は、4,778 万4千円の計上です。汚泥処理手数料や、職員の人件費、275ページに行きまして、減価償却費、企業債償還の利子が主なものです。

277ページを御覧ください。資本的収入及び支出の収入です。

第1款、公共下水道事業資本的収入 9,008 万5千円は、企業債借入金や、一般会計補助金、国庫補助金であります。

第2款、農業集落排水処理事業資本的収入 5,228 万9千円は、企業債借入金が主なものであります。

第3款、個別排水処理事業資本的収入1,142万円は、企業債借入金や、国庫補助金が主なものであります。

279ページを御覧ください。支出です。

第1款、公共下水道事業資本的支出は、1億4,189万円の計上です。職員の人件費や、 大久保浄化センター電気設備等工事費、企業債償還金が主なものです。

第2款、農業集落排水処理事業資本的支出は、7,936 万7千円の計上です。宝坂処理施設の設備更新工事費や、企業債償還金が主なものです。

281ページを御覧ください。

第3款、個別排水処理事業資本的支出は、1,901万円の計上です。浄化槽整備工事費や、 企業債償還金が主なものです。

以上で、議案第20号、令和4年度西会津町一般会計予算から、議案第27号、令和4年 度西会津町下水道事業会計予算までの説明を終了させていただきます。

よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 本日の日程はただいまの説明までとなっております。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。(14時37分)

令和4年第3回西会津町議会定例会会議録

令和4年3月15日(火)

開会10時00分散会14時10分

出席議員

 1番
 荒
 海
 正
 人
 5番
 猪
 俣
 常
 三
 9番
 多
 賀
 剛

 2番
 上
 野
 恵美子
 6番
 三
 留
 正
 義
 10番
 青
 木
 照
 夫

 3番
 小
 林
 雅
 弘
 7番
 小
 柴
 敬
 11番
 清
 野
 佐
 一

 4番
 秦
 貞
 継
 8番
 伊
 藤
 一
 男
 12番
 武
 藤
 道
 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄	友 喜	建設水道課長	石 川	藤一郎
副町長	大 竹	享	会計管理者兼出納室長	成田	信 幸
総務課長	新 田	新也	教 育 長	江 添	信城
企画情報課長	伊藤	善文	学校教育課長	玉 木	周司
町民税務課長	渡 部	峰 明	生涯学習課長	五十嵐	博 文
福祉介護課長	渡 部	栄 二	代表監査委員	佐 藤	泰
健康増進課長	小 瀧	武 彦	農業委員会長	江 川	新 壽
商工観光課長	岩 渕	東 吾	農業委員会事務局長	矢 部	喜代栄
農林振興課長	矢 部	喜代栄			

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 浩 一 議会事務局主査 品 川 貴 斗

令和4年第3回議会定例会議事日程(第12号)

令和4年3月15日 午前10時開議

開議

日程第1	議案第20号	令和4年度西会津町一般会計予算			
日程第2	議案第21号	令和4年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算			
日程第3	議案第22号	令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算			
日程第4	議案第23号	令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算			
日程第5	議案第24号	令和4年度西会津町国民健康保険特別会計予算			
日程第6	議案第25号	令和4年度西会津町介護保険特別会計予算			
日程第7	議案第26号	令和4年度西会津町水道事業会計予算			
日程第8	議案第27号	令和4年度西会津町下水道事業会計予算			
日程第9	議案第28号	町道の認定について			
日程第10	議案第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について			
日程第11	議案第30号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて			
日程第12	議会案第1号	ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議			
日程第13	広報広聴常任委員会の継続審査申出について				
日程第14	議会運営委員会の継続審査申出について				
日程第15	議会活性化特別委員会の継続審査申出について				

閉 会

(広報広聴常任委員会 広報分科会)

○議長おはようございます。

令和4年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。議案第20号から議案第27号までの説明は、既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

審議の方法として一般会計については、総括的な質疑を行い、その後款ごとに質疑を行います。

特別会計については、1議題ごとに行いますので、御協力をお願いいたします。

なお、質疑は、議案内容の不明な点や疑問点についてただすものであります。簡明に発 言をしてください。

また、一般会計予算の総括質疑は、予算に係る編制方針や財源など、予算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第1、議案第20号、令和4年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。ありませんか。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 総括で2点ほど質問したいと思います。

まず、1点目は、令和4年度の委託料の総額と全体に占める割合、そして主な事業とその財源はということであります。

2点目としましては、経済対策、人口減少対策、雇用の創出を目的とした重点的な事業 と、その予算額と財源をお聞きします。

- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長 御質問にお答えをいたします。

まず、委託料についての御質問でございますが、令和4年度当初予算の委託料の総額につきましては、11億3,952万5千円であります。予算総額の約18%であります。

なお、令和3年度当初予算と比較しますと7,683万2千円の増額になってございます。 その増額の主な要因でございますが、マイナンバーカードを使って転入転出等の手続が可能となる自治体オンライン手続推進事業構築委託料1,144万9千円、ケーブルテレビのセットドップボックスの改修業務委託料、これが957万4千円、農業公社設立準備調査等の委託料で330万、米のブランド化、新商品開発などの山村活性化対策事業委託料489万3千円、林地台帳の精度向上業務委託料572万円、これらが新規事業として計上されました。

そのほか、ふるさと応援寄附金が増になったことによる配送管理委託料 415 万8千円、温泉施設の管理業務委託料 679 万4千円、さらに除雪委託料 1,392 万4千円の増が要因でございます。

委託料の主なものにつきましては、今申し上げた以外で、温泉健康保養センターやケーブルテレビなどの公の施設の指定管理委託料、これが合計で4億1,505万8千円となっております。これは委託料全体の約36%を占めてございます。

そのほか、額の多い委託料につきましては、町民バス委託料 7,391 万 7 千円やごみの収集委託料 3,808 万 2 千円、さらに除雪の委託料 1 億 5,982 万 6 千円などでございます。

委託料の財源につきましては、国県支出金、起債などを充当するものもあれば、一般財源のみで手当しているものもございます。

続きまして、令和4年度当初予算における人口減少対策、雇用の創出を目的とした経済 対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、農林業の振興でありますが、一つ目として、農業者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増大や鳥獣被害の拡大など、本町の農業を取り巻く厳しい状況を解決するために取り組むことといたしました、農業公社設立準備事業で1,084万8千円、それから二つ目として、稲作経営の安定化と品質向上を図るための下島地区集落型ライスセンター整備事業2,485万4千円、三つ目として、米のブランド化や新商品の開発等を目指すため実施いたします山村活性化対策事業1,281万7千円、四つ目としまして、林業の振興や活性化を目指し、新規に取組を開始します森林資源地域循環利用促進業務委託料、林地台帳整備事業、地域林政アドバイザー事業、これらを合わせまして1,317万3千円の計上、五つ目として、事業費を大幅に増額いたしまして、さらなる生産拡大を目指します菌床栽培ハウスの整備事業、これが5,103万5千円などを予算計上したところであります。

また、商工業の振興でありますが、一つ目として、移住者の雇用に係る支援を新たに補助対象に加えました庁内企業支援補助金1千万円、それから二つ目としまして、本町で創業された方の支援を充実するために、創業後も一定期間伴走支援を行うこととした創業支援事業288万4千円などを予算計上したところであります。

なお、これらの事業の財源でございますが、国県支出金や森林環境譲与税基金、過疎対 策事業債等を充当しておりまして、一般財源の抑制を図ったところであります。

また、人口減少対策につきましては、これら経済対策事業のほかに出産祝い金や結婚祝い金の拡充により対策の強化を図ったところであります。

以上でございます。

- ○議長 12番、武藤道廣君。
- ○武藤道廣 大体の相対的な要素は理解できました。

委託料算定において、委託事業の内容とか相手先、あるいは評価とか検証はどのようになされて、また、その結果により委託料の増減、あるいは事業内容等の見直しがあった事業と、その理由をお聞かせください。

2点目として、重点的な事業の中で、継続的な事業と新規事業はどのようにその評価と 検証がなされ、その経済対策に見直しを含めてどのように考えておられるのか、お聞きし たいと思います。

- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長 お答えをいたします。

まず、委託料についてでございますが、委託料につきましては、基本的に2種類に分類されてございます。

一つ目は、施設を整備する際の設計監理委託料や各種調査、委託料などの専門的な知識がないとできない業務、二つ目は、施設の指定管理委託料や、町民バス運行業務委託料などの町職員が業務を行うよりも経費の節減が図られたり、町民サービスの向上が図られる業務であります。

町では、この基本に従いまして、各種業務の委託をしておりまして、業者の選定は入札やプロポーザル、指定管理施設においては選定委員会により業者を選定しているところであります。

なお、御質問の委託事業の評価、検証につきましては、担当課がそれぞれ行っていると ころでありまして、その委託業務の内容によっては、委託料の変更、もしくは後年度の業 者の変更もあり得るということでございます。

それから、もう一点、重点事業の部分の御質問でございますけれども、町では町の活性 化や町民福祉の向上などを図るため、総合計画に基づきまして、様々な事業を実施してい るところであります。その中でも、特に重要な事業につきましては、重点事業に位置づけ まして、優先的に予算配分を行っているところであります。

御質問の重点事業に対する町の考え方でございますが、まず継続事業につきましては、 それぞれに事業評価を行いまして、情勢の変化などによりまして、始めた当初よりも事業 効果が低くなっているものにつきましては、当然事業の見直し、廃止を検討してございま す。

また、新規事業につきましては、その事業を新たに実施することによりまして、町にとってどのような効果があるのか、それをしっかり見極めまして、費用対効果なども含めまして、実施するかしないかの判断をしてございます。

以上でございます。

- ○議長 12番、武藤道廣君。
- ○武藤道廣 新規事業は、今年度というか、4年度も新たなものが出ています。その考え 方としては、理解できました。

ただ、3年度から4年度にかけて、その見直しとか何かに例がありましたら、その事業の例を出していただきたいと思います。

- ○議長 総務課長。
- ○総務課長 お答えをいたします。

令和3年度における見直し事業という御質問でございますが、令和3年度の事業で、4年度に見直した事業が一つございます。一つというか、3年度まで町単独事業で実施してまいりました流域森林総合整備事業補助金、これは森林組合に対する事務費補助でございます。

それから、間伐材搬出費の補助金、これも町の単独事業で長年実施してまいりました。 これらにつきまして、事業の組立てを変えまして、森林環境譲与税を財源とした新たな 事業として4年度実施することによりまして、一般財源を二、三百万削減したということ でございます。主なものはそういったことです。

- ○議長ほかに。
 - 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 私のほうからは、今の新型コロナの影響を受けまして、常時、あるいはイベントが中止した中で、今後この令和4年度の予算の一般会計予算が62億2千万という財源が示されたわけであります。

その中で、今同僚議員がお示しされた中で、ちょっと類似的になるかとは思いますけれ

ども、予算の配分の特徴なんか伺って、財政調整基金との影響がどのようになってくるのか。また、町民の命を守るための新型コロナウイルスに関する予算なんかは、どのような形で投入されているのか、それが1点と。

それからあと、事務量の見直しがありまして、その後、非常に効果とか検証をされた上で、行財政改革がどのようにこの予算の令和4年度に反映されているのか。

それから、3点目に財政指標及び起債の状況と、将来支払っていく財政の中で、特に町として所見など、見通しを伺っておきたいと思います。

- ○議長 総務課長。
- ○総務課長 御質問にお答えをいたします。

まず初めに、令和4年度の予算編成の概要という御質問でございますが、令和4年度の当初予算編成につきましては、予算の効率的・効果的な活用を基本に、町の総合計画第4次に掲げます「笑顔つながり夢ふくらむまちーずーっと西会津―」の実現に向けまして、今ほど議員からもお話ありましたが、新型コロナウイルス感染症対策を図りつつ、人口減少に歯止めをかけるための地域経済の活性化や町民福祉の向上、人材の育成などにつながる事業に重点的に予算配分したところであります。

この結果、令和4年度一般会計予算の総額は、62億2千万円となりまして、対前年度比3億500万円、率にして5.2%の増となったところであります。

令和4年度一般会計予算の特徴でありますが、先ほど申し上げました地域経済の活性化 や町民福祉の向上、人材の育成などさらに推進させるため、新たに取り組む事業や内容を 拡充した事業を数多く予算計上したところであります。

その主な事業を申し上げますと、新規事業におきましては、集落型ライスセンター整備 事業や農業公社設立準備事業、有害鳥獣解体処理施設整備事業などであります。

また、拡充事業につきましては、移住者の雇用に対する支援を新たに追加しました町内 支援企業補助金、第2子目から50万円を支給することとした出産祝い金、現金支給を20 万円に増額しました結婚祝い金、補助対象を高校生まで拡大した英語検定受験料補助金な どであります。

一方、新規事業や拡充事業を予算計上する上で必要な財源につきましては、ふるさと応援 接寄附金の増額などにより対応したところであります。

財源調整として、毎年予算計上しております財政調整基金の繰入金につきましては、今年度4億2千万円でありまして、前年度よりも2千万円少ない繰入れとなったところであります。

以上が令和4年度当初予算の概要でございます。

続きまして、財政調整基金に関する御質問にお答えをいたします。

財政調整基金につきましては、災害発生時の応急対応など、想定外の支出に充てたり、 今後予定される事業の財源に充てるために積立てしておくなど、家庭で言えば貯金と同じ であります。

財政調整基金の残高でございますが、令和元年度末残高が7億1,363万4千円、令和2年度末が7億5,128万4千円でありまして、まだ確定はしてございませんが、令和3年度末につきましては、特別交付税の昨年度決定額が4億4,700万ほどでございましたが、3

年度、4億程度で決定されれば、財政調整基金は、8億円から8億5千万、令和3年度末 残高になる見込みでございます。

また、財政調整基金は目安として、標準財政規模の10%程度の積立てが望ましいとされているわけでございますが、本町の標準財政規模が約37億円でございますので、本町の場合は、20%を超える残高となっているというところでございます。

続きまして、コロナ予算という御質問でございますが、全員協議会の中で御説明したところでございますけれども、全部は当初予算で15事業、コロナウイルス感染症対応を地方 創生臨時交付金事業として計上してございます。

具体的に申し上げますと、老人保健施設の感染防止対策の改修、それから診療施設勘定への繰出金、あと主なものですと、子育てコミュニティ施設の改修、それから今年度も高齢者世帯等の弁当配食も行うと。さらには、鳥獣被害防止に係る電気柵設置、あとは議会のデジタル化の推進事業等々に充当して、コロナ対策を図るということでございます。

続きまして、行政改革についての御質問でございますけれども、行政改革につきましては、令和元年度に本格的に使用料・手数料、事務事業の見直し、業務改善等に取り組んだところでございまして、先ほど議員からお話のありましたデジタル戦略の事務事業等の推進によりまして、全課を対象としました業務量調査を実施したところであります。

この調査によりまして、現在の各課の業務量や職員でないとできない業務、職員でなくてもできる業務などの分析がされました。今後それらを踏まえた職員の人員配置、さらには民間へのアウトソーシング等についても検討してまいる予定でございます。

それから最後に、財政指標についての御質問でございます。

これにつきましても、昨年9月の定例会、令和2年度決算の御説明で申し上げましたとおりでございますが、令和2年度決算、経常収支比率が88.6%、公債費比率が6.5%、ジュンカ公債費比率が6.5%、実質公債費比率が12.8%、将来負担比率が103.2%と全てにおきまして前年度、令和元年度より数値が好転してございまして、いずれも警戒ラインを大幅に下回っているところでございます。

また、財政指標の数値に影響を及ぼします起債の償還額でございますが、今後の見込みですと、令和4年度の償還額、起債の償還額8億5,922万2千円がピークでございます。それを過ぎますと、令和8年度には7億円台、令和11年度には6億円第に減少する見込みでございまして、それに伴い、実質公債費比率等の財政指標もさらに好転していく見込みであります。

以上であります。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 内容、よく分かりました。その中の新年度予算の中に、遊休公共施設のようなものがあるとは思いますけれども、そういった施設をどのように反映されているのか、この予算の中で特に反映されている部分があるとすれば、お伺いしておきたいと思います。
- ○議長 総務課長。
- ○総務課長 遊休施設についての御質問にお答えをいたします。

令和4年度予算で遊休施設施設に係る分の予算につきましては、総務費の財産管理費の 中で、旧芝草中学校の体育館の取壊し1千万、それから、旧野沢中の体育館の取壊し1千 万、それから昨年度、令和3年度に取得しました芝草の倉庫の改修費、それが200万円の 計上がございます。

かなり本町には遊休施設、かなりの数ございます。かなり老朽化して危険な遊休施設もだんだん増えてまいりますので、計画的に取壊し等を進めたいという考えでございます。

さらに、跡地利用ができるものについては、ただ単に取り壊すだけですと、町の一般財源で手当しなくてはいけなくなります。それが跡地利用で新たな施設等を整備する際には、取壊し費用も補助、起債の対象になる場合がございますので、そこら辺もうまく活用しながら、今後の遊休施設の活用、処分等を考えてまいる考えでございます。

○議長ほかに。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、私は財政運営についてお尋ねをしたいと思います。

近年、委託料の増加や喜多方町村組合等の負担金、そういうふうなことで委託料の増加であったり、広域組合の負担金の増加ということがまた挙げられてきていると思いますが、そういう中で、町としてどういうような、これから私これから言いますが、どのような運営していくのか、まずお尋ねをしたいと思います。

まず、指定管理委託の中で、今年新年度予算の概要の説明中で、ケーブルテレビ放送設備、主な新規事業としてケーブルテレビの放送事業、更新事業として3千万、令和3年、昨年といいますか、昨年のあれでは映像機器高度化更新事業として5,800万というようなことで、またさゆり公園やロータスインについては、長寿命化計画の中でいろいろやっているわけでありますが、いろんなその財源については、いろんな有利な起債とか、公金算入されているとかいろいろあると思いますけれども、やはり償還というのは、起債の償還というのは確かに入ってくると思いますので、これからそういう指定管理者のそういういろんな新規企業や設備投資の中で、起債の償還などにはこれから影響してこないのかどうか。

それからもう一点は、やはり今総務課長の答弁だと起債の償還はピークが4年だということでありますが、これが終わるまでは、やはり大規模事業というのは、かなり難しくなってくるんじゃないのかなと思いますが、その辺の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

- ○議長 総務課長。
- ○総務課長 お答えをいたします。

先ほど5番議員にもお話しましたが、起債の部分につきましては、令和4年度が償還の ピークということでございます。

今後令和8年度には7億円台、それから令和 11 年度には6億円台に減少していくという見込みでございます。

まず、一般会計で申し上げますと、今回令和4年度に償還が8億5,900万ほどでございますけども、このうち交付税に算入される割合が70%を超えてございまして、実質30%が一般財源で手当するようなことになります。

それで、あともう一つ今後の大規模事業についての御質問でございますけれども、今現 在総合計画の実施計画、3か年計画、4、5、6までですが、その中では、大規模事業の 予定は計上されてございません。

ただ、今後そういった必要性が出てきたときに、大規模事業についても必要があれば当然実施していかなくちゃいけないという場合もあると思いますけども、まず、今の起債の償還の山といいますのは、大規模事業を短期間に行ったと、こども園しかり、小学校しかり、そういった大規模事業を短期間で実施した部分の起債の償還の増になっているということでございます。

ですから、今後大規模事業を実施する上で、その償還がある程度見通しがついたときに、 大規模事業をまたやるようなことであれば、起債の償還の平準化が図れますし、今後の財 政運営も見通しが立つのかなということでございます。

ですから、実施計画には、具体的な大規模事業は載ってございませんけども、今後そういった必要性が出た場合は、起債の償還、そのほかの財政需要等も見込んだ上で実施の時期については、判断していくということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 よろしいですか。ほかに。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお伺いします。

まず一つ目は、これも各課にわたっていらっしゃいますけども、地域おこし協力隊についてでございます。これは導入以来、相当大勢の隊員の方が本町で活躍していただいて、町の活性化に寄与していただいたと私は認識しておりますが、以前から申し上げているように、地域おこし協力隊、本来の目的は、都会で働いている方が田舎に来て、定住にもつなげていきたいというところがあると私は思うんですが、全国的には6割以上の方が任期満了後は、定住されている。その半分以上は起業されているというのがデータもあるようでございます。

先ほど総務課長のお話の中で、創業に関しましては、伴走型の創業支援等々ありますが、 中にはその起業に適さない業種なんかも私あるような気がしております。

そんな中で、いわゆる任期が最長2年延びて5年までになるというお話も伺いましたが、 任期満了後の受皿対策というか、対応というのは、もう以前からも大切だなという思いで ありますが、各課どのようなそういう任期満了後の隊員の定住に向けての取組はされてい るのか、それをまずお尋ねします。

あと委託料は、12番でお尋ねしたので大体分かりましたが、一つだけお尋ねしたいんですが、委託にもいろいろ種類があって、単年度で成果を出さなきゃいけない委託というのもあると思います。

その中で、年度中にいろいろヒアリングしながら、成果を年度内に出すというものも私 はあろうかと思いますけれども、年度末まで成果品を出して、年度末成果品が出てみたら、 当初想定されたような成果、効果が出なかったと。

でも、当初予算には次年度も同じような委託料を計上してあるようなケースが私はあるのかなという思いがありますが、そういう場合どのような対応をされるのかお尋ねします。あと、これも5番議員で出ましたけれども、西会津町デジタル戦略の中で、行政DXの

中で、私は昨年度業務量調査をして、新年度は人的、予算的も含めてめり張りが効いた、

分かるような形の予算が出てくるのかな、人的配置も含めて出てくるのかなと思いましたが、今の御答弁だと新年度の中で考えていくというような答弁でしたが、それは間違いないのか、これは確認でございます。

あと、新年度いろんな事業を進めていかれる中で、この長引くコロナウイルス感染症対策、不況という中で、いろんなところへ支障が来ております。世界的な物流の停滞だったり、部品の供給ができない、資材、燃料等の高騰、世界的にサプライチェーンの崩壊なんていうことが叫ばれている中で、本町でいろんな事業を進める上で、私はある程度この対策も取っておかなきゃいけないのかなと。

資材、部品等々の高騰も含めて、物が入ってこない、あるいは予定したことができない 等々も考えられますので、そういうところの対策はどんなことを考えているのか。

あと、これも一部重複しますけども、新年度のいろんな行事、イベント等の考え方、これは新型コロナウイルス感染症の動向というか、数等々の動きを見ながら国県の指針に従ってということに御答弁はなるんでしょうけども、新年度は、これだけワクチン接種が進んで、あるいは国内の製薬会社も経口薬品、飲み薬等々も開発されてきたなんていう中で、新年度は、いわゆる通常の生活、普通の生活に戻るための1年ではないのかなと私思いますが、そのイベントとか行事に当たっての考え方等々、あれば、私が言った以上のことがなければ、それでしょうがありませんけれども、お尋ねします。

以上です。

- ○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。
- ○商工観光課長 まず、私のほうからその協力隊の起業、あるいはその任期満了後の進路 等についての御質問にお答えさせていただきます。

協力隊につきましては、行政課題、地域課題に取り組む隊員と起業を目指している隊員といるわけでございますが、起業を目指している、起業を目的に当初から任用した隊員につきましては、現在もう既に起業を始めている隊員もございますし、任期1年目からその起業に向けてのサポートを担当課のほうで行ってきているところでございます。任期満了後も起業できる見込みで現在進んでいるところでございます。

そのほか、地域課題の解決、行政課題に取り組んでいる隊員につきましては、任期満了の1年前から任期満了後の進路について、定期的にヒアリングを行ったり、起業を目指すものについては、創業塾等の受講を含めて起業のサポートを行ってまいってきているところでございます。

それ以外、起業せず就職をするという隊員もございますので、それにつきましては、できるだけ進路選択の幅が広がるように、それぞれの配置課でサポートをし、また任期満了の半年前からは副町長を中心としたヒアリング等も強化しながら適切にサポートしているところでございます。

以上でございます。

- ○議長 総務課長。
- ○総務課長 まず、委託料、単年度の委託で成果が出なかったもので、新年度予算にも計上されているものがあった場合の扱いということでございますけども、先ほどもお話しましたが、委託料の評価、検証につきましては、担当課がやってございます。

その結果、好ましくない結果が出た場合には、新年度で予算を取ってございます、業者を代えるとか、そういった部分で成果が挙がらなかった業者については、変更もあり得るという考えでございます

それから業務量調査を踏まえた職員の人員配置という御質問でございますけれども、これにつきましては、令和4年度にきちんとその調査の結果を踏まえた人員配置を令和5年度から実施するようなことで考えてございます。

それから、コロナウイルスの影響で資材の調達、なかなかできない状況にあるというような御質問でございますけれども、実際その令和3年度事業におきましても、そういった資材の調達が遅れて事業を繰り越したというような事業もございます。町としてできることは、早めの発注、それで何とか年度内に資材も調達できて、業務が完了するようなことになるように早めの調達以外手はないのかなというふうに考えてございます。

- ○議長 健康増進課長、小瀧武彦。
- ○健康増進課長 それでは、御質問のうち、コロナウイルス感染によるイベントの考え方 についての御質問にお答えをいたします。

議員先ほど申されましたように、基本的に国が発出する緊急事態宣言でありますとか、 まん延防止等重点措置が発出されれば、その行動制限によって町も基本的に対策を講じて いくということが基本になろうかというふうに考えております。

ただし、町の事業でも、実行委員会形式で行っているものにつきましては、その実行委員会の中で十分協議をして開催の可否を判断することになろうかと思いますし、また町の公共施設の利用制限につきましても、その時点の感染の拡大状況を見まして、施設の指定管理者などと協議して、それぞれ対応を進めていきたいというふうに考えております。

- ○議長 9番、先ほどの地域おこし協力隊、これは各課にいろいろまたがってというか、 各課にそれぞれおられるわけだけど、ここに加えなくてもいいですか、それは商工観光課 長。
 - 9番議員がいいですということですので。
 - 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 今ほどの地域おこし協力隊の件なんですが、再三御説明いただいているように、 その地域おこし協力隊に係るお金というか、全部特交措置されるということで、町の負担 はないということで認識しておりますが、以前のようにね、何というか、町の臨時職員の ような、言葉悪かったら訂正しますけども、雇用の使い方というか、そういうことでなけ れば、私は、最近はよくなってきたなという思いがありますので、それよりもやっぱり定 住に向けた取組というの、これからうんと大切になってくると思いますので、その辺の手 当をしっかりしていきたいという思いでおります。

あと、御答弁いただきましたので、理解できました。

○議長 今の要望でいいですか、答弁いいですか、要らない。 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 以上で総括質疑を終わります。 続いて、款ごとの質疑を行います。 款ごとの質疑につきましては、発言されるとき、質問事項のページ数も言っていただければ答弁がしやすいのかなと思いますので、御協力をお願いします。

まず、歳入であります。1款、町税。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、まずページ数はいいと思いますので、最初なので。

1款、町税ということで、全体的には予算としては127万5千円の減額というようなことであります。そういうことで、中身といいますか、町民税の個人、法人、固定資産税の中身について、お伺いをしたいと思います。

個人町民税については、昨年と比較して 108 万円の減額だということであります。その 要因ですね。これは個人町民税については、人口減少やいろんなことで昨年も 400 万ほど 減額されておりますので、人口減少なのか、またはそれとも農業の米の計画によっての所 得減なのか、その辺について。

あと、法人については、229 万6千円増というようなことでありますが、この要因についてですね。これは、昨年はたしか企業がやめるというか、そういうようなことで減るのかなと思ったのですが、法人については増えています。

あと、固定資産税についてですね、319 万 9 千円ですね、減額の要因について説明をしていただきたいと思います。

- ○議長 町民税務課長、渡部峰明君。
- ○町民税務課長 町税のまず住民税、個人住民税についての御質問にお答えをいたします。 令和4年度108万の減ということでございますが、納税義務者の予算編成時に納税義務 者の減ということで74人ほど減っているというところでの減額、また、普通徴収に係る所 得の減によって、そういう部分も含めまして減額ということでございます。

法人町民税の229万6千円の増額につきましては、まず所得割が増額となる部分が、すみません、税割ですね、税割の部分が増となる部分がございます。令和3年度の収入見込みが増額になるということで、そういう見込みから令和4年度当初においても、下落率も見ているわけでございますが、全体的には増額ということになります。

固定資産税の319万9千円の減額につきましては、評価額が1%ほど下落します。そういう関係で、標準課税額が減額となって、税額も減額となるということが主な要因でございます。

なお、空き家等の滅失、除却もかなりの件数ございまして、新築よりも滅失のほうが多かったということもありまして、家屋の固定資産税の減につながっていると。

あと、償却資産につきましても、年々償却資産が減っているということでの減額の要因 でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2款、地方譲与税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3款、利子割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4款、配当割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5款、株式等譲渡所得割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款、法人事業税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7款、地方消費税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8款、環境性能割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9款、地方特例交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10款、地方交付税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 11 款、交通安全対策特別交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12款、分担金及び負担金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款、使用料及び手数料。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 14款、国庫支出金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 15 款、県支出金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 16款、財産収入。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 17款、寄附金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 18款、繰入金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 19款、繰越金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 20 款、諸収入。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 21 款、町債。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 続いて、歳出に移ります。

1款、議会費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2款、総務費。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 こちらの歳入歳出の予算総括表から、事業の内容について幾つかお尋ねいた します。

まず、中段あたりにある協働のまちづくり推進事業と、並びに中心エリア整備構想策定 事業のまちづくりデザイン会議、これらの取組について、それぞれお尋ねしますが、まず、 それぞれの事業においてアドバイザーが関わられるということで、そのアドバイザーの関 わり方、講義を受けてそれぞれの委員の人たちが話し合ってもらうのか、あるいはその委 員の人たちに寄り添ったような形で関わられるのか、そういうようなアドバイザーの関わ り方をどのように考えられているのかということと。

あと、それぞれのグループで上がってきた具体的なアイデアを実際にやってみるというようなことも事業の中に組み込まれていますけども、その実際にやってみる上での規模というか、具体的な予算規模、どのぐらい取られているのかということについてお尋ねいたします。

次に、集落支援事業についてですけども、これ提案理由の説明等の中でも、いろんなところでも出てきましたけれども、これまでは奥川地区、新郷地区の2地区だったのが、野沢、尾野本、群岡まで広がってきたということで、その範囲は広がっても、人員的には集落支援1名、協力隊2名ということで、対応する人員が変わっていない中で、どういった人員配置であったり、その全体を網羅するための体制というのが考えられているのかということ、これ2点目です。

三つ目が下から四つ目、地域おこし協力隊の配置事業は重要政策で御説明いただいた内容なんですけども、番組制作分野における番組制作業務、アナウンス業務、放送業務全般ということで、すみません、これは大丈夫でした、理解しました。

デジタル戦略の推進分野で、どういった人材、例えばICT技術にたけた人なのか、あるいはCDOのような、事業全体を推進するようなそういった人材なのか、どういった立ち位置で業務に当たられる人材を募集するのかという点、お示しください。

あと、下から二つ目、10 ページの下から二つ目のデジタル戦略推進事業ということで、一般質問でも伺いましたけども、個別にお尋ねしますけども、まず首都圏等企業関係構築事業において、今年度は、令和4年度は令和3年度に関係が築かれたもの、企業との関係をさらに深めるということで、再度西会津町、我が町を訪問していただいて関係性を深めるというところの説明でした。

また、それに関連してというか、通じて実験的な取組ももう希望されているというところで、受け入れる、来ていただく企業はもちろんのこと、受皿となるような事業者であったり機関、この重要政策の資料でいうと、例えばB社であれば、中学校、高校での自社製品を使った体験であったり、C社、D社であったら医療福祉関係ということで上がっていますけども、その受皿となるところとの調整というのは、どのように考えられていらっしゃいますか。

あと、実験的な取組が行われていくとしたら、そこでかかる経費というのは、町負担なのか、あるいは来ていただくその企業側も一部負担していただくのかというところについ

てもお尋ねします。

あと、これもデジタル戦略関連ですけども、申請であったり届出等のオンライン化についてですけども、今年度オンライン化されるものがあるということでしたけれども、具体的にどういったものがオンライン化されていくのか。

あと、例えばコンビニで申請するだったりパソコンで届出するような形で、どういった ツールを用いて申請だったり届出等がオンライン化されるのかどうかについてもお尋ねし ます。

そして最後に、AIオンデマンドバスが今年度から本格始動されるということで、今まで試行的にも行われてきた中で、今年度から変わる点等があればお示しいただければと思います。

以上です。

- ○議長 企画情報課長、伊藤善文君。
- ○企画情報課長 それでは、2款の企画費の部分についての御質問にお答えいたします。 まず、協働のまちづくり及び中心エリア整備構想事業の中のいわゆるまちづくりデザイン会議の部分の運営の方法という部分、またアドバイザーとの関わり方という部分について、お答えしたいと思います。

まず、協働のまちづくり推進委員会につきましては、令和4年度につきましては、各グループが提案している各課題について、まず実現していくというような方向性でまず進めていきたいと考えております。

それに当たりまして、アドバイザーに関する関わり方という部分については、座学方式ではなく寄り添い型で、その課題に対してどういう解決方法がベストなのかという部分のアイデアをいただくような形で、寄り添い方ということで、またそのイベントなり成果を出すためのイベント等の会場にも来ていただくような形で、様々な寄り添い方、いわゆる伴走型という形でアドバイザーのほうはお願いしたいと考えているところでございます。

中心エリアの部分につきましてのまちづくりデザイン会議につきましても、四つのグループにあります、移動、拠点、ネットワーク、交流というような部分の中のそれをもう少し議論を深めていくという部分で、こちらのほうは協働のまちづくり、まだ熟度が若干遅い部分もありまして、座学も含め先進地事例の勉強会等も踏まえながら、それと合わせて若干その課題に対しての寄り添った形でのアドバイザーの委託を進めていきたいということで、それぞれ考えているということでございます。

まだ、アイデアに対しての予算規模という部分ではございますが、運営経費等もございますが、まずそれぞれ各グループは総額で大体 25 万円、20 万円から 30 万円程度の予算、全体ですね、確保するという部分でございます。

中心エリアについても、必要な部分があれば、町の中の予算の中で対応していくという 考え方で進めていきたいと考えているということでございます。

続きまして、2点目の集落支援事業という部分でございますが、町長の提案理由の中でもございましたが、まず、今年度につきましては、集落支援員が1名、それで集落支援を担当する地域おこし協力隊が2名ということで配置、今令和3年度と変わりませんが、一応こちらのほうにつきましては、集落支援につきましては、今までどおり重点集落という

部分と言われるものプラス今現在、その当時設定した部分とは高齢化率が変わっているので、高齢化率が約80%超えている行政区もございますので、その辺を中心に回っていただきたいと。

4年目を迎える隊員につきましては、今度は野沢、尾野本、群岡地区の地区を中心に回っていただきまして、それぞれ課題の把握に努めながら地域に対してどういうふうな形の支援ができるかというのを模索していきたいと。

ただ、令和3年度におきまして、出ヶ原自治区並びに屋敷自治区でのコミュニティの活性化の部分についても引き続き支援をしていきたいと。それと合わせて、もう少し範囲を広げてどれだけの課題があるかという部分を探っていきたいという部分で考えております。

また、新規に採用する隊員につきましては、今1年目ということもございますので、これまでの町の集落支援の取組について、伴走支援一環から、奥川地区並びに新郷地区に配置していきたいということで考えております。

そういう形で集落の活性化に向けて集落支援事業を強化していきたいと考えているとい うことでございます。

続きまして、地域おこし協力隊のうちのデジタル人材という部分、どういう関わり方をするのかという部分につきましては、この方につきましては、もちろんITスキルを持ち合わせた方ではございますが、コミュニケーション力が高い方でございますので、こちらのほうにつきましては、デジタル戦略の中で人と人をつなげる、いわゆるつながりをつくっていくというか、つながりを大切にしながらどういうものでマッチングしたらいいのかという部分の仕組みづくりを行っていただきたいということで考えているということでございます。

したがいまして、常駐、役場にいるのではなくて、人との交流の場をつくりながら様々な場面を捉えて、人と人をつなぐ仕組みづくりを構築していっていただければなと。それに当たりましては、やはりいろいろな御意見を各種、協働のまちづくり並びにまちづくりデザイン会議、その他様々なところに出向いて、どういうものが西会津町に合っているのか、どういうデジタル技術が要るかという部分を踏まえて検討していただきたいなと考えております。

なお、この人材につきましては、CDOが直接指導するという形で考えております。 続いて、デジタル戦略のうちの首都圏企業等との関係構築事業という部分についてお答 えしたいと思っております。

こちらのほうにつきましては、総事業費で396万円ほど予定しておりますが、一応考え方としましては、いわゆる進行管理ということで企画運営、宣伝活動費で約60万円ほど見ておりまして、あとそのいわゆる個別ということで、その訪問したい企業がどういうものを実施したいかとか、そういう部分を聞き出す部分とかそういう部分、または参加企業が一応こういうことをやってみたいという部分で、企業が持つ部分もございますが、町でもそれなりの支援をするという形で、それぞれで300万円ほどということで、それぞれ訪問を決めた企業のある程度の支援は行っていきたいということで、予算計上をしているということでございます。

ただし、企業からも負担金を少しは頂くというような方向で進めておりますので、その

辺、実効性が上がるように進めていきたいと考えております。

また、その受入れ体制につきましては、その企業が実証実験としてフィールドとして活用したい場合について、町としてもそういうふうな協力体制を取るために企画情報課で関係各課並びに事業所、団体と連絡調整を取りながら事業構築を進めていきたいというふうに考えておりますので、それを踏まえて町で本当に起業が可能なのかどうかとか、様々な部分を探っていきたいというふうに考えております。

最後に、オンライン化されるものということで、届出のシステムがオンライン化されるのか、どのような手法でという部分でございますが、一応こちらのほうにつきましては、今現在水道と下水道の給排水並びに公民館施設の利活用状況という部分で考えておりますが、これから拡充していくものということで、押印見直しとか対面規制の見直しという部分がございまして、まずいわゆる今導入化用として考えている部分につきましては、全部で15ほどこれから増やしたいなと考えております。

一応例を挙げますと、ケーブルテレビの加入・変更届とか接続サービスの加入・変更・ 解除届、あとイメージキャラクターの使用許可申請書等、可能なものから実施していきた いなと考えているところでございます。

また、各課の対応になりますが、テレワークセンターの多目的スペースの使用申請並びによがイ版スプラットの利用申請等、またあと道路関係では、道路占用申請、あと屋外公告許可更新申請などを順次AIシステムが完了次第拡大していきたいと考えています。

こちらのほうにつきましては、主に町の公式ラインからもできるようにもしますし、パ ソコン上からインターネットに接続してきまして、町のオンライン申請のほうにアクセス いただければ申請できるような形というふうな形で取り組んでいきたいと考えています。

なお、このシステムにつきましては、県のオンライン申請のシステムに加入しておりま すので、それと合わせて順次拡大していきたいという方向で考えています。

企画情報課からは以上です。

- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 それでは、AIオンデマンドバスの御質問にお答えをいたします。

昨年 11 月8日から実証運行ということで開始してございます。開始当初から既存のバス停 200 か所にさらに 100 か所、バーチャルバス停を追加しまして、より近くから乗降ができるということで始めてございます。

4月から本格運行ということで、現在進めているところではございますが、特に今大きく変わる点というのは、今のところございません。

今後も4月からそれで決まりということではなくて、バーチャルバス停も増やすことも 可能でありますし、今後ニーズに極力対応できるように、利用しやすい利便性向上を目的 として今後もさらに改良を重ねながら進めてまいりたいということで考えてございます。

- ○議長 1番、荒海正人君。
- ○荒海正人 ほとんどの内容については、理解しました。

1点だけ、再確認も兼ねてですけれども、地域おこし協力隊のデジタル人材ですけども、 いろんな人材、人と人をつなぐマッチングする人というような形でしたけども、これも一 般質問でも取り上げましたけれども、本当にデジタル戦略各事業に網羅されているという ことで、外部であったり地域とのつながりもそうですけども、庁舎内での各事業、それぞれの課ごとのつながりも結構大事だなと思っていますけれども、そういった庁舎内の調整だったり、マッチング等も同時に行われていくようなイメージでよろしいのかということを最後お尋ねします。

- ○議長 企画情報課長。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

まず、このデジタル戦略推進分野の地域おこし協力隊につきましては、もちろん現在のCDOの指導のもとに業務を進めるということでございますので、CDOが関係する事業系については、それぞれ関わっていくのかなという部分では想像しておりますが、また町でもやっております事業でございますが、まず先ほど申し上げました人と人をつなぐ仕組みづくりの部分も一定ございますし、またデジタル教室並びによろず相談室等も担っていただこうということで考えておりますので、その辺で課題が出てきたものについて、それをうまくつなげられるような仕組みをつくっていくという部分で、デジタル技術と合わせていわゆるコミュニケーション能力も十分必要な業務になるという部分でございますので、その辺は、十分に議員御指摘の部分、各課との課題の把握も合わせて取り組んでいければな考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長ほかに。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私は、42 ページの温泉施設管理業務委託料について、質問させていただきたいと思います。

まず、全員協議会で説明がございましたが、今回の委託料は、温泉施設分が 5,138 万、 そして初めて、私がこの議会に出るようになって初めてですね、404 万円の宿泊施設分が 加わっております。

お伺いしたいのは、まず第1点は、この振興公社の委託料の中に含まれている 404 万円、 これはこの具体的に言うとロータスインなんですが、その宿泊部分の赤字の2分の1を町 の財政から補填するというふうに承知しておりますが、それでよろしいでしょうか。

そして第2点目、この予算措置は、今年度限りと考えてよろしいのでしょうか。

3点目、今までその宿泊部分は、民間企業の部分であり、私たちはなかなかそれについて説明を求めることができませんでしたが、今回からはその民間企業分についても公費を投入するという御判断、私はこのロータスインの存続に関しては、もちろん否定するものではございませんが、ただ、やはり議会として公費が投入されるものでございますので、3点目として、今後振興公社の経営状況について、議会へ説明する必要があると思いますが、いかがでしょう。

そして4点目でございます。それから、今後経営改善についての具体的な方針を議会に示す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

そして最後の5点目です。議会が必要と認める場合、必要と認めるものを議会に呼んで 説明を受けることも必要と思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

- ○議長 商工観光課長。
- ○商工観光課長 3番、小林議員の温泉施設管理業務委託料についての御質問にお答えを

いたします。

全員協議会でも御説明申し上げましたとおり、令和4年度から宿泊施設分の委託料につきまして、収支の不足額の2分の1を町が指定管理委託料として計上させていただきました。この財源につきましては、町の一般財源でございます。

なお、令和4年度限りの措置かという御質問でございますけれども、そのとおりでございまして、令和5年度以降も支援等が必要な場合につきまして、改めて議会のほうに御提案申し上げる考えでございます。

また、振興公社の経営状況、そして経営改善の方針について、議会に明らかにすべきではないかという御質問でございますけれども、6月議会におきまして、例年振興公社の経営状況につきましては、御報告を申し上げ、事業計画につきましても、御説明申し上げているところでございます。次回6月でまた振興公社の経営状況について御説明申し上げる際に、これまで以上に丁寧にその経営の状況、そして今後の事業展開につきまして、御説明を申し上げる考えでございまして、その内容につきましては、振興公社とよく協議をして細かく聞き取りをしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、議会への出席につきましては、議会の中でよく御判断をいただければというふう に考えてございます。

以上でございます。

- ○議長 4番、秦貞継。
- ○秦貞継 何点かお伺いいたします。事項別明細書の43ページでございます。

確認なんですけども、国際芸術村事業委託料 145 万円と、国際芸術村施設管理業務委託料で 1,500 万 3 千円が出ていますけども、ここに係る指定管理の総額を確認のためお示しください。それが 1 点で。

次が、地域おこし協力隊募集活動業務委託料で120万が出ているんですけども、これは どういった内訳でどこに委託されているのか、ここをお示しください。

あと、その同じ項の中で、地域おこし協力隊活動支援業務委託料、またここでも委託料が出てきているんですけども、478 万8千円、これはどこにどのような形で支払われているのかをお示しください。

あと、先ほど来、その地域おこし協力隊の質問が出ていますけども、一生懸命頑張っている方々、西会津町のために一生懸命頑張っている方々がほとんどですけども、その辺の地域おこし協力隊の評価検証はどのように行われているのかをお示しください。

以上です。

- ○議長 商工観光課長。
- ○商工観光課長 4番、秦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、芸術村の関係でございますが、芸術村の運営事業委託料 145 万円につきましては、これは芸術村公募展の開催費用でありまして、これは指定管理者ではなく、NPO国際芸術村のほうに委託している経費でございます。したがいまして、指定管理料につきましては、1,500 万 3 千円、これが芸術村指定管理委託料の総額でございます。

それと、協力隊の募集業務委託料についてお答えをいたします。まず、委託先につきま しては、全国で様々な地域おこし協力隊は募集業務を受託している実績のある業者ござい ますので、その実績等を勘案しながら公募によって委託先は決定してまいりたいというふうに考えてございます。

その募集業務の委託の内容についてでございますけれども、まだ詳細な企画については、これから練っていくわけでございますが、大きく分けますと、その募集イベントを首都圏等で開催して、それで地域おこし協力隊に応募してくれる方々へ動機づけを行うというようなことと、もう一つは、実際に西会津に来てもらって、そのお試し体験、お試し協力隊という制度なんですが、そういった体験をしてもらうことの委託、その二つで今のところ考えてございます。

それと、地域おこし協力隊の活動支援業務委託料についてでございます。これにつきましては、法人に所属している隊員がございます。その法人に対して、委託料を一括で払って、その法人からその隊員に給料と活動費を支払ってもらうという仕組みになっております。したがいまして、1名の隊員なんですけれども、その隊員に係る給料、活動費について、一括して所属する法人に支払って、委託をして、そこから隊員に支給してもらうと、あるいは活動費については、その法人から直接支払う、物を買ったり、そういったものは直接支払いしてもらう、そういった内容になってございます。

地域おこし協力隊の活動の評価検証につきましては、毎月隊員につきましては、活動の報告を上げていただいております。その報告に基づいて協力隊のミーティングを毎月行っております。全隊員が出席をして商工観光課のほうでその会議を運営しているわけでございますが、それぞれその中で商工観光課のほう、あるいはそれぞれ隊員同士でお互いのその活動について評価検証をし合うというような内容でも行ってございます。

また、それぞれの行政課題に応じてそれぞれの課に配置してございますが、日常のその 業務の中でそれぞれの各課、所属課のほうで活動の点検をし、日々評価をしていただいて いるというような状況でございます。

以上でございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 そうすると、国際芸術村の指定管理委託料は 1,500 万 3 千円以外にはお支払い していないということでよろしいですね、分かりました。理解しました。

それと、今の説明ですと、地域おこし協力隊員募集活動業務委託料の120万というのは、これから公募してイベント、お試し等を担当してもらうというお話だったんですけど、これ去年、私の記憶では余っていたかどうかちょっと定かではないんですが、これじゃあ新しく新規事業で入ったものなのか、それとも、もし去年やっているのであれば、去年はどこの業者に委託していたのかをお示しください。もしくは、去年、それ以前のもお示しください。

あと、その地域おこし協力隊活動支援業務委託料がちょっと私、理解できないんですけども、私は、地域おこし協力隊の給料というのは、国から来て町が支払っているのかなと思っていたんですけれども、こういった給料を支払う人が専門にいるのか、それともこの478万8千円もらっている人というのは、今までこんな人がいるというのは、私分からなかったので、この1名というのは、普段どんな活動をされているのかもお示しください。

あと、その評価検証はミーティングで隊員同士でも反省し合うというお話でしたけども、

これ例えばそれぞれの担当課で、自分の担当課の問題を地域おこし協力隊の方の力を借りて解決しているということでありましたけども、その担当となっている地域おこし協力隊員に対しての指導、監督というのは、町のほうでその権利を有しているのかどうか、そこを確認のためお伺いします。

以上です。

- ○議長 商工観光課長。
- ○商工観光課長 再質問にお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊員の募集に関してですが、基本的に次年度の隊員の募集に関して行うものであります。したがいまして、令和3年度につきましては、令和4年度に配置を予定している隊員の募集の業務を行ったということで、令和3年度におきましても予算措置をしております。

令和4年度の隊員につきましては、現在のところ、その募集イベント等を行わなくても、 その公募によって応募して、既に採用を決めている隊員がほとんどでございましたので、 大きなイベント等は行いませんでした。

しかしながら、お試しの体験イベントは行いまして、これにつきましては、仙台にある 県内でもほかの市町村でそのお試しイベントを委託している業者がございましたので、そ ちらに委託をし、実施をいたしました。

企業名ですか、仙台にある民間の事業者に、実績のある事業者に委託をいたしました。 続きまして、地域おこし協力隊の活動支援業務の委託でございますが、ちょっと例を申 し上げますと、町内の民間企業に伝統工芸の分野で配置している隊員がおります。その隊 員につきましては、その会社でその伝統工芸の伝承に携わりながら、その会社のほうから その給料をいただいて、その活動に必要な経費は会社が支払うと、消耗品とかそういった ものですね、それに対して一括して町で委託料としてお支払いして、給料の支払いやその 他の軽費の支払いについては、その会社のほうにお願いしているというようなことでござ います。

令和4年度につきましては、その隊員が1名になりまして、古在の活用をしている隊員が1名ございまして、会社を自分で立ち上げて、もう既に起業しておりまして、その会社に所属しているという形になりまして、その会社に対して一括して委託料として支払って、そこから自分は給料をもらい、その活動に必要な経費については、会社のほうから支払うというような形になってございます。

これにつきましては、直接町からその給料を支給する方法と、そういった委託の形で支給する方法と、いずれにしましても、制度の運用の中でどちらでもいいという形になってございますので、隊員とより活動しやすい方法を選択させながら町のほうで適正に運用を図っているところでございます。

また、その評価検証について、各課で指導する権利はあるのかということでございますけれども、今申し上げたその活動支援業務委託料の対象となる隊員以外は、全て会計年度任用職員で任用してございますので、その職員の管理につきましては、それぞれの所属課の長がその権利を、その責任を持っているということでございます。

以上でございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 要は、じゃあこの一番最後の地域おこし協力隊活動支援業務委託料というのは、 支払い方法、その地域おこし協力隊、ある隊員の支払い方法に関して、こういう形で支払 っているという理解でよろしいですね。

分かりました。であれば以上です。

○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 次に3款、民生費。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 民生費について、こちらも総括表の事業内容についてお尋ねします。

重要政策でも御説明いただいた子育てコミュニティ施設運営事業についてお尋ねします。 全員協議会等でもお答えいただいたんですけども、来年度の体制としては、令和4年度 の体制としては、令和3年度と同様な形で行くということでしたけども、この説明資料の 中では、組織化に向けて利用者だったり、地域住民等の積極的な参加を推進して、意見交 換等の反映を行うということでしたけども、その意見交換であったり、意見を吸い上げる というような機会等が企画されているのであればお示しいただきたいというところと。

あと、第2期整備ということで、特に伺いたいのが床、屋根、外壁の修繕で、特に屋根だったり外壁は全面的な改修になろうかと思うんですけども、その改修工事が行われている間に施設自体の利用がストップしたり、またストップするのであれば、どれぐらいの期間を想定されているのかというところについてお尋ねいたします。

以上です。

- ○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。
- ○福祉介護課長 それでは、子育てコミュニティ施設運営事業についての御質問にお答え いたします。

議員が御質問のありました管理運営体制につきましては、令和3年度と同じく施設の管理については、委託業者に業務委託して管理、施設の利用に供していくということで考えておりますが、さらにその機能強化に向けて令和4年度中に様々な利用者の方ですとか、地域住民の皆さん、また関係機関の皆様などと検討を重ねながら、機能強化に向けた会合などを持っていきたいということで考えてございます。

具体的に今どういう方向に向けてその施設強化を図っていくのかというところについては、具体的な案などはございませんので、そちらの早急に取りまとめしまして、その取りまとまった方針について、必要な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2期整備ということで、施設の修繕を予定してございます。外壁ですとか、 あとは屋根、あと雪囲いの修繕などを予定しておりますが、令和3年度でできなかった部 分について、令和4年度に整備をしていきたいというふうに考えてございます。

なお、屋根や外壁など、今現在旧芝草保育所として利用していた期間から、また遊休施設として時間もたっておりますので、相当程度傷んでいるという現状がございます。それを修理してきれいな施設にしていくためには、相当の期間、工事修繕の期間が必要だというふうに考えてございますが、できる限り利用者の方の不便を来たさないようなやり方で

工事のほうは進めていきたいと考えてございます。

現在の土曜日、日曜日、祝日の利用になっておりますので、そういった開所日に配慮しながら、工事については平日を利用したりですとか、そういった利用者の方の御不便にならないような工夫をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4款、衛生費。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 衛生費について、これも総括表のほうで事業内容についてお尋ねいたします けども、総括表の12ページの新たな健康づくり推進事業ということで、鎌田先生であった り、奥先生が地域に入り込んでいただいてやられているということで、その特に伺いたい のがそれぞれの地域、各自治会において取り組まれていく内容について、お示しいただき たいのと。

あと、健康づくりというということで、比較的高齢者の多い地区が想定されるのかなという個人的なイメージも含まれているかもしれませんけども、そういった高齢者が多かったり、そういった地域への働きかけ等はどういった形で行われているのでしょうか。 以上です。

- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、新たな健康づくり事業についてでありますが、議員おただしのとおり、鎌田実先生であったり、奥知久先生から指導をいただいている事業で、令和4年度で4年目を迎える事業となっております。

特に、御質問にありました自治区への取組という部分で申し上げますと、集落に出向いての健康づくり座談会というものを開催しております。これにつきましては、健康口話でありますが、それだけではなくて、その集落で大切にしているものであったり、そういった文化とか、あと人とのつながり、そういった地域性をその地区の方々に事前にお話をしていただいて、その地域の課題をその講演会のテーマにするということで、座談会開催まで1回の準備と、次は本番ということで、2回がワンセットで座談会のほうを開催をしております。

これまで九つの集落、地域でこういった集落座談会のほうを開催しておりまして、開催された自治区からは、また次も開催したいでありますとか、あるいは地域によりましては、この活動をきっかけとして次の活動につながっているということで、1例を申し上げますと、ある自治区でこれまでサロン活動が実施をされていなかったところが、新たにこの活動によってサロン活動ができたということがあったり。

あるいは奥先生がなかなかコロナの感染拡大で西会津のほうにおいでいただけないときに、オンラインを活用してある集落で実施しましたところ、それがそのオンラインのほう、内容にその集落の高齢者の方、興味を持っていただいて、最近では新たにスマホを購入して、高齢者の方同士でSNSを取り組んでいるということで、この座談会をきっかけに、

新たに次の活動にも取り組んでいる自治区もあるということで、非常にこれからもこの活動を通して地域の中で、こういった次の活動につなげられるような事業にしていきたいということで、令和4年度につきましても、予算のほうを計上させていただいております。

また、高齢者の方へのその周知ということにつきましては、これまでもサロン交流会でありますとか、老人クラブの会長の皆様へ、こういった事業をやっているので、ぜひ実施をしたい自治区については連絡をしてほしいということで、何度かそういった形での周知を図っております。

ここも令和4年度につきましても計画的に集落に入っていくこととしておりますが、先ほど申し上げましたように、2回で1回のワンセットということになりますので、多くの集落を回るには、まだまだ時間が必要になってきますが、そういった活動を丁寧に行いながら、これからも取り組んでいきたいということで考えております。

以上です。

- ○議長 1番、荒海正人君。
- ○荒海正人 御答弁いただいた内容を伺うと、本当に一つ一つ手間をかけてやられている なという印象を持ちましたけども、一方で鎌田先生もそうだし、奥先生もそうですけど、 本当に忙しい方で、現地に来られるというのも難しい、大変だと思いますし、オンライン であっても忙しいお二方ということで、年間を通じてどのぐらい回数であったりというの は想定されているのかということで、何回もやっていただけるのであれば、すごく助かる んだろうなと思うんですけども、そのあたりの想定回数などというのは、事前にお持ちだったり共有されているのでしょうか。
- ○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。
- ○健康増進課長 それでは、お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、これまで九つの地域集落で実施をしておりまして、令和 3年度で申し上げますと、四つの地区で開催をしております。

この開催につきましても、これまでですと、行政がその自治区に開催をしてみないかということで打診をして実施をしてきたわけですが、今回の事業につきましては、集落の考えを大切にしたいということで、ある程度その集落の方が私の自治区でやりたいという考えを尊重したやり方にしているということで、一方的に町で自治区を指定してやるようなことは、今のところこの事業では、やり方として行っておりませんので、目標の回数ということでは、設定をしておりませんが、できる限り多くの自治区、あるいは地域で実施していただけるような、そういった周知はしていきたいというふうに考えております。

- ○議長 1番、荒海正人君。
- ○荒海正人 そしたら確認ですけども、であれば、各自治区で自主的にやりたいという人がいれば、鎌田先生、奥先生等の人件費取られていると思いますけども、それに構わず、その回数は、本当に自主的になればなるだけ確保していくようなお考えでいるかということを再度確認で御答弁をお伺いします。
- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、この事業ですが、奥先生と、あと地域包括ケア研究所という事業を委託している

事業の指導者、お二人が基本的に毎月一度西会津のほうに来庁をするということになって おりますので、月に一度来庁して2日間滞在しますので、その間の中の日程であれば、そ の集落に出向いての実施は可能ということであります。

なお、鎌田先生につきましては、この事業に直接今のところおいでいただくということ はなくて、鎌田先生、年に一度の講演会を主にお願いしているというところでございます。

○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5款、労働費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款、農林水産業費。

9番、多賀剛君。

- ○多賀剛 1件お尋ねしますけれども、新年度の重点重要事業の一つであります総括事業では下から2段目にありますけれども、有害鳥獣の解体処理施設を建設するというようなことで、これ確認も含めてですけども、これぐらいの御予算ですから、要は、単純に有害鳥獣を解体処理する施設、要は、捕獲された方の負担軽減ということもございましたけれども、それだけなのか。一般質問で言ったような将来的なジビエにつながるような施設にもなり得るのか、その点をお尋ねします。
- ○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。
- ○農林振興課長 有害鳥獣の解体処理施設の御質問にお答えいたします。

今回計画しておりますこの解体処理施設の整備につきましては、議員の一般質問でもお答え申し上げましたように、基本的には、解体処理、猟友会員が捕獲して、その後の解体処理をスムーズに行っていくための捕獲員の負担軽減のための施設ということで整備するものでございます。

施設につきましては、今想定していますのは、木造平屋建ての約40平方メートルほどの 施設に解体処理台、それから吊り下げる施設、冷蔵庫、そういったものを整備して、解体 処理した後は、埋設処分、または山都の環境センターに持ち込んで焼却処分ということで 考えております。

ジビエ利用につきましては、また別にということですが、それにつきましても、その実現に向けて今出荷制限かかっておりますが、そういった宣言解除に向けて町としては取り組んでいく方針ですので御理解いただきたいと思います。

- ○議長 9番、多賀剛君。
- ○多賀剛 一般質問みたいになるので、難しくは言いませんけども、せっかく解体処理施設つくるのであれば、今の状況だと、本当に解体するだけの施設だということであります。将来的にはそういう構想もあるのであれば、増設できるようなことも、やっぱり考えておいて、要は、食品衛生法に合致するような安心な食品を提供できるような、ここでやれというのは難しくても、やっぱりそんなことも考えていかなきゃいけないなと思いますけれども、今回私、引っかかったのは、基本的にということと、冷蔵庫を整備したということなので、その辺も含んでいるのかなという思いでお尋ねしたわけであります。御答弁できれば。

- ○議長 農林振興課長。
- ○農林振興課長 まず、冷蔵庫につきましては、解体処理して焼却する際に、持込み量というのが日に2体まで、動物2体までというのが決まっていますので、もしそれを超える量の捕獲があった際に、一時保管するために冷蔵庫を整備するというものですので、御理解いただければと思います。

それから、将来に向けての食肉利用でありますが、やはりそういったことも考え合わせて、やはり整備すべきとは考えておりますが、予算の範囲もありますので、十分にその点も考慮しながら整備を進めてまいりたいと思います。

○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7款、商工費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8款、土木費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9款、消防費。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 消防費についても幾つかお尋ねします。これも総括表で事業内容についてお 尋ねしますけども、15ページの中段あたりの消防アシストアプリ導入委託料ということで、 以前一般質問等でもこのアプリについて取り上げたことがあったかなと、私ではないです けども、あったかなと思いますけれども、このアプリについての詳細をお尋ねします。

あと、一番下の空き家対策事業、これ前年に比べて 413 万程度増額されていますけども、 この内容についてと、あと具体的な増額理由についてもお示しいただければと思います。 以上 2 点お願いします。

- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 それでは、防災費のアシストアプリの導入につきまして、お答えをいた します。

スマホにアシストアプリを消防団の方に入れていただいて、火災があった場合、どこに 水理があるかとか、あと消防団が誰が現地に到着したかと、どこを通っているかというと ころも分かるようになりまして、円滑な消火活動を行うために、今回予算計上させていた だいたというところでございます。

空き家対策についてでございますが、増額 413 万 3 千円ということでございます。主なものとしましては、空き家等適正管理解体補助金、昨年当初では 100 万でありましたけれども、1 棟分の補助金でございましたが、令和 4 年度は 5 棟分ということで 400 万の増が主なものでございます。

あと、令和4年度空き家関係の調査をするための郵便料ということで、13万1千円を新たに計上したということでございます。

- ○議長 1番、荒海正人君。
- ○荒海正人 消防アシストアプリについては、携帯のほうで導入されるということでした けども、確認ですけども、全団員義務的にダウンロードしてもらって活用していくような

形になるのかというのと、あとやはり操作も伴うものですので、その操作に当たっての研修であったり、その操作方法の講習というのは考えられているのかというところについて再度質問したいと思います。

あと空き家について、先ほど空き家調査もされるということでしたけども、どういった 内容でされるのかお尋ねします。

- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 アシストアプリの導入についてでございますけども、今後消防団と導入 の仕方については、話合いを進めて行きたいと思います。強制ではないということで進め たいと思いますし、これから地図も当然つくっていきながら、水理を落とし込みながらと いうことで、そういう作業は出てきます。

その過程で消防団とよく協議しながら進めてまいりたいということで考えてございます。 空き家の調査の関係でございますが、空き家の定義で言いますと、1年以上使用してい ないというのが空き家になるわけですけども、空き家に該当するのか、空き家でないのか、 それと今後の空き家であった場合なんですけれども、除却を考えていられるのか、または 利活用を考えておられるのかというような意向調査ということで実施してまいりたいと考 えてございます。

○議長 ほかに。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いします。

事項別明細書の109ページですね、消防費で勉強会でも御説明いただいたんですけども、 消防屯所新築工事に関してなんですけども、これからの予定というか、その新築に向けた 予定、タイムスケジュールというのはどのようにお考えなのか、まずこの一点をお伺いい たします。

それと、2点目として、消防屯所とは言うものの、去年なんかは消防団もコロナ感染症対策、感染症予防のためになかなか活動を思うようにできなかったり、そういった自治的にもう昔と変わってきているところもありますので、どのくらいの施設、感染症予防対策も含めてですけども、どのような設備、屯所内の設備を想定されているのかをお示しください。

あと、このページの一番上に設計管理委託料で392万1千円が出ていますけども、この 設計業者の委託先の選定方法について、お示しください。

あと、これ私、今1番同僚議員の説明でもありました消防アシストアプリなんですけども、これは私の一般質問でも何点かお聞きしたんですけども、これの導入時期はどのぐらいを見越しているのか。非常にこれは使いやすいソフトだということで、ホームページ等でも今出ているんですけども、導入時期の予定等がありましたら、お示しください。

以上4点。

- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 それでは、屯所の新築の関係でございますが、予定としましては、今後 雪解けを待って現地を確認であるとか、そういった作業を消防団と一緒になって、また自 治区と一緒になって進めてまいりたいということで考えてございます。

あと、その屯所のコロナ対策でございますが、通常の屯所ということで考えております。 ただ、消防団員、団員数なども加味して、今のスペースよりは広くなるというような感じ では考えてございます。

あと、設計管理委託料の関係でございますが、これは指名願い出ているところから、今後そういう業者を選定して入札というような形で進められるのかなということでございますが、実際の事務につきましては、ちょっと建設水道課さんのほうに委託をして、事務をやっていただくというような流れになります。

あと、アシストアプリの導入時期でございますが、今のところはっきりとしたことは申 し上げられませんけども、4月に入りましたら、委託先等と契約を結びながら進めてまい りたいと。できれば早い時期に導入できればということで事務を進めてまいりたいと考え てございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 タイムスケジュール、今はっきりした何月何月というのは、お示しなかったですけれども、それに関しては、今後消防団と詰めてやっていくという理解でよろしいのか、 それが1点と。

多分、恐らくこの大事なことは、実際にその屯所を使って消防活動を行う現場の人間の 意見が非常に大事だと思いますけれども、そういった団との打合せというのですかね、こ ういうものが必要だ、今後はこういうのが必要だという打合せ等はお考えなのかどうかを お示しください。

あと、これ今消防アシストアプリに関して、委託先という話が出ましたけど、ちょっと 今手元のアプリでも見ているんですけど、これグーグルとかでも、何かすぐダウンロード できそうな感じなんですけども、委託先というのは、どういった業務を担うのか、その点 をお示しください。

- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 屯所の御質問でございますが、今後当然分団とも十分協議をして、また 自治区とも協議をして進めてまいりたいという考えでございます。

屯所に対しての必要なものということでございますが、基本的に屯所につきましては、 積載車の格納というのが第一の目的でございます。どういう構造にするのかということも 予算の範囲内で協議を進めて、導入できるものは導入していきたいということで考えてご ざいます。

アシストアプリについてでございますけれども、当然ダウンロードしてすぐ使えるということではございません。当然地図も必要ですし、その地図の中に水理を落とさなくてはいけないという作業もありますので、やはりきちっとした委託契約を結んで作業を進めていくということで考えてございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 消防屯所の格納というお話でしたけれども、私も経験ありますけども、地元で 火事が出たときというのは、完全に鎮火、安心だというまでやっぱり残らなくちゃいけな いです。それも現場にずっといるわけじゃないので、屯所に残っていつでも出動できる体 制を取ったり、例えば代わりばんこで屯所に残って、帰る人と残る人に分けて、最後まで

責任を持って消火活動を行うという体もありますので、その辺もぜひ格納だけではない、 そういった面もあるということをぜひお考えいただきたいと思います。

それと、委託先に関しては、分かりました、内容に関しては。確かにそうですね、データを入れなければ使えませんので。

ただ、非常に私も一般質問で調べましたが、非常に効率的で、なおかつ携帯でそのアプリは非常に使いやすいという話を聞いていますので、なるべく早急な導入を目指していただきたいと思います。それに関しても、もし思いがあればお示しください。

- ○議長 町民税務課長。
- ○町民税務課長 屯所につきましては、当然分団、または班と十分協議をして進めていく ということに変わりはございません。

あと、アシストアプリにつきましても、早期導入に向けて事務を取っていきたいという ぐあいに考えてございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

- ○議長 暫時休議にします。(12時01分)
- ○議長 再開します。(13時00分)

10款、教育費。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 教育費についても総括表のほうからお尋ねいたします。

まず一つは、15ページの下から四つ目、小中学校交流事業補助金、これが前年度比で 239 万ほど減額になっていますけども、その減額理由についてお尋ねします。

あと、町長の提案理由の説明の中にあったんですけども、協働的な学びについて、授業において学習支援アプリの導入ということでお話があったんですけども、その内容がどの事業だったりに当たるのかがちょっと分からなかったもので、その協働的な学びに関する学習支援アプリについて御説明いただきたいです。

その2点お願いします。

- ○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。
- ○生涯学習課長 荒海議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の小中学校交流事業の補助金でございます。これにつきましては、沖縄県 大宜味村との交流事業関係の事業も入ってございまして、この減額の要因でございますけ れども、昨年度は令和3年度におきましては、コロナの関係で令和2年の対象といいます か、令和2年度事業は中止になったという部分ございます。

令和3年度の当初におきまして、その対象者を2か年分、2年分の対象者として令和3年は計上させていただきました。

令和4年におきましては、対象者、小学6年生を対象にしているわけでございますけれども、過去の3年分を一緒にということになりますと、やっぱり出し側と受け手側のいろいろな困難な部分もございまして、大宜味村のほうとも調整を図って通常といいますか、6年生を対象にした事業で実施をするというのが主な要因でございます。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 それでは、2点目の御質問にお答えいたします。

協働的な学びの部分でございますが、この 15 ページで申し上げれば、教育改革推進事業、この 978 万 2 千円のうち、学習用ソフトライセンスということで、この中に計上しております。

現在取り組んでおります小学校のドリル教材ソフト、それから中学校のドリル教材ソフト、個別最適な学びを推進するために導入しておりますが、そこに中学校で授業支援ソフトということで、先ほど議員おただしになられましたような、協働での学びを支援するソフトを導入するということで48万円ほど計上しているところでございます。 以上です。

- ○議長 1番、荒海正人君。
- ○荒海正人 その協働的な学びのソフトというところで、協働的な学びを促すということですけれども、具体的にどういうような活用をされるというのをちょっとイメージさせていただきたいというか、どういった場面でこういうアプリを活用して、取り組まれるんでしょうか。
- ○議長 教育長、江添信城君。
- ○教育長 協働的な学びということで、議員お分かりのとおり、GIGAスクール構想で 1人1台端末を持っているということで、学習の中で自分がアプリに、いろいろな質問に 対して回答したものが電子黒板で一斉に全員の内容が見られたりとか、それをもとにさら に個人個人が発表するだとか、またそのようなものを授業の中で簡単にアンケートが取れ るとか、そういうことが今までできなかったわけですけども、今年度業者さんにお願いを して、1年間試用で今年度は無償でやらさせていただきまして、大変学習効果があって、 先生方、本当に毎時間使うというような先生もいらっしゃいますので、そういう意味で今 年度、令和4年度から予算化したということでございます。

以上でございます。

○議長 ほかに。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 令和4年度の一般会計予算の概要の 16 ページから質問をさせていただきます。

非常に単純なものなんですが、まず小学校費を見ますと、管理費以下全てマイナスということでございます。これの主な理由についてお示しいただきたいと思います。

それから、中学校費では、やはり中学校管理費が113万円の減でございます。これの理由についてお示しください。

さらに、下に行きまして、図書館費、これが逆に 523 万 9 千円の増となっております。 この理由についてもお示しいただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長 学校教育課長。
- ○学校教育課長 質問にお答えいたします。

管理費をはじめとした小学校費、それから中学校費の減額理由についてでございます。 まず、分かりやすいのが順番逆になりますが、中学校管理費の111万3,800円の減額の 部分でございますが、これは令和3年度、今年度は中学校におきまして、エレベーターの 改修工事をちょっと金銭が増額するような事業をやっておりまして、これがなくなったと いうことでマイナスになっているところでございます。

あと、小学校費の各費目のマイナスにつきましては、それぞれ細かく見積りをつくっておりますが、生徒数の減だったり、またはスクールバスの運行経路の減だったりということで、大体マイナス傾向になっているということでございます。

様々、管理費ですので、消耗品だったり、いろんな経費が出てくるわけですが、こういったそれぞれの経費が少しずつマイナスになっているような結果だということで御理解をいただきたいと思います。

- ○議長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 3番、小林議員の図書館に対する御質問でございますけれども、図書館 費増額の要因でございますけども、2点ございまして、まず、1点目がコロナ関係でエア コン、換気機能つきエアコン、全員協議会でも御説明しました換気機能つきエアコンを設 置をするという経費で234万ほどでございます。

もう一点が、現在図書館職員3名でございます。内訳は再任用職員が1名、会計年度職員が2名でございまして、今まで再任用職員につきましては、社会教育総務費のほうで人件費を出しておりましたが、図書館職員の新たに会計年度職員を採用予定でございますので、この部分が1名の人件費が増える部分で500万余の増えた要因でございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 1点お伺いいたします。

事項別明細書の114ページの一番上です。家庭学習用無線ラン環境整備委託料でございますが、これは自宅、たしか勉強会で出ていた、ちょっと確認なんですけども、これの内容をお示しください。

- ○議長 学校教育課長。
- ○学校教育課長 御質問にお答えいたします。

家庭学習用無線ラン環境整備の部分についての御質問でございますが、これは小中学校の児童生徒の中で、ICT環境が家庭で準備できていない家庭に対しまして、ケーブルテレビインターネット、町のケーブルテレビインターネットを活用した無線ルーターの設置費、それから回線使用料などを町のほうで支援するものでございます。

各家庭の事情によりまして、インターネット回線を整備していないという家庭もありますが、子供たちの学びが不便を来たさないように町のほうで支援しているものでございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 今回のこの予算で、今の話では小中学校ということだったんですけども、家庭のその無線ラン環境、自宅で無線ランを使える環境、これタブレットを使っての宿題だと思うんですけども、この環境は、充足率はどのぐらいになったのかをまず、1点目お示しください。

それと、今ちょっと申し上げましたけども、家庭でその無線ランを使った宿題、もしく はその家庭学習のためのランケーブル、ラン環境設備工事ですから、これ家庭でそのタブ レットを使った学習をするときというのは、保護者とか、そういった家族の方々がそういった宿題に関して、どこまで入り込んでその家庭でのタブレット宿題を取り組むのかも、どういうふうな内容のなのかお示しください。

- ○議長 学校教育課長。
- ○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

まず、家庭学習用無線ランの整備率といいますか、充足率という部分でございますが、 今年度につきましては、町のほうで 15 世帯、20 人分の児童生徒の部分を支援しているわ けでございますが、家庭で通常引ける回線等を含めまして、小学校3年生以上は 100%で ございます。

なお、小学校1、2年生につきましては、今年度までは持ち帰り学習をしておりません。 調査は実施済みでございまして、1、2年それぞれ2世帯ずつが該当になっておりますが、 この春休みには持ち帰りをするという計画でございますので、この1、2年4世帯につい ても町のほうで支援してまいるというような形で進めているところでございます。

また、家庭学習につきましては、先ほど1番議員の御質問にもお答えしましたとおり、ドリル教材ソフトが主になっております。小学校で申し上げますと、小学校も中学校もそれぞれ各教科が入っている、5教科が入っているようなドリル教材ソフトを自主的に学ぶというような取組をしておりまして、なるべく家庭の保護者にもこういうことでタブレットを使っていますよということを学校のほうからお伝えしていくとともに、そのドリルの使用率につきましては、先生の管理者権限が入りますと、どの授業がどこまで進んでどの問題につまずいているか、どのくらいの回答率になっているかというのは、全部学校のほうで管理できておりますし、教育委員会でも見ることができるようなソフトになっているところでございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 今もそのドリル教材に関して、保護者さんにも伝えているということだったんですけども、この辺、要は保護者の協力なくしては、なかなか難しいと思うんですけれども、こういった持ち帰ることによって、家庭で少なからず保護者にも負担がかかるわけですから、そういった保護者の意見というのは、例えば問題点や改善の指摘するような点とか、そういったもの、有効的に使う意味でも、情報は集約されているのかどうか、もしくはそういった取組はされているのかどうか、最後にお示しください。
- ○議長 学校教育課長。
- ○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

この学習の状況につきましては、学校のほうで保護者にアンケートを取っております。 学校評価の部分も含めまして、このICTの利活用についてもアンケートを取っておりま して、その中でおおむね保護者の理解も得られておりますし、好意的な意見も寄せられて いるというふうに把握しております。

また、宿題は、全部タブレットでやるわけではなくて、紙でやる部分もありますので、 今回のこのラン環境整備は、2年前に起きました一斉臨時休業、こういったことに対応す るためにも整備しているものでありますので、紙の部分と合わせての宿題ということで、 個別学習のほうは進めているところでございます。

- ○議長 4番、秦貞継君。
- ○秦貞継 最後お伺いします。

アンケートを取っているということですけども、これは全学年に、タブレットを持ち帰りしている全学年に取っているんですか。それとも一部なんですか。

あとその頻度もお示しください。

- ○議長 学校教育課長。
- ○学校教育課長 学校のほうで全保護者を対象に、全学級を対象に取っておりますのは、 年1回だというふうに承知しております。
- ○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 11 款、災害復旧費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12款、公債費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款、予備費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第20号、令和4年度西会津町一般会計予算を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、令和4年度西会津町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第21号、令和4年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 21 号、令和 4 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、令和4年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第22号、令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第22号、令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第23号、令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 この議案は、医療費 75 歳以上の窓口負担を1割から2割に上げる、そういう 議案だと思いますが、それで間違いないですよね。その場合、町の対象者は何人でございますか。

もう一つは、75 歳以上の高齢者の負担は、年間どのぐらい増えると考えておりますか、 この2点お願いします。

- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の令和4年10月から施行されます1割負担の方のうち、一部の方が2割負担になるという対象者でございますが、この所得、収入の判定につきましては、令和3年1月から12月までの収入所得で判定されることになっておりまして、現在その対象者については、県の広域連合でまだ数字のほうが固まっていないということで算定されていないということでございます。

2点目の年間どのぐらい増えるかということにつきましても、対象者がはっきりとして いない中で、県の広域連合でもこの部分の増加分については、推計をできないということ でございます。

以上です。

- ○議長 3番、小林雅弘君。
- ○小林雅弘 人数も分からない、どのぐらいかも分からないで予算化するんでしょうか。

- ○議長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、後期高齢者医療制度につきましては、保険者は町ではなくて福島県後期高齢者医療広域連合、ここが保険者となって事業運営をしております。

当然、被保険者の1割、2割、3割の判定につきましても、県の広域連合が行うということになっておりますので、町では現在その数について、県の広域連合から情報が来ていないということでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長 よろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 3番、小林雅弘でございます。

私は、この議案に反対の立場で討論をいたします。

この議案、年収200万円以上、また夫婦世帯年収320万円以上の75歳以上の高齢者の 医療費を窓口で1割負担から2割負担へと2倍にするという法案を町としてそのまま導入 するという議案でございます。

皆さん、窓口負担が3割の現役世代に対し、後期高齢者は原則1割負担に押さえられてまいりました。年齢を重ねれば病気にかかりやすくなるためでございます。

厚生労働省の資料によると、後期高齢者の9割弱が高血圧症や糖尿病など、慢性疾患のいずれかを治療しています。100人当たりの年間入院件数は、75歳未満の6.2倍でございます。

そのため、窓口負担が原則1割でも75歳未満が年4万4千円なのに対して、75歳以上の1人当たり患者負担額は年7万4千円にもなっています。1.7倍も多くなっているのでございます。窓口負担を引き上げれば、負担額の差は拡大し、逆に不公平になります。窓口負担を2倍に引き上げれば家計が苦しくて受診を我慢する、受診抑制をさらに広げることになります。病院へ行かない、受診抑制によって病気の早期発見、早期治療が妨げられ、重症化し、かえって医療費が増えてしまうことは日本医師会などがたびたび指摘しているところでございます。

現役世代の負担を軽減するという点ではどうでしょう。この制度の現役世代の負担軽減は、年間 350 円の負担軽減にとどまっています。現在 22 歳の人を考えた場合、単純計算で 75 歳までに支払う保険料の軽減は、平均で 1 万 8 千円に過ぎず、それに対し、80 歳まで生きれば、窓口負担増は平均で 16 万円、つまり現役世代も高齢者も負担増になるのが実態です。

令和3年3月議会での町の答弁でも、1997年の健康保険組合の負担割合が上がった、つまり値上げによって受診抑制が起こったとのことです。かつて西会津町では、100歳への挑戦のスローガンで、予防医療を中心としたトータルケアのまちづくり、健康づくりを進めてまいりました。私は、この取組を全国放送のテレビで知って感激し、誇りに思ったこ

とを覚えています。この取組によって、医療費が押さえられ、結果として国保税などは県内の市町村の中でも、低い状況であったということです。

受診抑制は、結局高齢者の重症化を招き、医療費負担が重くなってしまいます。

3年間は、月の負担増を3千円以内に押さえる軽減措置があるといいますが、この軽減措置があっても、年平均2万6千円の負担増になってしまいます。しかも、3年で終わってしまいます。徐々に上げれば慣れてしまうとでも言うのでしょうか。

町は、丁寧に説明するとしていますが、丁寧に説明すれば負担を感じないとでも言うのでしょうか。

100歳への挑戦、その先にあるものは、一体何でしょうか。

皆さん、高齢者が医療機関を受診するのをためらうようなことがあってはなりません。 確かに、これは国の制度です。しかし、最後に町民を守るのは町の政治です。

私は、医療費 75 歳以上窓口負担 2 倍化に対し、町独自の軽減策を求める立場から、この 議案に反対をいたします。

以上、私の反対討論といたします。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 私は、原案に賛成する立場で討論をさせていただきます。

先ほどこの質疑の中で、担当課長も申し上げておりましたけれども、そもそもこの高齢者医療制度、これは県が主体となる広域連合が行うものであって、町が行える範囲は限られている、実際被保険者の資格管理、あるいは徴収に関する事務、給付に関する事務に限られている制度であります。

それと、国県が、広域連合がやる制度であっても、町ではいろんな軽減措置を取っている、対象者の7割以上がこの軽減策の恩恵を受けているという状況であります。

この制度、現状は3番、小林議員が言われたとおり高齢者医療の現状はそのとおりだと 思います。ただ、持続可能な高齢者医療制度とするためには、これはこの制度として広域 連合が示す保険料、町が行う事務、これをしっかりとやっていくことが適切であるという 私は思いであります。

よって、私は原案に賛成の討論といたします。議員の皆さんの御了解をいただきたいと 思います。

以上です。

○議長 ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 これで討論を終結いたします。

これから議案第23号、令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。 本案は、原案のとおり決するに賛成の方は起立を願います。

(賛成者 起立)

○議長 起立多数です。御着席ください。

したがって、議案第23号、令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は、原案の とおり可決されました。 日程第5、議案第24号、令和4年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第24号、令和4年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、令和4年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のと おり可決されました。

日程第6、議案第25号、令和4年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第25号、令和4年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、令和4年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第26号、令和4年度西会津町水道事業会計予算の質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第26号、令和4年度西会津町水道事業会計予算を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、令和4年度西会津町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第27号、令和4年度西会津町下水道事業会計予算の質疑を行います。 6番、三留正義君。

○三留正義 下水道で昨日の説明を受けた中で、聞き漏らした点があったので、この場を お借りして質疑いたします。

資本平準化資金というものを利用するんだということで、一般会計の繰出金を一時的に抑制していく、平準化するんだというお話をいただいたんですが、その資本費、平準化資金、これについてですが、その借入れをすることによって企業債ですか、企業債の全体の償還する償還金の割合、変化、動き、そういったものについてお聞きすることを忘れていたので、今般、その企業債のほうの動き、そして資本費平準化債を借り入れて、どういうふうにしてそれを回していくのか、お伺いします。

- ○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。
- ○建設水道課長 資本費平準化債についてお答えいたします。

事項別明細書ですと 277 ページの下水道のところでございますけれども、資本費平準化 債でございますが、全体的に水道事業、それから下水道事業会計におきまして、令和 5 年 度に企業債償還金のピークを迎えるということでございまして、令和 3 年度から 6 年度に かけまして、一般会計からの繰入金が増加する見込みでございます。

このため、一般会計の財政負担の緩和策といたしまして、同じく令和3年度から6年度 にかけまして、公共下水道事業、それから農業集落排水処理事業、この二つの事業限定の 資本費平準化債を借り入れると。それで一時的に一般会計の繰入金を抑制、それから平準 化を図れる計画であります。

そもそもこの資本費平準化債でありますけれども、目的ですが、汚水処理施設の資本整備に係る世代間負担の公平というものを図ることを目的とされています。

それで内容ですけども、既に供用開始となっております施設の地方債の元金償還金から 減価償却費相当を差し引いた分、それに対して発行が認められている地方債でございます。 元金償還の据置きが3年で、制度としましては20年償還というようなことでございます。 あくまでも、先ほど申し上げましたように、令和3年から6年間の4年間の計画で、そ の一時的に一般会計の繰入金を押さえて平準化したいというそういった計画でございます。 以上です。

- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 今の最後の下りの話ですと、一般財源の負担を抑制していくというところが 一番のところなのかなと聞いていましたけれども、いずれにしても、一般会計からの繰出 金が増加していく、償還金が多くなっていくということは、なかなか経営が難しいという 答えにつながっていこうかと思うんですが、その平準化資金そのものが3年から6年まで をこれを借入れ期間20年で6年まで続けていくということで今聞いたつもりなんですが、 それで間違いないですか、確認したいと思います。
- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 今議員おっしゃったとおりでございます。

新年度、令和4年度になりますが、2回目の借入れを計画しておりまして、あと令和5年、令和6年のそこまで、4年間のみの現在の計画でございます。

- ○議長 総務課長、新田新也君。
- ○総務課長 資本費平準化債で今ほど建設課長が水道下水の償還のピークが2年から6年 であるというお話をしたと思うんですが、2年から6年くらいまでが償還のピーク。

一般会計につきましても、先ほど当初予算の部分で言いましたが、4年度がピークということで、5年、6年、7年とちょうど水道下水の償還ピークと一般会計の償還のピークが重なるということで、昨年も説明したと思うんですが、平準化債を借り入れたということです。

一般会計は、先ほども御説明しましたが、令和9年度、7億5千万ほどになりまして、今年より1億、償還額が減ります。平準化債を借入れしたことによりまして、昨年シミュレーションを組んだんですけども、令和6年度までは当然繰入れが少なくなる、それから後償還が始まりますので、その後7年以降は借りない、借りる前の償還よりも増えていきます。7年度が780万ほど、8年度が1,200万、9年度が1,700万、10年度が2千万繰出しが増えます、借りることによって。

ただ、それ以上に一般会計の起債の償還額が減りますので、その分は飲み込めるような 試算で借入れをしてございますので、御理解いただきたいと思います。

- ○議長 6番、三留正義君。
- ○三留正義 今総務課長のお話で去年の9月高の一部を思い出して、パッと描きが出たんですが、一般会計も償還額が過去の事業で、あと直近のものですか、連担して事業をやったものが元金償還を迎えるものと、いろいろ旧来のものとあって、企業会計、下水道のほうもちょうど同じような動きでピーク、ピークでそれをならして、少しスライドというかずらしながらやろうということですね。了解しました。
- ○議長ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第27号、令和4年度西会津町下水道事業会計予算を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、令和4年度西会津町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第28号、町道の認定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第28号、町道の認定について御説明いたします。

本案で町道の認定をしようとする路線は、町道樟山中央線です。あわせまして、議案第 28 号説明資料をご覧ください。

本路線は、県が改良工事を進めております県道上郷下野尻線のバイパスが供用開始になったことに伴い、旧道となる一部区間の整備が完了し、町に移管されることから町道の認定をお願いするものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第28号町道の認定について、道路法第8条第2項の規定により、町道を次のとおり認定する。

路線名は、町道樟山中央線です。

基点は、西会津町新郷大字笹川字上ノ台北 4372 番、終点は、西会津町新郷大字笹川字家ノ上 5701 番です。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のと おり御議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 建設水道課長。
- ○建設水道課長 もう一度確認の意味で議案書の内容について申し上げたいと思います。 路線名は、町道樟山中央線です。

基点は、西会津町新郷大字笹川字上ノ台北 4372 番、終点は、西会津町新郷大字笹川字家 ノ上 5700 番 1 番であります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第28号、町道の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、町道の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 29 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 議案第 29 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御 説明いたします。

議案書並びに議案書の別紙として、辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)をご 覧いただきたいと思います。 辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて策定しているところであります。 辺地対策事業債を活用し、公共的施設の整備を図る際には、事業計画に盛り込まれている ことが要件となっております。

現計画につきましては、令和2年度から6年度までを計画期間としておりますが、令和4年度に予定しております事業に変更があることから、計画の変更をお願いするものであります。

それでは、辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)をご覧ください。

このたびの変更ですが、奥川辺地の辺地計画の変更でございます。一番最後のページ、 5ページをご覧いただきたいと思います。

奥川辺地におきましては、令和4年度に町道下松村中線の改良舗装工事及び山浦地区に防火水槽1基の整備を予定しておりますが、町道下松村中線では、路線の延長、事業費及び充当する辺地債の額を、防火水槽の整備では事業費と充当する辺地債の額をそれぞれ変更するものであります。

次に、議案書をご覧ください。

今回の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のと おり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 29 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原 案のとおり可決されました。

議案配付のため、暫時休議にします。(13時55分)

○議長 再開します。(13時55分)

日程第 11、議案第 30 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第30号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、御説明申し上げます。

本年6月30日で任期満了となります人権擁護委員につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります長谷川成博さんを適格者として認め、引き続き委員として推薦したいので、ここに御提案申し上げる次第であります。

任期につきましては、3年であります。

以上、御説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、長谷川成博さんを人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

○議長お諮りします。

本案については、質疑・討論は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第30号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、適任者と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任者として認めることに決しました。

日程第12、議会案第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議す決議を議題とします。提出者の説明を求めます。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 議会案第1号、提出者は、記載の議会運営委員会委員の6名であります。

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議、上記の議案を会議規則第 13 条第 2 項の規定により別紙のとおり提出いたします。

次のページをご覧ください。

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議。

2月 24 日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、明らかにウクライナの 主権と領土を武力で侵害する行為で、国連憲章と国際法に違反し、国際秩序の根幹を揺る がすものである。

また、ウクライナ国内においては、子供を含めた多くの人命が奪われており、このような侵略行為は断じて認められない。

さらに、プーチン大統領の核の使用を示唆するような発言に対しても、核被爆国として 厳しく非難するものである。

西会津町議会は、ロシアによる一連のウクライナへの軍事侵攻に断固抗議するとともに、軍の即時撤収、国際法の順守を強く求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、ロシア軍の即時完全撤退を求める。

以上決議する。

令和4年3月15日。

福島県西会津町議会。

以上であります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議会案第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議は、可決 されました。

日程第13、広報広聴常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

広報広聴常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の 申出があります。

お諮りします。

広報広聴常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第14、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第15、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに 決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町側より専決について、発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。 副町長、大竹享君。

○副町長 3月議会の閉会に当たり、令和3年度中の専決処分についてお願い申し上げます。

まず、西会津町税条例の改正について申し上げます。

今国会において成立する見通しである地方税法の一部改正により、令和4年4月1日を 施行日とする税条例の改正が必要となるものであります。

その改正内容でありますが、固定資産税における土地に係る課税標準の特例措置の追加 や省エネ改修工事を行った住宅に係る課税標準の特例の追加等であります。

次に、令和3年度一般会計の補正予算について申し上げます。

まず、特別交付税及び地方譲与税等の3月交付分についてでありますが、現時点でその 額が決定していないことから、交付額が確定後予算を調整する必要があります。

また、今議会において増額補正を御承認いただきました除雪による経費につきましては、 今後の降雪の状況によってはさらに増額を必要とする可能性があり、その場合、同様に予 算の補正を行う必要があります。

条例の改正、予算の補正、いずれにつきましても、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただこうとするものでありますので、議員各位には御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、条例の制定及び一部改正、令和3年度補正予算並びに令和4年度当初予算など、町政が当面する重要な案件31件について御審議をいただいたのでありますが、議員各位におかれましては、特段の御精励を賜り、全議案について、原案のとおり御承認いただき、厚く御礼を申し上げます。

今後は、一般質問及び議案審議の過程で皆様よりいただいた御意見等に誠意をもって町 政運営に努めてまいる所存であります。

ようやく春めいてきましたが、新型コロナウイルス感染症の収束は、まだ先のようであ

ります。

議員各位におかれましては、ますます御自愛の上、町政進展に特段の御理解、御支援を 賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。 ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるに当たり一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る3月4日以来、本日まで12日間にわたり、令和4年度当初予算をは じめ、条例の制定及び改正、令和3年度補正予算など、多数の重要案件について議員各位 の終始極めて真剣な御審議をいただき、本日をもって全議案議決成立を見ました。

議員各位には、年度末を迎え、何かと御多忙中にもかかわらず、熱心に御審議を賜り、 議事進行に御協力を得ましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見や要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町政進展のため一層の御努力をお願い申し上げます。

本年3月31日をもって退職をされます各課長等の皆様におかれましては、町政進展の ため町政全般にわたり御尽力をいただきました。今日までの長きにわたる御労苦に対し、 深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

結びに、議員の皆様方、執行部の皆様方におかれましては、十分健康に留意され、ます ますの御活躍を御祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。 ありがとうございました。

○議長 これをもちまして、令和4年第3回西会津町議会定例会を閉会します。

(14時10分)